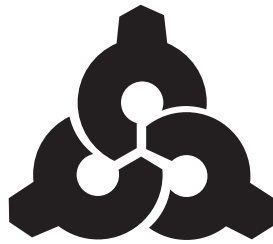


令和 5 年

豊見城市議会会議録

第 4 号

第 7 回臨時会	令和 5 年 11 月 28 日 令和 5 年 11 月 28 日	会期 1 日間
第 8 回定例会	令和 5 年 12 月 5 日 令和 5 年 12 月 21 日	会期 17 日間



豊見城市議会

豊見城市議会会議録 第7回臨時会 目次
第8回定例会

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
◎令和5年第7回臨時会 —11月28日— (1頁~22頁)				
	会期日程	1	—	—
	応招議員	2	—	—
	第7回臨時会議案一覧及び審議結果	3	—	—
11月28日(本会議 初日)				
	出席議員及び事務局職員 —11月28日—	5	—	—
	地方自治法第121条による出席者	6	—	—
	本日の会議に付した事件	6	—	—
	議事日程(第1号) —11月28日—	7	—	—
	会議録署名議員の指名	8	—	—
	会期の決定	8	—	—
議案第52号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)	8~9	即決	原案可決 9
議案第53号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	9~10	即決	原案可決 11
議案第54号	令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第2号)	11~12	即決	原案可決 12
議案第55号	令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)	12~13	即決	原案可決 13

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議案第56号	豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	13～15	即決	原案可決 16
議案第57号	常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	16	即決	原案可決 17
報告第10号	専決処分の報告について	17	報告	報告 17
報告第11号	専決処分の報告について	18～19	報告	報告 19
報告第12号	専決処分の報告について	19	報告	報告 19
報告第13号	専決処分の報告について	19～20	報告	報告 20
報告第14号	専決処分の報告について	20	報告	報告 20
議員提出 議案第2号	豊見城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	20～21	即決	原案可決 21
◎令和5年第8回定例会 —12月5日～12月21日— (23頁～309頁)				
会期日程		23～24	—	—
応招議員		25	—	—
第8回定例会議案一覧及び審議結果		26～28	—	—
12月5日(本会議 初日)				
出席議員及び事務局職員 —12月5日—		29	—	—
地方自治法第121条による出席者		30	—	—
本日の会議に付した事件		30～31	—	—

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
	議事日程(第1号) —12月5日—	32~33	—	—
	会議録署名議員の指名	34	—	—
	会期の決定	34	—	—
	議長諸般の報告	34	—	—
	市長の市政一般報告	34	—	—
認定第1号	令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	34~35	予算決算 特別委員長 報告	認定 36
認定第2号	令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	37	教民 委員長 報告	認定 38
認定第3号	令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	37	教民 委員長 報告	認定 38
認定第4号	令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	37	教民 委員長 報告	認定 38
認定第5号	令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	37	教民 委員長 報告	認定 39
議案第59号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	39~40	即決	原案可決 40
議案第60号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	41	即決	原案可決 42
議案第61号	令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第3号)	42	即決	原案可決 43
議案第62号	豊見城市手数料条例の一部改正について	43~44	即決	原案可決 44
議案第63号	豊見城市職員定数条例の一部改正について	44~46	即決	原案可決 46
議案第64号	豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正について	46~47	即決	原案可決 47

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議案第65号	道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	48	即決	原案可決 49
議案第66号	豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について	49	即決	原案可決 50
議案第67号	豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	50	即決	原案可決 51
議案第68号	豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	51～53	即決	原案可決 55
議案第69号	豊見城市水道給水条例の一部改正について	55～56	即決	原案可決 56
議案第74号	指定管理者の指定について	56～57	即決	可決 57
議案第75号	指定管理者の指定について	57～58	即決	可決 58
議案第76号	指定管理者の指定について	58～59	即決	可決 59
議案第77号	指定管理者の指定について	59～60	即決	可決 61
議案第78号	指定管理者の指定について	61	即決	可決 62
議案第58号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第6号)	62	総財委員会	原案可決 280
議案第70号	豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	62～63	教民委員会	原案可決 286
議案第71号	工事請負契約の変更契約の締結について	63	教民委員会	可決 287
議案第72号	工事請負契約の変更契約の締結について	63	教民委員会	可決 287
議案第73号	工事請負契約の変更契約の締結について	63～64	教民委員会	可決 287

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
陳情第9号	陳情書 国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を求めます	64	教民委員会	継続審査 308
陳情第10号	清掃事業の組織化に向けた要望について(陳情)	64	教民委員会	採択 287
請願第2号	座安小学校区への公園設置について(請願)	64	経建委員会	採択 292
陳情第8号	瀬長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほかについて(陳情)	64	経建委員会	継続審査 309
12月12日(本会議 2日目)				
出席議員及び事務局職員 —12月12日—		65	—	—
地方自治法第121条による出席者		66	—	—
本日の会議に付した事件		66	—	—
議事日程(第2号) —12月12日—		67	—	—
	会議録署名議員の指名	68	—	—
《一般質問》 12月12日(一般質問の1日目)(詳細は目次後の一覧表を参照) 波平邦孝議員、新垣亜矢子議員、川満玄治議員、新垣龍治議員、大田正樹議員				
12月13日(本会議 3日目)				
出席議員及び事務局職員 —12月13日—		117	—	—
地方自治法第121条による出席者		118	—	—
本日の会議に付した事件		118	—	—
議事日程(第3号) —12月13日—		119	—	—

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
	会議録署名議員の指名	120	—	—
《 一般質問 》 12月13日（一般質問の2日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 長嶺吉起議員、要 正悟議員、吉濱智也議員、瀬長恒雄議員、赤嶺吉信議員、仲田政美議員				
12月14日（本会議 4日目）				
	出席議員及び事務局職員 —12月14日—	177	—	—
	地方自治法第121条による出席者	178	—	—
	本日の会議に付した事件	178	—	—
	議事日程（第4号） —12月14日—	179	—	—
	会議録署名議員の指名	180	—	—
《 一般質問 》 12月14日（一般質問の3日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 宜保安孝議員、宮城 恵議員、宜保龍平議員、真栄里 保議員、楚南留美議員				
12月15日（本会議 5日目）				
	出席議員及び事務局職員 —12月15日—	223	—	—
	地方自治法第121条による出席者	224	—	—
	本日の会議に付した事件	224	—	—
	議事日程（第5号） —12月15日—	225	—	—
	会議録署名議員の指名	226	—	—
《 一般質問 》 12月15日（一般質問の4日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 大田善裕議員、高山美雪議員、伊敷光寿議員、瀬長 宏議員、新垣繁人議員				

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
12月21日（本会議 6日目）				
	出席議員及び事務局職員 —12月21日—	275	—	—
	地方自治法第121条による出席者	276	—	—
	本日の会議に付した事件	276	—	—
	議事日程（第6号） —12月21日—	277	—	—
	会議録署名議員の指名	278	—	—
議案第58号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）	278	総財 委員 長報 告	原案可決 280
議案第70号	豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	280	教民 委員 長報 告	原案可決 286
議案第71号	工事請負契約の変更契約の締結について	280	教民 委員 長報 告	可決 287
議案第72号	工事請負契約の変更契約の締結について	280	教民 委員 長報 告	可決 287
議案第73号	工事請負契約の変更契約の締結について	280	教民 委員 長報 告	可決 287
陳情第10号	清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情）	280	教民 委員 長報 告	採択 287
請願第2号	座安小学校区への公園設置について（請願）	287～288	経建 委員 長報 告	採択 292
議案第79号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第7号）	292～296	即決	原案可決 296
同意案第14号	教育委員会委員の任命について	296～297	即決	同意 297
報告第15号	専決処分の報告について	297～298	報告	報告 298

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
意見書案第9号	オスプレイの墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求める意見書	298～299	即決	原案可決 302
意見書案第10号	パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書	302～303	即決	原案可決 305
決議案第3号	豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議	305～306	即決	原案可決 308
	閉会中の継続審査の申し出について（教育民生常任委員会）	308	—	—
	閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）	308～309	—	—
議案等処理一覧表（311頁～313頁）				
議長諸般の報告（34頁） —詳細は315頁～316頁参照—				
市長の市政一般報告（34頁） —詳細は317頁～323頁参照—				
一般質問（68頁～274頁） —詳細は次頁参照—				

令和5年第8回豊見城市議会定例会一般質問通告一覧表

(一般質問の日程=12月12日、13日、14日、15日、4日間)

◆ 12月12日 (一般質問の1日目) ◆

質問者 (12番) 波平邦孝議員 (通告番号1) …………… (P 68～79)

- 質問事項
- (1) 森の風テラス構想について
 - (2) 環境整備について
 - (3) 不妊治療に対する市独自の支援について
 - (4) 行政DX化について
 - (5) 消防行政について
 - (6) 農業振興について

答弁者 市長、総務企画部長、こども未来部長、経済建設部長、消防長

質問者 (11番) 新垣亜矢子議員 (通告番号2) …………… (P 79～89)

- 質問事項
- (1) 孤独・孤立対策について
 - (2) 子育て環境の充実について
 - (3) 教育行政について
 - (4) 市長公約について
 - (5) 医療福祉について

答弁者 市長、総務企画部長、福祉健康部長、こども未来部長、教育部長

質問者 (10番) 川満玄治議員 (通告番号3) …………… (P 90～101)

- 質問事項
- (1) 高齢者福祉行政について
 - (2) こども子育て支援について
 - (3) 市の観光PRについて
 - (4) 子ども達の安心安全なまちづくりについて
 - (5) ふるさと納税について
 - (6) 働き方改革について

答弁者 市長、総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長、
経済建設部長、教育部長

質問者 (5番) 新垣龍治議員 (通告番号4) …………… (P101～110)

- 質問事項
- (1) 2024年度予算について

- (3) スポーツ振興について
- (4) 海外姉妹都市提携について
- (5) 組織マネジメントについて

答 弁 者 総務企画部長、こども未来部長、経済建設部長、教育部長

質 問 者 (7番) 瀬長恒雄議員 (通告番号9) …………… (P148～158)

- 質 問 事 項
- (1) 子ども未来基金について
 - (2) 与根体育施設について
 - (3) 与根漁港多目的広場について
 - (4) 健康保険証について

答 弁 者 代表監査員、総務企画部長、市民部長、こども未来部長、経済建設部長、教育部長

質 問 者 (20番) 赤嶺吉信議員 (通告番号10) …………… (P158～166)

- 質 問 事 項
- (1) 子どもが生きる夢と希望にみちたまち
 - (2) 活気ある豊かなまち

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、経済建設部長、教育部長

質 問 者 (22番) 仲田政美議員 (通告番号11) …………… (P166～175)

- 質 問 事 項
- (1) 物価高騰対策重点支援交付金の活用について
 - (2) 教育行政について
 - (3) 消防行政について
 - (4) 子育て支援について
 - (5) 安心・安全のまちづくりについて

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長、経済建設部長、上下水道部長、消防長、教育部長

◆ 12月14日 (一般質問の3日目) ◆

質 問 者 (9番) 宜保安孝議員 (通告番号12) …………… (P180～187)

- 質 問 事 項
- (1) 保育行政について
 - (2) 公園利用について
 - (3) 県道7号線の街路樹について
 - (4) とみぐすく祭りについて

答 弁 者 市長、副市長、総務企画部長、こども未来部長、経済建設部長、教育部長

質問者	(21番) 宮城 恵議員 (通告番号13) …………… (P187～195)
質問事項	(1) 健康福祉について (2) 教育行政について (3) 市長公約に掲げる全天候型室内公園整備等について (4) 母子の健康について (5) 安全対策について (6) 安全・安心な街づくりについて
答 弁 者	市長、総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、こども未来部長、 教育部長
質問者	(2番) 宜保龍平議員 (通告番号14) …………… (P195～205)
質問事項	(1) フッ化物洗口について (2) 災害復旧について (3) 教育行政について (4) 市の鳥について (5) 市の広報について (6) パワーハラスメントについて
答 弁 者	市長、総務企画部長、総務企画部参事監、教育部長
質問者	(13番) 真栄里 保議員 (通告番号15) …………… (P205～214)
質問事項	(1) 安心安全な道路について (2) 饒波擁壁の復旧について (3) 窓口業務委託職員について (4) 会計年度任用職員について (5) 職員の働き方改革について (6) 学校でのネット環境について
答 弁 者	総務企画部長、市民部長、都市計画部長、経済建設部長、教育部長
質問者	(18番) 楚南留美議員 (通告番号16) …………… (P214～221)
質問事項	(1) 市民サービスについて (2) 学校行政について (3) とみぐすく祭りについて (4) 消防行政について
答 弁 者	市長、総務企画部長、消防長、教育部長

質問者 (17番) 大田善裕議員 (通告番号17) …………… (P 226～235)

- 質問事項
- (1) 大学の誘致について
 - (2) 西部地域の振興について
 - (3) ふるさと納税について
 - (4) 高齢者福祉について
 - (5) 瀬長島の開発について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、福祉健康部長、都市計画部長、経済建設部長

質問者 (6番) 高山美雪議員 (通告番号18) …………… (P 235～244)

- 質問事項
- (1) 安心・安全な学校給食提供について
 - (2) 環境に配慮した農業振興について
 - (3) 瀬長島の観光振興について
 - (4) 市道191号線及び当該沿線の整備について
 - (5) 豊崎中学校について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、経済建設部長、教育部長

質問者 (16番) 伊敷光寿議員 (通告番号19) …………… (P 244～253)

- 質問事項
- (1) 環境行政について
 - (2) 道路行政について
 - (3) 労働行政について
 - (4) 市職員の働く環境について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、経済建設部長

質問者 (14番) 瀬長 宏議員 (通告番号20) …………… (P 253～263)

- 質問事項
- (1) ハラスメント防止への取組みについて
 - (2) 南斎場の利用について
 - (3) 市育英会について
 - (4) 学校のいじめ対策について
 - (5) 市長公約について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、教育部長

質問者 (3番) 新垣繁人議員 (通告番号21) …………… (P 263～274)

- 質問事項
- (1) 気になる子の子育て支援について

- (2) 内閣府政策のムーンショット（A I やアバター等）計画について
- (3) 新時代を築く新たな街づくりについて
- (4) ビニールハウス再生支援について
- (5) 道路行政について
- (6) 協働な街づくりについて
- (7) 適正な業務委託について
- (8) 与根体育施設について
- (9) 市政運営の在り方及び公務員像（全体の奉仕者）について

答 弁 者 市長、総務企画部長、総務企画部参事監、市民部長、福祉健康部長、
 都市計画部長、経済建設部長、教育部長

令和 5 年

豊見城市議会会議録

第 7 回臨時会

第 7 回臨時会	令和 5 年 11 月 28 日	会期 1 日間
	令和 5 年 11 月 28 日	

令和5年第7回豊見城市議会臨時会会期日程

開 会 11月28日
閉 会 11月28日
会 期 1日間

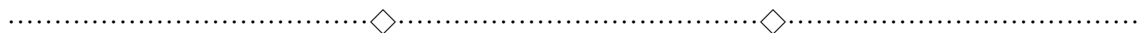
月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
11月28日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 ○ 議案の上程（即決案件） 議案第52号 議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第56号 議案第57号 議員提出議案第2号 ○ 議案の上程（報告案件） 報告第10号 報告第11号 報告第12号 報告第13号 報告第14号

令和5年第7回豊見城市議会臨時会

令和5年第7回豊見城市議会臨時会は令和5年11月28日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 20人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員



応招しなかった議員 2人

(9番) 宜保安 孝 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
---------------	----------------

令和5年第7回豊見城市議会臨時会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1	議案第52号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第5号）	即決	原案可決
2	議案第53号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	即決	原案可決
3	議案第54号	令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）	即決	原案可決
4	議案第55号	令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）	即決	原案可決
5	議案第56号	豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任用付職員の採用等に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
6	議案第57号	常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
7	議員提出 議案第2号	豊見城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
8	報告第10号	専決処分の報告について	報告	報告
9	報告第11号	専決処分の報告について	報告	報告
10	報告第12号	専決処分の報告について	報告	報告
11	報告第13号	専決処分の報告について	報告	報告
12	報告第14号	専決処分の報告について	報告	報告

— 令和5年第7回 —

豊見城市議会（臨時会）会議録（第1号）

令和5年11月28日（火）

令和5年第7回

豊見城市議会（臨時会）会議録（第1号）

令和5年11月28日（火曜日）午前10時開会

出席議員 20人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 2人

(9番) 宜保安 孝 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
---------------	----------------

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
総務企画部長	内 原 英 洋	市 民 部 長	上 地 五十八
こども未来部長	森 山 真由美	都 市 計 画 部 長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上 下 水 道 部 長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	人 事 課 長	翁 長 卓 司
財 政 課 長	宮 城 盛 秀	道 路 課 長	大 城 英 貴
農林水産課長	比 嘉 真 人	上 下 水 道 部 長	比 嘉 幸 治
上 下 水 道 部 長	新 垣 栄	総 務 課 長	
学 校 施 設 課 長	石 川 ミ コ	教 育 総 務 課 長	赤 嶺 渚

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 議案第52号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4. 議案第53号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5. 議案第54号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6. 議案第55号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7. 議案第56号 豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第8. 議案第57号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第9. 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第10. 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第11. 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第12. 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第13. 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程第14. 議 員 提 出 議 案 第 2 号 豊見城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

令和5年第7回豊見城市議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年11月28日（火） 午前10時 開 会

日程 番号	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第52号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第5号）	即 決
4	議案第53号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
5	議案第54号	令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
6	議案第55号	令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
7	議案第56号	豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	〃
8	議案第57号	常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃
9	報告第10号	専決処分の報告について	報 告
10	報告第11号	専決処分の報告について	〃
11	報告第12号	専決処分の報告について	〃
12	報告第13号	専決処分の報告について	〃
13	報告第14号	専決処分の報告について	〃
14	議員提出 議案第2号	豊見城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	即 決

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから令和5年第7回豊見城市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宜保龍平議員、新垣繁人議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日間と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議案第52号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

休憩いたします。

休 憩 (10時01分)

再 開 (10時05分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。令和5年第7回豊見城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案第52号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,432万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ345億724万3,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

以上が議案第52号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案がありました議案第52号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)について説明します。

今回の令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)につきましては、国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の勧告に伴う給与の改定並びに期末勤勉手当の支給率を引き上げるものが主な内容となっております。

給与改定等の内容につきましては、この後に議案を提案します給与条例等の改正の際に説明をさせていただきます。

それでは予算書の表紙のほうになりますが、第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,432万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ345億724万3,000円とする補正予算となっております。

一般会計の補正予算の内容につきましては、事項別明細書の3ページをお開きください。歳入の18款2項1目の財政調整基金繰入金は、財政調整基金から5,432万1,000円を繰り入れし、今回の人件費補正の財源に充てる内容となっております。

歳出につきましては、4ページ以降に各予算科目における常勤特別職の期末手当、職員給与及び手当の改定によって増額となっておりますので、一般会計の全体の状況について給与費明細書で説明しますので、16ページをお開きください。

1. 特別職につきましては、市長等及び議員の期末手当で120万1,000円の増額となり、共済費の3万7,000円の増額を含めて、合計123万8,000円の増額となります。

次に17ページをお開きください。2. 一般職は、(1)の総括の欄で給与費の給料で2,045万1,000円の増額、職員手当で2,216万7,000円の増額、共済費の412万7,000円の増額を含めて、合計4,674万5,000円の増額となります。

以上が議案第52号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)の説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となつて

おります議案第52号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第52号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第52号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第52号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第5号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

◇ 日程第4 ◇

○ 議長 外間 剛

日程第4、議案第53号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第53号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,445万円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

以上が議案第53号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 市民部長 上地五十八

おはようございます。議案第53号について、先ほど市長から提案のありましたことについてご説明いたします。

この補正予算につきましては、先ほど一般会計でも説明のありました、国の人事院及び沖縄県人事委員会勧告に基づく職員の給与等の増額補正となっております。

資料の事項別明細書の3ページをお開きください。歳入予算からご説明いたします。7款1項1目一般会計繰入金208万5,000円を増額します。この部分につきましては、給与等の増額について、一般会計から繰り入れて対応する内容となっております。歳入については以上でございます。

次に歳出についてご説明いたします。4

ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の給与、職員手当等、共済費として207万3,000円と、その下段の2項2目収納率向上対策費の職員手当等として1万2,000円の増額補正を計上しております。

以上が議案第53号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第53号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第53号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、

これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第53号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、議案第54号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第2号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第54号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第2条により、水道事業費用に49万円を追加し、16億2,632万3,000円とする補正を行います。

第3条により、資本的支出に387万3,000円を追加し、8億764万円とする補正を行います。

第4条により、職員給与費に88万8,000円を追加し、1億4,920万9,000円とする補正を行います。

以上が議案第54号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第2号)の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

議案第54号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容については、人事院勧告に伴う人件費改定の調整額及び下水道事業への貸付金に係る増額でございます。

第2条、収益的収入及び支出について、第1款水道事業費用の既決予定額16億2,583万3,000円に補正予定額49万円を加え、計16億2,632万3,000円に改める補正で、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものでございます。

続いて第3条、資本的収入及び支出について、第1款資本的支出、既決予定額8億376万7,000円に補正予定額387万3,000円を加え、計8億764万円に改める補正でございます。第1款第1項建設改良費は、人事院勧告に伴う人件費の調整のための補正でございます。第3項他会計貸付金は、水道事業会計から下水道事業会計への貸付金でございます。

また、第3条本文中に記載のとおり、今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を6億5,879万8,000円から6億6,267万1,000円に改め、その不足額を補填する財源のうち、過年度分損益勘定留保資金を6億2,965万8,000円から6億3,353万1,000円に改めております。

続きまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。(1)職員給与費につきましては、既決予定額1億4,832万1,000円に補正予定額88万8,000円を加え、計1億4,920万9,000円とする補正でございます。

詳細につきましては、6ページの実施計画明細書をご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお

願います。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第2号)については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第2号)については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第54号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第2号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第54号 令和5年度豊見城市水道事業

会計補正予算(第2号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第6、議案第55号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第55号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第2条により、下水道事業費用に347万4,000円を追加し、9億8,647万7,000円とする補正を行います。

第3条により、資本的支出に63万8,000円を追加し、12億7,435万2,000円とする補正を行います。

第4条により、職員給与費に393万2,000円を追加し、4,495万1,000円とする補正を行います。

以上が議案第55号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

議案第55号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)について説明いたします。

今回の補正の主な内容については、人事院勧告に伴う人件費の改定、年度途中での新職員配置に伴う増額、また水道事業会計からの貸付金の増額でございます。

第2条、収益的収入及び支出について、第1款下水道事業費用の既決予定額9億8,300万3,000円に補正予定額347万4,000円を加え、計9億8,647万7,000円に改める補正で、人事院勧告に伴う人件費の改定、年度途中での職員配置に伴う増額等でございます。また、第2条本文中に記載のとおり、長期借入金3,293万7,000円を3,641万1,000円に改めております。

続いて第3条、資本的収入及び支出について、第1款資本的支出、既決予定額12億7,371万4,000円に補正予定額63万8,000円を加え、計12億7,435万2,000円に改める補正でございます。また、第3条本文中に記載のとおり、今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1億5,404万6,000円から1億5,468万4,000円に改め、その不足額を補填する財源のうち、過年度分損益勘定留保資金を1億2,892万7,000円から1億2,956万5,000円に改めております。

続きまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。(1)職員給与費につきまして、既決予定額4,101万9,000円に補正予定額393万2,000円を加え、計4,495万1,000円とする補正でございます。

詳細につきましては、6ページと7ページの実施計画明細書をご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となつて

おります議案第55号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第55号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第55号 令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第2号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、議案第56号 豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任

期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第56号 豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに他市町村の給与改定状況等を考慮して、職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案がありました議案第56号 豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について説明します。

新旧対照表で説明しますので、6ページをお開きください。

第1条、豊見城市一般職員の給与に関する条例の改正による新旧対照表となっております。第21条、期末手当の第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に支給する期末手当について、前項の規定による期末手当基礎額に支給割合として乗じる割合を、改正前の「100分の67.5」を改正後は「100分の70」とする内容となっております。

第22条、勤勉手当の第2項第1号の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、つまり一般職員に支給する勤勉手当については、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額等に支給割合として乗じる割合を、改正前の「100分の97.5」を改正後は「100分の107.5」とする内容となってお

ります。第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に支給する勤勉手当について、勤勉手当基礎額等に支給割合として乗じる割合を、改正前の「100分の47.5」を改正後は「100分の50」とする内容となっております。

次に、別表第1、第6条関係、給料表関係になりますが、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、先ほど申しましたように、一般職員の給料表の改定になります。令和5年度の人事院勧告における給料表の改定につきましては、1つ目に、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえた初任給の引き上げによる改定。2つ目に、初任給をはじめ若年層に重点を置いた改定率による改定。3つ目に、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を引き上げによる改定が主な内容となっております。

沖縄県人事委員会においても同様な内容での勧告がなされております。

次に11ページをお開きください。第2条も同じく豊見城市一般職員の給与に関する条例の改正による新旧対照表となっております。先ほど第1条で改正した事項について、令和6年度からは6月期と12月期でならずという改正となっております。

第21条、期末手当の第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に令和6年度から支給する期末手当の支給割合を6月期と12月期でならず改正で、改正前の「100分の70」を改正後は「100分の68.75」とする内容となっております。

第22条、勤勉手当の第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、一般職のことでありますが、令和6年度から支給する勤勉手当の支給割合を6月期と12月期でな

らすという改正で、改正前の「107.5」を改正後は「100分の102.5」とする内容となっております。第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に令和6年度から支給する勤勉手当の支給割合を6月期と12月期でならずという改正で、改正前の「100分の50」を改正後は「100分の48.75」に改正する内容となっております。

次に12ページをお開きください。第3条、豊見城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正による新旧対照表となっております。見出しの給与に関する特例の第7条につきましては、特定任期付職員の給料表の改定になります。この給料表につきましては、県の一般職の任期付職員の採用等に関する条例による給料表に準じた改正となっております。現在この給料表を適用している職員はいません。

第8条につきましては、特定業務等従事任期付職員の給料表の改定になります。この給料表につきましては、本市の一般職の給料表に準じた改正となっております。本市においては中央公民館の館長と中央図書館の館長がこの給料表を適用しております。

戻りまして、4ページの下段のほうになりますが、附則の施行期日等として、第1項において、この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日からの施行とします。第2項において第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定は、令和5年4月1日から適用します。第3項、給料の内払いにおいて、改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正前の条例により支給した給与は内払とみなします。

以上が議案第56号 豊見城市一般職員の給

与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号 豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号 豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第56号 豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタ

ンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第56号 豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第8 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第8、議案第57号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第57号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告に伴い、一般職員の勤勉手当が引き上げられることから、一般職の職員との均衡、県内他市の常勤特別職等の期末手当の改定状況を考慮し、本市常勤特別職員の期末手当の支給割合の改定を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました議案第57号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について説明します。

新旧対照表で説明しますので、2ページをお開きください。第1条、常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表となっております。

第5条、期末手当の第2項の下線部分になりますが、12月期支給分の期末手当の割合を、改正前の「100分の172.5」を改正後は「100分の182.5」とする内容となっております。

次に3ページをお開きください。第2条も同じく常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表となっておりますが、先ほど第1条で支給割合を改正し増となった割合について、令和6年度からは支給割合を6月期と12月期でならず改正となっております。

第5条、期末手当の第2項の下線部分になりますが、6月期の支給割合については、改正前の「100分の157.5」を改正後は「100分の162.5」とする内容となっております。12月期分の支給割合については、改正前の「100分の182.5」を改正後は「100分の177.5」とする内容となっております。

戻りまして、1ページをお開きください。附則として、この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日からの施行とします。

以上が議案第57号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第57号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第57号 常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第9 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第9、報告第10号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第10号 専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決

処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

報告第10号 専決処分の報告につきまして、ご説明申し上げます。

専決処分書をご覧ください。車両事故に関する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについての報告ということになっております。

事故発生日時につきましては、令和5年8月23日(水)午前9時頃。事故発生場所につきましては、豊見城市立ゆたか小学校内。事故の概要でございますが、校内環境美化整備におきまして、体育館裏園庭の除草作業を教職員が行っていたところ、小石が飛び、駐車していた被害者車両を損傷させたということでございます。損害賠償額につきましては、63万5,110円。和解の内容といたしましては、豊見城市は、相手方に損害賠償金として63万5,110円を支払い、相手方はその余の請求を放棄する内容でございます。説明は以上でございます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第10号 専決処分の報告についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第10、報告第11号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第11号 専決処分の報告につきまして、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設部長が説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

報告第11号 専決処分の報告についてご説明いたします。

次ページの専決処分書をご覧ください。車両事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故の発生日時 令和5年8月18日(金)
午後4時10分頃。事故発生場所 沖縄県豊見城市宇豊見城982番地(漫湖水鳥・湿地センターから北方約30メートル)。事故の概要についてですが、那覇市での研修を終えて那覇東バイパス(国道329号)を豊見城方面へ進み、とよみ大橋(西)の右折車線で信号待ちの途中、運転者の不注意によりブレーキから足が離れてしまい前で信号待ちをしていたオートバイの左後方に接触。その勢いでバイクが右側に倒れ、バイクの運転手が足のすねに打撲を負った内容となっております。損害賠償額につきましては、物件損害と治療費等

を合わせて46万8,222円。内訳としまして、物件損害分として40万6,200円、治療費分、医療機関への支払い分が3万6,300円、損害賠償相手への支払い分が2万5,722円となっております。示談の内容ですが、豊見城市は、相手方に豊見城市物損損害及び人身損害に対する損害賠償金として46万8,222円を支払い、相手方はその余の請求を放棄する内容となっております。豊見城市の責任額が46万8,222円、相手責任額が0円となっております。説明は以上でございます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

相手方のバイクは原付だったということを議案説明会でお伺いしたのですが、物件損害分の40万円の内訳を教えてください。

○ 経済建設部長 城間保光

バイクの車種ですけれども、250ccの中型バイクとなっております……。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時50分)

再 開 (10時51分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

今回のバイク事故ですが、内訳としましてはレンタル、代車代がございますので、そちらのほうは13万8,000円、損害のほうは26万8,200円、それと相手方への損害賠償として2万5,722円、治療費3万6,300円の内訳となっております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第11号 専決処分の報告についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第11、報告第12号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第12号 専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

報告第12号 専決処分の報告についてご説明いたします。

次ページの専決処分書をご覧ください。豊見城市道36号線で発生した事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故の発生日時 令和5年8月2日(水)
午後2時頃。事故発生場所 市道36号線(豊見城市字饒波1066-3付近)でございます。
事故の概要についてですが、台風6号の影響により、市道36号線の街路樹(ハウオウボク)が倒木し、被害者が所有するビニールハウス及び敷地内フェンスを破損した。損害賠償額35万9,139円。和解の内容についてですが、

豊見城市は、相手方に損害賠償金として35万9,139円を支払い、相手方はその余の請求を放棄する内容となっております。説明は以上でございます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第12号 専決処分の報告についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第12 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第12、報告第13号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第13号 専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

報告第13号 専決処分の報告についてご説明いたします。

次ページの専決処分書をご覧ください。豊見城市道40号線で発生した事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故の発生日時 令和5年8月6日(日)

午後7時30分頃。事故発生場所 市道40号線（豊見城市字金良415-1付近）。事故の概要についてですが、被害者が運転する自家用車が市道40号線を時速30～40kmで走行中、舗装の剥がれ（長さ140cm、幅70cm、深さ10cm程度）により助手席側の前輪タイヤがパンクした。当時は台風の影響によって水が溜まっており、夜であったことから気が付かなかったとのことでございます。損害賠償額 1万2,482円。和解の内容についてですが、豊見城市は、相手方に損害賠償金として1万2,482円を支払い、相手方はその余の請求を放棄する内容となっております。説明は以上でございます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第13号 専決処分の報告についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第13 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第13、報告第14号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第14号 専決処分の報告につきましては、豊崎中学校校舎棟機械設備工事の変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

報告第14号 専決処分の報告について説明いたします。

専決処分書をお開きください。本件は令和4年第4回豊見城市議会（定例会）で議決をいただきました「豊崎中学校校舎棟機械設備工事の請負契約について」、請負金額について変更がございましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて報告をするものであります。

まず、変更後の契約金額が3億2,266万3,000円で、議決時の契約金額が3億2,140万9,000円、変更金額が125万4,000円の増額となっております。

2枚目に工事設計変更理由書を添付しておりますが、変更の主な理由といたしましては、建築確認申請で指摘のありました防火区画の変更に伴う設備の変更や、現場に合わせ器具等の仕様を変更したことに伴い、設計等を精査したことによる数量の変更に伴うものでございます。

3枚目に校舎棟の位置図を添付しております。説明は以上でございます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第14号 専決処分の報告についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第14 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第14、議員提出議案第2号 豊見城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 議会運営委員長 仲田政美議員

議員提出議案第2号

令和5年11月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会
議会運営委員会
委員長 仲田 政美

豊見城市議会議員の議員報酬及
び費用弁償等に関する条例の一
部改正について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14
条第2項の規定により提出します。

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告に
伴い、一般職員の勤勉手当が引き上げられる
こと、及び常勤特別職の期末手当の改定との
均衡並びに県内他市の議会議員の期末手当の
改定状況を考慮し、本市議会議員の期末手当
の支給割合を引き上げ改定する必要があるの
で、本案を提出する。

それでは2ページの新旧対照表をお開きく
ださい。12月の期末手当割合「100分の170」
を「100分の180」に改定する内容で、こちら
は公布の日から施行となります。

続いて、3ページの新旧対照表をお開きく
ださい。6月の期末手当割合「100分の160」
を「100分の165」に、12月の期末手当割合
「100分の180」を「100分の175」に改正する

内容で、こちらは令和6年4月1日から施行
となります。説明は以上となります。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いた
します。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いた
します。

これより採決いたします。この採決は、電
子表決システムで行います。

議員提出議案第2号 豊見城市議会議員の
議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について、これを原案のとおり可決する
ことに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対
の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませ
んか。電子表決システムの受付を終了いたし
ます。

(賛成多数)

議員提出議案第2号 豊見城市議会議員の
議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正については、賛成多数であります。よっ
て、本案は原案可決と決しました。

○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理に
ついてお諮りいたします。

本臨時会において議案等が議決されました
が、その条項、字句、数字、その他の整理を
要するものについては、その整理を議長に委
任されたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第7回豊見城市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会（11時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（2番） 宜 保 龍 平

署名議員（3番） 新 垣 繁 人

令和5年

豊見城市議会会議録

第8回定例会

第8回定例会 令和5年12月5日 会期17日間
令和5年12月21日

令和5年第8回豊見城市議会定例会会期日程

開 会 12月5日
 閉 会 12月21日
 会 期 17日間

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
12月5日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 市長の市政一般報告 ○ 議案の上程（委員会報告案件） 認定第1号 認定第2号 認定第3号 認定第4号 認定第5号 ○ 議案の上程（即決案件） 議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第66号 議案第67号 議案第68号 議案第69号 議案第74号 議案第75号 議案第76号 議案第77号 議案第78号 ○ 議案の上程（委員会付託案件） 議案第58号 議案第70号 議案第71号 議案第72号 議案第72号 請願第2号 陳情第8号 陳情第9号 陳情第10号
12月6日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
12月7日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
12月8日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
12月9日	土	休 会		
12月10日	日	休 会		
12月11日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
12月12日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
12月13日	水	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問

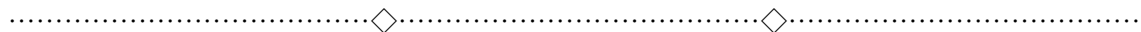
月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
12月14日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
12月15日	金	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
12月16日	土	休 会		
12月17日	日	休 会		
12月18日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
12月19日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
12月20日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
12月21日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 ○ 議案の上程（委員会報告案件） ○ 議案の上程（追加案件） 閉 会

令和5年第8回豊見城市議会定例会

令和5年第8回豊見城市議会定例会は令和5年12月5日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保 安孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員



応招しなかった議員 なし

令和5年第8回豊見城市議会定例会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1	認定第1号	令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	予算決算 特別委員会	認定
2	認定第2号	令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	教民 委員会	認定
3	認定第3号	令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	教民 委員会	認定
4	認定第4号	令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	教民 委員会	認定
5	認定第5号	令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	教民 委員会	認定
6	議案第58号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）	総財 委員会	原案可決
7	議案第59号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	即決	原案可決
8	議案第60号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
9	議案第61号	令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第3号）	即決	原案可決
10	議案第62号	豊見城市手数料条例の一部改正について	即決	原案可決
11	議案第63号	豊見城市職員定数条例の一部改正について	即決	原案可決
12	議案第64号	豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正について	即決	原案可決
13	議案第65号	道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
14	議案第66号	豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について	即決	原案可決
15	議案第67号	豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	即決	原案可決
16	議案第68号	豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	即決	原案可決

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
17	議案第69号	豊見城市水道給水条例の一部改正について	即決	原案可決
18	議案第70号	豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	教民委員会	原案可決
19	議案第71号	工事請負契約の変更契約の締結について ((仮称) 豊崎中学校校舎棟建築工事)	教民委員会	可決
20	議案第72号	工事請負契約の変更契約の締結について ((仮称) 豊崎中学校校舎棟電気設備工事)	教民委員会	可決
21	議案第73号	工事請負契約の変更契約の締結について ((仮称) 豊崎中学校屋内運動場棟建築工事)	教民委員会	可決
22	議案第74号	指定管理者の指定について(豊見城市地域活動支援センター)	即決	可決
23	議案第75号	指定管理者の指定について(上田児童クラブ)	即決	可決
24	議案第76号	指定管理者の指定について(長嶺児童クラブ)	即決	可決
25	議案第77号	指定管理者の指定について(豊見城市改良住宅及び地区施設)	即決	可決
26	議案第78号	指定管理者の指定について(豊見城市立瀬長島野球場)	即決	可決
27	議案第79号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第7号)	即決	原案可決
28	報告第15号	専決処分の報告について(事故に対する損害賠償の額の決定及び和解)	報告	報告
29	同意案第14号	教育委員会委員の任命について	即決	同意
30	陳情第10号	清掃事業の組織化に向けた要望について(陳情)	教民委員会	採択
31	意見書案第9号	オスプレイの墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求める意見書	即決	原案可決
32	意見書案第10号	パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書	即決	原案可決
33	請願第2号	座安小学校区への公園設置について(請願)	経建委員会	採択

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
34	決議案第3号	豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請 決議	即決	原案可決

— 令和5年第8回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年12月5日（火）

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年12月5日（火曜日）午前10時開会

出席議員 22人

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1番) 外間 剛 議員 | (12番) 波平 邦孝 議員 |
| (2番) 宜保 龍平 議員 | (13番) 真栄里 保 議員 |
| (3番) 新垣 繁人 議員 | (14番) 瀬長 宏 議員 |
| (4番) 長嶺 吉起 議員 | (15番) 要 正悟 議員 |
| (5番) 新垣 龍治 議員 | (16番) 伊敷 光寿 議員 |
| (6番) 高山 美雪 議員 | (17番) 大田 善裕 議員 |
| (7番) 瀬長 恒雄 議員 | (18番) 楚南 留美 議員 |
| (8番) 吉濱 智也 議員 | (19番) 大田 正樹 議員 |
| (9番) 宜保安 孝 議員 | (20番) 赤嶺 吉信 議員 |
| (10番) 川満 玄治 議員 | (21番) 宮城 恵 議員 |
| (11番) 新垣 亜矢子 議員 | (22番) 仲田 政美 議員 |

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

- | | |
|-----------|------------|
| 事務局長 金城 悟 | 主査 大城 利枝 |
| 次長 比嘉 豊 | 主任主事 嘉数 信仰 |
| 班長 比嘉 剛 | |

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
総務企画部長	内 原 英 洋	市 民 部 長	上 地 五十八
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経 済 建 設 部 長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	上 下 水 道 部 監	高 良 忍
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	人 事 課 長	翁 長 卓 司
企画調整課長	東上里 豊	国保健康保険課長	吉 元 美 幸
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	こども応援課長	安谷屋 元
保育こども園課長	屋 宜 圭 太	都 市 計 画 課 長	健 山 博 之
上 下 水 道 部 監	比 嘉 幸 治	上 下 水 道 部 長	新 垣 栄
総 務 課 長	大 城 武	施 設 課 長	浜 本 亨
生涯学習課長		文 化 課 長	

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 議長諸般の報告
- 日程第4. 市長の市政一般報告
- 日程第5. 認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算
- 日程第6. 認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算
- 認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算
- 以上4件一括上程
- 日程第7. 議案第59号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8. 議案第60号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9. 議案第61号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10. 議案第62号 豊見城市手数料条例の一部改正について
- 日程第11. 議案第63号 豊見城市職員定数条例の一部改正について
- 日程第12. 議案第64号 豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正について
- 日程第13. 議案第65号 道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第14. 議案第66号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15. 議案第67号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16. 議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17. 議案第69号 豊見城市水道給水条例の一部改正について
- 日程第18. 議案第74号 指定管理者の指定について
- 日程第19. 議案第75号 指定管理者の指定について
- 日程第20. 議案第76号 指定管理者の指定について
- 日程第21. 議案第77号 指定管理者の指定について
- 日程第22. 議案第78号 指定管理者の指定について
- 日程第23. 議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24. 議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第25. 議案第71号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第26. 議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第27. 議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第28. 陳情第9号 陳情書 国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を求めます
- 陳情第10号 清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情）
- 以上2件一括上程
- 日程第29. 請願第2号 座安小学校区への公園設置について（請願）
- 陳情第8号 瀬長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほかについて（陳情）
- 以上2件一括上程

令和5年第8回豊見城市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火） 午前10時 開 会

日程 番号	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		市長の市政一般報告	
5	認定第1号	令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	予 算 決 算 特別委員長 報告後議決
6	認定第2号	令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	教 民 委 員 長 報告後議決
	認定第3号	令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
	認定第4号	令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	〃
	認定第5号	令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	〃
		以上4件一括上程	
7	議案第59号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	即 決
8	議案第60号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
9	議案第61号	令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第3号）	〃
10	議案第62号	豊見城市手数料条例の一部改正について	〃
11	議案第63号	豊見城市職員定数条例の一部改正について	〃
12	議案第64号	豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正について	〃
13	議案第65号	道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
14	議案第66号	豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について	〃
15	議案第67号	豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
16	議案第68号	豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
17	議案第69号	豊見城市水道給水条例の一部改正について	〃

日程 番号	議案番号	件名	備考
18	議案第74号	指定管理者の指定について	即決
19	議案第75号	指定管理者の指定について	〃
20	議案第76号	指定管理者の指定について	〃
21	議案第77号	指定管理者の指定について	〃
22	議案第78号	指定管理者の指定について	〃
23	議案第58号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）	総務財政 委員会付託
24	議案第70号	豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の 廃止について	教育民生 委員会付託
25	議案第71号	工事請負契約の変更契約の締結について	〃
26	議案第72号	工事請負契約の変更契約の締結について	〃
27	議案第73号	工事請負契約の変更契約の締結について	〃
28	陳情第9号	陳情書 国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため 現行の健康保険証存続を求めます	教育民生 委員会付託
	陳情第10号	清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情） 以上2件一括上程	〃
29	請願第2号	座安小学校区への公園設置について（請願）	経済建設 委員会付託
	陳情第8号	瀬長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほかにつ いて（陳情） 以上2件一括上程	〃

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

おはようございます。ただいまから令和5年第8回豊見城市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に長嶺吉起議員、新垣龍治議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月21日までの17日間と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議長諸般の報告であります。

はじめに、任期満了に伴う豊見城市都市計画審議会委員の推薦についてであります。豊見城市都市計画審議会委員に川満玄治議員、大田善裕議員、新垣龍治議員、要正悟議員、以上4名を推薦することに決定しました。

また、そのほかあらかじめお手元に配付し

てあります報告書をもって、前定例会より今回までの間における議長諸般の報告に代えさせていただきますと思います。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、市長の市政一般報告であります。市長の発言を許します。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。令和5年第8回豊見城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の皆様のご出席、誠にありがとうございます。本定例会もどうぞよろしくお願いいたします。

市長の市政一般報告につきましては、お手元に配付してございます報告書をもって、前回の定例会から今回までの間における報告に代えさせていただきますと思います。

○ 議長 外間 剛

以上で市長の市政一般報告を終了いたします。

休憩いたします。

休 憩 (10時03分)

再 開 (10時03分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算について議題に供します。

本案は予算決算特別委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○ 予算決算特別委員長 新垣亜矢子議員

令和5年12月5日

豊見城市議会
議長 外間 剛 殿

豊見城市議会予算決算特別委員会

委員長 新垣 亜矢子

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、閉会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

認定第1号については、賛成多数により認定すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (19番) 大田正樹議員 一賛成討論一

おはようございます。認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

令和4年度の予算がどうなっていたのか、きちんと使われたのか、予算決算特別委員会にて審査を行いました。この令和4年度予算は、我々の修正案が可決された予算でありました。当時何を修正したかと申しますと、こども医療費（高校生分）と、その変更に伴うシステム改修費、給食費の段階的無償化、牛乳代1人当たり1,200円、瀬長島等観光資源活用検討懇話会の報償費20万円、そして一番ひどかったのが、市長室の椅子・テーブルセット71万円。これらを減額した予算でした。修正案に反対討論を行った議員が6名、逆に賛成討論を行った議員が7名と、激しい論戦を交わした予算となりました。ちなみに、修正部分以外の予算は、原案可決となっておりました。令和4年は市長選挙が行われた年でした。予算を編成し、年度前半を山川市政、そして当時修正案を提出した徳元議員が市長となり、年度後半を現徳元市政が執行した1年でした。歳入歳出前年度比較では、歳入総額26億2,300万円増加するものの、歳出総額は40億8,988万円増加しており、歳入が増えて喜んでいる場合ではないと実感した決算となりました。一般会計決算額は、歳入336億5,286万3,227円、歳出333億109万2,066円となり、次年度へ繰り越すべき財源の1億1,400万4,000円を除いた実質収支額は2億3,776万7,161円の黒字となり、単年度収支額は9億6,577万6,057円の赤字となっております。財政課の説明によると、単年度収支額の赤字はさほど気にする様子はなかったのですが、今後公共施設等の建て替え等もあり、厳しい財政状況は続くだろうとのことでした。

当時修正案に反対した議員からは、市税が毎年増えているから、保守系議員が言う財政が厳しいというのはおかしいだろう、反対のための反対だろうなどと私たちは散々言われましたが、税収が増えてもその分支出が増えるということが実証されたのではないのでしょうか。修正案を可決できて本当によかったなど、改めて感じたところです。

また、令和4年度当初予算審査での一例を挙げますと、こども応援課の予算審査において、審議資料や説明不足があったため、審査を一時中断し、担当課に再度出直しをさせたこと、質疑応答でちぐはぐだったことを、当時委員長だった私は鮮明に覚えておりまして、そのとき委員に指摘された習い事助成の見通しの甘さ等が今回の決算審査で明らかになりました。市政が変わり、習い事助成は行われなかつたかとは思いますが、似たような事業などを行う可能性はこれからもあると思います。執行部の皆さんは、この事業の何がよかったのか、何が悪かったのか、なぜうまくいかなかったのか、大いに検証され、今後の施策展開に生かしていただきたいと思ひます。

さらには監査意見書、また令和4年度例月出納検査監査意見などでは、当時の担当部長がルールを破つての入札、契約事務の不手際、債権管理の手法など、監査委員より様々な厳しい指摘がなされており、そのほとんどが前山川市政での出来事であり、行政はリーダーのかじ取り次第で過ちを犯しかねない状況に陥ることを実感した決算だと思ひます。

4年前も同じような発言をしましたが、行政は継続です。あれは前市政の出来事だった。あれは上からの指示だったからなどと過去のことと思わずに、議会や監査委員に指摘されたことは引き続き気を引き締めて行政運営に

努めていただきたいと思います。

最後になります。令和4年度は財政非常事態宣言を解除した年でもありました。宣言当時の役割は終えたなどと財政課長は申しましたが、宣言解除したおかげで市の財政が好転しているとの誤解を与えたのも事実かと思ひます。確かに、すぐさま危機的状況ではないにせよ、かといって潤沢な予算状況でもないことを市民に知らせる必要があるのではと私は考へます。令和4年度決算審査は、新旧2人の市長が執行した予算となりましたが、今後に期待を込め、概ね合格と認定し、私の賛成討論といたします。議員の皆様、よろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第1号 令和4年度豊見城市一般会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よつて、本案は認定と決しました。

◇ 日程第6 ◇

○ 議長 外間 剛

日程第6、認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算、認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算、以上4件を一括して議題に供します。

本案は教育民生常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

令和5年12月5日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会教育民生常任委員会

委員長 楚南留美

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算

認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、閉会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりであります。

3. 審査の結果

認定第2号、認定第3号、認定第4号及び認定第5号については、賛成多数により認定すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押し

てください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第2号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

次に、認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第3号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

次に、認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第4号 令和4年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

次に、認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第5号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時20分)

再 開 (10時23分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、議案第59号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第59号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,390万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,835万8,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

以上が議案第59号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民

部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

おはようございます。先ほど市長より提案のありました、議案第59号についてご説明いたします。

この補正予算の主な内容といたしましては、歳入は保険税の軽減分として補填される保険基盤安定繰越金等の減額、歳出は次期国保情報集約システムクラウド化に伴う機器の更新、さらに前年度決算剰余金の繰越しに伴う基金への積み立てなどに伴う補正となっております。

それでは資料の事項別明細書の3ページをお開きください。歳入についてですが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税998万3,000円の増額につきましては、軽減対象者数が当初見込みより減少したことにより、保険税の軽減分として補填される保険基盤安定繰越金が減額したことに伴い、被保険者が負担する国保税収入への組み替えとなっております。

次に、7款1項1目一般会計繰入金829万6,000円の減額につきましては、1節と2節が保険税法定軽減分の補填を目的とした基盤安定繰入金であり、軽減対象者が減少したことに伴い、1節の保険税軽減分で442万円の減額、2節の保険者支援分で552万8,000円の減額となっております。次に、3節職員給与等繰入金168万7,000円の増額については、職員手当等の増額と次期国保情報集約システムクラウド化に伴う機器の更新に係る費用の増額となっております。6節の未就学児均等割保険料繰入金の3万5,000円の減額については、6歳未満の未就学児童に対する保険料の均等割部分について、一律5割に軽減する

という国の制度に基づく財源措置となっており、算定数値に基づく減額となっております。

4 ページをお開きください。8 款 1 項 1 目 その他繰越金 1,222 万 1,000 円の増額につきましては、令和 4 年度の決算剰余金として、繰越分の受け入れとなっております。歳入については以上です。

次に 5 ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。1 款 1 項 1 目一般管理費で 168 万 7,000 円を増額しておりますが、それにつきましては 3 節職員手当等の不足に伴うものと、12 節と 17 節で次期国保情報集約システムクラウド化に伴う機器の更新に係る費用の追加補正となっております。

次に、2 款 5 項 1 目葬祭費で 44 万円の増額につきましては、対前年度と比較して葬祭件数が増加していることから追加補正となっております。

次に 6 ページをお開きください。3 款の国民健康保険事業納付金のうち、1 項 1 目医療給付費分、2 項 1 目後期高齢者支援金等分、次、7 ページの 3 項 1 目介護納付金分、いずれもそれぞれ低所得者層への法定軽減分に伴う減額補正に対応するため、財源組み替えとなっております。

次に、7 款 1 項 1 目基金積立金 1,178 万 1,000 円の増額につきましては、先ほど歳入の 8 款 1 項 1 目その他繰越金のほうで、令和 4 年度の決算剰余金として受け入れた分 1,222 万 1,000 円から葬祭費の 44 万円を差し引いた金額を今回基金へ積み立てる内容となっております。

以上が議案第 59 号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 59 号 令和 5 年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 59 号 令和 5 年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第 59 号 令和 5 年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第 59 号 令和 5 年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可

決と決しました。

————— ◇ 日程第8 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第8、議案第60号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第60号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,709万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,810万円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

以上が議案第60号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

議案第60号について、市長から提案のありましたことについてご説明申し上げます。

この補正予算の主な内容につきましては、歳入において、令和4年度の決算剰余金の繰越金としての計上、歳出においては、後期高齢者医療広域連合へ納めるべき保険料負担金及び一般会計へ精算すべき事務費などについての補正となっております。

それでは資料の事項別明細書3ページをお開きください。歳入4款1項1目繰越金

1,709万6,000円の増額につきましては、令和4年度の決算剰余金となっており、後期高齢者医療広域連合へ納める負担金及び一般会計へ精算する内容となります。歳入については以上でございます。

次に歳出につきまして、4ページをご覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,608万8,000円の増額につきましては、令和4年度決算剰余金のうち1,608万8,000円について、令和4年度出納整理期間中及び未払いの保険料となっており、これを広域連合へ保険料負担金として支払うための補正となっております。

次に、3款2項1目他会計繰出金100万8,000円の増額につきましては、令和4年度の決算剰余金のうち100万8,000円、一般会計事務繰入分の精算分としての支出となっており、その精算処理を行うための増額補正となっております。

以上で議案第60号の説明を終了いたします。審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第60号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員会への

付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第60号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第60号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第9 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第9、議案第61号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第61号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

第2条により、収益的収入に106万7,000円を追加し、18億830万1,000円とし、収益的支出に784万円を追加し、16億3,416万3,000円

といたします。

以上が議案第61号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第3号)の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

議案第61号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算(第3号)について説明いたします。

今回の補正の主な要因については、与根土地区画整理事業に伴う市道286号線内の水道管撤去工事及び配水・給水費の修繕費でございます。

3ページの実施計画明細書をご覧ください。収益的収入及び支出の収入につきまして、第1款第1項第3目受託工事収益が106万7,000円の増となっております。これは先ほど話した与根区画整理事業に伴う市道286号線内の水道管撤去に係る受託工事費の収益でございます。

次に支出につきまして、第1款第1項第2目配水及び給水費の修繕費につきまして、595万円の増となっております。これは主に、漏水修繕や給水切替えにおいて不足する分の増額でございます。

主な内容についての説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号 令和5年度豊見城市水

道事業会計補正予算（第3号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第61号令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第3号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第61号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第3号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第61号 令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第3号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第10、議案第62号 豊見城市手数料条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第62号 豊見城市手数料条例の一部改正につきましては、個人番号カードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスについて、市民の利便性向上などを図るため、手数料の改正等を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

議案第62号につきまして、先ほど市長から提案がありました件について説明をしていきたいと思えます。

新旧対照表で説明をしますので、2ページをお開きください。第6条の免除については、行政不服審査法に規定する手続を引用しておりますが、引用部分の特定が明確になるよう、適切な文言に改めています。こちらにつきましては、別表中においても、同様に文言を改めております。

次に、別表中の印鑑に関する証明の項につきまして、コンビニ交付サービスにおける多機能端末機により交付を受ける場合は、手数料を200円とする内容を新たに追加しております。同様に、別表中印鑑登録に関する証明、戸籍の附表の証明及び租税公課に関する証明の項においても、多機能端末機により交付を受ける場合は、手数料を200円とする内容を新たに追加しております。

最後に1ページをお開きください。附則において施行期日を令和6年4月1日としています。ただし、第6条及び別表中の行政不服審査法の規定を引用する文言の改正については、公布の日から施行する旨を規定しています。

議案第62号についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号 豊見城市手数料条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号 豊見城市手数料条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第62号 豊見城市手数料条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第62号 豊見城市手数料条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第11、議案第63号 豊見城市職員定数条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第63号 豊見城市職員定数条例の一部改正につきましては、行政需要に対応するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました、議案第63号 豊見城市職員定数条例の一部改正について説明をしたいと思います。

新旧対照表で説明しますので、2ページをお開きください。第2条、職員の定数の改正につきましては、第1項第3号の選挙管理委員会の職員を9名とし、そのうち7名を併任とします。第4号の監査委員の職員を5名とし、そのうち2名を併任とします。第6号の消防職員を69名とし、2名増やします。

今回の改正につきましては、第3号、選挙管理委員会の職員及び第4号、監査委員の職員については、職員数及び併任の職員数を明記した改正となっております。第6号、消防職員につきましては、行政需要を勘案した改正となっております。

最後に1ページの附則において、施行期日を令和6年4月1日としております。

以上で議案第63号の説明を終わりたいと思います。ご審議のほどよろしく願います。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員

今回職員定数増については理解できるのですが、選挙管理委員会、監査委員のところと消防職員のところなのですが、これまで議会でも職場が疲弊している、人が足りない、大変職員がご苦労されているということは与党の議員からの発言が出てくるのですが、今回この提案の前に市長事務部局は現在303名となっているのですが、そこは議論されたのか。議論したのであれば、なぜ今回増という提案をしなかったのか。あと、教育委員会についても職員が45名という定数、これを枠を増やすかどうかの議論をしているのかしていないのか。しているのであれば、今回手をつけなかった理由についてご説明をしていただきたい。

○ 総務企画部長 内原英洋

瀬長宏議員の質問についてお答えしたいと思います。

今回の定数条例の改正につきましては、今定数条例範囲内の職員の増を考えております。議会のほうにもお配りしていると思いますが、今回豊見城市職員の定員管理計画を策定しております。令和6年度から令和10年度まで5年間で職員をこれだけ増やしていきたいというふうに計画を皆さんのほうにも提出してありますが、その中で毎年毎年職員数について定数条例の改正をして、職員の一定数の増を考えていきたいと思っています。ただし、職員をただ増やすだけではなくて、新たにDXの推進等を含めながら、その年その年で職員数を考えていきたいという認識です。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑一

そこで気になるのは、当然市長事務部局であれば303名いるかどうかというと、そうではない。一定、枠をもって定数というのは設定されていて、それに足りない分、次年度に

向けて何名か現状の職員から増やすというふうになっているのかどうか。そこはどのようなのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

定員管理計画につきましては、5年間の目標を今立てております。ただ、先ほども言いましたように、DXの推進等を含めて行政事務の見直し等も含めながら、本当に何名必要なのかについては、毎年度こういう定数条例の改正でもって、翌年度の職員数を決めていきたいという認識であります。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○ (19番) 大田正樹議員

定員管理計画を見させてもらいました。とてもいい出来上がりかなと思っております。

少し議員も含めて理解できていない人たちがいるかと思うので、今後定年が延びていくんですよね。その辺の説明を一度、この議場の場でしていただけないでしょうか。あと、60歳過ぎると定年、もういなくなるのではなくて多分65歳までですか。何年間までにというのがありますよね。この辺の説明と、あと60歳に達したときの役職がどうなるのかとか、その給与体系がどうなるのかとか、これを機会に、ぜひ議員に説明をお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

今年度から定年の延長が始まっていきます。定年が段階的に上げられる期間中においては、定年退職を迎える職員は勤務時間の選択をすることが可能となります。勤務形態等に応じて職員定数への影響も出てきますので、その辺も考慮しながら考えていきたいと思っています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時54分)

再 開 (10時54分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

答弁漏れがあったようで、すみませんでした。

役職につきましては、今役職については副参事級に降りるということになっております。部長を含め、管理職を降りるという内容であります。新たに定年延長で勤務される方につきましては、フルタイムで働く場合は定数条例の中に入ります。これが短時間となると定数条例には入らないという扱いになりますので、この定年延長で再度勤務される方々がどういった勤務形態を選ぶかによって、定数条例の中に入るか入らないかというふうな判断がなされるものと思います。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号 豊見城市職員定数条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号 豊見城市職員定数条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第63号 豊見城市職員定数条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第63号 豊見城市職員定数条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第12 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第12、議案第64号 豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第64号 豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正につきましては、地域再生法第5条第15項の規定により、認定を受けた豊見城市まち・ひと・しごと創生推進計画で掲げる事業に対し、企業から受けた寄附金を基金へ積み立てるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました、議案第64号 豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正について説明をしたいと思います。

新旧対照表で説明しますので、2ページをお開きください。第1条設置におきまして、改正後の下線が引かれています豊見城市まち・ひと・しごと創生推進計画を新たに追加する改正となっています。

最後に、1ページをお開きください。附則において第1項、施行期日を令和6年4月1日としています。第2項、経過措置としまして、この条例の施行の際、現に積み立てられている基金については、この条例の施行後においても、この条例による改正前の豊見城市地域再生計画基金条例第1条に規定する目的を達成するための事業に要する費用に充てる場合に限り、処分することができるとしています。

以上で議案第64号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号 豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号 豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第64号 豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第64号 豊見城市地域再生計画基金条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時01分)

再 開 (11時11分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋 一訂正一

先ほど大田正樹議員の質問の中で、管理職が降りたらという役職はどうなるかという話で、私は「主査級」というふうに答弁してしまいましたが、管理職につきましては「副参事級」に降りるということに訂正したいと思います。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については、議長にて許可いたします。

————— ◇ 日程第13 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第13、議案第65号 道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第65号 道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、道の駅豊崎駐車場を指定管理者が所有する自動車の保管場所として使用することができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました、議案第65号 道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をします。

新旧対照表で説明しますので、2ページをお開きください。第6条、禁止行為につきましては、第1項第4号を削除する内容となっております。

今回の改正につきましては、第6条では禁止行為を定めており、第4号において、車庫として使用を禁ずる内容となっていることから、観光協会が所有する車両を道の駅豊崎駐車場で保管するに当たり、この条項が支障となるおそれがあるため、削除する内容となっております。

最後に、1ページをお開きください。附則において、施行期日を公布の日からとしております。

以上で議案第65号の説明を終わりたいと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (19番) 大田正樹議員

すみません、一点だけ。

提案理由が指定管理者の所有する車両を保管するためにとあるのですが、これはただ単に車を置くための話ですか。それとも車庫証明とかを取るための話なのですか。この辺がよく分からなくて、すみません、教えていただければ。

○ 総務企画部長 内原英洋

今、その駐車場につきましては市の名義となっております。車庫証明を取る際には市のほうの承諾が必要となっております。今後いろいろな活用方法等を含め検討していきたいと。事業展開していきたいというのもありまして、この条項を今回廃止して、今後の観光協会の事業に活用をできればという考えもありまして、今回削除するという内容となっております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号 道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号 道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第65号 道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第65号 道の駅豊崎駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第14 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第14、議案第66号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第66号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により地方税法が改正され、出産した被保険者等の国民健康保険税の免除措置等について条例で定めるため、所要の改正を行うもので

あります。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 市民部長 上地五十八

先ほど市長から提案がありました議案第66号について説明します。

資料の新旧対照表3ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後になります。なお、条文の改正等については、下線部分について行っておりますので、ご確認をお願いします。

改正につきましては、第21条、国民健康保険税の減額につきまして、出産した被保険者等に対する国民健康保険税の減額に対して、第3項部分を追加しております。

続きまして、4ページをお開きください。第22条の3、出産被保険者に係る届出につきましては、出産した被保険者に係る届出に関して、条文を追加しております。

次に資料の2ページの附則に戻りまして、この条例の施行日につきましては、令和6年1月1日に施行することとなっております。

以上で議案第66号の説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第66号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第66号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第66号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第15 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第15、議案第67号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第67号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特

定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、これと同様の基準を定める当該条例について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、子ども未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 子ども未来部長 森山真由美

議案第67号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が述べたとおりであります。

2ページの新旧対照表をお開きください。第15条第1項第2号中、引用しております認定子ども園法の改正により、項ずれが生じたことによる改正となります。

第36条第3項につきましては、読み替え規定の改正となります。新旧対照表にお示しのとおり、下線部分を追記する改正となります。これらは読み替え規定の整理を行うため追記されたものとなり、制度の内容についての変更はございません。

1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となつて

おります議案第67号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第67号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第67号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第16 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第16、議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、豊見城市上下水道事業審議会の答申を踏まえ、使用料の料金体系を見直すため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部参事監が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 上下水道部参事監 高良 忍

おはようございます。市長から提案のありました、議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。

現行の下水道使用料は、今県内で最低の水準であり、このまま事業を継続すると収支均衡が図れず、今後も水道事業からの借入金などに依存する見通しとなっております。また、豊見城市下水道事業においては、令和元年度に地方公営企業法にのっとり官庁会計より企業会計に移行し、経営状況の明確化や適正な財産管理などが可能となっております。その結果、経常収支比率や流動比率、企業債残高対事業規模比率や経費回収率などの指標が、経営改善を必要とする値を示していることが分かりました。以上のことから、下水道事業を持続的に安定的な運営を図るため、使用料

体系を見直すこととなり、所定の改正を行っております。

では、2ページ目の新旧対照表をお開きください。豊見城市下水道条例の新旧対照表となります。

第21条第1項中の基本料金と超過料金を基本使用料と超過使用料に文言の修正を行っております。下水道に関しましては、汚水を処理するために下水管などの施設使用料を徴収していることから、文言を修正しております。また、同項の表につきましても、基本料金、水量区分、金額を改正しております。また、表中の単位につきましても、計量単位規則に基づき立方メートルの企業表記を計量単位の文言表記に改正しております。

次に22条でございますが、第22条につきましては、第21条にて改正しております基本料金に含まれておりました基本水量を撤廃したことにより、削除となります。

次のページをご覧ください。続きまして、農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の改正部分の説明を行います。内容につきましては、下水道条例と同じになりますが、条文が違いますので、改めて説明を行います。

第14条第3項のアンダーラインの部分、「文言中の」の「の」を削除いたします。次に、同条別表第2を下水道条例同様、基本料金と超過料金を基本使用料、超過使用料に文言修正を行っております。また、同項表につきましても、基本料金、水量区分、金額を改正しております。また、表中の立方メートルの表記につきましても、記号より文言表記に改正しております。次に第4項につきましては、基本料金に含まれておりました基本水量を撤廃したことによる削除となります。

1ページに戻りまして、附則において、この条例の施行期日を令和6年4月1日としております。

以上が議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員

この間、下水道の決算を見ていますと、当然収支のバランスが崩れている。それは改善しないといけないという立場ではあります。今回、今後ずっとこの料金で行くと赤字が増えていくということを解消するための引上げになっているとは思っているのですが、平均的にどれだけの引き上げ幅になっているのか。そこはご説明いただけますか。

○ 上下水道部参事監 高良 忍

下水道使用料につきましてはの各団体との比較につきましては、平均的な4名家族の使用する20立方メートルを基準に比較することとなっております。豊見城市におきましては、現行の使用料につきましては税抜き価格で1,220円、これは県内11市で最低の水準となっております。今回の改正におきましては、1,220円より1,500円、22%程度の値上がりとなっております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑

標準家庭で20立方メートルであれば、4人家族で計算すると1人当たり5立方メートル、これが今4人家族で1,220円が1,500円。これは厳密にいうと22.95%の引上げになるのですが、これが6人家族になった場合、そうしたら単純に5×2で10立方メートル増えると

ということで計算してみますと、1,920円が2,500円、これは30%の引上げになるんですね。あと1人増えて7人になった場合は35立方メートル、これで計算すると2,320円が3,225円、これは39%の引上げなんですね。私はもうちょっと抑えたほうがよかったと思うのですが、というのは、これは今回の引上げで終わりじゃなくて、皆さんのこの間の説明からすると第1段階で、再度3年か4年後には引き上げをするという見込みで今回はこういう金額で提案したというふうになっていると思うのですが、今後県の水道料金の改定を考えた場合には、豊見城市でも水道料金の改定というのが出てくると思うのですが、今後の次の段階の引上げは何年後を想定して、今回の提案になっているのかお伺いします。

○ 上下水道部参事監 高良 忍

お答えいたします。

今回の改定につきましては、現在水道事業会計より借入れを行っている体質を解消しようということで改定を行っております。今後は3年から5年に一度は、使用料の改定の必要性について検討していこうということで、今現時点で審議会のほうでは話し合われておりますので、3年、5年後に必ず改定するわけではなくて、必要性の検討を行うということで今話し合いを進めている状況でございます。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会へ

の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

休憩いたします。

休 憩 (11時34分)

再 開 (11時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

ただいま議題となっております議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一反対討論一

議案第68号については苦渋の選択なのですが、反対の討論をしたいと思います。

私は料金改定については賛同するのですが、この時期にこれだけの上げ幅というのは市民の理解を得られないのではないかと。当然公共下水道事業ですから、地方財政法上の公営企業という位置づけで、当然収入によって経費を賄う独立採算性が妥当だというふうになっているところなのですが、ただ、先ほども質疑の中でお話ししましたが、6人世帯であれば30%の引上げになる。7人世帯になると39%、4割近い。金額にすると20立方メートルで280円の引上げなのですが、35立方メートルになれば905円の引上げというふう

になって、上げ幅以上に大変な負担増になるというのがシミュレーションして分かりました。本来であればもっと区分分けを大きくしていっぱいして、6人世帯、7人世帯でも22%、23%の引上げにとどめて、いっぱい使う事業所などについては上げ幅を30%、35%というふうにやればよかったと思うのですが、私の身近でも6人世帯というのはいっぱいいらっしゃるし、そういうところは、急激な引上げについては今の物価高騰の中では大変な思いをするだろうなど。それが今第1段階で、さらに引き上げをしないと赤字解消にはつながらないので、今後下水道料金はさらに引き上げをする可能性は持っているんですけど、この話をしたら市民の理解は得られないんじゃないかなと。当然水道料金の引上げが、今後見通しとしてはあり得るので、そこでこういう物価高騰の中で市民の生活苦の中で、こういう上げ幅というのはもうちょっと抑えるべきじゃなかったのかなと。当然上げるのは賛同しますが、上げ幅がちよっと大き過ぎる。そういう内容で、私はもうちょっと6人世帯、7人世帯でも23%程度に抑えるというやり方は可能だったと思うんですね。そういうところの市民生活への配慮が不十分だということで、今回は議員団でもいろいろ喧々諤々議論したのですが、今の情勢の中では反対という立場を取るべきじゃないかということで、今回の反対討論となっておりますので、ご賛同のほうをよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (3番) 新垣繁人議員 一賛成討論一

議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、苦渋の判断

ではありますが、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今回の料金改定に当たりましては、まず、豊見城市だけの案件ではありません。これは那覇市におきましては、令和5年6月に平均改定率を約7.3%改定しております。そして浦添市におきましても、令和5年4月に平均改定率約13%の改定、うるま市におきましては、令和4年4月に約18%の改定、沖縄市におきましては、令和2年4月に約25%、また宜野湾市におきましても、令和2年4月に約7.7%ということでの改定をされております。

先ほど苦渋の判断ということでの反対討論がありましたけれども、まず、これは豊見城市だけの案件ではなくて、下水道の赤字経営というのは、前山川市長時代にも赤字の方針が出されておりました。それを今回後延ばされたのか分かりませんが、ここはしっかり議会人だからこそ、苦渋の判断で改定するときも必要だと思っておりますし、本来であれば、本当に市民生活が厳しいというようなことであれば、本当は議員報酬も12月の期末手当も反対するべきだったと思っております。ここは苦渋の判断でありますけれども、賛成の立場で討論とさせていただきたいと思います。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (10番) 川満玄治議員 一賛成討論一

私、議案第68号について、賛成の立場で討論したいと思います。

下水道料金の改定ということなのですが、私たちは現在下水道事業において、財政的に本当に深刻な課題に直面していると思っております。

物価高騰もしかりですが、その物価高騰もさらにそういう事業の赤字拡大に向けて、かなり影響が出てくると思います。この赤字をそのまま放置すると、市の財政に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。現在はこの赤字を借り入れによって補填しているということですが、これでは持続可能な解決策ではないということで今回提案していると聞いております。

共産党からの反対意見にあるように、確かに物価高騰というのは市民にとっては本当に厳しい状況ではありますが、しかし、この問題は、下水道事業の持続可能性と直結しているので、この短期的な困難をしっかりと乗り越えて、長期的な安定を目指す必要があると私は思います。そういう意味で、やはり改定は必要かと思えます。

また、そういうことをやることによって、長期的な市民の福祉。安定した下水道サービスは市民生活の基盤であるため、そういう意味では市民福祉の向上に絶対に資するものだと思います。そういうことでしっかり市のほうでも、国のほうでもそうですが、対策も考えていくべきではないかと思えます。この下水道料金改定により、低所得者層へ影響が少しあるとは思いますが、そういうことを含めまして、低所得者層にもしっかりと支援をするということも、今国のほうも考えていますので、そういうことも含めて、私は下水道料金の改定に賛成したいと思えます。ぜひ長期的な視点で市民の利益と、また市の財政の安定を図るものだと私は思いますので、ぜひこの賛成討論に賛同いただければと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押しください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第68号 豊見城市下水道条例及び豊見城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第17 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第17、議案第69号 豊見城市水道給水条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第69号 豊見城市水道給水条例の一部改正につきましては、令和6年度から現在、厚生労働省が所管している水道整備管理行政のうち、水質または衛生に関する事務の権限が環境省に、それ以外の部分が国土交通省に移管されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議の

ほどよろしくお願ひいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

議案第69号 豊見城市水道給水条例の一部改正について説明いたします。

提案理由については、市長が今説明した内容でございます。

改正の背景についてでございますが、令和5年5月19日に生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が成立しております。この法律により、生活衛生基準行政を厚生労働省から消費者庁へ、水道整備管理行政を厚生労働大臣から国土交通省及び環境省へ移管することとなった背景がございます。

2ページの新旧対照表をお開きください。右側にあります改正前の第6条、第35条、第43条において、下線部分の表記にあります厚生労働省令を、改正後は国土交通省令に改める内容でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号 豊見城市水道給水条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第69号 豊見城市水道給水条例の一部改正については、

委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第69号 豊見城市水道給水条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第69号 豊見城市水道給水条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第18 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第18、議案第74号 指定管理者の指定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第74号 指定管理者の指定につきましては、豊見城市地域活動支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、福祉健康部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

議案第74号 指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まずはじめに、地域活動支援センターは障害者の地域での活動を支援するために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき設置されるものでございます。今回指定管理する公の施設の名称は、豊見城市地域活動支援センターとなります。指定管理者に指定する団体につきましては、豊見城市字高嶺87番地 大城アパート202号室、NPO法人あきづ、代表者は金城隆也氏となっております。指定の期間につきましては、令和6年4月1日より令和11年3月31日までの5年間となっております。提案理由につきましては、先ほど市長が述べたとおりでございます。

次のページをご覧ください。地域活動支援センター指定管理の概要を記載しております。人員体制や業務実施の基本方針、実施事業としまして、創作活動、生産活動、地域交流活動、機能訓練などの実施事業がございます。

最後のページとなりますが、指定管理者の選定につきましては、庁内検討委員会でのプレゼンテーション審査会において選定され、その採点集計表となっております。ご参照ください。

以上で議案第74号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号 指定管理者の指定につ

いては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号 指定管理者の指定については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第74号 指定管理者の指定について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押しください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第74号 指定管理者の指定については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第19 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第19、議案第75号 指定管理者の指定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第75号 指定管理者の指定につきましては、上田児童クラブの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、こども未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

議案第75号 指定管理者の指定について、ご説明をいたします。

提案理由は、先ほど市長が述べたとおりとなっております。

公の施設の名称といたしまして、上田児童クラブ。指定管理者に指定する団体 所在地が豊見城市字豊見城416番地2、キッズくらぶクローバー、代表者 宜保礼子。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

ページをめくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。上田児童クラブの指定管理についての概要となります。人員体制、実施事業等、主な行事について記載をしております。

次のページは、10月18日に開催いたしました庁内検討委員会における選定結果となっております。ご参照ください。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号 指定管理者の指定については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第75号 指定管理者の指定については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第75号 指定管理者の指定について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第75号 指定管理者の指定については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第20 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第20、議案第76号 指定管理者の指定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第76号 指定管理者の指定につきましては、長嶺児童クラブの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、こども

も未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

議案第76号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

提案理由は、先ほど市長が述べたとおりとなります。

公の施設の名称といたしまして、長嶺児童クラブ。指定管理者に指定する団体 所在地 豊見城市字饒波1018番地、長嶺児童クラブ、代表者 運営委員長 真栄田健太郎。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

ページをめくっていただきまして、長嶺児童クラブの指定管理についての概要となります。人員体制、実施事業等、主な行事の記載がございます。

次のページをお開きください。10月18日に開催いたしました庁内検討委員会における選定の結果となっております。ご参照ください。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ **議長 外間 剛**

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号 指定管理者の指定については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第76号 指定管理者の指定については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第76号 指定管理者の指定について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第76号 指定管理者の指定については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ **日程第21** ◇ —————

○ **議長 外間 剛**

日程第21、議案第77号 指定管理者の指定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ **市長 徳元次人**

議案第77号 指定管理者の指定につきましては、豊見城市改良住宅及び地区施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、都市計画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ **都市計画部長 嘉川聡子**

議案第77号 指定管理者の指定について、

先ほど市長から提案説明のあった内容についてご説明いたします。

公の施設名称が、豊見城市改良住宅及び地区施設。指定管理者に指定する団体の所在地、名称及び代表者が、那覇市旭町114番地7、沖縄県住宅供給公社 島袋善明。指定の期間が、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

次のページをお願いいたします。指定管理に関する概要となっております。人員体制、実施事業及び管理施設等について表記しております。

次のページをお願いいたします。10月25日に実施いたしました、指定管理者選定委員会の選定結果につきましての集計表となっております。指定管理者候補として選定をされております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員

今、採点集計表で気になる点数の出方、100点満点で委員1が60点、委員2、58点というふうにとっても低い評価をされているというのがとても気になっていて、指定管理をするということについては問題ないのかなと思うのですが、この事業のこれまでの取組について、実施事業について4項目挙げられているのですが、何らかの改善を要するような対応が今まであったのかどうか。要するに、今後指定管理をするにしても、こういう改善が必要ですねということがあり得るのか。それは今後調整が可能なのかどうか、そこはどうかのですか。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

今、議員からご質疑のありました、これまでの取組と今後の管理の運営方法についてですが、これまで課題になっておりますのが、主な業務としては家賃徴収及び、それに付随する駐車場の徴収が主な業務となっており、これにつきましては、市改良住宅の管理につきましては、沖縄県住宅供給公社がこれまで一貫して管理を行っており、徴収率については多少ではございますが、毎年少しずつ徴収率を改善しながら、滞納がある方に対しては直接電話での対応や、直接訪問するという対応を、コロナ禍が明けてからはそういう対応もしており、今後につきましてもそういう対応をしながら、少しずつではありますが徴収率を上げていくというところは公社と本市におきまして、調整はしていきたいと考えております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号 指定管理者の指定については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号 指定管理者の指定については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第77号 指定管理者の指定について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第77号 指定管理者の指定については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第22 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第22、議案第78号 指定管理者の指定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第78号 指定管理者の指定につきましては、豊見城市立瀬長島野球場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

それでは市長から提案のありました、議案第78号 指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

指定に係る公の施設につきましては、豊見城市立瀬長島野球場となっております。指定管理者に指定する団体につきましては、那覇

市泊一丁目3番地2、名称 有限会社沖繩ゼネラル、代表取締役 長嶺善憲となっております。指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

次のページをおあげください。次のページは、瀬長島野球場の指定管理に係る業務内容ということになっております。人員体制、実施事業、管理施設についてということになっております。

次のページをおあげください。この採点表につきましては、11月10日に行われた採点であります。応募団体は1社でありましたので、その6割を超えておりますので、今回の提案になっております。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号 指定管理者の指定については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第78号 指定管理者の指定については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第78号 指定管理者の指定について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第78号 指定管理者の指定については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第23 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第23、議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,904万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351億5,629万2,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

第2条により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものとします。

第3条により、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によるものとします。

第4条により、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものといたします。

以上が議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時24分)

再 開 (12時24分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第24 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第24、議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止につきまして

は、与根体育施設設置地において、土地区画整理事業の施行に伴って土地利用の変更を可能とするため、廃止を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第25 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第25、議案第71号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第71号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、(仮称)豊崎中学校校舎棟建築工事における工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号 工事請負契約の変更契約の締結については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第26 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第26、議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、(仮称)豊崎中学校校舎棟電気設備工事における工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第27 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第27、議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、(仮称)豊崎中学校屋内運動場棟の建築工事における工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号工事請負契約の変更契約の締結については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第28 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第28、陳情の委員会付託についてを議題に供します。

本定例会において受理した陳情第9号 陳情書 国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を求めます、陳情第10号 清掃事業の組織化に向けた要望について(陳情)、以上2件については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第29 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第29、請願と陳情の委員会付託についてを議題に供します。

本定例会において受理した請願第2号 座安小学校区への公園設置について(請願)、陳情第8号 瀬長船溜まり場、航路、河川の

浚渫と護岸整備ほかについて(陳情)、以上2件については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月12日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (12時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員(4番) 長 嶺 吉 起

署名議員(5番) 新 垣 龍 治

— 令和5年第8回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年12月12日（火）

令和5年第8回

豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年12月12日（火曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長	久手堅 勝
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	人 事 課 長	翁 長 卓 司
管 財 課 長	大 城 光	デジタル推進課長	後 間 大 輔
企画調整課長	東上里 豊	産業振興課長	千 住 文 子
協働のまち 推 進 課 長	喜久里 則 子	社会福祉課長	仲 座 ひろみ
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	健康推進課長	大 城 泰 子
こども応援課長	安谷屋 元	子育て支援課長	喜如嘉 依 子
保育こども園課長	屋 宜 圭 太	都市計画課長	健 山 博 之
道 路 課 長	大 城 英 貴	公園緑地課長	金 城 司
農林水産課長	比 嘉 真 人	上下水道部 施 設 課 長	新 垣 栄
消 防 本 部 長	当 間 英 文	学 校 教 育 課 長	金 城 徹
生 涯 学 習 課 長	大 城 武	文 化 課 長	浜 本 亨

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
 日程第2. 一般質問

令和5年第8回豊見城市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年12月12日（火） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に高山美雪議員、瀬長恒雄議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号1 (12番) 波平邦孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、波平邦孝議員の質問を許します。

○ (12番) 波平邦孝議員 一登壇一

皆様、おはようございます。城の風、波平邦孝です。久しぶりの一般質問初日、トップバッターを元気よく務めてまいります。真っさらなマウンドに上がるというのはちょっと個人的にも気持ちがいいものだと感じております。今年は2月の市議会議員選挙からスタートしまして、はや4回目の一般質問をさせていただきますが、昨年の今頃、市民の皆様にお約束させていただいた公約の実現に向けて、しっかり気を引き締めて一步一步頑張っ、て、初心を忘れず務めてまいりたいと思っておりますので、執行部の皆様、よろしくお願ひいたします。

早速ではございますが、通告に従いまして、

一般質問をさせていただきます。

(1) 森の風テラス構想について。

① 市長公約である森の風テラス構想においては、他市町村との差別化を明確に図るべく、施設内に味の素NTC (ナショナルトレーニングセンター) のようなハイパフォーマンスサポートセンター (リカバリーを含む) を整備し、一流アスリートの合宿や市民の皆様の健康増進にもつながる施設整備を展開していくべきだと強く考えますが、市長の見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。波平議員の質問にお答えいたしたいと思ひます。

森の風テラス構想においては、新たな富を生むエリアとして位置づけております。そのためこのエリアをどのような内容にしていくかが大きなポイントになってくると考えられます。現在、同エリアの構想を策定しており、今後基本計画の策定等にフェーズが移ることになりますので、より具体的なイメージが出来上がってくるものだと考えております。波平議員の質問にありますとおり、同エリアのほかの市町村と差別化を図ることは必至だと考えており、ここにしかないオンリーワンのエリアにすることが非常に重要だと思ひております。NTC、つまりナショナルトレーニングセンターにつきましては、一流のトップアスリートが利用できる魅力的なコンテンツがありますけれども、一部の方の利用等に限定されるものと考えております。つまり一般の方々が使用できないということです。そのため自治体において管理・運営していくことは費用対効果、市民への説明責任を果たす

ことは非常に難しいと現時点では考えております。しかし、NTCにある機能の一部でもこの森の風テラス構想の一つのエリアで活用することができれば、一部のアスリートの方だけではなくて、全市民へ還元することはできると考えております。本市は全国市区において、年少人口率が高い自治体であります。この子どもたちが本市で育ってよかったと思う環境をつくるのが、行政の担うべきことの一つと考えております。そのため私の公約で英語教育に特化した施策も展開することとしております。スポーツにおきましても、子どもを中心とする取組を行うことができれば、沖縄県、全国、世界より注目を集める施策となることは十分に期待できるものであります。また本県はプロ野球選手の合宿が多くなされておりますが、これはけがをしにくい暖かい地域として認識されていることで、多くの選手が訪れているものだと理解しております。そのためこの現状を生かし、けがへのケア、体へのリハビリができる環境を本市でも整備することができれば、ほかの自治体と差別化を図ることもできると考えております。実際に現時点において、リハビリ等に特化した施設、施策を展開する自治体はあまり見られておりません。この施策を施設の利用者のみでなく、全市民へ還元できる仕組みを構築することができれば、市民の健康づくりに寄与できると考えております。現在本市は他自治体と比較し、高齢者の割合は低い方ではあります。今後高齢者の割合は増加していきます。さきの取組を進めることができれば元気な高齢者が増え、子どもたちだけではなくて高齢者まで多くの市民が健康となり、活性化に満ちたまちになるものと思っております。またスポーツ健康づくりを通し

て富を生むエリアになればと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長ありがとうございます。このNTCのようなというのは規模もレベルも全く違う話なので、ちょっと壮大過ぎて、もちろん違う話ではありますがけれども、今おっしゃられたように、NTCにある機能の一部をこの施設に盛り込んだ展開をしていくと面白いのではないかと考えております。まさにリハビリに特化した施設展開を整備すると、他市町村との差別化、市長がおっしゃられたように、県内プロ野球キャンプを含めて、サッカーキャンプもやはり他市町村はもちろんとうに行っているところなので、豊見城市が何に特化するかということも含めて、森の風テラス構想は私も大変楽しみにしている構想でございます。しかし、一流アスリートは多分合宿として使っても1か月ぐらいかというイメージがあるんですけども、残り11か月の使い方が課題となってくるのかと思っております。市民の皆様はどう還元できるかがポイントになってくると思いますが、現時点での市長のイメージがあればお聞かせください。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

波平議員がおっしゃるとおり、このNTCの機能を兼ね備えたにしても使う期間は言うっても1月、2月、それがシーズン。寒いときに沖縄に来ていただくという位置づけになっていますので、その残りの11か月、10か月はどうするんだという問題は確かに出てきます。私もそこはポイントだと思っておりましたので、今キーワードにありますリハビリというものに関しては、スポーツにおける回復力のことを言っていますので、アスリートに関しては非常に重要なポイントだとスポー

ツ科学でも示されているとおりであります、我が国はこれが先進国でありながら非常に遅れているという状況もあります。その先進国の中でも世界最先端を行っているようなところを調査研究するとともに、このリカバリーに関してはアスリートだけではなく、当然みんな人間ですから、市民の方々にも寄与するものだろうとっております。そのスポーツリカバリー、高酸素でボディケアをすると3倍ぐらいの回復力が得られるとか、そういったものに関しては当然、スポーツ選手だけではなくて、一般の市民の方々が訪れて、そういう機能を果たすことができれば当然、健康の維持につながっていくわけであります。そういった活用方法ができれば、そのリカバリーセンターというスポーツに特化した施設の隣に温泉施設だとか、スパだとか、そういう多くの市民の方々、それは当然子どもからご高齢者の方々まで活用できるという環境をつくっていくことが一つポイントだろうと思っておりますので、それができれば心と体のセルフケアにももちろんなりますし、市民のQOL、クオリティ・オブ・ライフもしっかり整えていくような非常にできてよかったと思えるような施設になるものだと思っておりますので、まずはその仕組みづくりを展開していきたいと思っております。そうすれば人生の質、生活の質、市民全体の質が上がっていくということを期待しておりますので、そこを目指して進んでまいりたいと思っております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

先ほどの市長のご答弁の中でもスポーツと健康づくりを通して富を生み出すまちづくりというのが非常に魅力的だと。本当に心底わくわくさせていただいております。やはり前市政のスポーツ拠点エリア構想については、

私も何度もいろいろ提言させていただいたんですが、やはり絵に描いた餅のようで、実現性がちょっと低かったか感じております。スポーツサイエンスを含めて、全市民に還元できる施設展開、施設整備に向けて、スポーツ拠点エリア構想との整合性ももちろんあるとは思いますが、しっかりと、徳元市長だからできる実現力を全面に出していただいて、総務企画部長、そして企画調整課長を中心に職員一丸となれば必ず実現できると私は信じております。改めてではないんですが、市長の決意表明を簡潔にお願いします。

○ 市長 徳元次人

簡潔にお答えします。

現在基本構想の策定中であり、今後基本計画の策定を実施してまいります。それぞれのフェーズにおいて課題が生じることも想定されておりますけれども、順調に前に進めるよう取り組んでまいります。またこれまで以上に、今、説明をさせてもらいましたことを中心に、市民の皆様にお伝えすることで、より理解力が上がり、そして議員の皆様のご協力も必要となっておりますので、どうぞこれから先もよろしくお願ひしたいと思います。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

この①の質問の最後に、森の風テラス構想の実現に向けては、私は民間活力一択しかないと自信を持って提言させていただきたいんですが、当局の現時点の見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

民間活力を生かすPPP／PFIの手法を含めて検討していきたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

総務企画部長、ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

②森の風テラス構想整備にあたっての補助メニュー、事業手法を具体的にお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在森の風テラス構想については、(仮称)豊見城市スポーツ拠点エリア構想を含め、一体的になるよう検討を進めているところです。現時点におきましては、基本方針、エリア内ゾーニング等の決定を終えておりますので、今後につきましては、事業者ヒアリングを通して基本構想における本エリアの導入機能案や、実現方策等の取りまとめを行い、基本構想の素案を策定する予定であります。また基本構想の素案を取りまとめた後、市民からのご意見を賜るパブリックコメントを実施することとしております。整備につきましては、補助制度の活用のほか、民間活力を活用するPPP/PFIについても検討をすることとしており、補助制度を活用する際には、より補助率の高い制度を活用する必要がありますので、沖縄振興予算をはじめ、広く調査研究を行うこととしております。なお、事業手法の詳細につきましては、基本構想策定後における基本方針計画の策定時に導入可能性調査を行うことを想定しております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

市民の皆様から、例えばこういった施設にしたいんだ、ああいった施設にしたいんだというパブリックコメントですか、これはいつ頃時期を予定しているのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市民からのご意見のパブリックコメントにつきましては、現在策定中であり基本構想に対しまして、来年1月下旬頃をめどに実施を予定しているところであります。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

分かりました。先日から全世界を巻き込み、プロスポーツ選手史上初ですか、10年、約1,010億円、ドジャースと破格の契約を結びました、日本が誇る大大大スターの大谷翔平選手、本当に我々日本人の誇りだと思っております。大谷選手のようなスーパースターがもしかしたら我々のまち豊見城から出るかもしれない。子どもたちの可能性は無限大だと感じております。子どもたちにとっても森の風テラス構想については、私は夢のある施設整備が求められる時代に突入しているのかと思っております。今議会、私はトップバッターなので、この後にも森の風テラス構想について質問を控えている議員の方もいるとは思いますが、ぜひ前向きな提案型の質問で、様々な情報を逆に執行部の皆様に教えていただき、実現に向けて一致団結していけたらいいなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。次の質問に移ります。

(2) 環境整備について。

望まない受動喫煙の防止、作業効率化の観点から、敷地内特定屋外喫煙所を整備するなどの施策を講じていく必要があると考えますが、当局の見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本庁舎は健康増進法において、第一種施設に分類されており、敷地内禁煙となっております。これは屋内、屋外に限らず、敷地内は禁煙で、敷地内に駐車している車の中でも禁煙となります。第一種施設への喫煙場所の設置は、基本的に望ましいものではありませんが、やむを得ない場合に例外的な対応として、特定屋外喫煙場所の設置が認められております。特定屋外喫煙場所の整備につきましては、

屋外であることや、施設を利用する人が通常立ち入れない場所であることのほか、近隣施設に隣接しない場所であることといった措置が必要となります。本庁舎は豊見城中学校に隣接していることから、特に配慮が必要だと考えております。また本庁舎屋上は市民や職員の利用を想定していない転落防止用の柵が設置されておりませんので、特定屋外喫煙場所としての利用は安全面での課題があります。現時点では本庁舎敷地内へ特定屋外喫煙場所を設置する予定はございませんが、今後とも敷地内禁煙を徹底し、望まない受動喫煙の防止に努めてまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

再質問に入る前に、私も喫煙者なので、自分を柵に上げて再質問をさせていただきます。

喫煙分煙については、健康増進法の一部が改正なされて、地方自治体の責務は望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境を整備する。そして豊見城市役所庁舎は第一種施設となり、それらの場所では屋外の一部の場所で受動喫煙防止対策が取られれば特定屋外喫煙所として整備することができるとされております。この現状を踏まえて、改めて当局の見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現行の健康増進法においても、本庁舎設置が難しいと、先ほど第一種であるという答弁をしております。全国市長会のほうからも決議書が国のほうに出されております。その辺の国の動向を注視していきたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

中央の各省庁に出向いた際も、しっかりと屋上等を活用して特定屋外喫煙所の整備がさ

れておりました。分煙についてしっかりと共存している様子も見てまいりました。でもさすがに本庁舎は、先ほど総務企画部長がおっしゃったように、豊見城中学校が隣接しているため、児童・生徒に与える影響を考えますとなかなかハードルが高い現状も理解しております。今後の分煙家との共存、そして作業効率化も含めて、例えば市民の皆様も1階で書類を取るときに外に出て、市役所の周辺というんですか、そこで例えば喫煙して、穴に入れたりとか、そういった光景も何回か見たことがありますので、例えば庁舎内にということもハードルが高いのは理解しておりますが、もっともっと職員とお互いで知恵を絞りあっていけたらと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

(3) 不妊治療に対する市独自の支援について。

令和4年4月より不妊治療が保険適用になりました。しかし、不妊治療はもともとの治療費が高額であることから保険適用となってもまだまだ負担が大きい現状です。他市町村の事例を参考に、不妊治療にかかる治療費等の支援が市独自でできないか、当局の見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

不妊治療を受けている人は年々増えており、2021年社会保障・人口問題基本調査、結婚と出産に関する全国調査によりますと、実際に不妊の検査、または治療経験がある夫婦は4.4組に1組に上っています。不妊治療には頻繁な通院が必要となる場合もあり、その治療内容や治療に随伴する症状も相まって、患者には荷重な精神的負担、経済的負担が伴います。こうした不妊治療の経済的負担軽減を

図るため、令和4年4月から人工授精等の一般不妊治療、体外受精、顕微授精等の生殖補助医療について保険適用が実施されております。保険診療には3割の自己負担が発生いたしますが、医療費が一定額を超過した場合には、高額療養費制度にて負担軽減が図られていますものと考えます。さらに患者の状態等に応じて、追加的に実施され、保険診療と併用が可能である先進医療については、令和4年度より沖縄県が先進医療不妊治療費助成事業において助成を実施しているところであります。このように今般、不妊治療に関する負担軽減を図る制度が整備がされてきておりますが、依然子どもを望む夫婦の心理的、経済的負担が大きい現状であることには代わりはございません。市独自の支援等につきましては、国、県の支援策を踏まえ、他市町村の取組も参考にしながら、今後精査、検討を図ってまいります。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

こども未来部長、ありがとうございます。この不妊治療の保険適用については、私は、菅前総理の功績は本当にすごいことだと思っております。県内の事例で申しますと、北部地域でいいますと、国頭村、大宜味村、東村で交通費の支給をしているということです。これは多分クリニックが近隣にない中での交通費の支給だと理解しております。11市でいうと、南城市が久高島からの交通費の支給、名護市も交通費の支給がスタートすることでした。我が豊見城市においては、近隣も含めてクリニック等も充実していると理解しております。その中で交通費の支給という観点ではなくて、違った形での支援ができないかという趣旨で再質問をさせていただきます。

現在、豊見城市で把握できている過去3年

間の不妊治療を実施された方はどのぐらいいるのか、お伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

全ての不妊治療の件数が把握できていないため、県が令和4年度まで実施をしていた沖縄県特定不妊治療費助成事業で、本市の市民が助成を受けた件数をお答えいたします。令和2年度は97件、令和3年度は115件、令和4年度は27件でございます。なお、令和4年度は保険適用移行期の経過措置として、年度をまたぐ1回の治療費についての助成件数となっております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

今おっしゃられた数字というのは、年間出生率、出生数の割合でいくとどのぐらいなのか。

○ こども未来部長 森山真由美

先ほどお答えしたように、全ての不妊治療の件数が把握できていないため、そういった割合が今、算出できていない状況でございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

これも今後ちょっと調べていただけるように、よろしくお願ひしたいです。不妊治療について調べると、全体の4割がご懐妊に至ることでした。実際にトライしている実数というのはもっと多いのかと思っております。年少人口の割合が全国的に高く、子どもが多いまち豊見城だからこそできる支援の形、そして不妊治療助成の先進モデルとして、県内外にアピールしていく必要があると思っております。市長、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今、波平議員がおっしゃるとおり、4割の方々がご懐妊に至るということにいたしましたは、非常に効果的なものだと思っておりますし、実は私は妻との間に4人の子どもがいるんですが、実は不妊治療をトライしようとした時期がありました。そういうことも含めて、全く遠いものではないと思っておりますし、子どもが多く育つまちだからこそ、今後は展開していかなければならないだろうと思っはいるんですけども、今現在どういう課題があつて、どのようなことにフォーカスしていかなければならないのかということの課題の整理からまずはさせていただきたいと思つたので、今、ご提案のあることは非常に重要なことだと捉えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

ありがとうございます。今おっしゃられている課題をしっかりと抽出して、何が大事なのかというのを整理していただいて、前向きな検討をよろしくお願ひいたします。

（5）から行きます。消防行政について。

①市民の生命、身体及び財産を最前線で守っている消防職員の業務負担の緩和に向けた令和6年度の増員について、当局の見解をお伺ひします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

議員ご質問の令和6年度の消防職員の増員につきましては、去る12月3日に令和6年度職員の採用に向けた採用候補者試験の第3次試験を実施したところで、今月中旬に最終合格者を発表する予定となっております。昨今の消防を取り巻く環境は、火災や救急の対応のみならず、大規模地震や台風等の自然災害、さらには感染症災害等など、複雑多様化しており、新たな事象に対応する消防の役割は大

きいものと考えております。このようなことから採用候補者試験の結果を踏まえ、令和6年度の増員も図つてまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、副市長をはじめ、総務企画部長、そして人事課長、消防職員の増員にご理解を示していただき、本当にありがとうございます。引き続き消防職員に光を当てていただいて、強固な体制づくりに向けてご理解、ご協力をお願いします。

②に行きます。消防力整備計画について進捗状況をお伺ひします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

消防力整備計画につきましては、おおむね作成済みであり、今後は関係する部署へ情報提供する予定でございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

再質問に入る前に、この質問取りの段階で、消防力整備計画は内部資料となるため、公開ができないという旨も聞いておりますけれども、私はやはり公開していただいて、消防の方向性はこうなんだというところも示す必要もあるのかと思うので、検討だけお願ひします。再質問に入ります。

令和4年4月1日時点では、職員数は64名、令和5年度の採用が3名なので、現在は67名となります。人事課が提出した定員管理計画には消防が示す人数は72名となっておりますが、この消防力整備計画においても整合性は取れているという認識でよろしいでしょうか。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

消防力整備計画では、条例定数72名を目標値と明記しております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

この定員管理計画、人事課が提出したのは5年スパンだと思いますけれども、消防に関しては令和11年までに5名の職員を新規採用していくという方向性でよろしいでしょうか。

○ 消防長 高良 寛

そのとおりでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

この72名という体制が整うと、体制がどのように変わり、例えば消防職員の負担軽減につながるのか、具体的に求めます。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

現在の最低確保人員は13名から15名、あるいは16名まで引き上げることが可能になると考えます。そうすることにより、非番、週休者の招集対応勤務が軽減され、職員の負担軽減も図られるものと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

③消防職員の育休取得について現状と課題をお伺いします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

消防職員の育児休業につきましては、令和4年度に初めて育休を取得する職員が生まれ、4名の職員が育児休を取得しました。今年度は11月30日までに9名の職員が育児休を取得しております。また現在3名の職員が育児休業の承認手続をしており、令和6年3月までに育児休を取得することになっております。課題としましては、育児休の取得は今後も不定期にあるものと想定され、長期の休業や2名以上の休業期間が重なった場合に、消防体制の確保が課題になるものと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

もちろん国も育休取得に関しては、推奨しておりますし、もちろん大事な制度だと理解しております。各消防本部にもヒアリングさせていただいたところ、隊員の育児休暇の取得によって、職員の有給休暇が取りづらい環境があるとのことでした。本市においても同じような状況なのか、お伺いします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

県内の他の消防本部でも育児休業者が出ているという情報は得ております。当消防本部も同様に、有給休暇が取りづらい環境があると認識しております。このことについて現在、消防本部内でどのような改善策があるか協議を重ねているところでありますが、今後は人事部局の意見も仰ぎながら、環境改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

消防職員については、現場の最前線で働いていただいているプロフェッショナルだと思っております。日々の鍛錬を含めて、やはり体育会系の風潮もまだまだあるのかとは思っております。私が提言したいのは、諸先輩方が率先して、若い世代の皆様が有給休暇を取りやすい環境づくりをまず始めていただいて、育休休暇取得と同時並行で皆様にとって働きやすい環境づくりに努めていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお伺いいたします。

(6) 農業振興について。

①沖縄型耐候性園芸施設補強・改修事業の進捗状況を具体的にお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

沖縄型耐候性園芸施設整備事業における補

強・改修事業につきましては、市ホームページ及び広報とみぐすく等において、事業実施の周知を行い、申込み期限であります11月20日までに10件の応募をいただいたところであります。現在、応募があった施設について、補助対象要件を具備していることの確認作業を行うほか、見積書に記載された内容について、事業者及び農家から聞き取りを行うなど、審査に向けての準備を進めているところでございます。今後のスケジュールとしましては、年内をめどに産地協議会における審査結果を基に、対象施設を決定し、事業者の選定及び契約締結、補強・改修工事を実施してまいります。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございます。10件の申請があるとの答弁でしたが、地域で東西で分けたときに、申請割合が多い地域はどこか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

今回申請をいただいている10件の地域での内訳につきましては、東部が7件、西部が3件となっており、東部が多い状況でございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

この事業についてどこまでを支援の対象とするのか、内容をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

補強・改修に係る支援の内容につきましては、沖縄県が作成した耐候性園芸施設補強・改修事業実施のためのガイドラインに示されている具体的な実施例のほか、本市の産地協議会において、補強・改修に該当すると判断した事例のうち、事前に沖縄県と協議を行い、

適切と認められた取組について支援の対象といたします。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

県内初の支援案件となります。本当に班長を含めて、現場にて対応していただいている職員の皆様に本当に感謝しかありません。ちなみに、この支援の対象の基準をどのように定めるのか、本市単独で基準を定めるのは厳しいと考えます。沖縄県としっかり協議ができてきているのか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

支援対象の基準につきましては、本市の産地協議会のメンバー及び沖縄県の担当者との情報共有しながら、申請者から提出いただいている見積書を基に、事業者にはアヒアヒリングを行っているところでございます。見積り内容を確認し、当該事業の趣旨に沿った取組となっているか、しっかりと協議してまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

令和6年度の予算確保に向けて、沖縄県との調整状況をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

本市では令和6年度においても当該事業を継続して実施していく予定であることから、沖縄県に対し、今年度と同規模の事業要望を行っているところでございます。令和5年度における事業の実績等を踏まえ、必要に応じ、沖縄県に対し、追加要望等の働きかけを行うなど、事業の円滑な実施に向けた調整を行ってまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

経済建設部長、島袋大県議の県議会をご覧にまだなされていないんですか。沖縄自民党

というYouTubeで見られますので、ぜひ見てください。我々が4月からの経緯も含めて、こうやっているんだと、市町村の思いもしっかりと訴えていただいておりますので、ぜひお時間のあるときに、つながると思うので、しっかりと見ていただけたらと思います。令和6年度においては、去る県議会でもありましたが、南城市、今帰仁村、そして我が豊見城市が手を挙げている状況とのことでした。去る12月7日に、先ほど申した島袋大県議が新年度予算に向けた予算措置、そして予算枠拡大を心強く、力強く訴えていただきました。本市としても予算枠の増額も含めて、沖縄県に必要性を強く訴えるなどして、要望する必要があると私は思います。見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

令和5年度において予定していた予算規模を上回る申請があったことから、当該事業に対する市内農業者の期待度の高さが伺えるところでもあります。令和5年度における事業の実績を踏まえ、令和6年度においても引き続き支援を行っていけるよう、必要な予算確保はもとより、予算枠拡大に向けた要望を行うなど、沖縄県と密に情報共有しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

国は一括交付金として8割を支援することも認めております。2割については、農家の方々の全額負担となることも、もちろん農家の方々も理解しております。今年度の沖縄県の補正のみで終了させるのではなく、やはり予算枠増額も含めて継続して支援していく必要が私はあると思っております。今年4月、先陣を切って我々と一緒に国と交渉していた

だいた徳元市長の思いを改めてお伺いします。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

この事業については、全国的に全く補助メニューがなかったところからスタートしたと思っています。波平議員おっしゃるとおり、農家の皆さんに関しては、本当はこれをやりたいということの一番ニーズが高かったということも理解をしていますし、おっしゃるとおり、今年4月には私も同行させていただきながら、精力的に農業振興を図っている波平邦孝議員を先頭に、新垣繁人議員、新垣亜矢子議員と一緒に、内閣府の方々にお会いしたところ、本当に今でも非常に深く印象に残っているところではあるんですが、そこをつないだ西銘恒三郎代議士、そして県が主体でありますので、今年度補正予算で3,000万円、豊見城市だけにこの事業が適用されているということは、やはりほかの誰でもなく島袋大県議だったということ、この連携は本当に私は見ていて見事だと。政治が動いた瞬間だったということも思っていますが、それがゆえにできたこの財源でありますし、大事な新しく創設されたメニューだと言っても過言ではないと思っています。それを活用して、この3,000万円の枠に対して、相当な大分オーバーする予算枠で要求がなされていることについては、当然次年度に対するニーズも高いでしょうし、これからずっとやり続けなければいけない大事なメニューだと思っていますので、そこに向けて当然、予算拡大もそうですが、事業内容はどういうふうなものが適合するかということも含めて、微調整も当然ずっと必要になってくると思いますので、そこは現場の皆さんの意見を中心に整えさせながら、我々行政としての国、県に対しての

要望についてもしっかりと精査をして、今後も進めてまいりたいと思います。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、力強い答弁ありがとうございます。次に行きます。

②国の根幹でもあり、まちづくりの主役となる第一次産業の活性化に向けて以下をお伺いします。

(ア)農業の街豊見城が「本気」で今後、農業振興を図っていく上では、当初予算にかかる農畜産業予算の倍増や積極的な見直しをしていく必要があると強く考えます。当局の見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

持続的な農業振興を図るためには農業に携わる人が安定した収入を得ることができ、新たな担い手が増えるような環境を整えていくことが重要と考えております。農業生産資材や飼料、肥料等の価格高騰に加え、農家の高齢化、農地の減少など、農家を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。こうした課題に対し、従来の支援策に加え、スマート農業の導入など、新たな取組に係る支援について、国や県の補助メニューを有効に活用した事業の実施体制を整えるとともに、真に必要な予算の確保に向け、積極的な見直し、要望を行うなど、農業のまち豊見城の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

私は過去今まで常に農業のまち豊見城の振興が何より大事だと訴えてまいりました。初めて経済建設部長の口から今、農業のまち豊見城という発言をお聞きしたかと認識しております。一歩前進かと思っているところでございますが、今回改めてこの質問をさせてい

ただいたのは、去る11月の経済建設常任委員会所管事務調査において、福岡県直方市を訪問させていただきました。与野党問わず、農業振興についていろいろと勉強をさせていただきました。福岡県直方市、人口が約5万5,000人、総農家数404名、農林水産費が約4億円、農業産出額が約15億円となっております。我が市と人口と総農家数もさほど変わらない状況ではございますが、我が豊見城市においては、農畜産業費が約7,000万円となっております。もちろん予算をつけていただいている状況には感謝しかありませんが、あえて私が申したいのは、本気で農業振興に取り組んでいくには、やはり職員数については理解しますが、現事業のボリュームアップですとか、例えば強化を含めて、今後検討していく必要があるのではないかと考えております。見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

波平議員のご指摘の農林関係予算の規模の相違につきましては、それぞれの地域における農業、畜産業の規模の違いはもとより、林業、加工業といった産業構造の違いのほか、熊やイノシシなど、野生鳥獣被害等への対策に多額の費用を要する地域があるなど、地理的環境における取組が大きく異なることから、一概に数の大小で比較できるものではないと考えます。しかしながら、農業振興の推進に向けた生産農家へのバックアップの拡充を図ることは大切であると考えておりますので、農家との意見交換により、現状と課題の把握に努めるほか、現行の補助事業を活用した支援の拡充及び一括交付金等を活用した支援策の実施についても検討を行い、必要な予算の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えて

おります。

○ (12番) 波平邦孝議員 —再質問—

時間がありませんので、スマート農業は3月定例会にやらせていただきます。2023年は2期目の再選からスタートして、個人的なイベントも皆様のおかげで無事に終了することができ、本当にいい年になりました。残りの2023年も気を引き締めて頑張ります。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

消防長より答弁発言の訂正がありますので、発言の訂正からお願いします。

○ 消防長 高良 寛 —訂正—

先ほど波平議員の(5)の②の再質問で、計画どおりの72名の定数を確保することによって、体制がどのように変わって、職にどのような影響があるか伺うの答弁で、「非番、週休者の非常招集対応勤務が軽減され」とお答えしましたが、「非番、週休者の招集対応勤務が軽減され」に訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長 外間 剛 —許可—

ただいまの訂正については、議長にて許可いたします。

— 通告番号2 (11番) 新垣亜矢子議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、新垣亜矢子議員の質問を許します。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 —登壇—

皆さん、おはようございます。城の風、新垣亜矢子でございます。早速ではございますが、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず(1)孤独・孤立対策についてですが、これは孤独・孤立対策というものは、本当に対象がとても広いので、子どもからお年寄り

まで該当する方が本当に幅広くいらっしゃいます。義務教育が終わって高校、大学、専門学校、社会に出てしまうとさらに把握が難しくなる案件でございます。教育委員会、社会福祉課、健康推進課、こども応援課も社会福祉協議会なども全ての地域などに広がっていく問題でありますし、各課がそれぞれで対策を進めようとしていてもどこかにつながりがないと見つけ出すのは難しいかと思っております。さらに自ら一人であることを望んでいる人なのか、望まずに孤独になってしまい、助けを求めている人なのか、その違いは大きいと思いますけれども、特に望まずに孤独になっていて、助けを必要としている方へどのような方法でコンタクトを取るのかが課題となります。総合的な孤独対策に関する政策というふうに考えております。

(1)孤独・孤立対策について。

令和6年4月1日施行される孤独・孤立対策推進法は、地域の一般市民をつながりサポーターとして地域の支援につながる取組等の普及を目指している。孤独・孤立問題の深刻化で、既存の政策では対処が困難になり自治体の取組に大きな差が出ている。そこで以下を伺います。

(ア)本市のひきこもり等の実態を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

ひきこもりにつきましては、ご本人や家族等からの電話による相談や、直接窓口にお越しになられての相談もでございます。しかしながら、市内におけるひきこもり等の実態につきましては、実態調査等を行っていないため、現在のところは把握できておりません。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

先ほども私も言いましたけれども、なかなかこの調査は該当する方にたどり着くことが難しいかと思えますけれども、この孤独・孤立対策推進基本法が施行されるきっかけになったのが、ネット上での24時間365日のチャット相談に応じているNPOがあります。これが「あなたのいばしょ」というところなんですけれども、その理事長で慶応大学3年の大空幸星さんが、「今、相談窓口は本当に逼迫している状態です。このままでは学生の自殺者が増加してしまう。この現状を知ってほしい。望まない孤独は各省庁にまたがる大きな問題だ」ということで、国会議員に直談判をして、それが鈴木貴子衆議院議員ですけれども、そこがきっかけになって議論がスタートして、加速したのになっているそうです。まさに今、答弁にもありますように、現在の豊見城市も各課にまたがる問題ですし、連携がなかなか取れていなくて、現状が把握できていない状態なんですけれども、ここでモデル地域としてエントリーをすることで、調査に必要な予算を拡充することができます。これで調査に必要な予算を拡充するというのが各課が連携しやすくなる。本気で取り組むことが大事だと思っているんですけれども、この予算は1団体当たり市町村単位で単独だと400万円、複数の市町村広域でやると800万円程度、団体数の調整をしながらやるそうです。豊見城市の孤独・孤立の現状を把握するためにもこの予算を使ったほうがいいのかと思えますが、今後の公募に備える必要があると思えます。令和5年度は公募は終わっているんですけれども。

そこで(イ)地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業について積極的に

取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業とは、地方公共団体、民間、NPO等の支援団体が共同でプラットフォームを設置して、孤独・孤立対策に取り組む活動を国が支援する事業でございますが、孤独・孤立の問題は年々深刻化しており、対象となる年齢層も幅広く、関係する行政の窓口も多岐にわたることから、官民連携プラットフォームの設置は孤独・孤立対策を推進する上で大変有効な手法であると認識しております。プラットフォームを設置するためには、庁内関係部署間において、情報共有連携が図られていることが重要であると考えております。そのためまずは孤独・孤立対策事業に関わる庁内関係部署の連携体制の構築について、現在検討してまいりたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひ庁舎内まずはまとめていただいて、また官民連携で行えるように進んでいただきたいと思います。今ほとんどの方が携帯電話を持っていて、SNSなどでつながることが簡単にできるようになっております。小中学生もギガスクールのおかげで1人1台の端末を持っている。その中で授業が進められていますけれども、インターネット環境の整備で孤独・孤立を防ぐ対策としてもデジタル化をしていくというふうに政府も言っております。また政府がデジタル民生委員なども取り組んでいくということを言っておりますので、支援体制の確立もしっかりと政府とともに豊見城市も行っていただきたいと思います。これは孤独・孤立の問題は性別、年齢問わず、誰にでも起こり得る問題ですので、

ぜひとも手当というか、問題が大きくなる前にやっていただきたいんですけども、これは相談窓口の政府がPRをしております。内閣官房ホームページのほうに、「あなたはひとりじゃない」、孤独・孤立対策担当室というのがありまして、そこに「あなたのための支援があります」というところがありまして、そこを開くと相談窓口をチャットボットで紹介していますので、自分がほしい支援、自分が相談した内容に従って相談窓口を紹介してくれるというのがありますので、ぜひこちらも広報活動を市としてもやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。次にまいります。

(2) 子育て環境の充実についてですが、私はこれまで議員になってから何回か取り上げております。平成26年3月、平成28年9月議会で学校図書館の活用を提案してきましたが、再度提案をしたいと思っております。(1)の孤独・孤立の質問ともつながりますが、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係していると思っております。子どもが生きていく上で居場所があることは本当に重要なことだと思っております。こども家庭庁から子どもの居場所づくりに関する指針が示されていて、その中に学校は子どもの居場所としての福祉的役割を担っており、その認識の下、学校、家庭、地域が連携、協働し、居場所づくりを推進するとあります。子どもの居場所とは、子どもが過ごす場所、時間、人の関係性全てが子ども、若者にとって居場所になり得る。またその場や対象を居場所と感ずるかどうかは本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすかなど、子ども本人の主体性を大切にすると。また居場所づくりとは、居場所とは子ども本人が決めるものである一方

で、居場所づくりとは第三者、他人が中心となり居場所をつくることである。そのため居場所と感ずることと、居場所をつくることには隔たりがあるとあります。だからこそ、子どもの居場所づくりが目指す理念、全ての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、将来にわたって幸せな状態で成長し、社会で活躍していけるよう、子ども真ん中の居場所づくりを実現すると。これがこども家庭庁が言っている指針の中にありますけれども、これらの観点から今、豊見城市は学童クラブや放課後児童クラブへ通っている児童、クラブ活動をしている児童など何らかの居場所が整備されているんですけども、全ての児童を対象に学校を放課後の居場所の選択肢の一つとして、環境を整備する必要があると思っております。また年少人口の割合が日本一多い豊見城市だからこそ、今後も続く学童クラブ待機児童問題の根本的解決の一助として取り組むべきだと考えておりますので、何回も提案をしています。

(2) 子育て環境の充実について。

地域社会の中において、児童・生徒が放課後に安全・安心に過ごせる「居場所づくり」が重要な課題となっている。文部科学省・厚生労働省の連携による総合的な放課後対策として、放課後に学校の図書館を地域の子どもに開放する等、有効活用できるのではとの期待がある。

①全児童対象の小学校施設・学校図書館を活用した子どもの居場所作りについて見解を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

児童・生徒が放課後に安全、安心に過ごせる居場所づくりについては、次代を担う子ども

もたちの社会性、自主性、主体性、創造性の育成を図る観点からも重要であると認識しております。本市においても放課後児童クラブや放課後子ども教室、子ども食堂など、様々な子どもの居場所づくりの取組を進めております。ご質問の全児童対象の小学校施設、学校図書館を利用した子どもの居場所づくりにつきましては、現在におきましても、下校時間までの間、学校図書館等は居場所としての機能が発揮されているものと聞いております。全児童対象の小学校施設、学校図書館等を活用した子どもの居場所づくりにつきましては、スペースの確保などの課題が想定されておりますが、地域社会において児童・生徒が安全、安心に過ごせる居場所づくりは大切な取組であると認識しておりますので、引き続き教育委員会とも調整を図ってまいりたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問—

確かに放課後は今、既に遊んでいる子どもたちもいますけれども、下校時刻が4時半ぐらいですか、早いです。例えば伊良波小学校では目の前の中央図書館で放課後の居場所にもなっています。保護者が迎えにくるまで過ごす児童もいますし、これが市内の各小学校の学校図書室がその役割を担えるのではないかというので、その居場所としての学校を、私はずっと言い続けているんです。事例として、新宿区で行われている放課後こどもひろばというのが一番分かりやすいと思うんですけれども、民間委託をして見守りの人員配置をした上で、学校施設、図書室、空き教室など、運動場とか、体育館とか、1年生から6年生まで全児童を対象に、登録した児童が保護者と児童との約束の下で、学校を居場所として、これは放課後の下校を過ぎた6時まで

受け入れて見守りをしながら過ごせると。保護者負担は無料、放課後の下校時刻が長くなったという感覚です。6時から7時は預かり機能をプラスして、放課後こどもひろばプラスというふうになっていて、ここは別途おやつ代をもらおうと。利用料は基本的に無料、学童クラブへ預けるほど心配ではないけれども、大人の見守りの下で放課後を安全に過ごせて、万が一けがをしてもすぐに対応してくれるスタッフがいる。そういう環境が安心につながると思います。あるアンケートでは、放課後にもっと友達と遊びたいという小学生が76%いるんです。けれども、実際は友達と遊ぶのが週1回以下、70%はそうやって、週1回以下で友達と過ごしているという環境になっているそうです。管理するのではなくて、児童が自由に遊びたい、集まりたい、自主的に活動する自由な遊び場の提供ということがこの学校の施設を利用したというふうを考えていただきたいんですけれども、地域の活動も積極的に取り入れてもいいし、異なる学年、地域の人たちとの交流が図れると。学校の行事や状況に合わせて、その居場所が開かれるということなので、安心して過ごすことができる。あれこれ言っているんですけれども、まとめて簡単に言うと、放課後学校施設を居場所として、大人の見守りを配置して、下校時刻を延ばす。ここにいてもいいよという学校で子どもたちが遊んでいるのを見守るための事業だと。簡単なことだと思うんですけれども、あえてプログラムを組むのではなくて、参加も帰宅も子どもと親の、親子での約束の下に自由にすると。新宿区は小学校30校で実施しております。豊見城市は8校なので、やる気になればできると私は思っているんですけれども、放課後の居場所として、学校施設

を利用する。下校時刻を6時、あるいは7時に延長することを検討するとなった場合に、どこが主管課となって、この事業を検討していくのか、そこをお聞きしたいと思います。お願いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

主管については内容等を精査しながらどこがやっていったほうがよりスムーズに行くかというところの検討が必要になってくるかと思えます。子ども・子育て計画等もございまずので、そういった中身も精査しながら、引き続き子どもの居場所については、令和7年度から始まる第3期の計画においても取り組むことになっておりますので、その辺はまた教育委員会ともしっかり連携を図っていただくと考えております。

○ **(11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一**

ぜひ実現していただきたいと思うので、よろしくお願いします。

次のアフタースクールなんですけれども、現在行われている放課後こども教室、これが週1回程度行われて、プログラムをこなしていくものなんですけれども、私が言っているアフタースクール事業というのは、毎日何かしらのプログラムを設定して、放課後の時間を充実させていくというものです。これは利用料が発生するものなんですけれども。

②アフタースクール事業を本市でスタートすることについて見解を伺います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

アフタースクール事業につきましては、取り組んでいる事例を確認いたしますと、千葉県千葉市において、児童福祉法第34条の8に基づく、放課後児童健全育成事業と文部科学

省が推進する放課後こども教室を一体的に運営している事例がございます。また東京都23区における渋谷区等においては、放課後の教室や体育館、運動場、図書室等の学校施設を開放し、保護者の就労状況に関わらず、全ての児童を対象とした無料で利用できる居場所の提供に取り組んでいる事例もございます。いずれの事業につきましても、施設所管課や学校現場、放課後に施設を利用している団体等との合意形成や安全性の確保、財政等の問題をクリアし、事業を実施しているものと思われまますので、本市の実情を踏まえながら調査研究を進めてまいればと考えております。

○ **(11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一**

アフタースクールは先ほど言った学校の施設を子どもの居場所にするというこの先にこの事業があるのかと思っているんですけども、ぜひ議論していただきたいと思えます。実際、豊見城市で先ほど言った子どもの居場所としての学校の活用、これは全児童対象。今、答弁にもあった千葉市のアフタースクールなど、県外でも既にいろいろな事業がスタートしておりますので、ぜひ該当する地域の視察を担当課として連携していただいてやっていただきたいと思うんですけども、先行地域を視察することについていかがでしょうか。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

先行地域を視察することは、今後事業につながる上では非常に効果的なものであると認識しておりますので、予算の確保等、そういったものも含めて、また検討をしてみたいと思います。

○ **(11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一**

ぜひよろしくお願いします。そこにはやは

り予算が必要ですので、財源をどうするかという問題になると思うんですけども、今、豊見城市内の公園はボール遊びができる公園がとても少なくなっていて、ボール遊びをしていると叱られる、近隣の人から注意を受けるといふ環境、あと掲示にボール遊び禁止という掲示が数多く出ておりますので、実際、のびのびと遊べる場所が少なくなっております。ただ、学校施設というのはもともとそういう子どもたちの居場所ですから、ボール遊びを運動場でできます。体育館でもできるという環境ですので、大きな施設整備は必要ありませんので、柔軟な対応と議論で実現させてほしいと思うんですけども、徳元市長、放課後の子どもの居場所づくりについて、見解を伺いたいと思います。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

放課後学校でそのまま遊べる環境が続くというのは非常にいいことだと思っておりますし、当然、習い事をしていて、学校が終わってすぐに行かなければいけない子は当然いるのは承知をしているんですが、そうではない、親の帰りを待つ、それが学校で位置づけられるということがあればもちろん、繰り返しになります。非常に効果的なものだと思っております。今、議論にあるように、それに行き着くまでの課題整理はやはりしなければならぬと思っておりますし、子どもたちがそれぞれの選択肢の中で、ライフスタイルの中でずっと学校がいいという子ももちろんいれば、そうではない子ももちろんいるので、新垣亜矢子議員がおっしゃったように、居場所と居場所づくりの差があるということは認識をしたところでありますので、そこに向かって、ある程度の形をつくれるような流れを進めて

まいりたいと思います。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問

ぜひ予算も含めて、よろしく願いいたします。続いて、(3)に行きます。

(3)教育行政について。

これは先日、私、World Classroomを豊見城中学校でやっているのを見学させていただきました。台湾の学校との国際交流事業でありまして、子どもたち、生徒がとても生き生きと、画面越しではありますが、オンラインの国際交流事業をしております。大変豊見城市が前に進んでいるなど。教育環境がよくなってきたと感じているんですけども、そこでちょっとお伺いしたいんですけども、市内中学校でスタートしたWorld Classroomは、ICTを活用し、スピーキング練習や海外の教室とつないだオンラインの国際交流による実践的な英語学習を実現している。このような国際交流から得られる英語学習環境は、本市の目指すグローバル人材の育成に効果的と考えるが、今後の国際交流事業の方向性について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今年度は試験的に中学生1人1台、それぞれの端末にスピーキング練習ソフトの導入や海外学生とのオンラインでの交流を実施し、各中学校において効果的であると回答を得ているところでございます。次年度は本格導入に向け、検討してまいります。また米国総領事館を通じまして、基地内の小学校や中学校との対面での交流も検討しております。今年度は並行して、とよみ小学校が空手等を通して交流することを計画しております。また民間の団体からも本校の小学校との交流だとか、

複数国際交流に関して寄せられていますので、引き受けをしながら、いろいろな場面で英語教育が進められるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

豊見城市の英語教育の環境が充実していくのを感じておりますけれども、米国総領事館、そして民間団体との連携をしっかりとお願いしたいと思います。私、実は最近アプリで英語の勉強をし始めまして、そうしたら、英語科卒業なんですけれども、全然英語がしゃべれなくて、それを克服したいと、先ほどのWorld Classroomを見ながら思いました。改めて勉強をし直そうと思ってるんですけれども、耳がやはり英語の環境というか、英語を聞くことで耳が慣れてくるというのをすごく感じておりまして、これを充実させていかないといけないというのをすごく感じております。ですから今言ったWorld Classroomも民間団体ですけれども、まちなか留学ということで、沖縄でいろいろ普通に民間の方がやっているものもありますので、これも小さいお子さんがかなり積極的に行って、喜んでまた行きたいということもやっている団体ですので、生徒からの評判もいいですし、このまま継続をやっていくべきだと思っています。あれもこれもとなると予算がすごく高くなっていきますけれども、徳元市長の公約でもあるグローバル人材の育成について、英語教育に力を入れるならば、子どもたちの未来、人材への投資としてやっていただきたいんですけれども、予算組みをしっかりと教育委員会から上がってくる予算をつけていただきたいんですけれども、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

予算の話でありますので、現在、令和6年度の予算編成の作業中でありまして、その過程の中で検討していきたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひ予算をつけてください。市長、継続して事業を行うことについて、一言お願いします。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

予算確保については今、総務企画部長がお答えしたとおりではあるんですが、私もこのWorld Classroomの内容は見ましたし、実際、私の三男坊は長嶺中学校の3年生でございましたので、ニュースになった記事も見ましたし、動画も見ました。そして本人にも聞きました。非常にいいものだと自分の友達も言っていると、彼らの友達にも話を聞いたので、現場で行われていることはとても効果的だったということの結果はいただいております。学校現場の先生方からも非常に好評だということもありますので、必要性は十分に感じておりますので、予算編成の中で検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

期待しております。よろしく願いいたします。次にまいります。

（4）市長公約について。

今回質問しているのは、事業展開等リスクリング支援コースというのがありまして、その新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して、新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に訓

練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する。資格を取れるということです。社員に受講させることができる講座の例があるんですけども、すごいなと思ったのが、医療系システムの開発を行っていた会社が、農業支援システムの開発を行うために、エンジニアを農業システム環境の学校に通わせるとか、建設現場において、三次元設計などのICT技術を習得させるための講座を受講させるとか、農薬の散布に使うトラクターに代わってドローンを導入し、CO₂削減を実施するためのドローンスクールに通わせられるとか。今はホテル経営をしている、宿泊業を営んでいる方がさらなる顧客の取り込みのため、宿泊と併せ周辺の観光案内を行うツアー部門を立ち上げる予定で、この事業展開に伴い従業員に大型二種免許を取得させるとか。和菓子を製造しているところが都内で5店舗、対面販売を行っているけれども、さらなる顧客の取り込みのため、ネット販売部門を立ち上げる予定。そこにECサイトの立上げや、運営に従事する従業員を対象とし、サイト設計、ウェブマーケティング、顧客分析等に関わる訓練を実施することができると。様々な資格取得や講座を会社として、事業主として受講させて、そこに助成金が出るものということなので、会社にとっては社員のスキルアップをして、会社の収益も上がっていく。会社自体もレベルアップしていくというようなとてもいい事業だと思っているんですけども、これがリスキリングは転職のためのものもあれば、今言ったような会社のスキルアップ、社員のスキルアップというものもありますので、私が今言っているものに関しては、会社の内部のものなんですけれども、(4)市長公約について、市長公約のリスキリングを推進するにあたり、

事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させることに対し、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する「人材開発支援助成金」の活用を積極的に周知する必要がある。本市の取組状況を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

リスキリングとは、経済産業省によると、新しい職業に就くため、あるいは今の職業で必要とされているスキルの大幅な変化に適用するために必要なスキルを獲得する、させることとなっております。議員ご質問の人材開発支援助成金については、事業者の方、被雇用者の方にとっても有意義な制度と思いますので、国や県などの事業について、ホームページ等で周知に努めていきたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひ周知していただきたいんですけども、結構これを知らない人たちが多くて、活用できていないと思うんですけども、本当に企業の力も強くなりますし、収益も上げていくというそこにつながっていくんですけども、社員のモチベーションも上げていくことができているんです。なので給料にも反映することが可能になるというふうになるんですけども、希望する企業が助成金を申し込むことにつながらなければ意味がありませんので、例えば市内の商工会で、市内9団体などを通じて周知を積極的にやってもらいたいんですけども、人材開発支援助成金の周知方法について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

国や県などからの情報等につきましては、

現在も商工会や関係機関へ周知依頼を行っているところです。今後も商工会や関係機関と連携をしながら、有益な情報を事業者や市民の方にお届けできるように努めていきたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

よろしく申し上げます。これは経費の助成限度額が結構大きくて、一人当たり資格なり、講座を受けるのに20万円から50万円ぐらい幅があります。対象となる受講回数の上限が1労働者につき、1年で3回まで受けられるんです。1事業所、1つの会社が1年間の受給できる助成額が1億円にもなるんです。ですから大きな企業ももちろんできるし、小さな会社もできるということなので、これはぜひ周知活動を積極的にやっていただきたいと思うんですけれども、これを受講する1か月前までに申請しないといけないという条件があるので、早めの周知が必要だと思います。ですから講座がスタートする1か月前には申込みをしておかなければいけないということもあるので、ちょっとこころ辺が周知に積極的にやっていただきたい理由なんですけれども、これは市長の公約でもありますし、市長自らいろいろな企業さんにお会いすることが多いと思いますけれども、自ら企業、事業者への案内をしていただきたいんですけれども、見解を伺いたいと思います。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

今、言った商工会の皆様には当然詳細なところまで、こういう事業なので、ぜひ積極的に取りに行っていたきたいという旨は話をしなければならぬと思っていますし、個別にお会いをする企業の方々、当然市内の生業がもっともっと拡大してボトムアップする

ことによって、豊見城市内域内経済も循環していくことになっていきますので、非常に重要なことだと思っています。いろいろ話を聞いてみますと、オーナーさんからの意見では、従業員もそうですけれども、時代の変化、特にデジタルに移行することについて、何が課題なのか分かっていない。分からないことが分からないということです。なので、ここをどう光を当てることができるのかと非常に悩んでおりましたので、まずはその辺の入り口から、市内企業の皆さんが何を求めているのかということをもまずは話合いの中から糸口を探していくことが最優先なのかということが今、印象でありますので、とにかく行動をしなければ次のステップにつながらぬので、そこは積極的に商工会長をはじめ、関係者の方々と面談をさせていただきながら進めていければと思っています。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひよろしく申し上げます。これは市役所での申請ではなくて、労働局に対する申請なので、案内をどんどんかけていただいて、企業が自ら申請をしていくという形になりますので、お声かけをよろしく申し上げます。次にまいります。

(5)医療福祉についてであります。

アピアランスケア助成金の事業ですが、今議会の補正予算にも上がっております。60万円の予算を計上していただいて、本当にありがたいと思っています。本当に計画、助成事業をつけていただいてありがとうございます。委員会の審査では賛成多数で通っておりますので、最終本会議で決定すれば予算化ということだと思っております。本市において、がん治療に伴うウィッグ・補整具購入等費用助成「がん患者アピアランスケア助成金」が

スタートする。事業内容について詳細を伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

がん患者アピアランスケア支援事業につきましては、令和5年12月定例会、本議会において、一般会計補正予算として提出しており、予算が可決されましたら2月事業開始を予定しております。目的といたしましては、がん患者のがん治療による外見変化に対し、ウィッグ、または乳房補整具の購入費用の一部を助成することにより、がん患者の心理的、経済的負担軽減及び療養生活の質の向上、社会参加の促進に寄与することを目的としております。補助の対象としましては、ウィッグ及び装着に必要な頭皮保護用のネットと補整下着等の胸部補整具としており、補助金額は2万円を上限とする予定でございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

これは今回補正予算が通った場合、事業が開始されますけれども、今、令和5年12月ですけれども、これは令和5年4月にさかのぼって申請できるのか、どういうふうになっているのか、詳細をお願いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

申請できる購入期間としましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの購入について申請受け付けを予定しております。申請期限については、現在調整中でございます。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

本当に待ち望んでいる市民の方にとっては本当にうれしいことだと思うんですけれども、令和5年度の購入したものに関しては、助成金が出るということで、では3月31日だった

ら少し延長して、手続ができるということだと思うんですけれども、この手続に必要な書類もそろえなければいけませんし、今12月ですから、議案が通ったとして、予算が通ったとしても年明けからのスタートだと思うんですけれども、該当する方々への周知方法をどのように行っていくのか、お聞かせください。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

周知方法でございますが、予算可決後、速やかにホームページやLINE、広報紙等で周知を図ってまいります。また2月下旬頃になりますが、本事業に関連した健康講演会を予定しており、その場も活用し、本事業の周知を図ってまいります。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

がんの治療をしている方、全員がこれを受けるわけではないですけれども、アピアランスケアとして、いろいろなものを購入した方がこの助成金があるということを目にとめていただいて、申請をしていただくのが一番なので、今、広報に載せるとおっしゃっていましたが、私は広報紙を開かない人もいるかもしれないと思うので、表紙をぜひ使って、最大限の告知をしていただきたいと思いますと思っているので、広報担当の方はよろしく検討していただきたいと思います。この事業を本当に待ち望んでいる方がいらっしゃいますけれども、実際に治療している方、直接通知などができれば一番いいのかと思うんですけれども、そこはなかなかできないと思っておりますが、購入したウィッグや補整下着の領収書を取っておくことというのは、全然周知されていないので、もしかしたらここが間に合わなかったりするのかと思うのと、改めて領収書を取りに行くという作業も必要になってく

と思うんですけれども、書類の提出など、体調が悪い場合も考えてオンライン申請が可能になれば一番いいのかと思っております。このアピアランスケア以外のいろいろな事業に関してもオンライン申請をどんどん進めてほしいんですけれども、特に病気をお持ちの方で、何かを申請するということがあると思うんですけれども、オンライン申請というのは、いつ頃から可能になるのか、めどがあれば伺いたいと思います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

申請者自身ががん治療中であるため申請手続が身体的負担である場合も想定しなければならぬと考えております。窓口申請以外にオンライン申請も含めた申請方法について、今後検討してまいりたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひオンライン申請をよろしく願います。私が一番聞いたかったのは、これは上限が2万円しかないんです。ウィッグ、かつらはフルウィッグになります。全体です。それは安物だと肌に合わなくて炎症を起こしたりするというのがあるということなので、全部高級なものが多いです。10万円を超えるウィッグが多いということで、これが2万円の補助金あったらうれしいですけれども、ちょっと安いのかな、低いのかなと思っているところがありまして、近隣のところと合わせてというふうに2万円になったと思うんですけれども、ほかの自治体に準じずに、豊見城市が補助金の額を上げてほしいと思っておりますけれども、今後助成額の上限を増やすことについて検討していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○ 市長 徳元次人

新垣亜矢子議員がおっしゃるとおり、全て今は患者様の自己負担になっていることは、社会復帰を促す意味では非常に経済的支援は重要なものだと思っています。今2万円という上限ですが、今議会の最終本会議で補正予算が通れば、スムーズな執行ができるんですけれども、他市町村とは違う、我々沖縄県内だけでは補助率の設定はしておりません。3万円のものを買っても2万円がつきます。1万5,000円のものを買っても1万5,000円をフルに使えるということの状況で、それはまだ補正予算が通ったのは我が市だけであります。それを含めて、今後2万円というのは大体横並びになっているところであるんですけれども、低過ぎるのかどうかというのも今後の検討とさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひ限度額を上げていただきたいと思うんですけれども、沖縄県が助成事業を開始したとしても、単費で豊見城市が上乘せしてくれたら本当にうれしいなと思っているんですけれども、財源としても健康について使える予算もありますし、健康で明るく、互いに助け合う温かいまちづくりなど、令和4年度は2,600万円、指定事業なしの市長におまかせが3億8,600万円ありますので、ぜひともこの予算をつけていただいて、限度額を上げていただいて、がんと闘う市民に寄り添うアピアランスケア事業補助金をつくっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時27分)

再開（11時40分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号3（10番）川満玄治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、川満玄治議員の質問を許します。

○（10番）川満玄治議員 一登壇一

皆様、おはようございます。城の風、川満玄治でございます。通告に従い、一般質問をしていきたいと思っております。その前に、先日N AHAマラソンがありまして、多くの皆様がランナーとして出て、また沿道の応援本当にすごいなど。4年ぶりの通常開催でしたが、私も実はランナーとして出たんですが、豊見城市の皆様の応援のおかげで42キロまで走ることができたんですが、あと200メートル、練習不足のため完走できなかったということですが、応援に勇気づけられて本当にありがとうございました。

（1）高齢者福祉行政について。

65歳以上の高齢者を対象とした介護予防普及啓発事業について以下を伺いたいと思っております。

（ア）ちゃ〜がんにじゅう運動教室の内容について伺いたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

ちゃ〜がんにじゅう教室は65歳以上を対象とした加齢による運動機能の低下の防止及び高齢者の生活の質の向上と介護予防の推進を目的とし、トレーニング機器等を使用せず、自宅でもできるストレッチング、自重トレーニングを中心とした運動、介護予防体操教室となっております。なお、この教室につきまし

ては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度から中止となっております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

中止しているということなのですが、今後一応進めていきたいんですが、次年度より開催できたらと思うんですが、まずその前に、（イ）参加した方の効果について伺いたいと思っております。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

教室に参加した方については、効果を実感していただくために、教室初回及び最終回の際に、体組成計測及び運動機能測定し、結果をお返ししております。また平成30年度にちゃ〜がんにじゅう教室参加者へのアンケートの実施結果においては、教室への参加を通して、「あなたの体の状態は」という問いに対して、73%の方が「よくなった」と回答しており、「悪くなった」と回答した者はありません。また86%の方が「自宅でも継続してできそう」と回答しており、3か月間の教室より継続した運動への意識が高まったと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

健康の状態が73%がよくなったということ、悪くなったのはゼロということで、これは本当にいい運動教室だったのではないかと私も思っております。

続きまして、（ウ）令和5年度行われていないことに対する高齢者の健康に対する影響について伺いたいと思っております。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

今年度もちゃ〜がんにじゅう教室は実施しておりませんが、それに代わる教室としまして、マシントレーニング事業、健康自炊教室、骨

コツ貯筋運動教室（中央型）などを実施しております。一つの教室を行わなかったことによる影響につきましては、参加者一人ひとりに対する追跡までは行っていないため、お答えできませんが、一般介護予防事業全体における健康に対する影響としては、今年度の各種教室を申込みに来られた方から「新型コロナウイルス感染症による自粛期間中は、運動や外出ができなかったことで、体力と筋力の低下を実感している」と話される方が多数いらっしゃいました。また介護保険要介護認定申請の新規申請、区分変更件数で見ますと、ともに増加していることから、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出自粛による運動機会の減少や他者との交流減少により介護度が悪化する状態が進行しているものと考えられます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

私の周りにも今言ったように、コロナ禍で休んでいた分、かなり心身的に弱っているとか、運動不足だということを感じていて、本当にちゃ〜がんじゅうの再開をかなり求められる声が私の周りでもよく聞こえております。そこで次年度にちゃ〜がんじゅう教室を実施する予定はあるのか、伺いたいと思います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

次年度にちゃ〜がんじゅう教室の実施予定につきましては、現在のところ、ちゃ〜がんじゅう教室の実施は予定しておりませんが、その代わりとなる事業を次年度計画しております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

先ほどから言っているように、ちゃ〜がんじゅう教室は本当に私たちの周りでもかなり要望が強くて、再開してほしい。ぜひとも今

年度からも再開してほしいという声も上がっているぐらいなので、今言ったように、次年度それに取り代わるものがあるということなのですが、(エ)次年度以降の取組みについて伺いたいと思います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

今年度実施した事業については、継続して行う予定でございますが、新規事業として、介護予防運動教室、集団型として、自宅でもできるストレッチング、体操指導を中心とした運動教室、また介護予防運動教室の個別型として、市の指定する施設（ジム）の運動器具等を3か月間利用できる運動教室を新たに計画しております。また教室を卒業した後も継続して運動等ができるような通いの場を増やしていけるよう、住民主体の体操サークルの立上げの支援を行う住民主体の通いの場導入・支援についても計画しているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

私もこの話は少し聞きましたが、ちゃ〜がんじゅう教室に代わり、さらに進化型ということで私は捉えているんですが、それでよろしいでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

そのとおりでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

徳元市政になって、私ももちろん子育てに関わっている世代でもありますが、私たちもこれから歳を老いていくわけで、やはり高齢化していくこの現状を、やはり高齢者にも優しく、子どもにも優しく、市長、そこら辺はしっかりやっているなど、幅広くやっていただければと思いますので、また、先ほど言った住民主体の体操サークルの立上げ支援を行

う、住民主体の通いの場導入支援も計画しているということですので、ぜひそちらもしっかりとやっていただければと思いますので、今後ぜひ期待していますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)こども子育て支援について。

①令和5年度新しく国がモデル事業で始めているこども誰でも通園制度について以下を伺いたいと思います。

(ア)事業内容と効果について伺いたいと思います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

(仮称)こども誰でも通園制度は、0歳から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えている子育て家庭の支援の強化を目的に、保育所やこども園、子育て支援拠点施設等を活用した支援を行い、全ての子どもの育ちを応援する制度として創設されました。現在、国においては本格実施に向け、効果検証を含めた制度設計が行われているところであり、国による関係法令等の改正等につきましても、これからの作業となります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

これは孤立した育児ということで、豊見城市は多分新しく引っ越してくる方も多く、そういったために社会的孤立も多く、またうつ病、ストレスなど、精神的な問題で社会とのつながりが絶たれている家も存在しています。また沖縄県全体で言えることなんですが、低所得者やシングルペアレント家庭も多く、また情報リテラシーが低い家庭もいるため、そういった意味で経済的な孤立も多い。私はその解決の糸口がこども誰でも通園制度だと

思っております。こども誰でも通園制度は、今年度からモデル事業ということで実施しています。次年度では試行的事業に展開していくのですが、豊見城市は試行的事業として参加されるのか伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えをいたします。

試行的事業への参加につきましては、国は希望する150自治体ほどでの実施を予定しているとのこと。本市においては、試行的事業には参加はせずに、令和6年度についてはニーズの把握など、本格実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

豊見城市は子どもの多いまちということで、もちろん6か月から2歳児も多いと思います。そういった意味で、ぜひ私は試行的事業から参加してほしかったんですが、その試行的事業に参加しない理由を教えてください。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

モデル事業を展開している自治体の報告や、取材等を見ても、少子化の進んだ地域での取組と大都市での取組など、地域によって受入れ体制が異なること、地域ごとのニーズ量の把握が重要であることなどが見えてきます。今後の法制化に向けてどういう制度設計をしていけばよいのか、実証事業として補助を充て、希望自治体を募っておりますが、事業に取り組む人材の確保や、必要整備量の見込み、システムの導入、または人員配置基準や、何よりも子どもの安全に留意した対応なども示されている状況でありますので、まずは本格実施に向けて、環境整備などが必要ということでの考えでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

そういう理由であれば、今、令和6年度試行的事業で始まっていき、令和7年度、令和8年度あたりで本格実施をしていくと思いますが、ぜひそこに向けて、市として参加する意思はございますか。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

令和6年度におきまして、ニーズ量の調査や事業に取り組む人材の確保といった環境整備に努め、本格実施となる際にはしっかりと事業実施が行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○ **(10番) 川満玄治議員 一再質問一**

(イ)現在の国の取組み状況や予算や補助率について伺います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

現在の国の取組の状況といたしましては、有識者で構成される試行的事業実施の在り方に関する検討会が立ち上がっており、これまで3回の会議が開催され、制度の意義や具体的な事業実施上の留意点などが議論されているところであります。また令和5年度にはモデル事業が実施されており、全国で31の自治体が参加していると伺っております。令和5年度のモデル事業に係る補助額につきましては、実際にかかった経費が対象となり、基準額は年間の延べ利用児童数により異なりますが、最大で654万2,000円で、補助率は10分の9となっております。また令和6年度につきましては、本格実施に向けた試行的事業が行われることとなっており、150自治体ほどで実施を想定しているとのこと。その補助額は人口規模に応じた上限設定が予定されており、人口5万人以上、10万人未満の自治体においては、参加自治体総額で3,258万9,000

円が上限となり、補助率は4分の3となることが予定されております。

○ **(10番) 川満玄治議員 一再質問一**

補助率も次年度から落ちてくるということで、現在150の自治体が次年度の試行的事業が行われて、多分これから様々な問題点、また改善点等が出てくることが予想されます。先ほどから言うように、豊見城市はそういった育児の孤立化があるケースも多々聞こえますので、私がこども未来庁に聞いたら、令和7年度ないし令和8年度には本格実施をしていきたいということなのですが、仮に次年度も試行的事業となった場合、参加しようという気持ちはございますか。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えします。

次年度というのは、令和6年度ですか、令和7年度。令和7年度に向けても現状は令和6年度でニーズ調査等を図って行って、またそこで事業実施ができるかどうかはまた検討していければと思います。

○ **(10番) 川満玄治議員 一再質問一**

そうですね、本格実施に向けてということで、試行的事業が次年度から開始されるんですが、それが実際1年で終わるのか、2年で終わるのかというのは、ちょっと私も話を聞いている限りでは見えなかったものですから、ぜひ次年度、先ほど言ったニーズ調査、またそういった様々な調査をしていただき、もし豊見城市が令和7年度にも本格実施はできないとしても、やはりそこは試行的事業だろうがぜひ参加できるような仕組みを整えてほしいと思います。そうすることによって、やはり豊見城市として先ほど言った地方や大都市でいろいろな問題が違うということも含めまして、豊見城市でもやることによって問題が

可視化されると思いますので、そこはぜひ取組をお願いしたいと思ひまして、要望と代えさせていただきます。

②認可外保育園の名称について。

(ア)名称変更によるメリット・デメリットを伺いたひと思ひます。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

認可外保育施設につきましては、児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、都道府県知事の認可を受けた、いわゆる認可保育施設と異なり、同法第59条の2の規定に基づく届出を行った施設の総称として、児童福祉法のほか、様々な法令等で用いられているものとなります。そのためご質問にあります名称変更につきましては、国の判断により行われるものと認識しており、認可外保育施設の総称につきましては、認可保育施設との区分という意味で、明確な総称であると考えております。仮にこの総称が変更となった場合、変更後の総称によっては市民や施設等へ混乱を与える可能性があることが懸念されるほか、事務的な面では、関係例規や各種申請書等の改正が必要となります。

○ (10番) **川満玄治議員 一再質問一**

メリット、デメリットを今、お聞きしましたが、国の決めている名前ということではありますが、実際、私が認可外保育園の保護者から、昔はよく無認可とかということ言われていて、何か認可がないというところに通っているのは、周りからあまりいい目で見られていないイメージがあると。同じように(イ)市の認可外保育園に通う保護者より、認可外保育園の名称が認可外ということで、ちょっとイメージがよろしくないということで、名称を変更してほしいとの意見がありま

すが、市の見解を伺いたひと思ひます。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

繰り返しの答弁となりますが、認可外保育施設の総称としては、様々な法令等で用いられていることから、その変更につきましても国の判断で行われるものであり、市町村にはその権限がないことをご理解お願いいたします。

○ (10番) **川満玄治議員 一再質問一**

分かりました。国に訴えるべきなのかな。ちょっと認可外ということで、イメージがちょっと悪いので嫌だという保護者が数人いたものですから、聞いてみましたが、これも引き続き、またいろいろできないか調査しながらやっていきたいと思ひます。

(3)市の観光PRについて。

観光大使について以下を伺いたひと思ひます。

○ **議長 外間 剛**

休憩いたします。

休 憩 (11時59分)

再 開 (13時30分)

○ **議長 外間 剛**

再開いたします。

午前に引き続き、川満玄治議員の質問から始めます。

○ (10番) **川満玄治議員 一再質問一**

午前に引き続き一般質問をしていきたいと思ひます。

(3)市の観光PRについて。

観光大使について以下を伺いたひと思ひます。

(ア)観光大使の選定基準について伺ひます。

○ **総務企画部長 内原英洋**

お答えします。

観光大使の選定基準につきましては、豊見城市観光大使設置要綱第2条において定めがあります。選定までの具体的な流れの概要といたしましては、市内に所在する商工会、観光協会等の公共的団体及び官公庁から推薦があった方について、観光大使の選考要件である(1)で市について深い理解及び認識を持ち、活動が期待できる方、(2)市出身者及び市在住者で各分野において活躍している方や、市の知名度アップに貢献している方、(3)その他市長が認める方のいずれかに該当する方を豊見城市観光大使選考委員会において審査を行い、適当とした方を候補者として選考し、最終的に市長が観光大使として決定することになっております。

○(10番)川満玄治議員 一再質問一

市出身のほうで、まだ小学生ですが、先日デビューをして大手プロダクションに所属して、演歌歌手として頑張っている方がいます。この方は今後知名度が高くなると私は非常に期待しております。小学生ということで、市内の子どもたちに夢を与えるし、また演歌ということで、高齢者の方からも親しみが感じられると思いき、幅広い世代、層の方に本市の魅力を伝えられると思いますが、(1)今後この方を子ども観光大使として設立していただけないかということについて伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほど述べましたように、観光大使の選定基準に合致されている方であれば、子どもでも観光大使として推薦及び審査することは可能であると考えております。

○(10番)川満玄治議員 一再質問一

今まで観光大使で子どもの単独の観光大使

というのはないものですから、小学生ということで、学業等もありますので、そういった観光大使の設定の要綱等の変更はやらないでも大丈夫なのか伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

要綱等の改正については、今ある要綱の中で選定がされることが可能だと思っています。学業等につきまして、必要があれば改正等も検討する必要があるかと思っています。

○(10番)川満玄治議員 一再質問一

もし観光大使になると、最年少観光大使だと思います。豊見城市出身で頑張っているお子様なので、ぜひ観光大使にさせていただければと思います。

続きまして、(4)子ども達の安心安全なまちづくりについて。

①高架橋桁下の利用について。

(ア)県道7号線平良大橋桁下の有効利用について進捗状況を伺いたいと思います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

県道7号線平良大橋高架橋桁下の有効利用につきましては、那覇空港自動車道のボックスカルバートの上面の空間となっており、平成25年度にテニスコート、ソフトテニスコート、ゲートボール場、バスケットコート、駐車場などの計画が検討されております。本市における都市公園の整備につきましては、国からの補助を活用した整備を基本としておりますが、現在の補助適用要件に合わない厳しい状況となっております。また現在、豊見城城址跡地を利用した文化観光施設の整備、長嶺城址跡地を総合公園としての整備など、2つの大型事業の優先した整備に努めている状況や、市長の政策にも掲げられております那覇空港自動車道豊見城東道路桁下利用の検討

にも着手しているところであることから、事業化に向けては、(仮称)豊見城市スポーツ拠点エリア構想などの進捗状況を確認しながら、今後検討していく必要があると考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

(イ) 饒波～金良間の高架橋桁下の有効利用について進捗状況を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

那覇空港自動車道の高架下の有効利用につきましては、当初、平成11年度に那覇空港自動車道にかかる高架下利用計画として検討され、平成29年度に庁内で検討委員会を立ち上げ、周辺自治体の活用事例、庁内各課の意見聴取を基に議論を行い、有効活用の方向性について取りまとめが行われております。現在の進捗状況としましては、事業をするに当たって補助事業要件などの確認、事業区域の選定、関係機関との調整、協議、計画案の作成や課題の抽出などに取り組み、検討をしているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今、検討しているということで、(ア)も(イ)もなんですが、高架橋の桁下利用なんですが、豊見城市でいうと4か所あるんですが、この桁下について、事業化の可能性のある場所がありますか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

場所につきましては、県道7号線平良大橋高架下と那覇空港自動車道豊見城東道路高架下の金良地区、饒波地区、上田から伊良波地区の合計4か所ございます。那覇空港自動車道豊見城東道路高架下の上田から伊良波地区につきましては、補助の要件に合うことから

事業化の可能性は高いと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

そうすると残りの3か所は厳しいということなんですが、補助の要件というのはどのような内容になっているんですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

公園の種類等においては、街区公園、近隣公園となっており、また規模要件において、2ヘクタール以上、事業費要件においては2.5億円以上となっております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

那覇空港自動車道豊見城東道路高架橋、上田から伊良波地区以外の3か所については、補助要件には合わないということで間違いないですか。

○ 経済建設部長 城間保光

そのとおりでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今言った2ヘクタールの2.5億円、大きさが全く足りないということみたいなんですが、今後この3か所についてなんですけれども、補助メニューが例えば要件が緩和したりとか、そういった変わったときには検討できるのでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

今後、市内部において協議していきたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今、桁下の利用については、先ほども言ったように、市長公約にもあると思いますが、市長として、今どう考えていますか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

当然公約にも掲げておりますので、市内の

中に県道7号線の下の利用だとか、特に今、答弁があったとおりであります。上田から伊良波地区にかけてのエリアについては、十分可能性があるということから、日差しによって遊べない子どもたちに関しては、完全室内ではないんですけれども、そういう天候を気にせず遊べる環境はつくれるのかと思っていますので、前向きに検討してまいりたいと思います。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

前向きな検討をありがとうございます。事業化の可能性があるということなので、実際、上田から伊良波地区を進めた場合、事業化までのスケジュールはどうなりますか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

次年度予算化された場合には、令和6年度から令和7年度にかけて、基本設計及び都市計画決定の作業や手続、関係機関との調整が必要と考えておりますので、令和8年度の事業化と想定されます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

次年度予算化された場合ということなのですが、実際にどうですか、予算化のめどは立っていますか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

現在、令和6年度の予算編成中でありまして、関係課と調整していきたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

市長公約にもありますので、ぜひ進めていただければと思います。

続きまして、(4)②長嶺小学校と中学校の通学路について。

(ア)高安へ抜ける農道について現在の状況

について伺いたいと思います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

農道とは農業の振興を図る地域において、受益地を特定し、圃場からの農産物の搬出、出荷や市場への輸送、農業機械や肥料などの圃場への搬入など、農業利用を主目的に整備される道路とされております。議員ご質問の字高安に抜ける農道につきましては、農道159号線と農道161号線となっており、農道の両側にはビニールハウス等があり、主にマンゴーやトマトが栽培されている状況でございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

農道ということで、先日宮城恵議員からも質問があったんですが、外灯設置を要望するというので、市民から私のほうもたくさん聞いております。やはり問題はそこの農家との話し合いなのかと。先日聞いたときに、人工の光で生育に悪影響を与える場合があると考えているということなんですが、その後、何か農家の方とお話し合い等はしましたか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時42分)

再 開 (13時42分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

その後ですけれども、JA等の意見は聞いておりますが、今後そういった調整等を行っていきたくて考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

この外灯の件は農林水産課だけではなくて、多分協働のまち推進課等も含め、横の連携が

必ず必要になってくると思いますので、農林水産課のほうも農道だからといって諦めるのではなくて、ぜひ協働のまち推進課と、また教育委員会も多分関係してくることだと思いますので、横の連携をしっかりとやっていただければと思います。

(イ)外灯設置を要望しているが市の見解を伺いたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員ご質問につきましては、去る9月議会一般質問において、宮城恵議員へ答弁いたしましたとおり、長嶺小中学校の児童・生徒には部活動等で帰宅が日没後になる場合には、見通しのよいところや、車両、人通りのある場所を通して、安全に帰宅していただくようお願いすること、また不審者対策として、豊見城警察署生活安全課にパトロールの強化をお願いしたところです。現時点においては、児童・生徒が犯罪や事件に巻き込まれることを避けるため、学校等へ注意喚起をお願いしてまいります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

前回と同じ答弁ではありますが、前回、恵議員は時間を調整したりしたらできるのではないかと。先ほど農作物への影響がある可能性があるということで、私も聞いておりましたが、時間の調整だけではなくて、今、実は光害防止LED防犯灯というのがあるのですが、ご存じでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

細かい情報は聞いていませんが、そういったものがあるようなことは伺っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

これは山口大学が特許を出している商品と

いうことなのですが、ほかの会社もその特許を使ってやっているような話も聞いているんですが、この光害防止LED防犯灯というのを使えば、普通の人工の光ですと稲の発育が15日ぐらい発育が遅くなるという話が、1日以下に抑えられると。ですからそれを組み合わせて、まず光害防止のLED防犯灯を使い、さらに恵議員が言っているように、時間的な制約を設けて、夕方の暗くなる時間、一、二時間ほどの照射をする。さらに光を農家側のほうの畑に向けないように反射板をつけるなり、そういった工夫をすれば農家のほうの理解も得られると思いますが、どうでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員ご提案の部分は理解いたしますが、様々な要件がまだあるのかと考えております。そういったことを考慮しながら、今後調査研究が必要になると考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

すみません、様々な要件は何なのか、教えていただけますか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

農道の要件としまして、先ほど経済建設部長から答弁があったような、農業の利用を主な目的として整備されている道路というところがありますので、そういった部分や歩行者の安全が本当に確保できるかというところも踏まえて、検討が必要なのかと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

やはりあちらは私たちの子どもの時代からも、市民部長の子どもの時代も多分通学路という形で、まあ認定はされていないにしても通っているものですから、もうあれから30年

以上たっております。それでもやはり外灯がつかないのは少し動きがないのかと思うので、今回、前回、こうやって私や恵議員が、私たち地元なものですから、かなり声が聞こえます。実際そういった通学路安全プログラム等でも声が上がっていないという話も聞いておりますが、もしそこら辺に上がってきたときにはぜひ対応のほうをよろしく願います。できない理由を言ってもきりがないので、どうやればできるかをしっかり考えていただければと思いますので、再度要望ということで、よろしく願います。

続きまして、③給食センター建て替えについて。

次年度に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

次年度につきましては、今年度豊見城市学校給食センター改修検討委員会で検討を進めてきた学校給食センターの在り方を踏まえながら、PFIの可能性調査や基本計画の策定の実施について検討しているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

給食センターは昭和60年頃に建設されていますが、使用のめどはどのように考えていますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

いつぐらいまで使えるかということで理解をしてお答えをしたいと思います。お答えいたします。

学校施設課が策定いたしました豊見城市学校施設長寿命化計画におきまして、学校給食センターは、設備、調理機器の更新や施設の老朽化状況、さらに市内の児童・生徒数の増

加傾向を勘案いたしまして、目標使用年数は45年程度というふうに設定されておりますので、令和12年頃が限度になるかと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

令和12年ということはあと7年になりますが、実際の運用状況はどうなっていますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

給食センターでは、安全安心な学校給食をとめることなく、安定して提供できますよう計画的に調理器具等の入れ替えや、修繕作業等を行いながら、給食を提供しているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今言ったように、計画的な調理機器の入れ替えと、小さい修繕とかもあると思うんですが、どのようなタイミングで実施していますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

個々の状況で変わってくるものだと理解をしておりますが、応急措置が可能なものはその場で措置をした後に、業者に現場を見てもらい、給食をつくっていない15時以降や土日等を利用して修繕作業を実施することが多い状況にあります。日数を必要とする大規模な修繕や機器等の入れ替えにつきましては、計画的に夏休みや冬休みなどの学校の連休期間を利用して作業を行っている状況にあります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

このように修繕を行っていて、また日々のメンテナンスもしっかりやっているみたいですが、仮に学校給食が提供できないような予想外、そういった大きい事故が、事故というか、設備の不良が発生した場合、どのような

対応が考えられますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

そのような状況が起こらないように日々努力をしているところでありますが、仮にそういったことが起こった場合、2つ方法があるかと思います。1つ目は、解決するまでの間、給食の提供ができないので、保護者に弁当を作ってもらふこと。2つ目は、解決するまでの間、市等で、弁当などを手配して学校給食の代わりに提供すること。この2点かと考えているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

そうですね、多分その2点しかないと思います。学校給食は8,000食以上の給食を作っていたと記憶しているんですが、私も外食産業をやっている私の経験からすると、県内で8,000食の弁当を毎日提供することが可能な業者というのは多分見当たらないかなと。そうなると思うんですけども、これも保護者に負担をかけることになるので、やはり難しいと思うんです。そういったことにならないように、あと7年後だとしても、今から新しい給食センターのことについて動かないと間に合わないと思うが、市の見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

川満議員がおっしゃっているとおりだと思っております。教育委員会としましても、安全安心な学校給食をとめることなく提供できるよう、まず学校給食センターの基本計画の策定や、PFI可能性調査の実施に取り組めるよう、予算化を目指し、鋭意進めてまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今言ったPFIの可能性導入調査なんですが、それから始めて、実際に建築が終了するまでに多分四、五年から五、六年、もしかしたらそれ以上かかるというのも話は聞こえるんですが、予算化と考えたら、実際次年度予算を考えているんですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

次年度の予算については今、策定中でございますので、何とも申し上げられませんが、実施計画上は可能性調査を計上いたしまして、それは内々示でいただいておりますので、これの予算がつきましたら次年度可能性調査に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

内々示をいただいているんですね。ぜひ財政課のほうでしっかり内示を出していただけるようによろしくお願いします。

それでは続きまして、時間がないので(6)働き方改革についてに行きたいと思えます。

職員の休暇について。実は市で更年期障害休暇制度を設けてほしいと思えますが、市の見解を伺いたいと思えます。

○ 総務企画部長 内原英洋

議員ご質問の更年期障害休暇制度につきましては、国や本県、県内他市に見られない休暇制度となります。国は令和4年度に更年期症状・障害に関する意識調査を実施しておりますが、今後より詳細な調査を実施することとしておりますので、今後の国や県、他の自治体の動向を踏まえて、慎重に検討していきたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

時間もないので要望です。鳥取県で10月からそういった休暇制度が実施されております。

ぜひ豊見城市も職員に優しいまちづくりということで、市長も前市政とは違うので、そこをしっかりと取り組んで、市民に優しく、職員にも優しく、実は私の職場のほうでも更年期障害になっていまして、いろいろと問題がありましたので、ご検討をよろしく願います。

—— 通告番号4（5番）新垣龍治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、新垣龍治議員の質問を許します。

○（5番）新垣龍治議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。日本共産党の新垣龍治でございます。それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。順番のほうを少し変更したいと思っておりますが、まずはじめに、(4)、その次に(5)(6)、そして(3)(2)で、最後に(1)と行きたいと思っております。よろしく願います。

まずはじめの(4)豊見城中央線（県道11号線）について。

①豊見城中央線の整備進捗をお伺いしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

豊見城中央線の進捗につきましては、事業主体である沖縄県南部土木事務所に問い合わせたところ、令和4年度末時点の進捗につきましては、事業費ベースで約88%とのことであります。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

事業費ベースで88%、今現在、高安北交差点までかなり整備が進んでいると思っておりますが、今後の見通しはどうなっていくのでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

沖縄県南部土木事務所に問合せを行ったところ、今年度、高安北交差点を整備し、渋滞緩和を図るとともに、渋滞箇所である豊見城交差点側から優先的に用地買収を行う予定であると伺っております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

市役所付近が今後の工事の着手となってくるといことなのですが、ちょっと気になるのは、高安北交差点までの整備が進んでいすけれども、中央分離帯がところどころ開いていて、今後その中央分離帯のどこを閉めるのかというところが結構皆さん関心事になっているところだと思うんですけども、県のほうは、今どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

中央分離帯の件につきましては、今回の質問事項では県に問合せは行っておりませんので、今回の答弁はできない状況でございます。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

分かりました。

続いて、②根差部入口への信号機及び横断歩道設置についてなのですが、これは以前にも質問をさせていただきましたけれども、信号機と横断歩道の設置、また以前は入り口付近の電柱の移設についても質問をさせていただいて、こちらは市の努力もあって移設が実現して、周辺住民から大変今喜ばれています。ただ、この根差部入り口の交差点付近というのは、まだまだ危険だという声もあって、以前根差部自治会のほうからも信号機と横断歩道の設置については要望も出されています。特に歩行者については、以前は道路が拡幅する前は、そこに横断歩道もあって、そういう

名残なのか、今でも道路が広がったんですけれども、高齢者だとかがそこを横切ると、また渡り切れない場合に中央分離帯のほうで立ち止まっているという危険な状況も見られます。また車両も根差部のほうから県道に合流する地点については、交通量も多く、なかなか右折ができないという難しいところでもあります。わざわざ信号機のあるニュータウン入り口のほうまで大きく迂回して、県道に出るという方も多くいらっしゃるようですが、質問をしたいと思います。

②根差部入口への信号機及び横断歩道設置についてお伺いしたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

ご質問の根差部入り口への信号機及び横断歩道設置につきましては、令和2年度と令和3年度に信号機横断歩道設置等要望書の中で、豊見城警察署に対し要請を行っております。豊見城警察署に確認しましたところ、当該地点につきましては、県道11号線の完成後に常時、一定以上の交通量があることを見据え、将来的に交差点の処理能力の改善を図る必要があると判断された場合は、信号機や横断歩道の設置について検討したいとのことでした。引き続き地域住民の交通安全確保のため、豊見城警察署へ状況の確認を行ってまいります。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

警察署のほうは今後の道路の進捗を見てということなんですけど、県道なので県の事業ではあるんですけども、県のほうとしては、中央分離帯のどこを開けるかによって信号機の設置についても関わってくると思うんですけど、以前地域住民の方との意見交換もしたというのを県のほうに聞いてはいますけれども、その辺の県の考え方等は聞いていますでしょ

うか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

沖縄県南部土木事務所に確認しましたところ、沖縄県としての考えとしては、根差部入り口、ローソン前を開けて海邦銀行前を閉じるという計画とのことでしたが、以前住民説明会を開いた際に、高安北交差点でのUターンが増えるなどの影響が想定されるなど、住民の方から反対の意見が多くあったとのことでした。間もなく高安北交差点の工事が完了するので、そこで交通量調査を行いながら、次年度に住民説明会を予定しているとのことでしたので、そこで状況の説明が行われるものと思われま

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

住民の皆さんの理解を得て、大切なのは根差部入り口がより安全性が確保されるという点が大事だと思いますので、市としてもできることは協力していただければと思います。それでは次の質問に移ります。

(5)学校教育について。

市内小中学校における学校やPTAから保護者への連絡ツールについて以下を伺いたいと思います。

①各学校ではどのようなツールを使っているのか現状をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

市内各小中学校で活用されている学校保護者間の連絡ツールにつきましては、5校で「マチコミメールサービス」、2校で「豊見城市LINE」、2校で「メルポン」、1校で「リュウコム」と「PTALINE」の併用、1校で「R-box」が使われている状況にあります。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。いろいろなツールがあって、どれがどういう特徴があるのかというのは分かりにくいと思いますが、そのツールの一つとして、「スクリアプリ」というのがあります。②なんですけれども、保護者への連絡ツールとしてスクリアプリがありますが、そのスクリアプリの特徴をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スクリアプリにつきましては、本市立小中学校において使用している学校がございませんので、詳細には把握しておりませんが、学校からのおたよりや、連絡を保護者がスマホで受け取れるサービスで、出欠の確認についても教員が教室のパソコンで確認を行うことができるアプリであると認識しているところでございます。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。この質問をしたのは、以前私も中学校の保護者で、そういう「メルポン」ですか、メーリングサービスを活用していましたけれども、なかなか学校側からの情報が目につきにくい。ほかのメールに埋もれてなかなか直接目につきにくいということがありまして、今、私の娘は那覇商業高等学校に通っていますけれども、那覇商業高等学校では「スクリアプリ」を使っているんです。これはアプリなので、直接学校からの連絡がアプリを通して保護者に伝わるということで、またPDFだとか、そういうのも添付できるということなので、保護者と学校をつなぐツールとしては、とてもいいなということで、今回質問をさせていただきました。

それでは③なんですけれども、このスクリアプリは、うるま市では教育委員会が主導で、市内全小中学校で導入して活用しているということなんですけれども、本市でもスクリアプリの導入をしてはどうか、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、お話を聞きますと大分便利なシステムだと理解をしているところでございますが、本市といたしましては、保護者向け連絡ツールにつきましては、保護者負担のない使い勝手のよい市の公式LINEの活用を推奨しているところでございます。その他のツールとして、各小中学校が活用しているアプリも高い加入率であることから、今すぐに見直しをしていくということにはならないと思いますが、今後は市の公式LINEも同様な機能を持ってまいりますので、そこの希望を募りながら進めてまいりたいと考えております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。答弁調整の中でも市の公式LINEの特徴だとか、使いやすさだとか、そういうのも見せていただいて、それぞれいいところはあるということも感じましたので、ただメールではなくて、直接より保護者とつながるようなツールを今後も広げていただければと思っていますので、スクリアプリに関しても似たようなツールを使っている学校もあると聞いていますので、ぜひそういう情報は学校へ情報提供はしていただけないでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

このようなアプリにつきましては、日々便利なものが出てくるだろうと考えています。

その都度、都度、必要に応じ進めてまいりたいと思いますが、現時点では市のLINEのほうの活用を今、推奨しておりますので、現時点で5校プラス、あと5校新たに希望が出てきておりますので、そういったところも見ながら、必要に応じ紹介をしていきたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

分かりました。どうぞまた広げていただければと思います。

次に、(6)高齢者、障害者等に配慮した環境整備について。

市内公共施設のバリアフリー対応について以下を伺いたいと思いますが、バリアフリー法で不特定多数のものが活用する施設だとか、不特定多数の方が利用する施設には、そういう一定の基準が設けられています。そこで質問です。

①市役所庁舎、小中学校、中央公民館や図書館などでの障害者専用駐車スペースの確保や動線の段差解消は確保されているのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず公共施設の管理運営等につきましては、多くの部署で行っている状況でありますので、公有財産全般を所管する総務企画部のほうでまとめて答弁したいと思います。市内公共施設のバリアフリー対応につきまして、市役所庁舎では障害者等の専用駐車スペースを地下駐車場に確保しており、短い距離でエレベーターが利用できるようになっております。各小中学校及び中央公民館、中央図書館におきましても、障害者専用駐車スペースと施設までの動線は確保されている状況であります。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

各公共施設への対応はされているということだったんですが、1点、実はこの質問をすることになったのが、車椅子で生活をされるある市民の方からお声掛けがありまして、中央図書館の中に入っている市の歴史民俗資料展示室、こちらを利用した際に、車椅子の駐車スペースが図書館の入り口側にはあるんですけども、展示室側になくて、かなり入り口に入るまでの動線が長くてかなり不便をしたということがあったんです。私も実際に行って確認すると、図書館側から入って、エレベーターで下りて、また外に出て、そこから展示資料室に入るという動線だったので、これをできればぜひ展示室の入り口付近に車椅子利用者用の駐車施設、そのスペースを設けていただけないかということなんですが、市としての見解をお伺いしたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

その方には大変ご不便をかけたことを深くおわび申し上げたいと思っております。歴史民俗資料館につきましては、ご存じのとおり、図書館の下のほうにございまして、図書館と併用する形で駐車場が設置されている形になっております。その結果、そのような状況になったものと理解しておりますが、当面の間、障害者等が歴史民俗資料室へ車でお越しになる際は、展示室入り口前のひさしが出ているところのあたりを乗り降りスペースとしてご利用いただけるものだと考えますし、時折そのような利用をさせていただいているところであります。展示室が所在する中央図書館立体駐車場は障害者等の専用スペースが実は設けられておりませんので、今後は障害者等駐車スペースの設置を中央図書館と協議しながら、設置できないか検討を進めてまいりたい

いと思っております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

そのように進めていただきたいと思います。

次に②車イス対応トイレの整備状況についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市内公共施設の車椅子対応トイレの整備状況につきましては、市役所庁舎では1階と2階には、東西各1か所ずつ、3階から5階の各階には東側に1か所、合計7か所整備しています。小中学校は各校1か所以上、中央公民館には1階に2か所、2階に1か所、中央図書館は2階に1か所整備しております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。この建物の規模、利用者の規模によってもまた設置基準が違おうと思うんですけれども、全施設で対応はしていると認識したいと思います。

それでは③のスロープについては、最初の質問にも少し重なる部分もあると思うんですけれども、駐車場から入り口への動線の段差の解消についてなんですけれども、スロープの設置についてはどうなんでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市内公共施設のスロープの設置状況につきましては、各施設とも必要な箇所にスロープを設置している状況であります。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。バリアフリー法で示されているのは、いろいろ各分野にもありますので、今回は駐車場から入り口への動線の確保という点で質問をしました。また高齢者、障害者等に配慮した環境整備については、また推進していただければと思います。

次に(3)豊見城小学校のグラウンドについて。

豊見城小学校グラウンドの夜間利用者から、グラウンドの土がとても堅いため、危険で利用できないとの声がありました。すぐに改善する必要があると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。危険という表現についてはちょっと誤解したらいけないので、大人が使用する際というのは、子どもと比べて重量もありますし、そこでこういう堅いところで転倒したりとか、また足首、足にかかる負担というのも子どもと比べて多いということもあって、やはり競技としては危険ではないかという表現ですので、ちょっと誤解をしないようにしていただければと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

各学校のグラウンドにつきましては、土の流出による石の露出や、雨水の排水が悪くなるなどしており、改修の要望が多く上げられている状況にあります。教育委員会といたしましては、グラウンドの改修には多額の費用がかかることから、計画的に実施していくため、豊見城市立学校施設長寿命化計画を基に、現場を確認しながら実施に向けて関係部署と調整をしていきたいと考えております。議員ご質問の豊見城小学校のグラウンドにつきましては、長寿命化計画では令和7年度に改修の計画となっておりますが、予算のつき具合や、現場の状況次第で優先順位の変更がございますので、実施までの間は土の補充などの応急措置をしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。これまで豊見城小学校の運動場については、ほかの議員の方か

らも質問があって、十分状況については承知をしているところなんです、今回夜間利用者というのは、月に1回程度、豊見城小学校を利用していました。ただ今回グラウンドがこういう状況だったので、市外の施設を利用するということになったようなので、ぜひ改善していただいて、市内で活動する場というのも確保していただければと思います。また小学校でもグラウンドについては、かなりほかの小学校でも要望があると思いますので、そこは利用者の皆さんの声を聞きながら、今年度砂も入れたということだったので、そういう対応もぜひ迅速に対応していただければと思います。

次に(2)スポーツ拠点エリア構想についての質問をしたいと思います。以下をお伺いします。

①構想策定のスケジュールをお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在(仮称)豊見城市スポーツ拠点エリア構想につきましては、森の風テラス構想を含め、一体的になるよう検討を進めているところです。現時点におきましては、基本方針、エリア内ゾーニング等の決定を終えておりますので、今後につきましては、事業者ヒアリングを通して、基本構想における本エリアの導入機能案や実現方策等の取りまとめを行い、基本構想の素案を策定する予定です。また基本構想の素案を取りまとめた後、来年1月下旬頃に市民からご意見をいただくためのパブリックコメントの実施を経て、懇話会を開催する予定です。今後、部会、委員会を重ね、令和6年2月をめどに基本構想を策定することとしております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

基本構想の素案を取りまとめた後、年明けですか、パブリックコメントを実施して、2月をめどに構想策定していくということなんです。このスポーツ拠点エリア構想については、前市政からも作業は進めていたという経緯もあって、また徳元市政に代わり、森の風テラス構想との関係で、また再度調整が必要だということだったので、ようやく来月には市民の皆さんに構想の内容を示せるということで、それは安心したところです。ぜひ作業を進めていただきたいと思います。

②サッカー専用施設の整備についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、基本構想の策定を行っており、その中におきまして、エリアにおける必要な機能について議論を行っております。そのため具体的な施設について、本構想策定後における議論となりますので、ご理解いただければと思います。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

構想後に具体化していくということなんですけれども、今議会では唯一のサッカー専用施設でありました与根体育施設の条例廃止の議案も提案されています。前期の議会ではこの条例案を6度にわたって否決ということがありました。その中でも多くの議員から討論があって、その中では豊見城中学校の部活動の代替施設になっているという理由もあったり、サッカー専用施設の確保、また代替施設をどこにするのか明確にして提案するという討論もありました。そしてまた令和3年3月議会では、議員提出議案で与根体育施設の条例の一部改正という経緯もあつたんですが、その理由としては、市内のほかの場所にサッ

カー専用施設が整備されるまで、与根体育施設を維持する。そういう内容での条例改正ということだったと認識しています。それで今現在でも与根体育施設に代わる専用施設がないこと、またスポーツ拠点エリアの中で現時点では具体化されていないという中で、ちょっと条例の廃止については、委員会では通ったということなんですけど、廃止が認められるかどうかというのはちょっと心配ではありますが、サッカー専用施設を今後どうするかということを早期に明確に市民に示していただくこと、そして、たとえ具体化したとしても今回基本構想、今年度拠点エリア構想、そして次年度以降に基本計画、そして基本設計、実施設計、そういう設計業務も二、三年かかるとは思いますし、工事着手から完成というのは大分先のことになるとは思いますので、それまでの間、やはりサッカーの利用者の活動の場を確保するという点では、やはり与根漁港の多目的広場などの照明設置も含めて、整備だとか、また陸上競技場の整備等も含めて、活動の場を確保していただきたいということを要望したいと思います。

それでは次の③陸上競技場の整備についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

基本構想の策定を現在行っており、その中におきまして、エリアにおける必要な機能について議論を行っていきたくと考えております。そのために具体的な施設については、本構想策定後における議論となりますが、陸上競技場につきましては、これまで全天候型トラックへの改修や天然芝の改良、維持管理を行っておりますので、これらの環境を最大限

に生かせるよう議論を重ねていきたくと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

構想策定の段階でなかなか具体的には示せないというところもあると思いますが、今後陸上競技場の在り方についても決定していく。そういう流れになると思うんですけども、ぜひこれまで整備した芝生だとか、天然芝、また全天候型のトラックというのは今後も活用できるものだと思うので、ぜひその施設を生かすとともに、また利用者からこの間出ていますトイレや更衣室、スタンド、照明設備などの改修についても、構想の中で、ここをしっかりと維持して活用していくということが決まれば、優先的に整備を進めることが必要だと思いますので、その点についても今後検討していただきたいと思います。

もう一つ、陸上競技場については、要望なんですけれども、もっと市民が活用できるような、そういう使い方にしていだけないかということがあります。例えば月に一度程度、小学校だとか、中学生が陸上競技場の芝を使えるようなことは確保することができないのかという点です。以前、豊見城中学校の建て替え時は部活動で使用させていただいたと思うんですけども、ほか長嶺中学校、伊良波中学校、来年には豊崎中学校もできますので、月に一回程度、部活動で競技場のきれいな芝を活用できる。そういうのをぜひ検討していただきたいと思います。また小学生、以前は与根のサッカー場でスポーツ少年団の中で育成ということで、月に一回程度集めて、トレーニングを行っていたという記憶がありますが、ちょっと今、続いているかどうかは定かではないんですけども、ぜひそういうこともこの陸上競技場を子どもたちに使わせることで、

やはりモチベーションも上がるだろうし、そういう力になってくると思いますので、ぜひその点も要望として、今後検討していただきたいと思います。これはこれまで市のサッカー協会でも頑張ってきていただいた教育長、そして吉濱智也議員も同じ思いだと思いますので、一緒にそういう活動の場をしっかりと広げていただきたいと思います。

そして最後に、(1)2024年度予算についての質問です。

日本共産党市議団は、11月21日に徳元市長に対して、2024年度の予算編成及び行財政運営に関する要望書を提出しました。この内容については、5つの大きな項目で、暮らし、福祉、医療の充実、農業水産、商工業の発展、そしてまちづくりと生活環境整備、そして教育、文化、スポーツ振興、そして市役所の労働環境改善について、大きく5つの項目と、また小さく53の項目の要望を行いました。今回その中で私からは医療福祉の面で2点質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、①高校卒業までの医療費助成について。これは何度も質問をさせていただいていますが、全国的にこども医療費助成の対象年齢を引き上げる自治体が今、増えています。こども家庭庁の調査でも今年7月1日現在、全国1,741市町村中、1,202自治体。これは全国7割が高校卒業まで援助しています。そして中学校卒業までは482自治体、これは3割弱となっています。国も医療費助成については、現物給付に係る国保のペナルティ、これを18歳まで廃止する方針も決めているということもあって、医療費助成の必要性はより高くなっていると思います。沖縄県はどうかといいますと、昨年度から県の支援も始まったこともあり、中学校卒業までは全県で

拡充、41市町村中14市町村は高校卒業まで支援を広げています。県内は所得が低く、子どもの貧困率もやはり全国比2倍と。深刻な沖縄ではより支援が求められています。本土が7割、沖縄県が3割ということで、地域間の格差もまだまだで、本来これは国の責任で制度化すべきだと思いますが、この制度化されるまでの間、また県の支援が拡充されるまでは、ぜひ豊見城市の子どものためにも市独自でも支援を広げていただきたい。そういうことで要望したところです。

それでは①高校卒業までの医療費無料化にかかる予算の計上についてお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

子ども医療費につきましては、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減と子どもの保健の向上を図り、安心して子育てができる環境の充実に寄与することを目的に、令和4年4月1日より沖縄県において、こども医療費の通院対象年齢を中学校卒業まで拡充しております。子どもの貧困率の高い沖縄県においては、子育てしやすい環境を整えることは喫緊の課題であると認識していることから、高校卒業までのこども医療費助成につきましても拡充すべきと考えているところであります。今後の事業実施に向けましては、こども医療費助成に対する国民健康保険国庫負担金減額措置の廃止や、国庫負担金減額措置分の費用負担等の措置について、引き続き沖縄県市長会を通じ、国や県へ要請を行いつつ、財源の確保をはじめ、様々な課題を整理しながら、国や県の動向を注視しつつ、高校卒業までの医療費助成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問

必要性については、市としても認識しているということで、ぜひ進めてほしいということなんですが、財源の確保についてはやはりこども未来基金もありますので、市民アンケートも今、実施して、今月中には公表できるということだと思っておりますので、ぜひ市民の声も聞きながら、次年度の予算でも検討はしていただきたいと思っております。

次、②無料低額診療事業利用者への薬代助成にかかる予算の計上についてお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

無料低額診療事業利用者への薬代助成につきましては、次年度予算へ要求している状況でございます。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

担当部課としては今、予算を要求しているところなんですけれども、予算規模については、どの程度になるのでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

現在、薬代助成事業を実施しております那覇市の実績を参考に、本市の助成費用の予算額は10万4,000円を見込んでおります。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。担当部としては、予算要求をして、これから予算編成にかかるころだと思うんですけれども、今年8月22日に沖縄県社会保障推進協議会、豊見城市と意見交換、懇談を、自治体キャラバンということで実施されたと思うんですけれども、このときに徳元市長の挨拶の中で、社会保障推進の活動に賛意を示していただいたと聞いています。それはとても感激、歓迎し、心強く感じているところです。また無料低額診療事業の薬代助成についても担当課から令和6年

度を実施するという回答を受けたということも聞いていますが、徳元市長、市民の命を守るという観点から、来年度実施するということを表明していただけないかと思うんですが、どうでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時31分)

再 開 (14時33分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今8月22日の自治体キャラバンの話をされておりましたが、ちょっと私たちと認識が違っているような感じがしますので、この予算につきましては、令和6年度の予算編成作業中でありまして、その過程の中で検討していきたいと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。この件については、前議会でも全会一致で採択もされて、しっかり進めてくださいという議会の意思も示されたと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。進めていただきたいと思っております。ちょっと時間が余りましたが、これで一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

先ほどの新垣龍治議員の(5)の恐らく①だったと思います。再質問の際に、教育部長の答弁において、発言の訂正がある旨の申出があります。

○ 教育部長 赤嶺太一 一訂正一

先ほどの答弁中、「中央図書館」と言うべきところを「中央公民館」と発言をしております。

ました。その部分を「中央図書館」というふうに訂正させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○ 議長 外間 剛 —許可—

ただいまの訂正については、議長にて許可いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時36分)

再 開 (14時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号5 (19番) 大田正樹議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、大田正樹議員の質問を許します。

○ (19番) 大田正樹議員 —登壇—

一般質問を始めます。

(1)過去の質問から各種進捗状況について伺います。

①字豊見城(旧FMとよみ裏)上下水道管接続要請、その後の進捗を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

当該箇所の通路部分については、南部土木事務所に問い合わせたところ、当該箇所の通路は奥にある3つの宅地がそれぞれ2メートル道路に接道するための敷地の一部であると確認できました。建築基準法上、建築する際には宅地が道路に2メートル接道する必要があり、そのための敷地であります。この土地について、先日当該箇所の土地所有者に確認したところ、土地の一部へ下水道整備をすることに少なからず関心を示しており、現地を確認したいとの意向もありました。土地所有

者から承諾を得られれば、下水道整備について検討も必要かと考えますが、建築基準法上道路ではない敷地への補助金活用等、また下水道事業を取り巻く経営環境において、良好ではないことなども含め、慎重に今後検討していく必要があると考えております。

○ (19番) 大田正樹議員 —再質問—

上下水道部長、ぜひよろしく申し上げます。しっかり進めていただきたいと思います。

②字高安(勢理客橋付近)個人の土地に河川が通っている件、その後の進捗を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問の件につきまして、水路を管理する沖縄県に進捗状況を問い合わせたところ、現地確認及び権利者の代表との面談は行っているが、昭和62年の廃川告示当時の設置経緯等が確認できていない状況であり、沖縄県河川課と県南部土木事務所で状況把握に努め、対応方針の検討を進めたいとのことでありました。市の対応としまして、沖縄県から照会等があったことから、資料等の提供を行ったところでございます。引き続き解決に向けて、沖縄県河川課、県南部土木事務所と調整を行っていきたいと考えております。

○ (19番) 大田正樹議員 —再質問—

③文化観光創出事業ガイダンス施設、その後の進捗を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

文化観光創出事業におけるガイダンス施設については、他市町村の類似施設を参考に、県内外から訪れる観光客等が利用しやすい展示施設となるよう、ガイダンス施設の実施設計において検討したいと考えております。また次年度の補助事業である沖縄振興特別推進

市町村交付金事業にて実施設計などの予算要望を行っていきたいと考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

こちらは再質問をさせていただきます。

以前この施設に本市のデジタル博物館的な機能を盛り込んでいただきたいと質問して、担当課として前向きな答弁をもらっていたと思っているんですけども、具体的にそのような動きになっているのか、その後の進捗、そういうふうになっているのか、向かっているのか、その辺の確認をしたいです。お願いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

現在、令和6年度の予算編成中でありますので、次年度ガイダンス施設の実実施設計予算が認められた場合には、市の関係課との調整や他市町村の類似施設も参考にさせていただき、デジタルを駆使した新しい展示方法も含め、補助事業である沖縄振興特別推進交付金事業との整合性も図りながら検討してまいりたいと考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

④景観条例制定に基づき字豊見城自治会との約束（市道1号線ガードレール、遊歩道整備、公園整備等）、その後の進捗状況を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

令和5年度より、街なみ環境整備に関する道路整備、公園整備などについては、都市計画課へ事務移管されております。今年度に行った対応といたしまして、字豊見城地区人づくり街づくり協議会と道路美創化、ヒージャーガー公園などの整備に関する意見交換会を行っております。また市道1号線のガー

ドレールにつきましては、レールが曲がっている箇所を取り替え修繕を行ったことを道路課に確認しております。今後も関係機関等と調整を行い、字豊見城地区の街なみ環境整備に取り組んでまいります。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

窓口が一本化して都市計画課が窓口で整備を、事業費を持ってくる流れに来るのはとてもありがたいと思います。この事業は全体的にたしか10年前ぐらいだったかと思うんですけども、どこまでできるか分かりませんが、網をかけた分のまちを整備していくという飴玉を与えてしまったので、ぜひともそこは引き続き地域の方々の意見を聞いて進めていただくようお願いします。

⑤市道2号線信号機設置要請、その後の進捗状況を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

ご質問の市道2号線への信号機設置につきましては、令和3年度信号機・横断歩道設置等要望書の中で、豊見城警察署に対し要請を行っております。豊見城警察署に確認しましたところ、市道2号線の完成後に常時一定以上の交通量があることを見据え、将来的に交差点の処理能力の改善を図る必要があると判断される場合は、信号機の設置について検討したいとのことでしたが、現時点でも朝の小中学校の登校時間帯に市道2号線から県道7号線へ向かう車両が横断歩道上に飛び出しており、その停車車両の間から児童・生徒が渡っている状況が大変危険であると伝えたと、現場の調査を行うとの回答をいただいております。引き続き地域の交通安全対策に向けて豊見城警察署に対し、状況確認を行ってまいります。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

市民部長、今の道は朝の1時間だけでも相当数の子どものみならず大人、高校生まで通学しております。実数を担当課にも情報提供として渡していますので、警察との協議にぜひ活用されて、早めに設置できるようにお力添えをお願いします。

⑥家庭教育支援について。

質問のときに話をしましたが、条例制定まで含めたこれまでの流れをお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これまで家庭教育の大切さを教えていく仕組みづくりといたしまして、家庭教育条例の制定の必要性も含めて、ご質問をいただいているところでございます。しかしながら、豊見城市における家庭教育条例につきましては、現時点においてまだ制定に至っておりません。家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもが生きる力を身につけていく基礎をつくり、また子どもが自ら成長していく力を伸ばしていけるような家庭教育を受けることは、全ての子どもにとって重要であるものと考えております。そのことから沖縄県及び家庭教育支援アドバイザーなどと連携しながら、親の学び合いプログラムとして、これまでに講演会や絵本の読み聞かせ会などを実施してきております。令和4年度まではコロナ禍の影響もあり、事業としての取組が弱いところもございましたが、令和5年度はコロナ禍も明け、PTA等関係機関や関係団体とも連携を図りながら、家庭教育に関する様々な事業を実施し、また計画をしているところでございます。家庭教育条例の制定につきましては、まず関係機関や関係団体とも連携を引き続き図りながら、家庭教育関連事業の取組を強化してい

く中で、必要性に応じて検討していくとともに、条例を制定している先進自治体の状況も参考にしながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

今、教育部長からあった家庭教育支援アドバイザー、たしか私も持っていると思いますけれども、何も全く連絡がないので、どうぞ活用してください。今、コミュニティースクールに向けて、多分教育委員会の皆さん、担当課のほうは忙しいかと思えますけれども、コミュニティースクールも学校でできないことを働き方改革等によって、地域やPTA、保護者に求めるのは分かるんですけども、そもそも地域やPTA自体がご承知のように、組織が弱っている。何でもかんでもできるという人はどんどん減っていているので、家庭教育、その支援となる根拠や条例も早く制定して、学校の支援はよく分かるんですが、それを支えていただく、そういう人たちへの支援も同じ土俵の上で文言を書きただけだったらと思います。そうでなければ学校だけがスポットを浴びて、学校の先生方だけの疲弊を教育委員会が支援して、それ以外を支援できないというのは少し違うのかと思いますので、引き続き研究をお願いいたします。

(1)の件は全て①から⑥まで、これまでずっと地域の課題として取り上げさせていただきました。これはPFIで民間と一緒にやろうだとか、民間任せでどうにかなるものだとかではなくて、行政がしかできないことですので、まだまだ時間がかかる、解決するにはまだまだ年数がかかるのは十分分かっております。でも一般質問というのは1回取り上げたらいいというものではないので、引き続き進捗を確認させていただきますので、担当課

の皆さんにはご苦勞をかけますけれども、しっかりまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

(2)の質問に入ります。豊見城ハーリー大会・とみぐすく祭り（産業フェスタ・子どもエイサー）について。

①数年ぶりに開催されたハーリー大会、とみぐすく祭りでした。成果を含め市の見解を伺ひます。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

ハーリー大会につきましては、まず初めに、2003年からハーリーの発祥の地として、長きにわたりハーリーを通して、地域の歴史文化の普及に尽力していただきました豊見城龍船協会の皆様、また今年度よりハーリー大会実行委員会の事務局となりました市観光協会の皆さんには大変感謝しているところであります。市としましては、約600年前に南山王であった汪応祖が留学先の中国からの帰国後に龍船をつくり、漫湖に浮かべて五穀豊穰、民安を祈願するという目的の下、始められたと伝えられております。歴史あるハーリー文化を次世代に伝えることは非常に重要なことだと考えております。ハーリー大会は去る令和5年7月23日に豊崎海浜公園北側海岸にて、令和元年7月の開催以来、4年ぶりに開催されており、開催の関連予算としまして、市から130万円を市観光協会へ補助金として交付しております。ハーリー大会への参加人数につきましては、1チーム18名程度で編成されており、80チームの参加がありましたので、重複した方もいらっしゃると思いますが、約1,400名の参加をいただきました。なお、会場には選手のみならず、家族やご友人、一般の観覧者も多くいらしたことから、それ以上

の多くの方に参加いただき、大成功だったと考えております。第37回とみぐすく祭り、第8回産業フェスタにおきましても4年ぶりに開催となりました。当該まつりは一括交付金を活用して、予算額2,400万円を市観光協会及び市商工会を事務局とする実行委員会へ負担金として交付して、実施しております。イベント当日は、小雨が降る時間帯もあり、天候には恵まれませんでした。2日間で合計6万人を超える来場者の数の中で、事故などのトラブルが起きることなく、大盛況のうちに終了できたことは、事務局をはじめとする実行委員会の皆様、動員としてご協力いただいた市内業者の皆様、職員の皆様、出演者の皆様、駐車場を借用させていただいたビーチ関係者、与根漁港、イーアス沖縄豊崎の関係者の皆様、そして何より会場に足を運んでいただいた市民の皆さん、全ての皆様のご協力があったものだと考えております。とみぐすく祭りと産業フェスタを通して、特産品や本市の観光都市としての魅力などを市内外に発信することができたものと考えております。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

②次年度以降の開催にあたり、市の見解を伺ひます。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

ハーリー大会につきましては、今年度より主催が豊見城龍船協会から豊見城ハーリー大会実行委員会、市観光協会事務局に変更となっております。そもそもハーリーにつきましては、五穀豊穰と民安を祈願するという目的の下に始められたと言われており、豊見城龍船協会が今日まで古式に倣った伝統文化を正しく継承していくことに尽力していただきました。こういった伝統文化を継承し、評価

して磨き上げていくことで、伝統文化のみならず、地場産業や観光振興にも寄与できるものにまで成長することができたと考えております。2003年から復活されたハーリーウグアンや、2008年から開催された第1回とみぐすくハーリー大会と豊見城龍船協会の皆様がこれまでつないできたものを4年ぶりに、今年開催され、次年度以降につきましても、市観光協会が中心となって大会を開催していくものと期待しているところでございますので、市としてもできる限りサポートを行っていきたいと考えております。とみぐすく祭り、産業フェスタにつきましても、市観光協会、市商工会等を事務局とする実行委員会方式として、市産業振興課も一括交付金の事務を担う担当課としての開催をしております。今回の祭りも前回同様に、11月開催となり、やはり夏がいいなどのご意見もいただきましたが、熱中症や台風リスクを勘案すると11月開催のほうがメリットも多いとの意見もあり、次年度以降の開催につきましても、実行委員会のほうで議論され、開催時期、内容等について議論され、決定されるものと考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

ここに書いてある祭り、私も全てスタートのときから、とみぐすく祭りに関しては、新たなとみぐすく祭りとして、一括交付金がスタートしたときから、関わっております。予算化の議論からもです。市の大切な予算を使って、こういうイベントをやっていく。それにはやはりスタートするとき、先ほど部長からハーリーの歴史を語っていただいたんですけども、本当に歴史が始まるきっかけ、始まる歴史があつて、開催の目的があつて、成果があつて、そしてまた改善があつて、これまで成り立ってきたものだと思っています。

書いてある大きな4つの祭りは、イベントは民間の興行とは全く違うので、引き続き市が支援していただけるように、市の職員も一緒になって市民との交流を深めていただけたらいいなと思います。先ほど部長は、ハーリーのことをおっしゃっていたので、大分時がたち、子どもエイサーの発祥の歴史が多分分からない人が多いのではないかと思います。これは教育委員会のほうでしか答えきれないと思いますけれども、せっかくの機会ですから、子どもエイサーがなぜあるのかをご答弁いただけますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

大きな質問でちょっと戸惑っておりますが、お答えしたいと思っております。

全沖縄子どもエイサーまつりにつきましても、平成元年度にふるさと創生事業の一環といたしまして、沖縄の伝統芸能であるエイサー等を次代を担う子どもたちに伝承し、伝統を受け継ぎ、守ることの意義や喜びを認識させ、郷土愛を育み、また子どもエイサーまつりを恒例化することによって、子供会の広域交流を促進し、子供会活動をさらに発展させるとともに、エイサーを沖縄の代表的な子ども文化に高める趣旨の下、第1回目を開催し、今日に至っております。今年度は第35回のまつりでございました。豊見城市でなぜ子どもエイサーがここで祭りの題材として選ばれたのかというところでございますが、私は当時、村役場に、当時村であった頃に宜保喜久さんという職員がいらっしゃいまして、歴史文化に造詣が深く、文化課の部署にいらっしゃった方であるんですけども、豊見城市の豊かな文化を地域資源として活用したいという思いを持って取り組まれてきた方で

した。ハーリーの発祥の話が先ほど総務企画部長のほうからありましたが、この発祥の地についてもこれを地域資源として見出したのは宜保喜久さんをはじめとするこれらの方々でした。この宜保喜久さんから以前伺った話ではあるんですけども、エイサーの発祥については諸説があるところでありますが、その一つに、浄土宗の袋中上人の念仏踊りがその起源であるという話があります。本市宇平良のテーラシカマグチという実際の人物が当時念仏踊りがエイサーになっていく中で、大きな役割を果たしたという言い伝えが残されています。豊見城市にもともとエイサー地域文化はなかったという方もいらっしゃると思いますが、ハーリーも豊見城市にはなかったと言われておりましたが、実はそのハーリーが豊見城市の発祥地であったということがこの中で掘り起こされたりしました。豊見城市は古来豊かな地域で、そこに根ざす豊かな文化がございました。その中で豊見城グスクをはじめとする多くのグスク、ハーリー発祥の地、テーラシカマグチの話、ハルスーブを始めた座波ペーチンのことなどを、歴史文化に裏打ちされた地域資源が数多く眠っておりまして、そういったことは歴史の中でも多く残されています。先ほど述べましたエイサー等、テーラシカマグチの話は、ハーリーのように文献こそ残されてはおりませんが、代表的な沖縄文化であるエイサーの発祥に豊見城市が関わっているという、いわば素敵なロマンを胸に、誇り高い豊見城市の子どもを育成する高い志を持ってエイサーを取り上げたものだと私自身が理解をしているところでございます。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

この質問の打合せ、質問取りのときに、私

も熱くなって、担当課の職員といろいろとお話をさせていただきました。やはり根っこのあるものを大事に、大切に育てていっていただく。そんな行政であってほしいと思います。借りてきたもの、真似すればいい、似たようなものをやれば人が集まる。そうではなくて、本物がしか生き残っていけないと思うので、何が本物で、何が偽物なのかもしっかり見極めて、皆さんにとって、この書いてある祭りのイベントが大事なのか、大事ではないのか、予算の負担が重いのか、重くないのかではなくて、残すべきなのか、守っていくべきなのかというのはしっかり議論されて、これからも大事にイベントを開催していただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月13日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (15時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (6番) 高 山 美 雪

署名議員 (7番) 瀬 長 恒 雄

— 令和5年第8回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年12月13日（水）

豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年12月13日（水曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	代表監査委員	高 橋 伸 治
総務企画部長	内 原 英 洋	市 民 部 長	上 地 五十八
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経済建設部長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	消 防 長	高 良 寛
教 育 部 長	赤 嶺 太 一	総 務 課 長	上 原 元 樹
秘書広報課長	具 志 智 香	人 事 課 長	翁 長 卓 司
管 財 課 長	大 城 光	企画調整課長	東上里 豊
産業振興課長	千 住 文 子	国保健康保険課長	吉 元 美 幸
生活環境課長	国 吉 有 貴	税 務 課 長	運 天 俊 郎
社会福祉課長	仲 座 ひろみ	障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫
健康推進課長	大 城 泰 子	こども応援課長	安谷屋 元
保育こども園課長	屋 宜 圭 太	道 路 課 長	大 城 英 貴
公園緑地課長	金 城 司	農 林 水 産 課 長	比 嘉 真 人
上 下 水 道 部 総 務 課 長	比 嘉 幸 治	警 防 課 長	金 城 智
学校教育課長	金 城 徹	学 校 施 設 課 長	石 川 ミ コ
生 涯 学 習 長 振 興 課 長	大 城 武	選管兼監査委員 事 務 局 長	宮 里 卓 道

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
日程第2. 一般質問

令和5年第8回豊見城市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年12月13日（水） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に吉濱智也議員、宜保安孝議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号6 (4番) 長嶺吉起議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、長嶺吉起議員の質問を許します。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一登壇一

おはようございます。会派城の風、長嶺吉起でございます。2日目のトップバッターということで緊張しておりますが、元気よく務めさせていただきます。

早いもので、2023年もあと半月となりました。振り返ると1年前の頃は、1人の市民として普通に生活しておりましたが、2月の選挙において初当選をさせていただき、今では市民の代表としてこの場所に立たせてもらい、早くも4回目の一般質問となります。最近ではSNSやメディアを通し、政治に関わるお金の問題やパワハラ等、議会の在り方に対し、悪いニュースばかりがやたらと目につき、議員という職に対しても非常に風当た

りが強くなっているなど感じます。そのような報道を見ると寂しい気持ちになりますが、同時に背筋をただされる思いで、世間の声を受け止める日々であります。市民の負託を受けた身として、議員活動のみならず、日常生活における様々なルールやマナー、モラルといったところに対しても、人としての道理をはき違えないよう意識をしまいであります。年末は忘年会シーズンでお酒を飲む機会も増えてきます。議場にいらっしゃる皆様も、立場上お付き合いが多いと思います。これは自分自身を含めてになりますが、羽目を外し過ぎでの飲酒トラブルを起こさないよう、そして巻き込まれないよう、くれぐれも注意してまいりましょう。

それでは通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

すみません、ちょっと質問事項の順番を入れ替えさせていただきます。

最初に(2)から行って、その後、(3)、(1)、(5)、(4)の順番となります。

(2) 保育行政について。

これは9月にも質問をさせていただきましたが、前回の答弁で、土地の賃借料については最低でも現状維持とし、新たな負担を求めない方向で調整をする。また、更新時期が迫っていることを考慮し、年内には答えを出していくとのことでした。それを踏まえて、質問に入らせていただきます。

公私連携幼保連携型認定こども園に対する本市の支援(土地の賃借料減額)についてその後の進捗状況を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

おはようございます。お答えいたします。

公私連携幼保連携型認定こども園に係る土地賃借料につきましては、これまでは普通財産の無償及び減額貸与に関する取扱い基準に基づき、社会福祉法人であることを根拠として5割の減額を行っておりましたが、今年度及び次年度が契約の更新時期となることから、さらなる負担軽減に向け検討を重ねてきたところであります。結果といたしまして、公私連携幼保連携型認定こども園につきましては、旧公立幼稚園の役割を継承した公私連携施設であることから、その負担軽減を図り、安定運営に資することを目的に、豊見城市普通財産の管理及び処分規程第16条の特別措置を適用し8割減額とする旨、決定をいたしました。こちらにつきましては、去る11月24日に対象となる7園の園長先生にお集まりいただき、説明会を開催しており、内容について理解を得たところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。一概に公私連携とはいえ、行政ができること、できないこと、やらなくてはいけない部分とやらない部分といろいろあると思います。豊見城市普通財産の管理及び処分規程の中でできることは何か。負担軽減とはいえ、土地の賃借料は豊見城市の大切な財源でもありますし、それを減額するということは、それなりにハードルも高く、しっかりとした根拠をもって決定を下す必要があったと思います。そこをこれだけの短期間において、現状維持どころか8割減額を決められたことは、徳元市長をはじめ保育こども園課の皆様が知恵を出し合い努力されたこと。そして、豊見城市の将来を担う子どもたちとこども園で働く方々を思う気持ちから導き出した結果だと受け止めています。本当にお疲れさまでした。

先ほどの答弁の中から一つだけ確認したいのですが、土地の賃借料を8割減とするに当たり、豊見城市普通財産の管理及び処分規程第16条の特別措置を適用とのことでしたが、その効力に期限はありますでしょうか。見解を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

賃借料契約が5年間の契約となっております。次の契約更新時に、内容を改めて精査することとなります。改めての話合い等になるのですが、原則、現時点では現在の算定方法が継続されるものと認識しております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。それを聞いて、とても安心いたしました。

先日も幾つかの園を訪ねさせてもらい、意見交換をしたところ、各園長先生から本市の今回の決定に対して、とてもありがたいと感謝されておりました。土地の賃借料が負担軽減されたことで園の方には、これまで以上に保育環境の充実、また職員の処遇改善等に力を入れていただき、子どもたちがよりよい環境で保育を受けることへとつなげていただけたら幸いです。しかし、まだまだ改善しなければならない課題はたくさんあります。今後も引き続き定期的な園長会との意見交換の場を持っていただき、公私連携ということを踏まえて支援できること。さらなる負担軽減も検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

公私連携施設を含む認可保育施設に対しましては、現在も様々な補助を実施しているところであります。今後も国や県が行う補助メ

ニューに注視するとともに、各法人園とも意見交換を行いつつ、取り組んでまいりたいと考えます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、(3)教育行政について。

①各分野において優秀な成績を収める児童生徒を街全体で応援して行くためにも、本市が先頭に立って周知を行っていただきたいと強く願います。

(ア)学校等と連携し子ども達の活躍を本市で集約することができないか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スポーツや文化面で活躍する児童生徒を街全体で情報を共有し応援する取組や、児童生徒のやる気を引き出すとともに、その原動力となり、健全育成面においても大変有効な手段であると理解しております。本市といたしましても、各分野で優秀な成績を収め、市長表敬訪問にいらした児童生徒について、令和5年11月の市広報紙から次世代スターとして掲載しているところでございます。今後は子どもたちの活躍を本市がどのように集約できるかも含め、学校など関係課とも連携をしながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

質問を続けます。

(イ)本市がアカウントを所有している情報発信ツールは何があるか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊見城市公式情報発信ツールといたしましては、秘書広報課がアカウント管理をしてお

りますYouTube、フェイスブック、LINE、秘書広報課と産業振興課、2課でアカウントを管理しているインスタグラムがございます。また、市公式アカウント以外に産業振興課が管理しているYouTubeのゴマゴちゃん公式チャンネル、中央公民館、中央図書館が管理しているLINEがございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

この件に関しましては、6月、9月と取り上げさせていただきました。豊見城市版の未来モンスターのようない応援ツールの作成というところにつながるのですが、まず11月の広報紙の中で市長を表敬した児童生徒の写真の横に、次世代スターという言葉が入ったことは一つ前進だと思います。ありがとうございます。しかし、もっと派手にやっていただきたいという思いがあります。これまでの答弁からすると、執行部としては個人情報の扱いというところが一番の課題であるというふうに捉えているような気がしますが、広報紙ではその月ごとに、市内であったイベントや行事の様子も写真付きで複数枚載っています。これらを掲載するに当たり、写り込んでいる市民に同意を得るためにどのような工夫を行っているのか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時09分)

再 開 (10時10分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市のイベント等で写真撮影を行う場合は、腕章をつけ、イベント参加者に対し周知し撮

影を行っております。また、出席している市民等に対し、市の広報担当であること、広報紙に掲載することを前提に写真撮影を行う旨を説明した上で、口頭にて了解を得て撮影を行っております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

何事もそうなのですが、一つ一つ課題を解決していかなければ物事は進まないですし、実現はできないと思っております。執行部が懸念されている個人情報の取扱い、またそのほかにも児童生徒の活躍の情報の集約はどうやって、またどこからどこまでを対象とするのか。応援ツールのネーミング、またアカウントを新しくつくるのか、予算は必要なのか、そもそも担当課はどこなのか、また一つの課で対応していくのか。発信ができるようになったとしても、その担当職員が異動になった後は継続していけるのかなど、それぞれの役割と何のためにやるのかといった目的意識を共有し、効率的かつ、新しい発想を持っていかなければならないと考えております。

再確認ですが、市内の小中学校でスポーツ並びに文化面において優秀な成績を残し、活躍する児童生徒を豊見城市全体で応援していくということが目的なので、見ている人が応援したくなるように工夫を凝らして、魅力ある応援ツールにしていきたいと考えます。予算をかけて、広報紙のページを増やして特集を組むのもありだとは思うのですが、先ほどの答弁で本市ではたくさんのSNSアカウントがあることが分かりましたので、最初はそれらを活用し、予算をかけず今あるものを生かしてみたいと思います。例えばですが、市長室での報告の際、徳元市長と子どもたちの対談の様子を動画に収めて、本市のYouTubeやインスタグラムで

アップしてもらい、そしてその動画が見れるQRコードを広報紙の次世代スターの子たちの写真の横に載せるというふうなことを考えているのですが、それはできませんか。見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時13分）

再 開（10時13分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市長表敬の様子を撮影し、公式YouTubeアカウントで発信、またその内容を広報紙の紙面でお知らせすることは技術的には可能であります。しかし、配信を行う際に必要な確認作業や動画編集作業及び、それを行う人員の確保、また動画作成をどこが担うかなど、関係課との調整が必要になってくると考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

今、外部への発信は次の段階として、準備検討をお願いいたします。

まず、児童生徒の活躍について、スポーツ及び文化面の両方において、その情報を教育委員会で把握することが先決だと思います。情報を集約してはじめて、その中身についての精査や協議ができて、継続的な外部への発信に向けた準備ができると思っております。そこで、学校側との連携や協力という部分では学校総務課、もしくは学校教育課を介し、秘書広報課と連携するほうがスムーズなのかと感じております。どこの課がというよりも、それぞれの役割を明確にした上で協力体制を構築すべきと考えます。当局の見解を伺い

ます。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

確かに長嶺議員がおっしゃっているように、複数の課に広くまたがることになるかと思っております。当面、担当課がどこかということではなくて、教育部全体として取り組んでいきたいと思っています。その取組の中で、おのずから所管課みたいなところが定まってくるのではないかというふうに理解しているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ぜひともこれからの未来モンスターの発掘も含めて、市内の子どもたちの目標の一つにもなり得るぐらいの応援ツールの作成を実現していただきたいと思いますが、徳元市長の見解をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

今の提案は非常にいいなど、私自身、今聞いて思ったところであります。当然、市内で頑張る子どもたちを応援する立場というのは変わりはないですので、各部長の皆さんがお答えしたとおり、まずは課題整理をしながら、どうやったらできるかという方向性に結びつけていきたいと思っていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

市長、答弁ありがとうございます。

今後は私自身も学校や保護者の意見を聞きながら、よりよい方法やアイデアを求めてまいりますので、担当課との意見交換の機会を増やし、豊見城市オリジナルの応援ツールの実現に向けて前進していけたらと思います。

昨日、川満玄治議員もおっしゃっていた子ども観光大使、こちらもすごくいい提案だと

思いますので、こちらも併せて、引き続きご対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、②学校施設の環境整備等に関する予算について各学校PTAの予算で対応している現状があります。本来であれば教育委員会で予算対応すべきと考えますが、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

校舎清掃や除草作業などPTA活動として実施し、学校施設課の環境整備にご協力いただいていることは承知しております。教育委員会といたしましても、議員がおっしゃるとおり、学校施設を適切に管理するための費用につきましては、市のほうで予算対応するものだと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

続けて、再質問をさせていただきます。

学校側からは、毎年環境整備に関する予算要求は上がってきているのか、現状をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

修繕費や産業廃棄物処理費、原材料費など、各学校から要求を上げてもらい、内容をヒアリングしながら調整をしておりますが、予算執行については各学校の判断となっております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

予算要求の項目といたしますか、その内容に関してですが、環境整備に係る費用も入っているということを校長会、教頭会を通して、予算計上も含め、予算執行の在り方をいま一度共有していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これまでも予算編成に当たりましては、予算編成前に教頭先生、あと市費庶務の方に集まっていたいで、説明をしております。その中でまた要求が上がってきた段階でヒアリングをしながら、予算内容については逐一確認をしておりますので、少なくとも教頭先生はご理解なさっていると思っております。今後校長会で予算措置についての内容は、周知を図っていきたくと考えているところです。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

予算要求の内容に関してですが、細かすぎる部分もあって、なかなか見直す機会もなく、これまでどおり慣例化していた部分なのかと思っております。しかし、PTAで行うクリーン活動も数年前とは違って、先生方や保護者の参加を促すのはどんどん難しくなってきています。そんな中でその費用負担がPTA側に行ってしまうと、さらに理解を得られなくなる可能性が出てきます。学校施設は豊見城市のものであり、その環境整備を行うために現場の声を聞き予算措置を行うのは行政、自身の職場環境をきれいに保つための努力をするのが先生方、そこに通う子どもたちのためにクリーン活動などを通し協力していくのが保護者だと思っております。いま一度学校側に対し、環境整備の在り方に対する市の認識について周知をお願いしたいと思いません。よろしく願いいたします。

続きまして、(1)産業振興・観光振興の推進について。

様々なツールを活用し豊見城市の魅力を国内外へ広く発信し、産業振興と観光振興の推進を促すことで地域活性化につなげることは我が街豊見城市の発展に必要不可欠と考え以

下を伺います。

去る10月にインスタグラムインフルエンサーを豊見城市のアンバサダーに任命し、委嘱状が交付されました。

①公式アンバサダーに対する想いや期待する効果について市長の見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市アンバサダーにつきましては、豊見城市の魅力をもSNSで広く発信することにより、地域特産物のブランド力向上や地域の活性化を図るため、今年度からスタートした事業であります。現在委嘱している6名のアンバサダーにつきましては、公募の上選ばせていただきました。行政だけではなく、豊見城市を愛する市内・市外の方々の力をお借りすることで、市外・県外の方々に広く豊見城市の魅力を知っていただき、ひいては足を運んでいただけることを期待しております。既に豊見城市にお住まいの方においても、改めて豊見城市のよさを再発見する機会になればというふうに考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

実は、私も豊見城市の魅力発信というところでは、誰よりもとことんやっていきたいという思いから、アンバサダーの募集があった際には応募をさせていただいておりました。結果は惜しくもですが、一次選考で漏れました。その理由はさておき、任命されたアンバサダーの方々も我々と同様に、豊見城市が好きという強い思いを持っていらっしゃると思いますので、今後の魅力発信とその効果に期待をしたいと思っております。質問を続けます。

②本市のご当地キャラを商品化しその活躍

の場を増やしていく考えはないか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市のご当地キャラについては、本市の観光大使でもある豊見城産マンゴーのイメージキャラクターのアゴマゴちゃん、その弟キャラクターとしてのトミッキーツ、豊見城市産トマトのイメージキャラクターのトマジローの3つのキャラクターがごございます。これらのキャラクターは、本市での活躍としましては、主に市の観光PRイベントで配布する景品やチラシ等での活用を行っているほか、令和4年度には市制20周年記念事業の一環として、バッジやタンブラー、学習ノート、クリアファイルとして製品化し、販売を行うなど商品としての活用も行っております。本市や本市の特産品のPRに資するものについては、民間事業者においてもご活用いただき、オキコ株式会社において、3つのキャラクターを活用したパンが商品化されたほか、市観光協会においても道の駅オリジナルグッズやLINEスタンプが商品化されております。これまでも様々な方からキャラクターグッズの商品化に関する問合せやご提案をいただくこともございましたので、本市としましても引き続き3つのキャラクターのさらなる活用の方法について検討し、活躍の場を増やしていきたいと考えております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

11月なのですが、教育民生常任委員会の視察研修にて栃木県佐野市を訪れました。その際に、市役所や観光物産会館、その他、行く先々で目にしたのが、佐野市の魅力が詰まりに詰まったご当地キャラさのまるでした。物産会館の入り口には、さのまるが描かれた壁や等身大パネルといった写真スポットがあり、

数えきれないほどたくさんの商品のグッズが販売されておりました。市役所でも入り口の総合案内にさのまるのパネルが置いてあり、各課の窓口にも何かしら使用されていて、議会だより、広報紙、研修で手渡された資料、職員からいただいたペットボトルの水やお菓子、もう至るところにさのまる。さのまるだらけでした。それはもう労働基準法に引っかかっているのではないかと心配になるぐらい、さのまるが働かされていました。ただ、見方を変えると、市の職員をはじめ、佐野市に関わる方々が本気で佐野市という街を愛し、そのよさを伝えたいと、全国にPRしたいと思う気持ちが溢れているからこそ、ここまで徹底して全面に出していいのではないかとこのうふうに感じました。

本市のご当地キャラアゴマゴちゃんは観光大使でもありますが、その役割について、市はどのように考え、また思うような働きができていますか。見解をお伺いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時24分)

再 開 (10時24分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市のキャラクターであるアゴマゴちゃんは、平成24年に本市のマンゴーを広くPRするために農林水産課で作成されたもので、翌年に観光PRの強化策として観光大使を任命することで、本市の積極的なイメージアップや観光振興の推進を図ることに取り組むため、本市の観光大使第1号として任命したもので

す。本市はマンゴーのまち宣言を行っており、マンゴーをはじめとする特産品の認知向上を通して、また市自体の認知度向上を通して観光振興を図り、経済の活性化に努めているところです。観光大使の役割は、それぞれの分野で活躍されている方々について、各分野で本市の歴史文化、産業、スポーツ、特産品等を広く情報発信してもらい、本市の観光イメージの向上を図っていただき、もって本市の観光振興につなげていただくことだと考えております。アゴマゴちゃんにつきましても、これらの観光大使の役割を期待するもので、今後とも積極的に活用していきたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

再質問を続けます。

現在、第２次豊見城市観光振興計画を策定していっているところだと思います。その計画の中にゆるキャラの商品化も含め、観光大使を最大限に利活用し、豊見城市の魅力発信につなげていくと明記することはできないか、見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、第２次豊見城市観光振興計画を策定中ですが、その具体的な内容等につきましては、豊見城市観光振興計画審議委員会にて審議されていくこととなりますので、観光大使の活用等についても、その審議の過程で決定されていくものと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

委員会の場で策定が進められているとは思いますが、事務局としてこういう案を出していただくことというのは可能でしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

事務局としましては、そういう案について

も提案をしていきたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

これは令和５年度の施政方針にもある、新たな富を生み出すまちづくりという部分にも十分につながっていくと考えております。もちろん商品化を本格的にやっていくには、商標登録や利権の問題、また企業とのタイアップや、場合によっては商品の企画開発からといった部分が出てくるかもしれませんが、今あるものを使ってPRを増進していくことはすぐにでも可能だと考えています。

先ほどの質問ですが、市は幾つもの発信ツールのアカウントを持っていることは確認できました。ただ、そのほとんどがうまく活用できていないと言わざるを得ません。アゴマゴちゃんからの流れになるのですが、マンゴーの生産量は、沖縄県が日本一です。その中でも豊見城市産のマンゴーは、2000年には県内で初めてマンゴー拠点産地に認定され、2009年にはマンゴーの里を宣言しております。しかしながら、インターネットで日本のマンゴーと検索すると宮崎県マンゴーがトップに出てきます。沖縄県マンゴーと入力をする、国頭村のふるさと納税返礼品やJAおきなわのホームページ、宮古島マンゴーといった情報が出てきます。豊見城市マンゴーと入力し、ようやくふるさと納税返礼品に係るページが出てくる程度です。これが現実です。それを踏まえて、再度お伺いいたします。

ご当地キャラを活用した市独自のPR方法について、SNS等の発信を本気で検討してやっていく考えはないか、徳元市長の見解をお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

今のご指摘は、まさにそのとおりだなと思って、反省する部分もあります。実際にアゴマゴちゃんの活用というものは、もちろんもっとやっていかなければならないのですが、人気度というのは非常にありまして、私、前年度観光PR事業にも参加をさせていただきました。開催地だったのは横浜だったのですが、そこでの豊見城市のPRということでブースを設けて、そこにトマジローとアゴマゴちゃんがいたときの子どもたちの集まりは、それにくっついてくる保護者の皆さん、そのゆるキャラが、アゴマゴちゃんとトマジローがいることで相当数の人数が集まる。それが集客になって物産が売れるという流れになっていきますので、相当な効果を目の当たりにしたことがあります。ですので、今長嶺吉起議員がおっしゃっているご提案についてはしっかりと受け止めて、前向きに検討させていただきたいと思います。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

市長、前向きな答弁、ありがとうございます。

SNSの発信は、毎日続けるのは意外と大変で、それを職員が通常業務の傍らで継続的に続けていくのはかなり難しいと思っております。しかし、これからの時代、SNSでのPRの必要性とそのポテンシャルは無視できないものと考えておりますので、その分野に特化した人材を雇用し、魅力発信に努めていくことを検討してみるのもいいかと思っております。豊見城市のまだまだ見えてない魅力、可能性を思いっきり引き出して、全国へと発信してまいりましょう。よろしく願いいたします。

続きまして、(5)介護者（ケアラー）へのサポートについてであります。沖縄県は出

生率は全国トップですが、その中でも高齢化が進み、育児と介護のダブルケアを行う人口が全国で最も高いという実態があります。

介護を受ける人のサービスはあっても、介護をする人を支えるサービスは乏しい現実があります。それはまさに『働きながら仕事をする』、そんな市民に対し仕事と介護の両立支援が必要であると考えます。

①市内の企業における介護離職の実態を把握できているのかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市内の企業における介護離職の実態については、本市のほうでは把握はしておりません。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

すみません、再質問ですが、市役所職員では、過去に介護を理由に離職された事案はありますでしょうか。お伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

市役所職員におきましては、令和3年の4月から令和5年11月までの期間に退職した職員のうち確認できる範囲においては、介護を理由に退職をした職員はございません。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

②介護離職ゼロを目指し、本市が行っている支援があるかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

介護離職ゼロを目指し、本市が行っていることとしましては、介護離職防止を含め、市民の方の就労継続に有用となる情報について関係機関と連携し、案内、周知に努めているところであります。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

介護保険サービスの面からの支援につきま

しては、介護保険サービスを受けておらず、ご家族が介護を行っている場合、要介護認定申請を行っていただき、県介護保険広域連合の訪問調査や審査会の結果、要介護または要支援の認定を受けられた場合には、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に相談することで介護保険のサービスを利用することができますので、介護をする方の負担軽減につながるものと考えます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

都道府県が認定する介護支援専門員、通称ケアマネジャーと呼ばれる資格がありますが、それとは別に、家庭で介護をし仕事に影響が出て、離職しようか悩んでいる社員と企業の間立ち、両立できる方法を考え提案することで、介護離職を防ぐことを役割とする民間資格として注目されているのが産業ケアマネジャーであります。民間資格ではあるのですが、資格試験はもちろん、ケアマネの資格を持っていることが条件ということもあり、そう簡単には取れる資格ではありません。そのため、県内でもまだ50人程度しかいませんが、狭き門だからこそ、資格取得者におかれましては、しっかりとした専門的知識がある人が活躍できると確信をしております。

そこで、③行政が先頭に立って市内の企業へ向けてワークサポートや産業ケアマネの利活用を促していただきたいと思いますと考えますが本市の見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市内の企業へ向けてのワークサポートについては、国や県の行う介護休業制度や助成等について、関係機関等との連携を図り、その案内、周知に努めてまいりたいと考えており

ます。産業ケアマネジャーの利活用の促進につきましても、まだ新しい民間資格であり、その働き方が確立されていないことから、国の動向を確認しつつ、利活用について調査検討をしてみたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

これから先も育児と介護のダブルケアを要し、離職を考える方は増えていくと思っております。行政として行っている支援のさらなる強化と、また専門的な知識と経験を持つ産業ケアマネの存在を市内の企業へ周知していくことで、離職に追い込まれるその前に悩みを聞き、助けになっていただきたいと思います。引き続きよろしくお伺いいたします。

最後に、(4)分煙環境整備についてであります。

望まない受動喫煙の防止を図るため、2020年4月改正健康増進法が施行され、本庁舎においても、原則敷地内禁煙となっております。百害あって一利なしと言われるたばこではありますが、税負担率は市・県・国、特別税、消費税と約6割を税金が占めている商品であります。

喫煙者と非喫煙者の共存を可能にするため、しっかりとしたルールを徹底し『分煙』を行う必要があると考え、以下をお伺いします。

①本市におけるたばこ税について過去3年間の税収額をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

過去3年間のたばこ税の税収額は、令和2年度2億3,607万9,596円、令和3年度は2億3,658万8,454円、令和4年度につきましては、2億4,380万2,908円、以上となっております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

②市役所の一般利用者並びに市職員における庁舎敷地内及び周辺施設での喫煙の実態はあるのかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本庁舎は、健康増進法において第1種施設に分類されており、敷地内禁煙となっております。これは屋内・屋外に限らず、敷地内では禁煙で、敷地内に駐車している車の中においても禁煙となっております。しかし、駐車場を掃除した際に吸い殻が落ちていることがありましたので、敷地内の禁煙について周知不足であったと認識しております。敷地内で喫煙の目撃情報があった際には、市民または職員向けに注意喚起を行っております。周辺施設での喫煙の実態については、一部の職員が休憩時間に周辺施設で喫煙していることを把握しているところです。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

すみません、③の質問ですが、これは昨日、波平邦孝議員の質問に対する答弁からもある程度理解できたので、控えたいと思います。

喫煙所の設置ですが、学校の隣ということで、その立地状況や非喫煙者の理解を得るということを考えると簡単ではないと思っておりますが、昨日総務企画部長の答弁でもありましたとおり、先月、全国市長会でも分煙施設の整備促進についての決議が出されております。また昨日ですが、政府のほうからも電子たばこの増税、1本当たり3円引き上げると、年間で約2,000億円ということも発表されておりました。たばこ税は自治体にとっても貴重な税財源でありますので、喫煙者を一方的に排除するのではなく、しっかりとしたルールやマナーを基本とした分煙施設の整備をもって、どう共存していけるのかというこ

とも、今後検討していただけたらなということで要望いたします。

前回の一般質問は、時間が足りず途中で終わったため、自分で議事録を見てみたのですが、本当に何が言いたいのか分からない感じになってしまいました。今後も決められた時間内で、しっかりと質問の趣旨や内容を簡潔にまとめ、市民の皆様が理解しやすい質問の仕方を学び、二元代法制の下、優秀な執行部の方々と対等に議論ができることを目指し、自身の職責を果たしてまいりたいと思っております。

今年1年の感謝と、来年もよろしくお願いますという気持ちを込めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時40分)

再 開 (10時41分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号7 (15番) 要 正悟議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、要正悟議員の質問を許します。

○ (15番) 要 正悟議員 一登壇一

おはようございます。粹和会、要正悟です。通告に従い、質問をさせていただきます。

(1)校区について。

いよいよ豊崎中学校が来年4月に開校となりますので、幾つか質問をさせていただきます。

①豊崎中学校及び豊崎小学校の校区について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校の校区は、豊崎小学校の校区と同一となっております、字豊崎の全域と字翁長、字与根の一部が校区となっておりますところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

豊崎中学校と豊崎小学校の校区は全く同じということでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

そのとおりでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

校区については、原則教育委員会の指定する学校へ通学することになるはずですが、原則から外れる場合の取扱いについて、何か基準があるのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、指定校制度を導入しておりますので、基本的には決められた校区に通うことになっておりますが、それに代わる場合、指定校変更許可基準というのを定めているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

②指定校変更とはどのような制度か具体的にお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

指定校変更とは、学校教育法施行令第8条において規定されており、市町村の教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申し立てにより、その指定した小学校、中学校または義務教育学校を変更することができることとされております。本市におきましても、指定校変更許可基準を定めており、基準に該当する場合については、指定校の変更を認めているところでございます。許可基準の区分は、転居、

兄弟関係、市内転居予定、留守家庭、指定校変更児童の中学校入学、大規模校等から適正規模校への変更、あと身体的障害等の場合、部活動、その他の9つの区分がございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

現在、市のホームページにあります指定校変更許可基準が令和4年10月13日付になっておりますけれども、おおよそ1年前の策定となっておりますが、それまでは指定校変更はできなかったのでしょうか。お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

一部変更しておりますが、以前より指定校変更許可基準は存しておりました。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

令和4年10月策定以降と以前で、基準の内容の違いをお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

許可基準のうち、大規模校等から適正規模校への指定校変更の基準の別表におきまして、上田小学校から座安小学校、伊良波小学校へ変更できる旨が追記されているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

この基準というのはコロコロ変わったりするものなのか。これまでに基準がどれぐらいの期間で変更になっているのか、もし分かればお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時45分)

再 開 (10時46分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、どれぐらいの間隔でというところでの
お答えが難しい状況であります。その理由は
この状況に応じながら許可基準を変えていく
必要がありますので、その都度都度というこ
とになっております。これまでの改正は、近
年の改正は学校の規模が大きくなり過ぎた
ときに、ほかの生徒の数が少ない近隣の学校へ
移動できるようなことで、大規模校を少しで
も解消できるような基準の緩和という意味で、
このような措置を設けておりました。その
状況がなくなると、そこをなくしたりすると。
そのことで改定がされているという理解をし
ていただけたらと思います。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

これまでの変更の際に、児童生徒へ大きく
影響が出るような変更内容があれば、具体的
にお伺いします。これは市の主観で構わない
です。例えば結果変更はできたけれども、あ
る事情があって、許可が出るのに時間がか
かったとか、そういう事例があればお伺いし
ます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時47分)

再 開 (10時47分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

許可基準に基づき運用しておりますが、お
おむね1週間以内に判断をしておりますので、
その期間が延びたことによって不都合が出る
とかという事案は確認されておられません。た
だ、ご希望の全てに沿えない場合がございます

すので、そこはもしかしたら、保護者のサイ
ドから見ると課題ということになるのかと考
えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

次に行きます。

③豊崎小学校区から座安小学校へ指定校変
更されている児童の現状をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和5年12月時点で豊崎小学校校区から座
安小学校へ指定校変更されている児童は48名
ということになっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

具体的な事例を示させていただきたいと思
います。

現在の小学校高学年、低学年の子が豊崎小
学校の校区から指定校変更により、座安小
学校へ通学している児童がいますけれども、
数年後には中学校へ入学されることとなり
ますが、現在の基準でいくと基準表区分の
指定校変更児童の中学校入学の許可要件
の中の、指定校変更の許可を受けている
児童が中学校へ入学する際、卒業する小
学校区の中学校を希望する場合へ該当し、
伊良波中学校へ入学することは可能で
しょうか。伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

そのとおりでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

次、④豊崎中学校の開校時に指定校変
更にて伊良波中学校へ通学予定の生徒の
現状をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校の開校時に指定校変更にて伊
良波中学校へ通学予定の生徒の現状につ
きまし

ては、現時点で最終的な人数は不明ということでございます。現在、伊良波中学校に在籍し、豊崎中学校区に居住している1年生、2年生に対し、令和5年10月30日に、中学校新設に伴う転入学通知書を発送し、豊崎中学校へ入学することとなる旨の連絡を行っているところでございます。併せて、指定校変更を希望する場合には、学校教育課へお申し出いただくようお願いしておりますので、現在複数件、その指定校変更に関する相談を受けているところでございます。また、豊崎中学校の新1年生となる皆様への入学通知書につきましては、年明けの1月上旬に発送することとなっておりますので、今後その指定校変更に係るご相談をいただくことになるかと考えているところでございます。そこを見た上で、年度末にその数が確定していくということになっております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

あと追加で確認ですが、伊良波小学校の校区から指定校変更により上田小学校へ通学されている児童もいますけれども、先ほどの回答と同様に、豊見城中学校へ入学を希望する場合は可能であると考えてよろしいでしょうか。伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時50分）

再 開（10時50分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

そのとおりでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

これまでの答弁から、申請を行うというこ

とは教育長の許可が必要になると思います。もちろん基準表に合致する場合は、原則的には許可になると理解しますが、仮に不許可となる場合は、どのような場合が不許可の事例と考えられるのか。主なものをお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

個々の事案については、個々の状況によって異なってまいります。基準となるのは、その許可基準に示されている内容については許可をし、それ以外のことについては、基本的には許可を認めることができないということがお答えになるかと思っております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

許可基準について、児童生徒への影響が大きいと思慮される変更の場合、例えば指定校変更児童の中学校の入学の許可要件、先ほども言いましたけれども、指定校変更の許可を受けている児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合の部分において小学校までしか認められないなど、そのような大きな変更も今後はあり得るのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点ではそのような基準の見直しは考えておりません。しかしながら、今後学校の在籍の状況等を踏まえながら、適正に基準の見直しをしていきたいと考えております。ただ、その根底にありますのは、ほかの業務もそうではありますが、子どもの最善の利益になるような形で教育行政を行うことを旨としておりますので、そこを基本に、許可基準等についても管理をいたしていきたいと考えているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

例えばもしそういう大きな変更がある場合、一律でいきなり線を引いて、指定変更はできませんという形を取るのではなく、せめて基準の策定時点で、小学校に通われている児童生徒は現時点の許可基準を適用させるとか、また小学校へ通われていないきょうだい児がいる場合、上のきょうだい児と同じように指定変更を認め、現基準を適用させるなど、児童生徒や保護者の皆様へは大きな影響がないように柔軟に対応していただきたいと思っております。もちろん教育長の権限でもありませんので、許可基準の変更をしないでくれとは言いませんけれども、もし変更する場合は、せめて現基準で適用されている児童生徒を保護するような優しい対応をお願いしたいと思っておりますが、教育長の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、児童生徒の利益が最善になるような形で、基準の運用を務めてまいりたいと思っております。当然大きな変更が生じる場合には、経過措置も含めた対応を、当然ながら検討していきたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

あと、小学校校区外に現在通っている児童生徒も中学校入学の際には、また改めて申請書を提出しなければならないのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時54分)

再 開 (10時54分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

小学校、中学校は校舎が変わりますので、その際に申請書が必要ということで考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

事務方からも事前に話を聞いていたのですが、確認の意味も含めて議会で質問をさせていただきました。学校教育課長以下、職員の皆様、ご対応をいただきありがとうございます。これからも豊見城市の宝であります児童生徒のためにご尽力くださいますよう、お願い申し上げます。

最後に、ホームページの中で指定校変更申請書だけが印刷で出せない状況になっていましたので、そちらも改善のほうをよろしくお願いいたしまして、次の質問に移ります。

(2)道路行政について。

皆さんの手元に、事前に参考資料を1枚、お配りさせていただいております。少し分かりづらいかと思いますが、すみません、大きなピンクの丸で囲った部分がメインとなりますけれども、③のほうがメインになります。

①市道22号線及び市道257号線の道路計画について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

まず、市道257号線は県道256号線と豊崎地区を結ぶ幹線道路として、また豊崎小学校、中学校の通学路及び災害時の避難経路に位置づけされており、路線延長514メートル、片側1車線の両側歩道の幅員17メートルの道路整備計画となっております。当該路線は、平成24年度に事業化されており、令和4年度に

は翁長橋及び市道203号線との交差点部の整備が完了しております。令和4年度末の事業進捗率は事業費ベースで74%となっており、現在県道256号線から市道203号線の区間において用地交渉を行っている状況であり、今後は用地買収の進捗状況に合わせて、段階的に整備工事を進めていく予定であります。

次に、市道22号線につきましてお答えします。市道22号線は、翁長集落と県道256号線を結ぶ道路として、市道257号線と併せて豊崎小学校、中学校の通学路及び災害時の避難経路に位置づけられており、路線延長504メートル、片側1車線、片側歩道の幅員12メートルの道路整備計画となっております。当該路線は平成25年度に事業化されており、これまでに実施設計及び地積測量図、不動産鑑定を実施してきたところですが、市内優先整備路線の観点から現在、休止路線となっております。今後は市道257号線の進捗状況に合わせて事業を再開する予定であります。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

市道22号線は、現道として市道442号線がありますけれども、翁長のファミリーマートから入っていた道路ですね。この現道の整備ではなく、なぜ市道22号線を整備することになったのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道22号線につきましては、豊崎小学校、中学校の通学路及び災害時の避難経路に位置づけられていることから、市道257号線と交差点化することにより効果が得られるものとして計画されております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

市道442号線も通学路となっておりますが、この市道442号線も豊崎小学校、豊崎中学校

へ通学する生徒の通学路であるとの認識でよろしいでしょうか。伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

現市道442号線につきましては、子どもたちが通っている道路ですけれども、新たにできる市道22号線につきましては、その先の市道257号線から直線で翁長集落のほうに向かっていきますので、その辺を交差点化することによって、より効果が得られるものと考えております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

市道22号線に関しては、実施計画の事業目的にもありますけれども、災害時の避難経路としての役割も非常に大切だと思います。この災害というのは、東日本大震災の教訓を得て、津波発生の際に高台である保栄茂方面へ迅速に避難されるということを想定しているという認識でよろしいでしょうか。伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

先ほど答弁したとおりでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

災害というのは突発的に発生しますので、いつ起こるか分からない事象の対応のために対策を取るということは、非常に大切だと考えます。また、豊崎中学校については、津波避難ビルとしての機能も有していますので、併せて豊崎地域の住民の命を守る対策への取組を引き続き行っていただければと思います。

そこで、もう一つの目的について伺いますが、令和6年の豊崎中学校の開校が迫っております。教育委員会にお聞きしたいのですが、市道22号線ですが、この道路を通り通学される予定の児童生徒は、どちらの集落の子どもたちとなりますか。お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

地図の状況から判断しますと、翁長のほうからの通学の児童生徒であると理解しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

あと、これは分かればいいのですが、開校予定の令和6年度時点で、今教育部長がおっしゃられた翁長地域から何名の児童生徒が豊崎小学校及び中学校に通う可能性があるのか。もし分かれば、校区外で座安小学校へ通われている児童も含めて伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時01分)

再 開 (11時01分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

誠に申し訳ありませんが、手元に資料がございませんので、そのいずれにも今は答えができない状況であります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

これまでも豊崎小学校へ通う生徒は、現道を通り通学しています。この道路を利用し通学される字翁長の子どもたちは、歩道の整備がほとんどされていない道路を歩いて通学する状況が続いております。また、現道の市道442号線については、一部で崩落の危険性が非常に高い急傾斜地の真横を通り通学するという、非常に危険な状態が放置されております。この路線における現在の災害地帯指定についてどのような指定がなされているのか。また、その指定とはどのような内容なのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時02分)

再 開 (11時03分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道442号線につきましては、土砂災害危険箇所、それと土砂災害警戒区域ということで指定されております。その土砂災害区域、土砂災害警戒区域ですけれども、こちらにつきましては土砂災害のおそれがある区域で、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に被害が生ずるおそれがある区域、それと土砂災害特別警戒区域というのがございまして、こちらにつきましては、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい被害が生ずるおそれがある区域とされております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

分かりました。次に移ります。

②「通学路安全プログラム」について伺います。

(ア)実施する理由を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

通学路安全点検プログラムを実施する理由につきましては、平成25年度に文部科学省、国土交通省、警察庁と連名で発出されました「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進について」におきまして、通学路の交通安全に取り組むことがうたわれたことから、本市においても平成28年8月に豊見城市通学路交通安全プログラムを策定し、毎年合同点検を実施しているところ

でございます。併せて、学校保健法第2条に、学校においては、児童生徒等の保健、安全等に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならないと規定されていることも、通学路安全点検を行う法的な根拠というふうを考えているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

(イ)実施機関を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

通学路安全プログラムの実施機関につきましては、通学路安全推進協議会というものを設置しております。その構成メンバーにつきましては、学校教育課、道路課、協働のまち推進課、農林水産課、学校施設課、保育子ども園課、豊見城警察署交通課、同署生活安全課、南部国道事務所、南部土木事務所及び各学校の代表により構成されている協議会となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

(ウ)点検方法を具体的にお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

通学路安全プログラムの点検方法につきましては、各学校が中心となり、PTA関係者、地域と連携し、事前に通学路の点検を行いまして、リストアップされた危険箇所を教育委員会へ報告してもらいます。これらの危険箇所を通学路安全推進協議会にて、交通安全と防犯の観点で毎年1回、2日間にわたり合同点検を実施いたしまして、危険箇所の状況把握及び対応期間、対応内容等を確認しているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

(エ)点検後の報告はどのように実施されているのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

通学路安全プログラムの合同点検後の報告につきましては、合同点検後に2回実施する通学路安全推進会議にて、各危険箇所の状況、対応する機関、対応内容及び進捗状況について各機関より報告をしていただき、共通確認、共通理解を進めているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

(オ)報告後の対応などについてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

通学路安全プログラムの合同点検の報告後の対応につきましては、各危険箇所の対応後に、実際効果が上がっているかどうかを確認するため、各学校から意見を聴取し、その結果を踏まえ、対応内容の充実、改善を図っているところでございます。また、各危険箇所の対応内容につきましては、年度末に市のホームページで公開をしているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。

先ほど市道442号線について、令和4年の通学路安全プログラムでも継続して指摘があります。どのような内容で、いつからこのような指摘が継続されているのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時08分)

再 開 (11時09分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

どの時点からご質問の路線が挙がっているかということについては、手元に資料がありませんので分かりませんが、少なくとも令和3年度以降からずっと挙がっている状況にあるというふうに理解をしております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

すみません、内容はどのような内容かお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

基本的には、歩道の設置についての要望がなされているものと理解しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ここを通った方ならよく分かるかと思いませんけれども、歩道もなく防犯灯の設置もなく、暗くて危険な道路となっております。ただし、このご指摘には一つ、とても重要なことが抜けております。先ほど答弁していただいたとおり、土砂災害危険箇所として、この場所は土砂災害警戒区域に指定されているという答弁でした。今にも土砂が崩れ落ちそうな状態で通学路として利用されておりますが、その危険性の指摘がないことが非常に問題だと考えております。この通学路安全プログラムには、道路管理者として道路課も参加されております。また、現場にはパイロンを置いて注意喚起しておりますが、それでは危険を回避する根本的な対策にはなっておりません。なぜこのような指摘が、通学路安全プログラムでは指摘されていないのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時10分)

再 開 (11時11分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

非常に重要なご指摘だというふうに考えております。現時点での交通安全プログラムにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、防犯と交通安全という視点で、そこを主眼として取り組んでいることから、この視点が含まれていないものだと理解をしておりますが、今後はこの視点も含めて盛り込めないかということにつきましては、検討を進めてまいりたいと思っております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

そこで根本的な対策ですが、土砂災害危険箇所であるならば、金良地域や上田地域などで行われているのり面へのコンクリートバリア杭などを打ち込んだのり面がずれないように施工を行うことが必要だと思いますが、この箇所において、そのような対策を取る工事の具体的な検討はなされているのか。令和5年度の実施計画を見る限り、この箇所の工事について記載がありませんので、早期の実施は難しいかと思っておりますが、本市の見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

金良地域や上田地域で実施されております対策工事につきまして、土砂災害警戒区域ではなく、急傾斜地の崩壊や地滑りの発生に伴い、ハード的に進める急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、沖縄県による対策工事が実施されております。本質問の翁長地区につきましては、ソフト的な指定の土砂災害警戒区域となります。市道442号線ののり面对策につきましては、令和4年度にのり面部分の崩落を防止するために、のり面部分の一部に種子吹き付け工事を実施し、経過観察を続け

ている状況でございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

土砂災害の対策工事が沖縄県の所管とのことであるなら、県への要望及び調整などは行ったのかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

沖縄県が対策工事を実施する場合は、急傾斜地崩壊危険区域の指定、かつ被害範囲に民家が5戸以上ある場合が対象となりますので、翁長地区は対象外となると沖縄県から回答を得ております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

被害範囲内に民家が5軒以上ないため、急傾斜地崩壊危険区域の対象ではないので対策工事ができないとのことですが、この場所は子どもたちの通学路なんですよ。今後は中学生の通学も控えており、さらなる児童生徒の利用の増加が見込まれております。本来であれば中学校の開校に合わせた形で道路の整備が完了していることが理想であると考えますが、整備の見通しについてお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。急傾斜地についての対策工事につきましては県が主体となってやる工事となります。その工事をする際には、急傾斜地の指定等もありますので、そういうものが条件となります。そういうことでは、県のほうから先ほど答弁したような回答を得ております。通学路ということでの対策につきましては、今後県との協議をまた進めていきたいと考えております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

このスケジュール感では、児童生徒の早急

な安全性が担保されておりましたが、市として本当にこのような状況でよいのでしょうかと思っております。このスケジュールでは、いつまでたっても改善しないように思いますが、児童生徒の安全について所管されている教育委員会の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

非常に難しい質問でございますが、基本的に児童生徒の通学路の安全については、教育委員会としても大事な案件だというふうに考えているところでございます。ただ、一方におきましては、道路整備、傾斜地の整備につきましてもいろいろな状況を踏まえて、現実的な対応をしていく必要があると思っております。当面は、この危険認識について学校と共有をすることと、その道の反対側で渡ることとかということも含めながら通ることも含めながら、どういう対応が可能か、検討を進めてまいりたいと思っております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

令和5年6月28日付で文部科学省総合教育政策局長より、「通学路における交通安全の確保の徹底について」という通知文が各地方公共団体及び教育委員会へ出されております。その主な内容が、通学路をめぐる環境は、各地域の事情に応じて変化していくことが考えられますので、その安全確保の在り方についても、今後不断に見直していくことが重要です。また、各地域における関係機関の連携による継続的な取組が重要ですという内容になっております。ここで述べている関係機関とは、通学路における安全対策の関係機関となる教育委員会、また学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応

じて自治体代表者や学識経験者等を加えることとしてお示ししているところだと定義しております。文科省としても、通学に関する児童生徒の安全確保へ本腰を入れて取り組んでいくとの思いを感じ取れる通知文になっており、とても評価できる内容です。この通知文について、経済建設部についても把握はされていますでしょうか。お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時17分)

再 開 (11時18分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

通学路安全プログラムの会議の際に、そういう資料等の配付がありますので、経済建設部のほうでもそれは把握しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

道路管理者としても、児童生徒の通学路の安全確保については責任を持って対応していくという認識でよろしいでしょうか。再度伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

そのとおりでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

これまでの答弁を聞く限り、2、3年の短期間で道路の供用開始は非常に厳しいという認識を受けました。しかしながら、子どもたちの安全や津波避難の際の通路として現在のスケジュール感では、とてもこのままでいいとは思えません。市民の安全を一番に考えるべき市長にお伺いしたいのですが、今までのやり取りを聞いて、スケジュール感の見直し

を早急に進める考えがあるのかお伺いします。

○ 副市長 大城 正

お答えいたします。

今言う市道442号線につきましては、元の市道22号線ですけれども、今新規に先ほど説明した路線を整備予定としてはいますが、今の現状として一括交付金、ハード交付金がかなり抑制されていまして、今事業化はかなり厳しい状況です。その事業を待つというよりは、今の現状の維持管理をしっかりした上で通学路して供用していきたいというふうに考えています。時期的なことについては、ちょっと今は差し控えたいと思います。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございました。

最後に、通学路安全プログラムに関してですが、保護者の方はよく分からない方が多いらしくて、保護者の方にもできれば周知徹底していただきたいということを最後に申し上げて、③に移ります。

③保栄茂周辺（市道23号線）の交通状況について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道23号線につきましては、糸満市阿波根と県道東風平豊見城線等を通じ、本市中心部を結ぶ道路であり、朝夕の時間帯には通勤通学のための通過交通が多い路線であると認識しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

以前にも質問しましたが、この周辺の道路はとてもふくそうしており、朝夕の渋滞がひどい上に、保栄茂地域の子どもたちの通学路となっております。その解決策として前回提案させていただきましたが、先ほどの件とも関連しますので答弁をよろしくお伺いしたい

のですが、市道22号線は、最終的に市道23号線へ接続されることとなります。この接続される箇所を保栄茂の馬場の前に接続させて、大きな十字路交差点にすることで、車両のふくそうを解決し、渋滞や安全性を確保することができないかと提案しました。資料右側の矢印で指してある赤い点線部分のことです。これが提案の部分ですけれども、その際に検討するとの答弁だったと記憶しておりますが、市道22号線の整備、県道東風平豊見城市線の整備もこれから動き出すことから、今から具体的な検討に入れば間に合うのかなと考えますが、その後、どのような検討がなされたのかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

平成29年度に実施した豊見城市道路交通円滑化基礎調査及び計画検討委託業務におきましては、当該箇所は渋滞箇所として抽出されていないこと、また周辺において、現在県道東風平豊見城線の道路整備が行われていることから、現段階では早急な整備の必要性はないと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

道路というのは、ご存じのとおり、一度造ってしまえば、ほとんど何十年も同じ形が変わることがありません。多少の拡幅や交差点改良などはあったとしても、大きく変わることが特にありません。市道25号線、上田地区についても、私が子どもの頃から通っておりますけれども、50年近くなりますが、現在の状況とほぼ変わりがありません。ですから、まだ何も進んでいないのであれば、先を見据え、長期的な視点での議論を行い整備することが非常に重要になってくると私は思っております。

では、保栄茂地域から座安小学校へ向かう市道21号線の県道東風平豊見城線で交差する箇所については、今後どのような状況になるのか伺います。参考資料のAと書かれている丸部分です。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

県道東風平豊見城線と市道21号線の交差部分につきましては、平成23年度に実施した住民説明会において地域より、ボックスカルバートによる接続案が提案されました。その後、ボックスカルバート接続案を含む他の接続案を比較検討した結果、道路機能及び交通安全性に優れていることが確認されたところですが、再度、令和元年度に沖縄県による詳細設計業務の中で、ボックスカルバート接続案は新たな用地買収箇所が発生し、事業の長期化を招くおそれや、また市道21号線に設置される大型擁壁の維持管理に課題があるなど、問題点が複数出てきたことから、道路を迂回し横断歩道橋を設置する接続案を推奨したいとのことでありました。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

県道東風平豊見城線と市道23号線が接続する箇所は交差点となることから、全線開通の際には信号機が設置されると南部土木事務所から聞いております。資料のBと書いてある場所ですけれども、もちろん交差点ですので信号機の設置については反対ではありませんが、渋滞が発生することははっきりしていると思っております。現在の仮設の信号機の内側の新しい交差点部に近いこと、その先のエコシティとはしな入り口にも将来的に信号機が設置されると思います。その際には渋滞が発生すると思われ、座安小学校へ抜ける車も市道21号線が通行止めとなることから、

余計に渋滞が発生する状況が生まれると考えておりますが、この保栄茂地域の渋滞対策について、検討したことがあるのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時26分)

再 開 (11時26分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたけれども、平成29年度に実施した豊見城市道路交通円滑化基礎調査及び計画検討委託業務において、民間のプローブデータを活用した交通状況の確認及び現地調査等の結果から、豊見城インター交差点をはじめとする市内渋滞主要箇所23か所が抽出されております。抽出された23か所におきましては、渋滞解消に向けた対策案の検討及び概算事業費の算出のほか、渋滞の程度から重要度を設定し、早急に対策を検討・実施すべき優先順位を整理しております。しかしながら、本業務におきましては、議員ご質問の保栄茂地域はその中に含まれておりませんので、検討は行っておりません。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時27分)

再 開 (11時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号8 (8番) 吉濱智也議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、吉濱智也議員の質問を許します。

○ (8番) 吉濱智也議員 一登壇一

皆様こんにちは。日本維新の会、吉濱智也です。本日、トップバッターであった長嶺吉起議員が質問の中で、ご当地キャラの活躍についてありました。去る9月30日にプロサッカーチームFC琉球のホームゲームで、豊見城市民デーが開催されました。市長、教育長をはじめ、私のほうも観戦させていただきましたが、そこにアゴマゴちゃんが登場していました。アゴマゴちゃんがロビー活動というか、ファンの皆様の周りに行くと、子どもたちが結構集まって写真を求めてきたりというのを見ました。先ほど市長がおっしゃったとおり、結構人気者だなと感じました。ぜひもっとこのあたりをPRしていきたいなと思います。

それでは、本議会でもこの議場に立ち、一般質問できることを市民の皆様へ感謝して、通告に従いご質問いたします。

(1)安全な市民生活について。

交通安全標識等の設置について。

①名嘉地地域から名嘉地ICに抜ける道路は、近年、交通量が多い上にスピードが速い車が目立ち、周辺住民から不安な声があります。

(ア)現在も道路上へ「歩行者注意」の表示がありますが、薄くなって見えにくい状況でありますので、それを上書きすることができないかお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問の箇所は、市道5号線となっておりますが、名嘉地インターチェンジ入り口の交差点から名嘉地集落へと向かう上り坂を越えますと、歩行者注意の路面標示がございます。議員ご指摘のとおり、経年劣化により薄くなってきておりますので、再表示を検討したいと考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

よろしくお願いいたします。

(イ)道路上に車両から認識しやすいように「速度落とせ」など標識の設置をする考えがあるかお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

名嘉地ランプ撤去により、周辺の市道や集落内道路が抜け道として使用されており、交通量が増えている状況でございます。その対策としまして南部国道事務所との協議により、周辺道路への注意喚起看板の設置を要望しているところでございます。設置する看板としましては、「速度落とせ」「歩行者注意」「飛び出し注意」の蛍光色看板20枚の設置を予定しているとのことです。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

大変うれしいご答弁、ありがとうございます。

周辺住民からは速度だけではなくて、車がすれ違う際にミラー等がぶつかったりして、交通事故だけではなくて人的なトラブルにもつながるのではないかとということも心配されておりましたので、この標識設置によって環境改善になることを期待いたします。市の発展に伴って同様の状況となっている箇所が増えてくると思います。引き続き安全な道路環境、安全な豊見城市となるよう、よろしくお願いいたします。

(2)市民生活を支える仕組みについて。

習い事助成事業について。

①本事業に関する今年度実施したアンケート結果をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今年7月に市内の18歳以下の子どもとその保護者、計2,500件を対象に、こども未来アンケート調査を行っております。回収の数といたしましては644件となっております、アンケートの結果につきましては、今月中の公表を予定しており、市のホームページ上で公開をいたします。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

9月にご質問をさせていただいて、年内ということで結果を聞けるかなと期待しておりましたが、ぜひしっかりと今月中に公表していただければと思います。

②令和6年度実施の検討結果をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

習い事助成事業は、今年度に事業の効果や在り方を検証することとなっております、現在こども未来アンケートの結果などを踏まえ、令和6年度の事業実施の有無について精査を行っているところでございます。今後は子ども改革推進委員会や予算編成等において、最終的な総合調整を行い判断をしていくこととなります。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

様々ご検討をいただいているということをご感謝しておりますが、ぜひ習い事助成事業がまた実現できるように願っているところでございます。

今回優秀選手奨励補助金などが補正予算化

される見込みでございますが、本市においても全国、世界に羽ばたく選手が多くいることは、大変思うところであります。また、県内のサッカー界でも、18歳でF C琉球でプロデビューを今年果たした選手や、同じく18歳でドイツプロサッカーチームと所属契約、そして最近話題になっている二十歳のゴールキーパー、沖縄県出身の子が県内出身者としては3人目となる日本代表に選出されています。サッカーに限らず、様々な分野で子どもたちが一流選手と身近に接する環境が増えてくると思います。これは多くの子どもたちがこの競技をしてみたいと思うきっかけになると思います。そのときに親や大人、社会がしっかりと背中を押してあげられる仕組み、環境づくりがこれまで以上に必要になると感じています。本市でも、先ほどお話しした優秀選手奨励補助金や予算化などや、波平議員が9月定例会で提案していたスポーツ基金などの設置検討が行われてくると思います。それを活用するためにも、多くの子どもたちに挑戦する機会を届ける必要があると考えています。そこで、これまでは習い事助成事業、塾代クーポンというところを訴えてきたところでございますが、やはり多くの子どもたちに様々な分野に挑戦できるように、また平等にそういう支援ができるような形で、加えて給食費とか、近年話題になった派遣費とかいうところにも活用できるように、限定的な支援だけではなくて、子育てバウチャーという形で子育てに関する事業に使えるクーポンの発行というのを、少し視点を変えてではないのですが、全体的に多くの子どもたちにといいところをしっかりと願って、ちょっと提案の方法を変えさせていただきたいと考えております。ただ、子育てバウチャー制度のご提案

に関しては、また執行部の方たちとも詳しいお話はしていませんので、本日はこれ以上の質問は行いません。しかしながら、実現に向けて改めてご提案、ご相談をしっかりとさせていただきたいと考えておりますので、お願いをいたします。

(3) スポーツ振興について。

森の風テラス構想について。

本事業における、現在の市陸上競技場に変わる施設の完成予定年度をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

基本構想策定後につきましては、基本計画、基本設計、実施計画を経て、建設工事に着手することを想定しております。建設工事までにかかる期間についてですが、基本計画において検討を行うことになっておりますので、現時点においては具体的な日程をお示しすることはできないところであります。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ご答弁からすると具体的な日程を示すことは難しいけれども、着々と進行はしているのかなというふうに思っております。しかしながら確実に、現状からすると5年以上、30年近い期間というのはどうしても必要になってくるのかなというふうに推測しています。私は森の風テラス構想、市長が掲げているものについては応援をしていきたいという考えでございます。その中で、これまでも陸上競技場の照明設置、ナイター使用というところを求めて、この構想の中で検討するというお考えを確認してきたところでございます。しかしながら、市内のサッカー愛好者であるとか、高校生と社会人で構成する豊見城市の女子選抜チーム、市郡大会というものに出場するように構成するチーム、そして市内ジュニア

チーム出身の選手が今年も多く活躍した県民体育大会サッカー選手団からのかなり強い思いがありました。それは自分たちのホームである豊見城市陸上競技場で練習をしたり、トレーニング、試合をしたりしたいんだということを男女かかわらず、年齢も問わず、かなり熱い思いを確認してきました。スポーツ愛好者の徳元市長であれば、十分思いは伝わっていると思います。

先日の新垣龍治議員、この後、与根多目的広場の整備について、サッカー関係者にはうれしい提案があると思います。それと並行して、改めて市陸上競技場への照明設置について、お考えをお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

森の風テラス構想、スポーツエリア構想を含めた計画の中で、市陸上競技場は一体的な整備と捉えておりますが、施設計画及び整備までに時間を要することから、陸上競技場におけるナイター設備設置については必要だと考えているところでございます。教育委員会といたしましては、陸上競技場の夜間利用者における安心安全な活動場所の確保のために、ナイター照明設備は必要だと認識しておりますので、引き続き関係部署と協議調整を図ってまいりたいと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ぜひ前向きな検討を改めてお願いしたいと思います。

この照明設置に関しては、新たに照明等土台を造るということは必要ないのではないかと、現状を見て感じております。現状の照明台、今実際設置されていますけれども、そこにLEDとかのものを幾つか付け加えることで、十分競技したり、活動したりというのは

できる状況かなというふうに考えておりますので、まずその可能性というか、それが実際できるのかというところの調査からしっかり予算化いただいて、検証していただいて、多くの市民が熱望している豊見城市陸上競技場への照明の設置について、実現に向けて再検討をお願いしたいと思います。

(4) 海外姉妹都市提携について。

海外姉妹都市提携について質問しますが、皆様ご存じかと思いますが、ペリー来航をきっかけに、英語通訳等で日米のかけ橋となったジョン万次郎氏は、豊見城市に深いゆかりがあります。ジョン万次郎さんのことについて分からない方もいるかもしれないので、少しご説明しますが、ジョン万次郎さんは高知県土佐清水市出身、14歳のときに仲間と共に漁に出て遭難しましたが、アメリカの捕鯨船に救助され、そのまま渡米、英語、数学、測量、航海術、造船技術などを学んだそうです。1851年に現在の糸満市大度海岸に上陸した後に、我が豊見城市翁長に滞在し、地域の方々の温かいもてなしを受けたそうです。その後も日米修好通商条約の使節団の通訳、技術指導員として軍艦に乗り込んでいます。この軍艦には、艦長の勝海舟や福沢諭吉ら、歴史的に重要な人物らも乗っていました。このように日本と世界のかけ橋となり、英語の普及にも重要な人物であったジョン万次郎が豊見城市にゆかりがあることは、たいへん誇らしいと考えております。また、その関係から、高知県土佐清水市と姉妹都市提携をしています。そのほかには宮崎県高千穂町、北郷村などとも本市は姉妹都市提携をしています。

昨日の新垣亜矢子議員のご質問にもありましたが、グローバル人材の育成や英語教育を重視している豊見城市が世界とのかけ橋とな

るため、海外姉妹都市提携を行い、豊見城市から世界へ羽ばたく人材を育てていきたいと考えています。

海外姉妹都市提携を結ぶお考えがあるかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在本市は、国内3市町と姉妹都市提携をしておりますが、海外姉妹都市提携を行っている地域、海外自治体等はございません。海外の自治体をはじめとする団体等と国際的な友好関係を構築することは、人的にも経済的にも重要であると考えております。本市が先頭に立ち、市民、とりわけ若い世代が異文化と触れ合う機会をつくることは、未来の担い手をグローバル人材へと育成することに非常に有用であると考えておりますので、海外姉妹都市提携についても鋭意検討してまいりたいと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

海外姉妹都市について、恐らく徳元市長のほうもしっかり前向きにというか、様々な見解を持って取り組んでいかれるということを期待しておりますし、今ジョン万次郎さんのお話をしたので、基本的にはハワイとかというところもあるのですが、やはりハーリー発祥の地豊見城市としては、中国というところもしっかり視野に入れていただきたいですし、伊良波中などが現在台湾の都市との交流などもされているということを知っていますので、そういう様々な関係性を考慮した上で、ご検討をしっかり進めていただいて実現させていただければと思っています。今後もその提携に向けては私自身も情報を発信しながら、情報収集して、ご相談しながら進めていきたいと思っていますので、ぜひよろしくお願ひいたし

ます。

(5)組織マネジメントについてお伺いします。

去る11月13日から15日に、経済建設常任委員会の行政視察を行いました。先日の波平議員をはじめ、この後も委員会のメンバーから農業振興や公園整備など、豊見城市発展のための質問が出ると思います。その中でも福岡県小郡市と直方市を視察した際に、担当職員が非常に熱い思いで事業に取り組んでいらっしゃいました。さらに、その成果をしっかりと積み上げているなということを感じてきました。そこで私が今お話しした部分、感じた部分について、この組織マネジメントという部分から少しご質問させていただきます。

今回質問するマネジメントという部分については、管理職の方が部下を仕事の成果にしっかりと導いてあげるといような観点でご提案をさせていただきたいと思ひます。

我が豊見城市においても、徳元市長が掲げる大きな事業が動き出していると思ひます。そうなるとう部長ももちろんのことですが、各課長、担当職員の仕事には、その成果に対する責任がより大きく出てくるかと思ひます。本市の現状は、各課長においては現在プレイングマネジャー、自分の仕事もしながら部下の仕事の成果もしっかり導きながらというふうなところで活動をされているというふうに理解しております。これは本市だけではなく、ほとんどの自治体が同様な状況であると認識しているところがございます。私は昨年まで民間企業に勤めていまして、自治体職員の方々に対する研修への講師の派遣というのを担当していました。その中で管理職対象の研修をして、アンケートなどを見ると、自分の仕事に、プレイヤーとしての仕事に追われ

てしまって、部下に対するマネジメントというのがどうしても気が回らないとか、どうしてもその部分については薄くなってしまっている。そこをどう改善したらいいかなというところの、講師に質問があったり、アンケートの回答が実際にありました。このような形でマネジメント不在の状況が続くと、担当する職員、課長からすると部下の皆さんをその成果まで導くことができずに、事業成功に支障が出る可能性も考えられると思っています。なので、徳元市長が掲げる森の風テラスとか公共交通とかという非常に大きな政策が出てくるかと思いますが、そういうところに支障が出てくるのではないかと、私自身としては、大丈夫かなと気にしているところではあります。今、実際に豊見城市、本市においては、担当課長、人事課長などに確認しましたが、そういう大きな問題は特に発生はしていないということは確認しておりますが、今後の検討という形で少しご質問をさせていただきます。

マネジメントに専念するポストの導入が大切であると感じています。

民間企業における部下等に成果を出させる事に専念するポストを本市に設置するお考えがあるかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

議員のご質問の部下に成果を出させることに専念するポストを本市に設置することについてですが、豊見城市組織及び事務分掌規則においては、部長、課長及び班長は、所属職員を指揮監督すると規定されておりますので、部下等に成果を出させることは、一義的には指揮監督の立場にある部長、課長及び班長の職責において行われるものであると考えてお

ります。また、特定事項を処理させる必要がある場合には、部に属しない参事監、部に属しない政策調整官、部に参事監、課に参事、副参事、主幹等を置くことになっておりますので、これらの職位を活用することも有効であると考えております。このようなことから、当面は議員の質問のポストの配置は予定しておりませんが、議員ご質問の民間が成果を出すための手法を調査研究することは意義があることだと思っていますので、まずは情報収集をしていきたいと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ぜひよろしくお願いいたします。簡単な、すぐにどうのこうのできるものではないということは十分理解しておりますので、中長期的な形になると思いますが、しっかりいろいろと検討していただきたいと思います。また、マネジメントするポストの意義というのは、私個人的に考えたら、今現場の職員でお休みされている方、まだまだ結構多いというふうに聞いています。体調面とかというところもあると思いますが、そういうところで自分の仕事にしっかり成果が出せるというところでも、やはりモチベーションというところはあるかと思いますが、そういうところも含めて、今回の質問をきっかけにそういうご検討が組織の中で行われていることは大変有意義だと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

質問は以上になりますが、職員の皆様、日暮れが早い季節になりました。風邪など引かず、元気に年末を乗り切りましょう。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時04分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号9 (7番) 瀬長恒雄議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長恒雄議員の質問を許します。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。日本共産党の瀬長恒雄です。よろしくお願いします。では、質問通告に従いまして、質問を行ってまいります。

(1) こども未来基金について。

令和3年度にこども未来基金が創設され、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援施策の充実を図るための寄附の受け皿ができました。市の広報や新聞等にこども未来基金への市民や各種団体からの寄附のニュースが載るようになっていますが、さらなる支援の拡大が求められていると考えます。

そこで、①こども未来基金への寄附金の状況をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

こども未来基金への寄附につきましては、令和3年度の実績で36件、408万139円、令和4年度の実績で23件、160万7,000円、令和5年度11月末時点で11件、154万9,420円、合計で70件、723万6,559円となっております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

ありがとうございます。

初年度は多いのですが、令和4年、令和5年と件数、額とも伸び悩んでいるのかというふうに感じております。コロナ禍の影響もあったと思うのですが、ぜひともこのこども

未来基金への市民の皆さんの関心を高めるために、再質問として、こども未来基金への寄附金の呼びかけ、制度の周知徹底についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

周知に関しましては、現在は市のホームページや広報紙において広報活動をしているところでございます。先ほど瀬長議員からありましたように、広報紙に掲載をすることで市民の皆様にも目を通していただいて、周知が図れるものと考えます。今後もより効果的な周知方法を検討してまいればと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

では、②こども未来基金の運用状況をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和5年度当初予算における基金の積立金といたしまして、1億5,275万4,000円で、その内訳は、ふるさとづくり寄附金で1億5,000万円、寄附金で273万4,000円、利子が1万9,000円、一般財源1,000円となっております。令和5年度基金活用事業としまして、1つ目に、学校給食保護者支援事業に7,121万9,000円、学力強化支援事業として873万4,000円、豊崎中学校開校準備事業に7,004万7,000円となっております。各事業に対して1億5,000万円を切り崩し充当後、令和5年度末の基金残高の予定といたしまして3億7,544万8,511円となる見込みとなっております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

では、今年度の運用事業についてお伺いしますが、学力強化支援事業はどのような内容で現在行われているのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時35分)

再 開 (13時35分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

各中学校40名ぐらいつの生徒を公募いたしまして、8月から3か月間、受験対策の講座として実施をしているところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

この事業は前年度からの引き継ぎで行われていると思いますが、来年度以降もこの事業は継続の予定があるのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

当該事業につきましては、コロナやその影響を踏まえた上で実施した事業でありますので、一旦次年度は見直しの期間として置いて、その後、今後はどのような事業が必要か、検討を進めてまいりたいと思っております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

この事業は非常に保護者の皆さんからも好評な事業なので、ぜひとも見直しと言わず、継続事業になるように、ご検討のほうよろしくをお願いします。

あと、豊崎中学校の備品購入費に7,004万7,000円を計上したということですが、3月定例会でこども未来基金の趣旨にそぐわない支出があり、こども未来基金からではなく、一般財源から支出すべきだという主張を日本共産党はさせていただきました。こども未来基金からの豊崎中学校の備品購入費は、今年度限りの支出ということで確認していいかお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時37分)

再 開 (13時37分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

充当事業を決定するに当たっては、そのように令和5年度に限ってということで決定をしているところであります。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

では次に、学校給食費保護者支援事業は、昨年度に比べて約1,700万円の支援額の増額となっておりますが、今年度の生徒1人当たりの支援額を小学校、中学校、それぞれどれぐらいの額になるかお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時38分)

再 開 (13時38分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

1人当たりの令和5年度の支援額ということですが、学校給食費保護者支援事業の令和5年度における1人当たりの支援額は、小学生は月額800円で、年間だと8,800円、中学生は月額900円で、年間だと9,900円ということになっております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

栄養充足率100%を維持するための増額だったとお伺いしていますが、現在の物価高騰は来年度以降も続くと思われれます。さらなる支援の拡充が来年度も求められると考えています。

そこで、③学校給食費の保護者負担軽減の支援拡充ができないかお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市が実施しております学校給食費保護者支援事業につきましては、学校給食の栄養価を補うべく、必要な金額を市で上乘せする形で支援を実施しているところでございます。令和6年度の支援拡充につきましては、今後の物価上昇の影響を鑑みながら、また沖縄県や他市町村の状況も踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

では、次に進みたいと思います。

④子ども子育て応援団について。

(ア)登録件数をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現時点における子ども子育て応援団の登録件数は、個人・企業など合計で95件となっております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

それでは、(イ)子ども子育て応援団の活動状況をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

子ども子育て応援団は、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する取組をしていこうと、子育て支援を実施する市民、企業、事業所、団体、NPO法人、ボランティア団体、その他個人から登録されており、各個人、団体の皆様がそれぞれの活動を通じて子育て支援を推進していただいております。活動状況につきましては、地域での挨拶推進、交差点での交通安全運動、公園・道路清掃活動、子どもたちに関係するボランティア活動など、様々

な活動を展開されております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

(ウ)活動活性化に向けた取組についてお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

活動活性化に向けた取組につきましては、ここ数年続いた新型コロナウイルス感染症の影響もようやく低減し、徐々にではありますが、アフターコロナに転換しつつありますので、子ども子育て応援団の個人・企業などの皆様におかれましては、それぞれの活動を通じて本市の子育て環境づくりに向けた子育て支援を推進していただけるものと考えております。本市といたしましても、子ども子育て応援団の皆様の活動状況を市ホームページ及び広報などでご紹介していただくなどの取組をしてまいりたいと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

豊見城市全体で子育てを支援していく、そのような体制の構築ができればと考えております。それでは次に進みます。

(2)与根体育施設について。

与根体育施設については、この間、議会で何度も取り上げてまいりました。与根体育施設の物件補償費については、前教育長が物件補償費を使ってサッカー場を再構築できるという話をされております。そこで物件補償費の額を聞いたところ、与根西部土地区画整理組合から補償額の提示を受けていないので分からないという答弁が返ってきました。そのことについて調査を始めたところ、物件補償の手続の不備が明らかになってまいりました。令和元年度に、旧野球場が土地区画整理組合によって上物除却処分がされています。本来、土地区画整理事業の物件補償費、いわゆる立

退料は、組合が補償額を所有者、今回の場合豊見城市に提示し、その上で補償契約を行い、除却が終了した段階で補償費が支払われるというのが通常のやり方だと当局は答弁をしています。しかしながら、組合からの補償額の提示がないことについて、補償額の提示も組合に求めている。市の財産の価値が幾ら見積もられているのかの確認もしていない。補償契約書をはじめ、市の公有財産規則で定められている書類もそろえずに市の財産を処分するという、市民の理解が得られない手続がこの間、行われてきております。令和3年度と令和4年度には野球場の残り、サッカー場が行政財産のまま上物除却処分されております。地方自治法第238条の4で行政財産は処分できないと規定されており、処分をする場合には、行政財産を普通財産に換えて行うとされております。本来であれば与根体育施設設置条例を廃止し、行政財産を普通財産に換える手続が必要です。令和3年度の12月に、組合に除却の依頼をしております。令和3年の3月定例会で体育施設の条例改正が行われています。12月までの間に6月定例会、9月定例会、あるいは臨時会等で条例廃止の手続は取れたはずであります。そのような手続が行われることなく、行政財産を滅失処分していることは、地方自治法第238条の4、行政財産を処分できないという規定に違反していると考えます。

そこで、①与根体育施設の損失（物件）補償手続について。

(ア)与根西部地区土地画整理事業において、令和元年度の野球場の上物除却処分は、普通財産として処分を行っておりますが、市の公有財産規則における普通財産処分にそろえなければならない文書をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市公有財産規則において、普通財産の処分は第34条の譲与、第35条の売払い、第36条の交換の3つがあります。そのうち議員がおっしゃる第35条の売払いを行う際にそろえなければならない文書についてお答えをしたいと思います。

第35条の売払いにつきましては、法第238条の5第1項の規定により、普通財産を売り払うときは、次に掲げる事項を記載した書類をそろえなければならない。ただし、財産の区分または売り払いの方法により、その記載事項の一部を省略することができるとなっております。第1号としまして、売り払う理由及び価格を減額して売り払うときは、その根拠となる条項。第2号、売払い予定価格及びその積算根拠。第3号、収入科目。第4号、売払代金の納入時期及び納入の方法。第5号、延納のときは延納期限、担保、利率及び一時に払うことを困難とする理由。第6号、指名競争入札または随意契約によるときは、その理由及びその根拠となる条項。第7号、随意契約によるときは、相手方の住所及び氏名並びに相手方の利用計画または事業計画。第8号、売り払いに附帯する条件を定めたときは、その条件。第9号、その他参考となるべき事項。第2項におきましては、前条の第2項の規定を準用するとありますので、第34条第2項につきましては、前項の書類のほか、次に掲げる書類をそろえなければならないとなっております。第1号で契約書の案。第2号、当該財産の公有財産台帳の写し。第3号、当該財産の登記簿謄本及び公図、その他関係図面。第4号、当該財産の評価調書、以上となります。

○（7番）瀬長恒雄議員 ー再質問ー

総務企画部長にお伺いしますが、普通財産はどの部署が管理するのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

普通財産については、総務企画部の管財課のほうで管理しております。

○（7番）瀬長恒雄議員 ー再質問ー

財産処分文書の、どの部署がチェック、点検するのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

公有財産規則においては、公有財産を所有する課長等が書類をそろえ起案を行います。その起案の合議として、総務企画部長と管財課長が確認をします。

○（7番）瀬長恒雄議員 ー再質問ー

令和元年度の野球場の上物除却は普通財産で処分されていますが、総務企画部に必要な文書はそろえたのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

今回の上物除却につきましては、土地区画整理事業における除却の補償算定についてですが、それは土地区画整理法に基づく協議が継続中のため、豊見城市与根体育施設設置及び管理に関する条例の廃止後において、引き続き協議がなされているものと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 ー再質問ー

では、(イ)これまでの一般質問で、令和元年度の野球場の上物除却処分時に損失（物件）補償契約書を交わしていないとの答弁がありました。その他の公有財産規則で普通財産処分時にそろえていないといけない必要な文書はそろえられていたのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の野球場の上物除却につしまし

ては、市公有財産規則に基づく手続を要するものではないものと認識をしているところでございます。その理由といたしましては、豊見城市公有財産規則第34条から第36条にて、公有財産の処分についての規定がございますが、このうち、第35条の売払いに該当するのかどうかというところが論点であるというふうに承知しております。豊見城市公有財産規則第35条の売払いにつきましては、地方自治法第238条の5第1項の規定により、普通財産を売り払うときと規定されており、この売払いについて、地方自治法逐条解説によりますと、民法第555条の売買に相当すると記載されているところであります。そして、その民法第555条、売買の条文には、売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を約することによって、この効力は生ずると規定されているところであります。

さて、与根体育施設の物件補償に関しましては、売買において想定される財産権を相手方に移転するという前提がなく、あくまでその現存する財産が減することに対する損失補償となっており、売買とは性質の異なるものと考えているところでございます。したがって、市公有財産規則第35条の規定には該当しないものと考えているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 ー再質問ー

では、損失補償契約は必要なんですよ。

○ 教育部長 赤嶺太一

補償契約は必要でございますが、これまで答弁しておりますように、全ての手続が終わった後、最後に協議をしながらその手続を進めていくということで答弁したとおりでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

これまでも損失補償契約書を作っていないことについて、後でまとめて補償費を提示して、契約書を交わす交渉を行ってきたと答弁しているのですが、いつ誰が、最後に補償契約を交わすという協議を行ってきたのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時52分）

再 開（13時52分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

その具体的な日付については、今手持ちの資料がございませんので承知しておりませんが、基本的には市と、具体的にいうと教育委員会です。教育委員会と組合との間で協議がなされたものと理解をしております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

この件について、令和3年2月26日に日本共産党の情報公開請求で、教育委員会から文書が私たちのほうに届いています。その文書の中には、令和元年度の野球場の処分については組合に除却を依頼していることから、補償交渉は行っておりませんと。補償に関する決裁書類も存在しませんと。補償交渉を令和元年には行っていないと回答があるのですが、令和元年のときの処分のことを私、この間ずっと聞いています。そのときに補償交渉をしていないという答弁を令和3年2月に私たちにやっているのです。あなた方がこの間ずっと組合と協議をしてきたというのは、虚偽答弁じゃないのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時54分）

再 開（13時54分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

虚偽答弁ということではなくて、組合と協議していることは事実であり、したがって、現時点では組合のほうからは一定額の提示があり、資料も借用しております。その協議に基づいて、組合も各年度ごとに除却物件について積算を行い、その資料も提供いただいておりますので、その協議がなされた結果、このようなことになっているものと理解をしているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

先ほども説明したのですが、令和元年度の野球場の処分のときに、組合との協議を行っていないと。そのときは普通財産の処分です。そうであれば、今回普通財産の処分には当たらないと答えているのですが、最低でも損失補償額の提示、損失補償の契約書は作らないといけなかったのではないですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

かねてより答弁しておりますとおり、今回組合等の補償につきましては、最後で整理をするということで協議がなされた結果、このような形になっているということでご理解いただけたらと思っております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

納得できないのですが。

それでは、(ウ)市の公有財産規則の普通財産処分に必要だと規定されている書類をそろえずに令和元年度に野球場の上物除却処分が

行われている。市の公有財産規則に違反していると考えるが、監査委員の見解を伺います。

○ 代表監査委員 高橋伸治

お答えします。

議員のご質問の件につきましてでございますが、本市監査委員としましては、当該事案について具体的な監査は実施しておりません。なので、答弁はできないものということでご理解をお願いいたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

では、②令和3年、令和4年の野球場の残りサッカー場の上物除却処分は、行政財産を処分しております。地方自治法238条の4で行政財産は処分できないと規定されており、地方自治法に違反していると考えますが、監査委員の見解を伺います。

○ 代表監査委員 高橋伸治

お答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになるのですが、本件につきましては具体的な監査は実施しておりません。ですので答弁することができませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

③令和5年3月に与根体育施設について損失(物件)補償費の提示を受けているが、その内訳をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

旧野球場部分につきましては、約3,760万円の提示を受けておりますが、その内訳としましては、令和元年度の現在価値分が1,030万円、令和4年度の現在価値分が2,730万円となっております。サッカー場部分につきましては、約2,110万円の令和3年度現在価値分が約490万円、令和4年度現在価値分

が約1,620万円の提示となっているところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

④損失(物件)補償費の査定はどのように行い、最終的に誰が決裁を行うのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

補償費の算定につきましては、組合から提示されました資料を施設管理担当である教育委員会にて数量や単価等の確認を行い、最終的な組合との合意文書については重要かつ異例な案件となっておりますので、市長の決裁をいただいた上で確定させて、終了させてまいりたいと考えているところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

この損失補償額の積算根拠、査定基準を議会にも提供すべきだと考えておりますが、見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時59分)

再 開 (13時59分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、組合から資料を提供していただいて、その文章のところを確認しているところでございますが、お借りする際に、市以外の者には見せないという条件でお借りしておりますので、現時点での公開は難しいものと考えているところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

では、どの時点で議会がこの補償額が適正なのかのチェックを行えるのか、お伺いし

ます。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点でどの時点で公開できるかということにつきましては、今現在文書を保有しているわけではございませんので、この公表しているものについて公表できるということになっておりますので、このことについては慎重な検討が必要なものだと考えております。したがって、現時点でいつというふうなお答えができないということになっております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今回の損失補償契約は議会議決なのか。2,000万円以上の契約は議会議決だと思うのですが。

○ 教育部長 赤嶺太一

教育委員会といたしましては、これは定められた議決事件ではないものと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

議会のチェック機能として、今回提示された損失補償額が妥当なのかということは、議会でもやはりチェックすべきだと思うのです。ですから、ぜひとも補償契約書の積算根拠、査定基準を議会にも提供してほしいと思うのですが、改めて見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

提供につきましては、現時点ではお答えを差し控えていただきたいと思います。理由は先ほど答弁いたしましたとおり、現時点で公表しないことを前提にお借りしているということと、あと今後保有の見込み、その他公開が適切なのかどうかも含めて検討が必要だと思っておりますので、その検討後、

できることであれば公開の検討をしていきたいと思っております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

⑤損失(物件)補償費の歳入時期をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

歳入時期につきましては、組合との協議になってまいります。今年度内で歳入できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今回の件は、執行部のほうがあまり指示を出したくないという点で非常に懸念を持っているのですが、この件は今年度の歳入ということは、今年度の会計監査の対象になるということですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時02分)

再 開 (14時02分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

当然歳入歳出予算に計上されている一般会計予算に係るものにつきましては、次年度決算審査に係るものというふうに理解をしているところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

では、(3)与根漁港多目的広場について。

①与根漁港多目的広場の利用状況をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場は、令和4年度に多様

なスポーツにも利用できるよう、機能強化を図る整備を行ったところでございます。多目的広場整備前の平成30年4月1日から令和4年7月31日までの利用状況としましては、平日の利用率が約8%、休日の利用率が約34%となっております。次に、多目的広場整備後の令和4年10月22日から令和5年11月30日までの利用状況としましては、平日の利用率が約6%、休日の利用率が約51%となっており、平日の利用率については横ばいの状態ですが、休日においては約17%利用率が向上している状況となっております。また、利用目的別では、多目的広場整備前の平日の野球が約69%に対し、整備後については約64%と横ばいの状態で、休日においても整備前が約83%に対し、整備後が約83%と横ばいの状態となっております。

次に、サッカーにおいては、多目的広場整備前の平日が約8%に対し、整備後は約20%、休日の整備前が約2%に対し、整備後が約9%と、いずれも利用率が増加しております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

②与根漁港多目的広場にナイター設備を整備できないかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場のナイター用照明器具について調査したところ、多目的広場内には6灯ありますが、そのうち2灯が故障により点灯しないことを確認しております。スポーツ照明の日本産業規格、いわゆるJISによりますと、学校体育またはレクリエーション活動に区分される照明の照度基準はサッカーの場合で100ルクス、軟式野球の場合は内野で300ルクス、外野で200ルクスと定められております。ナイター設備の整備につきまして

は、補助事業の対象とならないことから単費での対応となります。今後市民からの要望などや整備に対する機運が高まってきた段階で、総合的に検討していく必要があるものと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

与根漁港多目的広場は、与根体育施設のサッカー場の閉鎖に伴い、サッカー場利用者の影響を軽減させるため、サッカーもできるように整備が行われていました。

教育委員会にお伺いしますが、与根体育施設でのサッカーのナイター利用状況はどうだったのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

コロナ禍の期間については参考にならないと思いますので、コロナ禍前の与根体育施設のナイターの利用状況についてお答えしたいと思います。

令和元年度の与根体育施設のナイター利用状況は、平日246件で7,916名の利用となり、土曜日、日曜日は23件で571名の利用となっております。また、平日の利用率は約73%、土日は約57%となっており、ナイター利用率は平日で48%、土日は約18%となっている状況でございました。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

ナイターの設備の費用が幾らかかるのか、大手の電気会社の見積もりというか、それを取って見たのですが、サッカーの練習試合やトレーニング用であれば100ルクスで約2,000万円、一般の競技や予選大会、地方大会用であれば200ルクスで約3,780万円、公式競技、全国大会用であれば500ルクスで約1億2,000万円、また野球場の照明設備は、練習試合やトレーニングで内野が300ルクス、外野200ルクスで約4,120万円の設備の見積もりだとい

うふうに私が調査したところ、出ております。

再質問ですが、サッカー専用施設については、総合公園でのスポーツ拠点エリア構想の中で検討していくということでしたが、実現には7年から8年以上かかるものと思います。その間のサッカー関係者のナイター利用を保障するためにも、与根漁港多目的広場のナイター設備の早期の整備が必要だと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時08分)

再 開 (14時08分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かに議員ご指摘のとおり、サッカー専用施設がなくなる中でサッカー競技者のためにどのような施設を整備できるかということは、大きな課題と理解をしているところでございます。しかしながら、今般の議会でも質問が上がっていますように、陸上競技での照明が必要ではないか。あと、与根漁港多目的施設の中でのサッカー施設の整備が先ではないかと、いろいろな議論が出ております。その中で財源のことも考えながらどのようなことが可能か、教育委員会としても検討し、必要に応じ所管課とも協議をしながら、競技者とも議論をしながら、よりよい形で代替施設整備がされるまでの間、施設利用の便利に期するように努力をしていきたいと考えております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

令和元年度でサッカーのナイター利用が7,900名余りということであったので、本当に今ナイターを利用していたサッカーの関係

者の皆さん、大変困っていると思うのです。ぜひとも今回の体育施設の物件補償費、このお金を使ってサッカー場を再建するんだと、今の与党の皆さんがおっしゃっていたのですが、そのお金を活用して与根漁港多目的広場、あるいは市の陸上競技場のナイター施設の整備の検討をよろしくお願いします。次に進みます。

(4) 健康保険証について。

①豊見城市の国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者のうちマイナンバーカードとひもづけされていない人数をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

マイナンバーカード保険証利用登録件数につきましては、四半期ごとにシステムから抽出処理をかけて取得することとなっており、直近処理日である令和5年10月17日時点の数値でお答えします。国民健康保険加入者数1万3,707人に対し、マイナンバーカード保険証利用登録人数6,165人で、未登録人数は7,542人となっております。続いて、後期高齢者医療制度人数5,869人に対し、マイナンバーカード保険証利用登録人数2,340人で、未登録人数は3,529人となっております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

②来年度秋の保険証の廃止について国の動向を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

マイナンバーカードと保険証の一本化に伴う健康保険証廃止につきましては、去る6月2日、参議院本会議で可決・成立したことで、保険証の廃止については決定しております。また、昨日の報道でもありましたように、首

相官邸で開かれましたマイナンバー情報総点検本部の会合で、予定どおり健康保険証の発行を来年秋に終了することが表明されております。現行制度において本市では、令和6年度発行の国民健康保険証が令和7年3月31日までの有効期限となります。後期高齢者医療制度においては、令和7年7月31日までの有効期限となっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

③再来年度以降、豊見城市独自で国保加入者全員に保険証（資格確認書）を交付すべきだと考えるが、市の見解を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

国はマイナンバーカードと健康保険証の一本化に伴い、現在の保険証は来年秋に廃止、マイナ保険証を持たない方全員に資格確認書を発行することで、必要な保険診療を受けることができる体制を想定しております。議員ご質問の国保加入者全員に保険証（資格確認書）を交付すべきということにつきましては、要介護高齢者や障害者などの要配慮者に、マイナ保険証を保有しても申請により資格確認書を交付し、両方を保有可能とする方針を示しており、原則はマイナ保険証または資格確認書のいずれかを交付することとしております。本市としましても、今後も国の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

もう時間がないのですが、今回の国の強引なマイナンバーカードへの保険証の統一ということで、無保険者の増大が懸念されております。国民の医療を受ける権利が侵害されないためにも、豊見城市としてもできる対応をぜひお願いします。これで一般質問を終わります。

ます。

○ 議長 外間 剛

先ほど瀬長恒雄議員の(1)の質問に対して、こども未来部長から発言の訂正がある旨の申出があります。

○ こども未来部長 森山真由美 一訂正一

すみません、こども未来基金の令和5年度当初予算の基金積立金について、1億5,275万4,000円に訂正をお願いしたいと思います。

○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいまの訂正については、議長にて許可いたします。

—— 通告番号10（20番）赤嶺吉信議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、赤嶺吉信議員の質問を許します。

○（20番）赤嶺吉信議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。まず一般質問の前に、文言の修正をお願いしたいと思いますので、議長、よろしくお願いします。

(1)の(ウ)第80回を79回に修正していただきたいと思っております。

皆さん、こんにちは。会派城の風の赤嶺吉信でございます。質問に入る前にまず、ゆたか小学校、県道7号線歩道への縁石整備が完了し、歩行者の安全安心が確保されました。関係部署のご尽力に感謝を申し上げます。

次に例年ですと、この時期23号、24号と台風が発生し、対策を余儀なくされますけれども、今年度はまだ16号の発生で農林水産業への高反映が期待されます。しかし、これも地球温暖化による影響だと思っておりますけれども、注意深く関心を寄せることが必要だと思っております。また、9月定例会で指摘いたしました市陸上競技大会について、今定例会で質問をしたいと思います。

(1)子どもが生きる夢と希望にみちたまち。

スポーツ・レクリエーションの振興について。

(ア)本年度を第77回とした市陸上競技大会が中止になった理由について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊見城市陸上競技大会につきまして、これまで台風襲来や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止が続いておりましたが、5年ぶりの開催を目指し、市体育協会陸上競技専門部を中心に、早い時期より参加者の呼びかけを行うとともに、自治会長会へ会長、副会長から参加依頼を行うなど取り組んでまいりました。しかしながら参加申込みが2チームしかなく、通常開催はできないとの判断となったため大会を中止し、記録会として開催をしていくこととなっております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

参加者が2チームしかなかったと。そういうことは、市の陸上競技大会において大変大きな課題だと思っております。

そこで再質問をいたしますが、5年ぶりの開催を目指したと。参加者が2チームであったためという答弁であります。その2チームしか参加しないという原因についてはどこにあるとお考えですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

この原因については、複合的な要因が重なっているものと考えております。市民のライフスタイルや地域活動に対する価値観の変化に伴い、参加する選手が年々減少し、自治会として全ての競技にエントリーする選手の確保が困難になるなど、様々な要因があるも

のと考えております。自治会長会へ会長、副会長から参加依頼など鋭意取り組んでまいりましたが、結果的に2チームのみの参加となり、大変残念に思っているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございました。若い青年たちがスポーツ離れしているのかと。原因はそこにあるのではないかと、私はそう思っているわけです。

では、部長がおっしゃった開催はしなかったけれども、記録会として開催したと答弁されていますが、それはどういうことなのか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

市陸上競技大会は、県民体育大会の選手選考も兼ねた大会であることから、代替として記録会を開催いたしました。選手選考を行うとともに、日頃より競技力向上に向け練習に取り組んでいる選手の意欲を損なわないことを目的とし行われたところでございます。競技種目には、1,500メートル2名、800メートルに3名、100メートルに5名、走高跳に3名、砲丸投げに2名、円盤投げに1名、合計で16名の参加となっております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

分かりました。このメンバーで記録会をされて、県の宮古島大会ですか、そこに臨んだということですね。

次に、(イ)今後の市陸上競技大会の取組について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

コロナ前のように活気ある陸上競技大会を開催するために、市体育協会陸上競技専門部

と連携、情報共有を行い、また自治会長会等に早い段階で陸上競技大会の趣旨を説明し、大会への参加を促してまいりたいと考えております。若い人が自ら参加する魅力ある陸上競技大会を目指して、今後の大会の在り方について役員、陸上競技専門部関係者にて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。(ア)のお答えと若干似ているのかなと思っておりますが、再質問をいたします。

今、部長がおっしゃった答弁、連携を取り、情報共有をして大会の参加を促進するという答弁でありましたけれども、では今部長のおっしゃった情報共有並びに連携をする役員、陸上競技専門部関係者とも検討していくということをするれば、来年の大会はできると確信しているのですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

非常にお答えするのが難しい質問ではありますが、この陸上競技大会は体育協会の主催で行われていると理解をしているところであります。市体育協会といたしましては、自治会長会等に早い段階で参加依頼をしたところでありますが、結果的には2チームのエントリーしかなかったという事実があります。時代の流れとともに、複雑・多様化する社会背景の中で市民の多種多様な価値観等様々な要因のある中で、大会がどのように開催できるのか、各自治会及び関係者等の意見を取り入れながら、在り方も含めて検討していきたいと考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

では、次に移ります。

私が今回質問した最大のポイントなのですが、(ウ)2025年（昭和100年に当たる）の市陸上競技大会は、第79回とすべきと考えますけれども、執行部の見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和5年に第76回と位置づけられている豊見城市陸上競技大会は、過去大会中止になった案件が4回ございました。昭和62年の海邦国体開催による中止、令和元年度には台風17号の影響により中止、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止でございました。大会回数にカウントされている令和元年、令和2年、令和3年につきましては事業計画を立て、大会開催に向け準備を進めてまいりましたが、不測の事態により中止になっております。また、昭和62年に開催されました海邦国体におきましては、「一人一役うまんちゅ（万人）が主役」を合言葉に県民総参加の呼びかけもあったことから、当初から事業計画として立てられておらず、大会回数にはカウントされていないということでございました。以上のことから80回の陸上競技大会は、4年後の2027年、令和9年度に開催予定とされているところでございます。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。これまで4回の中止もあったと。しかし、海邦国体の年には事業計画を立てていなかったものだから含めませんというやり取りの中で、私は与根字誌の歴史を見て、ちょっと間違っているなという思いがあって今日、今回この質問をしておりますが、今部長がおっしゃった答弁で理解はしておりますけれども、今後こう

いう歴史の間違いがないようにするには、この年に陸上競技大会ができなかったという明快な記載をするべきではないかと。例えばグロリア台風がありましたけれども、与根字誌に昭和何年何月に台風で中止になりましたという記載があるんですね。しかし、今回の私が質問をしている海邦国体の中には、ただ事業計画がなかったために今回の陸上競技大会はカウントされませんでしたという回答ももらったものですから、中身がちょっと違うなという思いがあったんですけども、これは事業計画をされていなかったから今回はカウントされなかったという理解はできますが、私としては、こういう年号を間違えないように、ちゃんと理由をつけて記載をしていただければ、私同様、市民の皆さんも陸上愛好家もちゃんと理解を示すと思いますけれども、その点についてはしっかり明記できるようなシステムをつくれるのか。その辺、検討をお願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時28分)

再 開 (14時28分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

貴重なご提言だというふうに考えております。ただ、カウント直しすることはいろいろな部分に影響がございますので、今現時点では見直しは考えておりませんが、ご指摘のところ、この理由、なぜそうなったのかということについては、体育協会とも話をしながら記録に残すような形で取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。

す。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

よろしく願いいたします。

では、(エ)スポーツ関連団体と指導者の育成が必要だと思いますが、これについてはどうお考えなのか、お答えをお願いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊見城市体育協会では18の競技専門部長を中心に、各種大会や選手選考会など、ご尽力をいただいているところであり、またその他小中学生の育成等を行い、組織力強化や競技力向上にもご協力をいただいているところでございます。今後は各種専門部におきまして、市陸上競技大会の選手派遣の協力、支援依頼等を行い、また各競技で開催している大会に役員が足を運び、指導者、選手へ陸上競技大会等への選手派遣の呼びかけをしてまいりたいと考えているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございました。

私も市の陸上競技場には、令和元年から整備をしていたフィールド、トラック、本当にきれいな陸上競技場になっているのですが、まだ一度も足を踏み入れたことがないのです。ぜひ第78回大会、スムーズに開催ができるように全力で取り組んでいただきたいというふうに要望をいたします。では、次にまいります。

(2) 活気ある豊かなまち。

① 農業の振興について。

農業支援策として、耐候性園芸施設補強・改修整備事業の募集がなされたと思います。期待される効果、現状についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

当該事業の対象となる園芸施設は、市の戦略品目であるトマト、マンゴー、パパイヤを栽培する施設で、耐用年数が経過したものとなっております。ハウス補強・改修を行うことで、生産農家の負担軽減はもとより、老朽化した施設の機能強化、長寿命化が図られ、戦略品目の安定生産の維持につながることを期待できます。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

昨日の波平邦孝議員の農業振興策の内容と少し重複しますが、答弁をよろしくお伺いいたします。

再質問をいたします。今回の事業においては、10農家がエントリーしたと。東部に7、西部に3との昨日の答弁を聞いておりますけれども、令和6年度においてもこの事業を実施する予定はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

当該事業を活用したハウスの補強・改修を望む声が多くあることから、令和6年度以降も継続して予算を確保し、事業を実施する予定であります。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございました。農業については、こういう補助メニューがありますけれども、次に移る前に、水産業も今与根は盛んにやっていますが、できるのであれば水産業にも大きな補助メニューがあれば、ぜひそこもお伺いしたいと思います。

では、②水産業の振興について。

(ア)与根漁港内に養殖業者や加工業者の誘致に関して進捗状況をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港内への養殖業者や加工業者の誘致につきましては、現在複数の民間企業から提案を受けており、提案内容の聞き取りを行っているところでございます。また、糸満漁業協同組合与根支部及び瀬長支部にも、同提案内容について共有を行っており、両支部からの意見聴取も並行して進めているところでございますので、今後も引き続き両支部及び企業と意見交換等を行いながら、企業誘致に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、よろしくお伺いします。

豊見城市に近い糸満市、あるいは南城市、読谷村であるとか、いろいろな漁港で様々な養殖をしているようであります。我が市もこういう事業を取り組んで、いい結果が出るようにぜひとも進めてもらいたいと思います。

では、(イ)民間企業独自の取組があると聞いておりますが、掌握している内容についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の民間企業による独自の取組につきましては、掌握はしておりません。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

民間企業の申込みはあったけれども、個人的な申込みはなかったということで、次に移ります。

(ウ)私ども与根支部では、実は私と川満玄治議員、そして与根支部長と支部長補佐の4名で12月1日に宮古平良市栽培漁業センターでシャコ貝の養殖の現状を見てまいりました。そこで質問いたします。与根支部では、このようなシャコ貝の陸上養殖を進めていきたいという話の中、市として新たな水産業の振興

として連携して進めるべきと考えておりますけれども、見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

現在、漁業再生支援事業を活用し、漁業者による漁業活動や振興を図るための様々な取組を行っておりますが、同事業においても養殖等の活動を行うことが可能となっております。また、糸満漁業協同組合与根支部からも、シャコ貝の養殖に関心があるとの話は伺っておりますので、今後支部と意見交換を図りながら、養殖等の活動を検討してまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございました。

この養殖を見ることで、漁民の若者がやってみたいと目を輝かせているものですから、これは絶好のチャンスだと思っております。また、今10月でしたか、宮古島市議会研修の中で、与党・野党一緒にこの施設を視察しておりまして、非常に画期的な養殖だと私も思うと同時に、「ああ、これはすばらしいな」と感じた議員の皆さんも多いと思います。今後の漁業振興は、大きな豊見城市の役割を果たす事業だと私は期待しておりますので、経済建設部長、後押しをぜひお願いしたいと思います。では、次に移ります。

(エ)与根漁港地先の海水は、那覇空港第二滑走路の完成後、海水の汚濁が急速に進み、現在シャコ貝等の養殖に影響が生じている。海域の汚濁調査について、どのようなお考えかお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

沖縄県環境影響評価条例第49条第2項において準用する同条例第35条の規定に基づき、

沖縄総合事務局と大阪航空局が平成22年度から那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査を実施しております。当該事後調査報告書を確認したところ、夏場と冬場に調査を行っており、令和4年度の水質汚濁の程度を示す化学的酸素要求量CODにつきましては、夏場に工事前を上回っている地点があったものの、冬場はおおむね工事前の範囲内となっており、その他の項目についても全調査箇所において事業による大きな影響はないとの報告内容となっております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

私どもの与根支部で独自に4か所の海域を水中カメラを持って、その汚濁の状況を確認しております。与根支部においても濁りは多少あるにせよ、素潜りができるような状況で、影響はないという回答を得ておりますけれども、では、第二滑走路の埋め立てをする前に、与根近海はイノーと言いますけれども、リュウキュウスガモやモズクなどが生息しておりまして、タコ、イカなどの産卵場所であったが、埋め立ての影響を受け漁獲高が減少しているということであります。

そこで質問をいたしますが、漁民としては、汚濁の調査の結果は影響ないということでありまして、その調査後の取組が不透明であることに大変危機感を感じている。その不透明であることから、今後もう調査はしない。例えば藻草の植え付けとか、改善するための後の処理はどう考えているのかという意見でございますけれども、これについては市民部長、どのようなお考えですか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

先ほども答弁しましたように、事後調査はもう終了しておりますので、今後の対応につ

いては、今のところ総合事務局、大阪航空局とも予定はしてないという認識でございます。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

分かりました。

では、(ウ)抜本的な汚濁防止対策の実施についてはどう御考えでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

沖縄総合事務局と大阪航空局が実施した事後調査では、全調査箇所において事業による大きな影響はないとの結果となっておりますので、それに伴う汚濁防止対策については、予定はありません。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

今後の調査はないということが分かりました。

では、(ウ)ですけれども、この抜本的な汚濁防止対策はやらないという答弁だと思えますが、私は……。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時43分）

再 開（14時43分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

実は私は、伊良波排水路からの土砂などの流出が汚濁の原因ではないかというふうに思っております。その抜本的な対策として、どのように検討されているかをお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご指摘の汚濁の要因としまして、伊良波排水路からの土砂流出等によるものも要因の一つだと考えられます。抜本的な解決策で

はありませんが、これまで市ホームページにて周知を図っているほか、土砂流出等が見られる農家に対し、文書での通知を行っております。今後は農家の集まる機会、農業適正使用講習会などで、土砂流出防止に関する周知を図っていきたいと考えております。また、本島北部などで実施されている植物等による土砂流出対策などを参考に効果検証を行い、今後の対策案になるのか、調査研究を行っていきたいと考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、今後の対策の改善によって、漁業環境が保たれるものだと思っております。これからの調査研究に期待をいたしますが、今後とも与根近海の水質調査並びに、これは1年越しに本当はやってほしいという思いがしますけれども、これは要望としてお願いをしておきたいと思っております。

では次に、③観光リゾート産業の振興についてであります。

観光リゾート産業については、10月だったと思いますけれども、私、資料を持ってきているのですが、こういうシーサーを観光のエリアに建てられないかというお話があって、市長を表敬しながら担当の皆さんとお話を進めてまいりました。

内容に入りますが、沖縄民芸術シーサー協会の相談役である北斗会の宮城清志氏とともに徳元市長を表敬し、首里城の焼け残った瓦を活用した、高さ10メートルを超える巨大シーサーをつくり、観光につなげる内容であったと記憶しておりますが、その後、市とどのような内容の話があったのか。あればお伺いをしたいと思います。

瀬長島に巨大シーサー建立の企画がありました。市の見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年10月27日に沖縄シーサー協会による市長表敬があり、ギネスブック登録を目指す世界一のシーサーづくりの提案をいただいております。同協会の提案内容は、1つ目に、首里城火災で焼け残った赤瓦を活用し、高さ10メートルを超える巨大シーサーを制作。2つ目に、シーサーの建設候補地は、瀬長島または豊崎海浜公園。3つ目に、国が進める首里城正殿復元事業の完成予定年度と合わせて、令和8年度を建設時期としたい。4つ目に、建設費を3,000万円程度想定し、資金調達を民間企業や個人参加型で想定しているものの、市の事業として実施することや、財政的な支援についても検討してもらいたいといった趣旨の内容でありました。市民が集う最高の場所に建設したいという思いから、瀬長島と豊崎海浜公園を候補地として選んでいただいたことは大変光栄ではありますが、那覇空港に近い瀬長島では進入表面、転移表面、水平表面の空域制限がかかること。また、交通渋滞が課題となっている瀬長島において、交通渋滞の悪化が懸念されることから、議員ご質問の瀬長島での巨大シーサーの建立につきましては様々な課題があると考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

総務企画部長、どうもありがとうございます。

まず、今総務企画部長がおっしゃった瀬長島の観光による交通渋滞、あるいは飛行場の高さ制限にも影響があるのではないかというお話でございましたが、せんだっての話合いの中で宮城氏は、瀬長島に特化した話ではなく、美らSUNビーチにおいても別に何ら影響はないですというお話だったと思うんです。

今総務企画部長がおっしゃる瀬長島でできない根拠があるのであれば、さらに目を向けて美らSUNビーチに置くとか、そういうことを検討する必要もあるのではないかと私は思っております。それについては、これから首里城が令和8年頃完成する予定だと聞いておりますよね。そのシーサーも首里城と一緒にスタートができればいいなというお話でしたから、今は令和5年、令和8年までに3年あると思います。その3年の中でぜひ市において、ギネスブックの登録も視野に入れているということでもありますので、ぜひそこも考慮しながら。このシーサー、私のところに資料がありますけれども、皆さん、見てみたいという方はお申し出てください。コピーしますから。

では最後に市長にお伺いしますが、ギネスブック登録を目指す世界一のシーサーづくりの話題に対して、市長、大変魅力のあるものだと思っております。市長の見解をお伺いたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

ご質問にあるとおり、赤嶺吉信議員同行の下、この実行委員なる皆様がお越しになって、夢を語っていただきました。首里城の再建に伴う焼けた瓦を活用してシーサーを、しかもそれが世界一の高さを誇る、大きさを誇るということでギネス認定も目指していくということについては、非常に感銘を受けましたし、その世界一となるシーサーを我が豊見城市に建設するというのも非常に夢のある話ですばらしいなと思ったところであったのですが、今総務企画部長が答弁したとおり、様々な相談事の件数があったと思います。建設費が3,000万円程度かかると。これはもちろん民

間の皆さんとか、出資いただけるスポンサーの皆さんとかを探してやっていきたいということだったのですが、一方では市の事業として実施できないかとか、市も幾分かその財源のお手伝いできないかということになると、場所も首里城再建だと沖縄県全体のことを指していいと思うのですが、なぜ豊見城市の瀬長島なのか、あるいはしおさい公園なのか、美らSUNビーチなのかということになってくると、その説明責任を果たさなければいけないという、ここに建つ理由というものが当然明確にお答えをしないといけなくなるわけです。非常に夢のある話ではあるのですが、そこに向けて議論をスタートするにはいろいろな課題を解決しないと始まらないだろうなと思っている。その中で令和8年という後ろが決まっているとなると、結構なハードルになるなと思っているのが率直な今の見解であります。ただ、夢のある世界一のシーサー、ギネスを目指していくというのは、すごく魅力的なことだと思っています。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

市長、どうもありがとうございました。

今回のシーサーについては、初代沖縄シーサー協会の稲嶺元県知事から、つくるのであれば是非とも観光に一番適当な瀬長島のような人目につくところが一番いいんだというお墨付きをいただいて、この話が豊見城市に来たということもありますので、まだ時間はあると思いますが、いろいろな課題があるということは重々承知いたしましたけれども、ぜひ世界一のシーサーを我が豊見城市に実質的にできれば、また観光につながっていく大きなものだと思っていますので、ぜひこの辺は執行部の皆さんも汗をかいて、どうか実現できるように頑張っていたきたいというこ

とを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時55分)

再 開 (15時05分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号11 (22番) 仲田政美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、仲田政美議員の質問を許します。

○ (22番) 仲田政美議員 一登壇一

公明党の仲田政美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

(1) 物価高騰対策重点支援交付金の活用について。

デフレ完全脱却のための総合経済対策の裏づけとなる2023年補正予算が、11月29日に国会で成立しました。それには公明党の主張が随所に反映されており、低所得の住民税非課税世帯などへ7万円を給付するほか、物価高を上回る持続的な賃上げ実現に向けた取組を加速させるとしています。本市におきましては、去る11月13日に公明党会派として徳元次人市長に対しまして、物価高騰から市民生活を守り抜くため、重点支援地方交付金の活用について要請を行わせていただきました。市民生活の隅々にこのような経済対策の恩恵がいち早く行き渡りますよう、また全体として経済を押し上げる即効性のある効果を期待したいと思います。

そこでお伺いします。①低所得者支援枠について。

(ア)今年度給付した一律3万円給付世帯は何世帯かお伺いします。

(イ)物価高騰の負担感が大きい、低所得世

帯への負担軽減を図る事業として、7万円を追加することを踏まえ、予算化を速やかに進め、年内の給付を求めたいと思いますが、見解をお伺いします。

②推奨事業メニューについて。

(ア)物価高騰による小・中学生の保護者負担を軽減するため、令和6年1月～3月までの学校給食費の無償化を図れないか見解をお伺いします。

(イ)全市民を対象に、水道料金の基本料金の減免実施を図れないか見解をお伺いします。

(2)教育行政について。

先日、教育民生常任委員会の行政視察で栃木県佐野市を視察させていただきました。その内容は、国家資格111資格に加え、民間検定を含む116資格を取得する際に必要となる試験の受験料を全額市が助成しているというものでありました。この制度は学生等にとって、資格取得に向けての大いなる励みとなり、ひいては就労支援にもつながることとなると感じました。本市もぜひこのような制度を取り入れて、これからの社会を担う若者たちに希望を与えてほしいと思います。実施に向けてのご検討をいただきたく、次の点についてお伺いします。

①資格試験等受験料助成について。

(ア)資格試験受験時に、中学校、高等学校、大学、専門学校の生徒または、学生等の能力の向上や就業機会の拡大を目的に、資格試験等の受験料助成について見解をお伺いします。

(イ)ふるさと納税制度を活用した、生徒、学生の資格試験等受験料助成を実施する考えはないか見解をお伺いします。

②がん教育について。

(ア)現在学校でのがん教育はどのように行われているかお伺いします。

(イ)中学生を対象にピロリ菌の検査、除菌を行う理由として、厚生労働科学研究補助金（がん対策推進総合研究事業）分担研究報告書によりますと、ピロリ菌の感染は5歳までの小児期に起こることがほとんどで、それ以降の感染は極めてまれで、中学生以降であれば除菌をした後で再感染する可能性は極めて低いとあります。胃がんの主な原因とされるピロリ菌の検査を実施する全国の自治体が現在増えています。ピロリ菌は家族感染で小児期に起こると言われ、今検査を行い除菌することによって、生徒の子や孫にはピロリ菌感染は起こらないとのこと。学校の健康診断の際に、尿検査や血液検査などを活用しているようで、本市におきましても胃がん予防のため、同意を得られた中学生を対象にピロリ菌検査を導入できないか見解をお伺いします。

(3)消防行政について。

消防職員の皆さんには、昼夜にわたり市民の生命と財産を守ってくださり、感謝の念に堪えません。特に、世界を震撼させたコロナ禍中にあっては、感染の恐怖と闘いながらのご尽力であったかと改めて感謝を申し上げます。そして、平穩を取り戻しつつある今、以下の点についてお伺いします。

①消防力強化に、「ドローン」を導入することについて。

(ア)豊見城消防署内に、災害対応に有効な小型無人航空機「ドローン」を早期導入できないか、見解をお伺いします。

(イ)災害時のみならず、平時でも利用できるよう定期的に訓練する機会を設けて、消防力を強化することについて見解をお伺いします。

②市民の生命、財産を守る観点から、消防

職員の業務負担軽減を目的に、次年度の職員増員を求めたいが、見解をお伺いします。

(4)子育て支援について。

①認可外保育園の保育環境の支援拡充と、給食補助の拡充について。

(ア)一括交付金等を活用して、子どもの成長を応援する目的に、ケータリングメニューの品目増加、及び分量増加等図れないか、見解をお伺いします。

(イ)認可外保育施設において、保育の周辺業務（保育に関する計画、記録や保護者との連絡等）から保育士の業務負担軽減を図り、また、研修や事故防止につなげるためのICT化推進事業導入状況をお伺いします。

(ウ)認可外保育園保育士の処遇改善について見解をお伺いします。

(5)安心・安全のまちづくりについて。

①災害時の水道行政についてです。

(ア)建物の周辺（外側）に敷設された水道管から、台風6号等による被害で漏水し、水道料金が平常を超えて増加した事例は何件あるかお伺いします。

(イ)その漏水に係る水道料金の減免措置はどのようなになっているかお伺いします。

②社会福祉協議会建物裏手の道路は、カーブが急であると同時に坂道となっているため、朝・夕の混雑車両には大変危険である、との声が寄せられています。事故防止の観点から、安全対策を求めたいと思いますが、見解をお伺いします。

③ファミリーマート豊崎入口店横の道路は、大雨時冠水するのが必至となっています。その近くには排水路があり、周辺に、原因の一つともなっていると思われる雑草が生い茂っている。その雑草を除去できないか見解をお伺いします。

④与根製塩所前バス停付近の交差点の安全対策については、これまでも一般質問を行い、路面表示等安全対策を取ってもらいましたが、まだまだ不十分であるとのことで、地域の方々から信号機設置を求める声が寄せられています。見解をお伺いします。

⑤AEDについて。

(ア)直近5年間で、消防が把握している、AED処置により命が助かったと思われる人数をお伺いします。

(イ)AEDによる電気ショックが1分遅れるごとに、救命率は10%ずつ低下すると言われています。AEDを迅速に使用する意味でも、プライバシー保護が必要と考えた場合に使用する「三角巾」等の備えつけについて見解をお伺いします。

(ウ)AEDを使用した救命処置には、何より迅速さが求められることとなるため、これまで自治会の公民館等屋外設置を求めてきたが、その後の進捗をお伺いします。

(エ)公共施設等に設置のAEDを、「24時間365日」使用できるよう、屋外移設について見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

仲田議員ご質問の(1)①の(ア)(イ)及び(2)②の(イ)について、順次お答えいたします。

まず、(1)①の(ア)物価高騰対策重点支援交付金の低所得者支援枠を活用し、一律3万円を給付した住民税非課税世帯は6,322世帯となっております。

次に、(イ)住民税非課税世帯への7万円の追加給付につきましては、本定例会での予算化を目指しております。給付までの作業工程を勘案しますと、年内の給付は大変厳しいと

考えております。

次に、(2)②がん教育についての(イ)でございます。まず、日本では、胃がんの原因の98%がピロリ菌由来であり、ピロリ菌検査によって感染が判明した場合、早めの除菌による胃がんの予防効果は高いとされております。ご質問の中学生のピロリ菌検査についてでございますが、県内には導入事例はありませんが、県外においては、自治体や医師会で独自に実施される例がございます。厚生労働省では、これらの自治体の調査研究を行っており、結果として、今後の胃がん予防対策としての中高生ピロリ菌検診と除菌治療について、安全かつ有効な方法と標準化が必要と結論づけております。本市といたしましても引き続きがん検診の普及啓発に取り組むとともに、国の調査研究を注視してまいりたいと考えております。

○ 教育部長 赤嶺太一

仲田議員の質問に、順次お答えいたします。

まず、(1)②(ア)についてお答えいたします。物価高騰対策重点交付金の充当につきましては、全体的な事業の中で検討されますが、充当されることになりましたら、学校給食の無償化を図ってまいりたいと思っております。現在教育委員会といたしましては、栄養充足率を満たすため、こども未来基金を活用し、給食費の一部を助成することで保護者負担の軽減を図っております。併せて、貧困家庭につきましては、就学援助の認定を生活保護基準の1.5倍までと対象を拡充し、学校給食費の支援を行っているところであります。

続きまして、(2)②(ア)についてお答えいたします。現在、小学6年生の保健体育、病気予防の単元においてがんに触れており、中学2年生の保健体育、健康な生活と疾病の予

防の単元においては、がんはどのような疾病なのか、その要因や予防等について。また、健康診断やがん検診などで、早期に発見できることなどを学習しております。

続きまして、(5)②(エ)についてお答えいたします。一般財団法人日本救急医療財団の作成したAEDの適正配置に関するガイドラインによりますと、心停止発生から5分以内の電気ショックを可能とするためには、規模の大きな学校では複数のAEDを設置する必要があることがうたわれております。さらに、施設が生徒や住民に開放されている土日祝祭日や夜間でも、運動場などで使用できるように配置することが望ましいとされております。

その一方で、このAEDにつきましてはコストが大分かかることが分かっております。屋外にAEDを1台設置する場合、AED本体の約55万円ほか、屋外用の設置ボックスが約15万円必要となり、8年ごとに本体の買換え、2年ごとにパッドの買換えが1万円、4年ごとにバッテリーの買換えが約4万円必要となり、維持費を必要とすることとなりますので、全ての公共施設の野外に設置していくこととなりますと、財源確保についての課題があるかというふうに考えております。しかしながら、これらのことを踏まえながら、学校などの公共施設の屋外についてもAEDが設置できるよう、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時21分)

再 開 (15時24分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

仲田議員のご質問(1)②(イ)及び(5)①(ア)(イ)について、順次お答えします。

(1)②(イ)について、水道料金に係る基本料金の減免実施につきましては、重点支援地方交付金の目的である物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を鑑み、市民等に対し効果的な事業の展開が図られるよう、他の事業も含めた全体の中で十分な検討をしてみたいと思います。

次に(5)①(ア)について、台風6号による被害で建物の外側に敷設された水道管が破損し、漏水した件数につきましては把握しておりませんが、当該理由による水道料金減免についての相談は、15件程度ございました。

(イ)について、配管や貯水槽などは所有者に管理する義務があり、破損等により漏水した場合、その損失は所有者が負うべきものがございます。そのため、そのような漏水に係る水道料金の減免措置につきましては行っておりません。

○ 総務企画部長 内原英洋

仲田政美議員のご質問の(2)①及び(3)②についてお答えします。

(2)①(ア)についてですが、資格試験等の受験料助成について、資格試験等の助成に関し市民の方のニーズ等を把握する目的で、令和5年9月から11月までの間、ウェブアンケートを実施いたしました。アンケートの結果としましては、本市の労働力人口の2万8,000人弱の約0.5%に当たる155人の市民の方から回答をいただき、様々なご意見を頂戴いたしました。いただいたご意見を基に施策の有効性等について、さらなる検討を行ってみたいと考えております。

次に、(イ)についてお答えします。他県において資格試験等の受験料助成に関し、ふる

さと納税制度を利用した自治体クラウドファンディングに取り組んでいる実例がございます。この自治体クラウドファンディングは、通常ふるさと納税と基本的には異ならず、納税者の方への返礼品もある制度ですが、寄附先を具体的な事業まで指定することができるものとなっております。現在、本市ふるさと納税では、具体的な事業まで寄附先を指定する制度は導入しておりませんが、他自治体の好事例や動向を踏まえ、その有効性について調査研究してみたいと考えております。

次に、(3)②についてお答えします。議員ご質問の令和6年度の消防職員の増員については、去る12月3日に令和6年度の職員採用に向けた採用候補者試験の第三次試験を実施したところです。12月中旬には合格者の発表をする予定となっております。昨今の消防を取り巻く環境は、火災や救急対応のみならず、大規模地震や台風等の自然災害、さらには感染症災害など複雑、多様化しており、新たな事象に対応する消防力は大きいものと考えております。このようなことから、採用候補者試験の結果を踏まえ、令和6年度の増員を図っていきたくと考えております。

○ 消防長 高良 寛

仲田議員の(3)①(ア)(イ)及び(5)⑤(ア)(イ)について、順次お答えいたします。

(3)①(ア)につきましては、災害対応におけるドローンの活用については、大規模災害に限らず、常時発生する火災、救助、捜索活動などに対してもドローンの俯瞰的視点からの情報収集は非常に有効であることから、導入に向けて取り組んでみたいと考えております。

(3)①(イ)につきましては、現在本市消防本

部にはドローンの操縦ライセンス資格者が3名おります。災害現場等でドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、運用要綱を定め、定期的な訓練、研修に取り組み、消防力の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に(5)⑤(ア)につきましては、本市救急事案で令和元年から直近5年間の統計を見ますと、バイスタンダーにより、バイスタンダーとは、救急現場に居合わせた方のことですが、AEDを使用した事案が11件で、そのうち心拍再開で命が助かった事案は6名となっております。

(5)⑤(イ)につきましては、当消防本部としても傷病者のプライバシー保護等について、ある程度の配慮は必要であると認識しております。今後、普通救命講習会及び上級救命講習会の中で、受講者に配慮の必要性を伝えていく方向で考えております。

○ こども未来部長 森山真由美

仲田議員ご質問の(4)の(ア)から(ウ)についてお答えいたします。

(ア)につきまして、ケータリングメニューを次年度から現在の4品から一品増やした5品とすることとし、予算措置の作業を進めております。5品となりますと、公立の上田こども園と同様のケータリングの内容となります。

(イ)につきまして、今年度から認可外保育施設における業務負担を軽減し、事故防止につなげることを目的にICT化推進事業を行っており、現時点で3園が交付申請を予定しております。また、本市の補助とは別に、沖縄県において認可外保育施設への直接補助として、登降園システム等の導入及びこれに附随するパソコンなどの購入費用に対する補助も行われており、こちらには4園が申請を

行っております。

(ウ)につきまして、現在実施されております保育士の処遇改善事業は、児童福祉法に定められた設置や運営等の基準を満たした認可保育施設を対象としたものであり、認可外保育施設に対する同様の補助等は行っておりません。また、現時点で国や沖縄県の補助制度もないものとなっております。このような補助等を実施する場合には、単年ではなく継続実施が必要であり、そのためにも国や沖縄県からの補助が必須であると考えておりますので、今後も国や県の動向に注視してまいります。なお、認可外保育施設の保育士等を対象とした補助といたしまして、職員の健康診断に係る費用の補助、また今年度からは、特別な支援が必要な子を受け入れている施設に対し、保育従事者加配に要する人件費への補助も行っており、今後も継続をしてまいりたいと考えております。

○ 経済建設部長 城間保光

仲田政美議員ご質問の(5)②③について、順次お答えします。

議員ご質問の道路は、市道29号線でございますが、当該道路は豊見城団地及び平良方面から饒波集落へとなぐ道路となっております。ご質問のとおり、那覇方面から糸満方面への抜け道として朝夕の通勤・通学時には多く利用されている道路でございます。現場状況を確認しましたところ、坂道で一部カーブがきつい箇所があり、速度超過及びカーブによりセンターラインをはみ出して通行する車両があると相談を受けております。対策としましては、中央線部分にポストコーンを設置し、物理的及び視認的に道路幅員が狭くなるようにし、車両が中央線からはみ出さないように対策していきたいと考えておりますが、

道路の両側とも民地からの雑草も繁茂しているところから、両側の雑草処理が完了した後に設置を進めていきたいと考えております。

次に③についてお答えします。ご質問の排水路につきましては、下原地域の排水路となっておりますが、同地域の排水路は経年による土砂堆積が多く、また堆積した土砂からの雑草も多く生い茂っている箇所がございます。排水路の除草及び浚渫には多額の費用と時間を要することから、冠水被害等の解消につながる下流側を優先的に除草、浚渫等の維持管理を行っております。また、道路課と農林水産課で調整を図りながら、効率よく除草や浚渫等を行っておりますので、議員ご質問の排水路についても同様の考えの中で対応していきたいと考えております。

○ 市民部長 上地五十八

仲田議員ご質問の(5)の④、⑤の(ウ)についてお答えいたします。

(5)④につきまして、与根製塩所前バス停付近の交差点への信号機設置につきましては、平成29年度に豊見城警察署に対し、信号機・横断歩道設置等要望書の中で要請を行っております。豊見城警察署より、信号機を設置することによる効果、交通量や交通事故の発生形態、交差点の形状、隣接する信号機との距離感などを踏まえた検討が必要であると伺っております。引き続き地域住民の交通安全確保のため、豊見城警察署に対し状況を確認していきたいと思っております。

次に、(5)ウ自治会公民館のAEDにつきましては、48自治会のうち7自治会にAEDが設置されております。内訳は、施設内に設置されているのが6自治会、集会所の入り口外側に設置されているのが1自治会になります。市民の身近にある地域の公民館への設置

を促すため、毎年各自治会へ配布しているまちづくり支援補助金のマニュアルの中で対象品目としてAEDを記載し、口頭で補足説明も行うなどの周知に取り組み、本年度は1自治会が新たにAEDを購入しております。屋外設置のご要望ですが、自治会事務所によっては夜間の立ち入りをさせていない自治会もございますので、管理運用の面から自治会自身が設置場所を決定している状況であります。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

(1)の物価高騰対策重点支援交付金の活用についての(イ)についてでございます。

先ほどのご答弁で6,322世帯が3万円の給付世帯になっておりますが、この皆様の生活は厳しいものがあると思うのです。3万円を給付した実績、システムがありますので、それを活用すれば短縮できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

3万円を給付した同じ世帯に7万円を追加給付する場合は、多少短縮が図れると思われませんが、給付金事業には基準日が決められており、基準日に住民登録がある世帯が対象となります。3万円給付は5月1日、7万円給付は12月1日が基準日となっており、3万円を受給した世帯が7万円給付の基準日までに世帯員の転入や転出、税の修正申告等があった場合は重点支援交付金の低所得者支援枠の対象外となることもございます。本市としましては、正確な対象者を把握するためにシステムを改修して、基準日現在住民登録がある世帯を新たに抽出し、7万円給付の対象世帯とする予定でございます。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

先ほどのご答弁で、3万円を給付した同じ

世帯に7万円を追加給付する場合は、多少短縮が図れると思われるという答弁でございました。この年末年始にかけて、どのご家庭も大変お金が必要であると考えます。特に、今の物価高の負担感が大きい低所得者世帯へ、やはり知恵と工夫で一日も早く支給をしていただきたいと思いますと思いますが、ご見解をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

迅速な支給のためには、3万円給付の際の手順作業を振り返り、給付までの時間短縮が図れないか検証してまいります。また、他自治体の支給方法等も参考にし、できる限り速やかに支給ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

(2)教育行政についての①でございます。先ほどのご答弁で既にニーズ調査をウェブで行っているということで、大変うれしく思います。早めの事業化に向けて進めていただきたいと思います。先ほど②のほうでもクラウドファンディングについてのことはございましたが、先進地を参考に、給付型というクラウドファンディングもありますし、返納金は要らないというのがありますので、どうぞこれを調査研究しながら、早めの事業化に向けて進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

資格試験等の助成に関し、市民の方のニーズ等を把握する目的でウェブアンケートを実施いたしました。アンケートでいただいたご意見等を参考に、資格取得の有効性や財源確保に努めて、あらゆる方向から検討していき

たいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

早めの事業化を進めていただきたいと要望いたします。

続きまして、教育委員会にお尋ねいたしたいと思います。まず、全国的に、また沖縄県を含めた自治体では英語検定料の補助を行っているようですが、本市でもぜひ採用をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

徳元市政の下ですね、今、英語教育の特化、あとグローバル人材の育成ということで、英語は非常に重要なことだと考えております。次年度に向けて中学2年生を対象に英検助成ができないか今検討をしております、予算計上しているところでございます。今後このような助成ができるような形で、検討をしていきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

すばらしい答弁をありがとうございます。中学2年生ということでしたね。ぜひ新年度から実施していただくようよろしくお願いいたします。

あとは、がん教育についてでございます。がん教育についてですが、先日徳元市長に、本市在住で沖縄がん教育サポートセンター代表の徳元亮太さんのがん教育への貢献が認められて、日本心理学会のシチズン・サイコロジスト奨励賞の受賞報告が沖縄タイムスの9月26日付の新聞に掲載されておりました。市長も載っております、うれしく思いましたが、その報告の際に、学校などで正しい知識を伝えたいというコメントがございました。市内小中学校で外部講師として活用するお考えは

ないか、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

貴重なご提言、ありがとうございます。市内に徳元さんのような人材がいらっしゃるということは、がんについて正しい知識を教育していく上で貴重であるものと考えております。今月の定例校長会においても、がん教育の外部講師の活用についてもお伝えをしているところですので、引き続き学校への情報提供を通じて促しを進めていきたいと考えているところでございます。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。

続きまして、胃がん予防のためのがん教育について、先ほど専門家を招いてということでしたが、ピロリ菌の検査の重要性について周知するお考えはないでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時44分)

再 開 (15時44分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

沖縄県が育成しましたがん教育の外部講師について各学校へ周知しているところでございますが、ピロリ菌検査の重要性について講演できる講師についても、併せて各学校へ周知していきたいと考えているところでございます。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ぜひよろしく願いいたします。

それでは、(3)の消防行政についてでございます。ドローンについてでございますが、

去る11月13日に公明党会派で徳元市長へ、2024年度の豊見城市の施策、予算等に関する重点要望61項目を要望させていただきました。その中に豊見城市消防内にドローンを早期に導入し、災害時や平時でも利用できるよう、定期的に訓練する機会を設けることを要望させていただきました。ぜひ早急の導入をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

ドローンの導入につきましては、緊急防災減災事業債を活用した事業計画を立てて、前向きに導入できるよう関係課と調整していきたいと思っております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。

消防庁もドローンの導入に向けて推進しております。そういうことで県内をはじめ、他の自治体に後れを取っていると思いますので、ぜひ次年度から導入をしていただきたいと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、令和6年度の予算編成中の過程でありますので、検討をしていきたいと考えておりますが、現時点において、その件をしっかりと財政課のほうで、予算編成の過程の中で検討をしていきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

予算編成の過程の中でということですが、今現在東部消防、あとは島尻、糸満とか、豊見城だけがないんですね。ですから、ほかの自治体に後れを取らないように、ぜひ次年度、本当によろしく願いしたいと思います。時間がありませんので、これは要望といたします。

あと、AEDについてでございます。消防のほうですね。先ほどの三角巾のことがありますが、これは女性が倒れた場合、AEDを使う場合に居合わせた方は躊躇するらしいのです。実際、肌に直接パッドを当てたりするので、そういうことでためらうということは、やはり救命率に影響してくるので、ぜひこの三角巾を常備していただきたいと思えます。それは朝霞市の事例を申し上げますと、白だと透けて見えるので、オレンジの三角巾を使用していただきたいと思えますが、それを含めていかがでしょうか。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

当消防本部といたしましても、三角巾の備え付けについては、ある程度必要はあると認識していることから、前向きな検討をしたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます。三角巾等の費用は大してかかるものではないので、ぜひ人命救助のためによりしくお願いいたします。早めの導入を求めたいと思えます。これは要望でございます。

もう時間も押しておりますので、水道料金の減免措置についてでございます。先ほど減免措置はないということでございましたが、今回のような台風6号のように被害が大きい、先ほど15件の相談がありましたという答弁でございました。このような場合に、新たに漏水に対する免除制度を設けるお考えはないでしょうか。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

新たな制度ということで、今回の台風6号のように大きかった場合、災害救助法が適用

されるような災害の場合については、所有者が善良な管理義務を果たすことができないものと解することができるか、他市町村の事例も参考にしながら前向きに検討してまいります。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

よろしく願いいたします。その点については、ぜひ実現していただくように広報等を図っていただきたいと思えます。相談件数が15件ありますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後にAEDについてですが、先ほど11校の学校の設置には経済的経費の工面の課題がありました。全部全て一気にやるということではなくて、長嶺小学校とか豊見城小学校とか、そういうところは部活、あるいは夜間とかに使うケースが多いので、そういうところから早めにとということで、要望したいと思います。以上でございます。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月14日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (15時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (8番) 吉 濱 智 也

署名議員 (9番) 宜 保 安 孝

— 令和5年第8回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年12月14日（木）

豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年12月14日（木曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
総務企画部 参事 監	奥 濱 真 一	市 民 部 長	上 地 五十八
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経済建設部長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	消 防 長	高 良 寛
教 育 部 長	赤 嶺 太 一	総 務 課 長	上 原 元 樹
秘書広報課長	具 志 智 香	人 事 課 長	翁 長 卓 司
管 財 課 長	大 城 光	企画調整課長	東上里 豊
産業振興課長	千 住 文 子	協働のまち 推 進 課 長	喜久里 則 子
市 民 課 長	長 嶺 茂 樹	健康推進課長	大 城 泰 子
子育て支援課長	喜如嘉 依 子	保育こども園課長	屋 宜 圭 太
都市計画課長	健 山 博 之	道 路 課 長	大 城 英 貴
公園緑地課長	金 城 司	農林水産課長	比 嘉 真 人
消 防 本 部 総 務 課 長	当 間 英 文	消 防 署 長	濱 里 明
教育総務課長	赤 嶺 渚	学校教育課長	金 城 徹
学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太		

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 一般質問 |

令和5年第8回豊見城市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年12月14日（木） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に川満玄治議員、新垣亜矢子議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号12(9番) 宜保安孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、宜保安孝議員の質問を許します。

○ (9番) 宜保安孝議員 一登壇一

市民の皆様、そして執行部の皆様、議員の皆様、おはようございます。城の風、宜保安孝でございます。新しく会派を結成しましてまだ1年足らずということでしたっきりと……、今日も先ほど会派長から、12時に会派の勉強会があると聞きました。懲罰をかけられないように頑張っていきたいと思っております。さて、皆さん12月に入りまして、今日も皆さんスーツで来られて、いくら暖かい沖縄と言えどもびしっとするなというふうにありますけれども、私も今回12月定例会の前にスーツを新調したんですが、そのときにどれぐらいのサイズでスーツを測るかというときに、将来的に痩せるだろうということで、自分で体

を絞るという目標も決めて、少し細身にスーツを作ったつもりです。ただ現状と合わず、ちょっとばつぱつの状態でありますけれども、しっかりと一般質問はびしっと決めていきたいと思っております。ちなみに、今日かりゆしウェアの議員もちょこちょこいますけれども、スーツの議員とかりゆしウェアの違いは何かと申しますと、一般質問を終わったかどうかということになりますので、お見知りおきをよろしく願います。

(1) 保育行政についてであります。

① 6月及び9月議会に於いても公私連携幼保連携型認定こども園に対する本市の支援について質問をしてきました。年が明けるまでに考え方を明確にして頂きたい、以下の質問を行う。

(ア) 認定こども園の土地の賃料についてどのようにするのかお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

おはようございます。お答えいたします。

公私連携幼保連携型認定こども園に係る土地賃借料につきましては、これまでは普通財産の無償及び減額貸与に関する取扱い基準に基づき、社会福祉法人であることを根拠として、5割の減額を行っておりましたが、今年度及び次年度が契約の更新時期となることから、さらなる負担軽減に向け検討を重ねたところであります。結果としましては、公私連携幼保連携型認定こども園につきましては、旧公立幼稚園の役割を継承した公私連携施設であることから、その負担軽減を図り、安定運営に資することを目的に、豊見城市普通財産の管理及び処分規程第16条の特別措置を適用し、8割減額とする旨、決定をしております。

ます。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

6月定例会からこの件について取り上げましたけれども、この件につきましては、該当する認定こども園の園長の方々、そして職員の方からも声をいただき、また議員の勉強会を通して声がありました。1園が今年改定になりますけれども、上がると、なし崩し的に全園が上がっていくのではないかという不安があるときに、やはりお金のかけ方の部分で、職員であったり、園に対する投資をしたときにも、それが見えないとどうしようもないということもありましたし、特にこども園は各それぞれ小学校の建築時、また改築時に合わせて開業しておりますから、老朽化も学校によって違います。そういった意味では、改修工事に着手したくてもその辺の賃料の分が決まらないとどうしようもないという話がありましたので、今回の件を聞いて園の方も喜んでのことだと思っております。

続きまして、(イ)園側に対する説明はどのように行ったのかお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

去る11月24日に対象となる7園の園長先生にお集まりいただき、説明会を開催しております。その中で8割減額となる旨、また法人園ごとの新たな賃借料の金額を提示した上で説明を行っており、ご理解を得たところであります。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

続きまして、②認可保育園の募集に合わせて企業主導型保育園、これは認可外保育園も含めてですが、その募集案内を行うことで、保護者の選択枠も広がり、待機児童の解消につながると考えますが、市の見解をお伺いし

ます。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

企業主導型保育施設のほか、認可外保育施設や私立幼稚園につきましては、市を介さず、各施設へ直接申込みを行っていただくこととなりますが、毎年度作成しております認定こども園、保育所等の利用申込みパンフレット内に企業主導型保育施設を含む各施設の名称や連絡先、対象年齢、開所日及び時間、休園日の情報を記載し、情報提供を行っております。また施設から依頼があった際には、保育こども園課窓口へ募集案内の備え付けも行っております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

保育園事業者の方から指摘がありまして、他市町村を見たときに多少の差があると。そういった中で豊見城市のホームページ、また先ほどあったパンフレットを今回確認させていただきました。確かに認可園の募集に合わせて各それぞれの認可外も企業主導型の保育園の案内もありますけれども、申込みはそれぞれ別ということで、やはり声がよくあるのが認可外に入っている。また企業型に入っている方々で、次年度はどうしますかと言われたときに、園のほうには内緒といったらおかしいんですが、2つに申込みをしてしまっているときに、例えば認可園で決まってしまったので、あちらに移りますというときに計画を立てきれないという話が園からありました。そういった意味では認可保育園であっても、また企業主導型であってもそれぞれの特徴だったり、よさというのがすごくあると思うんです。そういった意味では、各それぞれの園の案内ももっと力を入れて募集をしていただくことで、それぞれの子どもに合った園の

選び方、それぞれの家庭に合った選択枠が広がってくると思いますので、その辺の検討も行っていたきたいんですけども、これは教育委員会ですか、例えば小学校に上がるお子様がいらっしゃる場所で、何といたしますか、オリエンテーションではなくて、学校のお招き会みたいなものがあるときに、例えば上田小学校、近隣にある認定こども園だったり、認可園、そういったところにはいつもお招きがありますけれどもという案内が来るときに、企業主導型だったりとか、認可外の小さいところにはなかなかそういった声が届いていなくて、実際声があったのが上のお兄ちゃんを小学校に連れて行ったときに、幼稚園生がいっぱいいいたから、今日何かあるんですかと聞いたら、お招き会だということを聞いたときにちょっとショックだったらしいんです。そういったことを考えたときには、やはり認定こども園であっても、認可外であってもしっかりとその声が届くようなシステムを構築できないかと思うんですけれども、それについて見解をお願いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

そのような状況があるということについてお聞きして、今後の対応といたしましては、そもそもお招き会自体がもともと幼稚園の時代、各学校ごとに幼稚園があつて、そこから上がるときにやってきた行事が多分続いていて、それが認定こども園が引き継いでいるということが本当のところだと思っております。しかしながら、5歳児はどこに通つていようとその小学校に行くわけですから、連絡が取れるような形で福祉セクションとも連携を取りながら、学校へその情報提供を努めて、できるだけ声かけしていただけるような形で進

めてまいりたいと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ぜひよろしく申し上げます。

続きまして、(2)公園利用についてであります。

前20期のときに、経済建設常任委員会への陳情で、上田山川公園について整備をお願いしますという陳情を受けました。それで委員のメンバーとも陳情先に出向いて内容を見ましたけれども、あれだけ大きな上田山川地域、人が多くいる中で、公園が全く整備されていない中、小さな公園は今あつて市が管理をしております。そういった中で、おじいちゃん、おばあちゃんが高台から下のスーパーとかに買い物に行つて、疲れて休憩したくても東屋がなかったりとか、以前は公園とかあつたものが老朽化によって撤去されているという状況の中で、その整備を求める声がありました。それについて一般質問でもやっているんですけども、進捗について、また今後の整備予定についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

本市における都市公園の整備につきましては、国からの補助を活用した整備を基本としており、当該公園は補助の適用要件に合わない状況となっております。また現在、豊見城城址跡地を利用した文化観光施設の整備、長嶺城址跡地を総合公園としての整備など、2つの大型事業の優先した整備に努めている状況や、他の地域からの要望などもありますので、上田山川公園の整備につきましては、今後総合的に判断してまいりたいと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。この陳情を出した

ときには、昔ブランコがあったときの写真があることで、公園の長寿命化の補助金の部分が使えないかということで、少し期待しましたがけれども、物自体がないということで、その整備ができない。今後、整備をするにしましては、全部市の持ち出しで、単費でしかできないという話は聞きましたけれども、どうしても地域の要望として、ここはおじいちゃん、おばあちゃんの憩いの場でもありますし、子どもたちがあれだけいっぱいいますが、遊ぶ場所もない。そしてまた近くには保育園もある。そういったことを考えたときに東屋だったり、ブランコの整備を単費であってもやるべきではないかと思えますけれども、対応は可能でしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

自治会長からの要望についても確認しております。整備につきましては、市の単独予算による対応となりますので、関係課と調整してまいりたいと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

次年度予算にブランコの整備の担当課の声が届いて、整備が決まったということを3月定例会で声が聞ければと思っておりますので、ぜひ皆さんご協力をよろしくお願いします。

続きまして、(3)県道7号線の街路樹について。

県道7号線沿い（市役所付近）に植樹されているデイゴの木が大木化して様々な影響をもたらされています。市の見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

県道7号線の街路樹につきまして、以前に字平良付近及びローソン宜保店付近において、街路樹が大きく、道路へ出る際の視認性が悪

いため、撤去してほしいという要望が何度か市に連絡が来ておりました。管理する沖縄県南部土木事務所にその都度、市民からの要望を伝えておりますが、街路樹を起因とするような事故など、直接的な影響、もしくは支障となることのない限りは撤去しないとの返答がございました。ご質問の箇所についての問合せは、本市には現在連絡がない状況ではございますが、基本的な事項として、街路樹の管理、撤去については、道路管理者の責任において実施されることから、市の見解を述べることは厳しいものがあると考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

管理が違うということでの今の答弁、納得はしますけれども、現状としまして、県道7号線沿い、聞くとところによると、海邦国体か何かのときの植樹だったのかというふうに聞きますが、すごい交通量が多い、それも結構道を横断する方々が多かったり、スクールゾーンとしても利用されているこの地域において、デイゴの木があまりにも大きくなり過ぎて、根元が膨らんで歩道のほうが凸凹ができていたりとか、時期によっては物すごい数の虫が糸を引いて垂らしているような状況の中で、子どもたちが歩いていると顔に虫がつくような状況、店舗を構えている皆様からはお店の看板が全く見えないと。通り過ぎて電話がかかってきて、「お宅のお店はどこどこと聞いたけれども、ないさ」と言っていたら、デイゴの木に隠れて看板が見えませんが、どこどこですという説明が必要だったりとかということで、地域からも、またそこで事業を営む方々からも要望の声があります。今回、島袋大県議も現場に来てもらいまして、説明をしましたが、島袋大県議のほうからはやはり地域からの声の大事だとありました

ので、私のほうとしましては、地元PTAだったり、事業者の皆様、そういった方々にも声かけをしている最中であります。そういった中で、陳情が上がり次第、それを役所のほうに届ける予定でありますけれども、それがあれば地域の声として、市のほうも県に訴えが届くのではないかと思いますけれども、それについての見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

地域からの実情や日常生活に支障があり、撤去などの要請等があれば、市としましても沖縄県南部土木事務所へ要請していきたいと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。地域の方々、自治会の方々が直接県に電話をして、上のほうのカットとかはしてもらうんです。でもカットをしても2か月、3か月すると元の状況に戻っている。これがずっといたちごっこで県のほうも、業者のほうもどうせやるんだったら根元から切ったほうがいと多分思っていると思います。ちなみに副市長にお伺いしたいんですけども、副市長が消防長るとき、覚えていると思うんですが、新しい消防署ができる。そろそろオープンするという状況まで来たんですけども、消防署から緊急時に外に出ようと思ったときに、木が邪魔で道に出にくい。これをどうにかしないといけないというときに、市のほうから声を上げてもなかなか届かなかった。そういうときにやはり県の管轄だということいろいろな話をする中で、これを島袋大県議を通して話をしましようということで、一緒に県庁のほうに要請をしに行ったことがあります。そのことについて覚えていますでしょうか。

○ 副市長 大城 正

お答えします。

今、安孝議員からありました件につきましては、消防の通りの四、五本の樹木、豊見城団地側から消防の出口から左側に向けて団地側の四、五本のデイゴの樹木を撤去していただきたいと。メガネ1番とか、その辺の商店が物すごく落葉とかで迷惑しているというようなことがあって、これを言ってしまうとちょっと撤去に至らないものですから、その辺をうまく緊急自動車が出るということで、島袋大県議を通じていろいろお願いした経緯があって、こちらの要望どおりかなった経緯があります。それと豊見城団地のかねひで側のほうでも浸水がかなりありまして、その当ても地域の声を訴えて、何回か改修させて、やむなくデイゴの撤去も行われています。その辺はやはり議員がおっしゃるように、かなりこのデイゴ自体、最初の頃は県木ということでよかったかもしれませんが、やはり街路樹ではないというふうに思っております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

こういった形で、これまで県道7号線についても歴史がある中で、やはり副市長がおっしゃられたように、最初の頃はよかったかもしれないけれども、枯れ葉が落ちて側溝が詰まって、浸水被害が起きたりとか、また消防が外に出るときの緊急事態に見通しが悪かったり、今回の上田交差点についても、あれだけ人が密集する、車の交通量が多い場所の中で影響があるということは、地域の声として、これまでの経緯も含めて、ぜひ県のほうにも訴えていってほしいと思っております。私も一生懸命やりますので、ぜひお願いいたします。

続きまして、(4)とみぐすく祭りについて。

①来場者数についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

第37回とみぐすく祭り、第8回産業フェスタ実行委員会事務局に確認したところ、とみぐすく祭り、産業フェスタにおける来場者数につきましては、2日間の延べ来場者数がとみぐすく祭り会場では5万1,520人、産業フェスタ会場では1万1,623人、両会場を合わせた来場者数の総合計は6万3,143人であったと伺っております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

②駐車場対策についてをお伺いしたかったんですけども、先ほどの一般質問で答弁がありましたし、今回イーアスと連携したことによって、渋滞はなかったと聞いておりますので、そちらのほうは飛ばします。

③市産業まつりとの連携についてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

前回、平成31年度の第36回のとみぐすく祭りと第7回産業フェスタから、とみぐすく祭りと産業フェスタを合同で開催してきておりますが、とみぐすく祭りと産業フェスタの相互の利点を生かし、来場者数の増加につながっているものと考えています。今回の開催については、商工会からの提案で、新たな試みとして、会場を近接する2会場に分けて、産業フェスタはイーアス会場で開催いたしました。これにより屋外での出店が向かない業種の事業者にも産業フェスタへ参加いただくことができ、市内事業者の幅広い活動をPRでき、またイーアス沖縄豊崎のご厚意により、同施設の駐車場の利用承認をいただき、全体

の駐車場の確保が可能となっております。他方で、産業フェスタについては、同時開催ではなく単独での開催や、県の産業まつりに一本化する試みも行いたいというご意見があったことから、次年度の開催につきましては、今後開催されますとみぐすく祭りとみぐすく産業フェスタ実行委員会等において協議していただき、どのような体制で実施していくのか決定されていくものと考えております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

今回11月のとみぐすく祭り、土曜日のも寒い雨が降る中でしたけれども、日曜日は物すごい数の市民が、また市外の方々にもお集まりいただいて、大盛り上がりでした。合間を見て、私は商工会の理事もやっていますので、産業まつりのほうにも足を運んで見学させていただきましたけれども、相乗効果もあって、すごくいい祭りになっていましたし、昨年というか、これまで同様、自衛隊の方々にも参加していただいたりとか、そういった形ではしっかりと運営なされたと思っておりますけれども、やはりこれまで地域活動におけるいろいろな方々との意見交換の中で、とみぐすく祭りというのが、昔は歩いて行った祭り、総合公園に歩いて行って、祭りとなると地域自体が祭りの雰囲気が出てきたんですけども、豊崎になってから、一括交付金の流れとかいろいろあるんですけども、どっちかというところ、市民の祭りというのと少し変わってきたという声が聞こえてくる中で、次の質問に行きたいんですけども、④豊見城総合公園での開催を求める声が豊見城市在住の市民からあります。本来あるべき「市民祭り」に戻す考えはないか、お伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

とみぐすく祭りにつきましては、沖縄振興特別推進市町村交付金事業（一括交付金）を活用した事業となっており、市民の方々に笑顔になってもらう場の提供のみならず、市内外に本市の魅力を発信し、本市を含む沖縄県全体の観光振興及び経済活性化に資することを目的として開催されております。そのため、ある一定程度の来場者数やその来場者数を獲得するための開催内容、来場者数に見合った規模を確保する必要がある祭りの開催となっております。ご提案の豊見城総合公園での開催については、一定規模の来場者数に見合った祭り会場として利用できる一定規模の広さの確保が厳しく、またメイン会場として利用が見込まれる総合グラウンドにおいて、プロスポーツも対応できる安心安全なフィールドの整備のため、フィールド内の芝生保護のための飲食制限や、全天候型トラックへの車両乗入れの制限が行われており、とみぐすく祭りでの利用については懸念があるところです。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

最高の場所に今、正直、豊崎海浜公園がありまして、そこで祭りをするというのは本当にいい場所だと思います。しかしながら、こういった地域の声として、昔のようにみんなが集まって行ける祭りがなくなったねという寂しい声が聞こえるのも事実であります。特に中心部の平良、高嶺の方々、豊見城団地の方々、そしてまた特に東部の方などはわざわざ西部の豊崎まで祭りに行くかという、なかなか行っている方はいないと思いますし、議員の方に聞いても、うちの家族などで祭りに行った人は一人もいないという話がほとんどです。ぜひ形を変えてでも、例えば先ほどありました産業フェスタと子どもエイサー祭りだったりとか、今、市長も一所懸命豊見城

市をPRしてくれる方々とも連携をしながら、来年とは言わずにでも、できれば私のイメージとしては、今後3年間以内ぐらいにやってほしいと。なぜかという、市長が夢を持って掲げている森の風テラスをPRする、この場所にこういったものをつくりたいということをしてPRする意味も含めて、そういった祭りを今から企画して、通年ではなくても、そういった祭りを前夜祭ではなくて、例えば石垣市であれば5万人人口達成で皆さんを集めてビーチパーティーをやったように、それも毎年ではないと思います。森の風テラスをこれからスタートするぞというようなイベントを、豊見城市のPRを兼ねたイベントをここでやることによって、市民の方が昔の祭りのように集まれる環境ができると思いますので、そういった面も含めて、検討をしてほしいんですけれども、市長の見解をお伺いします。ちょっと無茶ぶりですみません。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

今、安孝議員がおっしゃるとおりに、地域祭りとしての中心部にあって、かつてのように、私も学生時代経験がありますけれども、友達同士で行った、すぐ近くに街のお祭りがあるみたいなどころに関しては、やはり地域力が上がっていくという一翼も担っているのかと思っているんですけれども、今、総務企画部長から答弁をいただいたように、当時の状況と全く違う環境に今なっているのが私としても一つネックになっている部分がありまして、以前は土のトラックだった。でも今は全天候型のタータンになっている。中の芝生に関しても、特にそこが一番重要だと思うんですが、以前はコーラルだとか、芝生だったところを今、1,400万円以上の一括交付金を

活用しまして、キャンプのためのきれいな芝生になっていますので、そこは養生制限かけるところがあるので、この辺の事情をどうクリアしていかなければならないのかと、安孝議員がおっしゃるように、中心部で必ず陸上競技場でなくてもいいということの可能性ももちろんあるかと思うんですが、噴水があった場所だとか、いろいろな利活用が考えられるのかと思いつつも、将来的な森の風テラスに向けたスタートアップのタイミングだということは、今ご提案をいただいたとおり、可能性としては考えられることなのかと思いつつも、いずれにしても懸念材料を払拭するような形で検討できるのであれば、少しこの辺も考えてみたいと思います。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

市長、どうもありがとうございます。9月定例会からこの間12月まで様々な出来事がありました。10月29日には同僚議員の波平邦孝議員の結婚式がありまして、みんなでお祝いすることができました。本当におめでとうございます。そしてまた11月8日に市長の1周年ということで、本当に多くの市民の皆様がお集まりいただきまして、2階の中ホールではならず、下の別会場を設けて、そこでモニターを通してというところも本当に人が満杯になるような状況で、盛大に1周年を迎えることができました。これは2周年、3周年ということで、市民と距離を近づけるためにもぜひ開催を続けてほしいと思っております。そしてまた11月13日から15日には与野党問わず、経済建設常任委員会のメンバーで2泊3日、九州を中心に行ってきましたけれども、そこでも豊見城市をよくしていこうというアイデアがいろいろ出てきた中で、力を合わせてやっていければと思っております。今年も

残り少ない日となりましたが、皆様、よいお年をお過ごしください。ではさよなら。

—— 通告番号13（21番）宮城 恵議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宮城恵議員の質問を許します。

○（21番）宮城 恵議員 一登壇一

おはようございます。会派公明党、宮城恵です。安孝議員の後でちょっとやりづらいですけれども、3月人生初の一般質問でここに初めて立ち、緊張して気絶して倒れたらどうしようと不安がいっぱいだったんですけども、6月、9月定例会、あつという間に4回目、12月定例会の一般質問となりました。前回はマイクの使い方にもなれず、マイクに近づいてしまう。私の声は届いているかなと近づいてしまって、声が割れて、声が大き過ぎて、外で流れる私の声の中まで聞こえたと先輩議員の皆様に優しく指摘をしていただきました。なかなか慣れませんが、初心を忘れず、市民のための思いをますます強くし、日々の議員活動を丁寧に努めてまいりたいと思います。本日も一般質問よろしくお願いたします。

それでは通告に従って、質問をさせていただきます。

(1)健康福祉について。

日本人の死因の5位は肺炎で、肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い、年々死亡者数も増加しています。65歳以上では年間約10万人が肺炎により亡くなっています。肺炎の原因となる細菌には様々なものがありますが、高齢者の肺炎の原因菌で最も多く、重症化しやすいものが肺炎球菌であり、肺炎球菌ワクチンによる肺炎予防、重症化予防が重要視されています。本市では75歳以上の方を対象とした肺炎球菌ワクチン接

種独自助成事業があり、現在まで多くの市民の方が事業を活用し、接種されています。また国政でも公明党は予防医療の重要性を訴え続けてきました。高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種制度も公明党が推進して実現させた制度の一つです。肺炎球菌ワクチンの定期接種制度は、平成26年10月から65歳の方を対象に開始されました。開始当時65歳以上の全ての方に対し、接種機会を確保するため、経過措置期間を5年間設け、65歳から100歳の5歳刻みの年齢になる方を順次対象とし、生涯に1回だけ制度を活用した接種が可能とされました。また接種率が不十分であったことを理由に、令和元年度から5年間延長された経過措置も令和5年度が最終年度となります。経過措置が終了すると、令和6年度からは65歳のみが定期接種の対象となります。節目の年となりますので、本市が実施している独自助成の今後について質問いたします。肺炎球菌ワクチンの定期接種対象年齢は、インフルエンザなど、ほかの予防接種と比べて分かりづらく、経過措置が二巡したことで、5年ごとに定期接種の対象になる。まだ若いから次の機会に接種すればいいといった誤解から接種を逃した方も多いためと思われます。現在の65歳相当の実施率は、40%を下回っており、未接種のまま定期接種年齢を過ぎる方が多くいらっしゃいます。経過措置の終了後は、65歳で接種を受けなかった人の受け皿として、独自助成を活用される方がこれまでよりも増えることが予想されます。

①令和5年度にて高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の経過措置が終了するが、本市独自の助成事業の継続についてお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

平成26年度から65歳の方を対象に高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種として開始され、66歳以上だった方の接種機会を確保するための経過措置として、各年度に70歳から100歳までの5歳間隔の方を対象として実施してまいりました。それに加え、市独自の助成対象は75歳以上で、定期接種を受けたことがない方を対象としております。議員ご質問のとおり、経過措置が令和5年度末で終了するに当たり、令和6年度以降の定期接種対象者は65歳のみとなりますが、市独自の75歳以上で未接種者に対する助成事業は、令和6年度も引き続き実施する予定でございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

継続していただくと分かり、とてもうれしいです。できればそれを66歳以上に拡大し、接種希望者が希望する年齢で受けやすい環境を整備してもらいたいと考えますが、市の見解をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの公費助成は生涯に1回の助成であること。66歳以上の未接種の方に対する経過措置が10年間という十分な期間があったこと、市独自の対策として、75歳以上で定期接種を受けたことがない方への助成を予定していることから、66歳以上を対象にすることは現在想定しておりません。高齢者肺炎球菌ワクチンの経過措置の終了について、また接種費用助成についても今後積極的に周知啓発していくように努めてまいります。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

66歳以上に拡大していただくというのはな

かなか難しいようですけれども、この75歳以上でやっているところも沖縄県でもないということで、豊見城市は独自でやっているというのが本当に素晴らしいことだと思うので、今後もぜひ継続していただきたいと思います。

②に移ります。日本では80歳までに3人に1人がかかる帯状疱疹ですが、原因は小さい頃にかかった水疱瘡のウイルスが体内に潜み続けていて、加齢による免疫機能の低下や疲労やストレスなどによっての免疫機能の低下でウイルスが再び目覚めることで、帯状疱疹として発症します。50歳代から発症率が高く、80歳までに約3人に1人が発症すると言われていています。近年では20代から40代の若い世代でも発症する人が急増しているそうです。発症するとぴりぴり、ちくちくとした痛みが付随し、水ぶくれを伴う発疹が現れる症状は胸から胸部、背中にかけて出ることが多く、顔や耳の近くに出ると顔面神経麻痺や難聴などを引き起こすことがあります。治療は抗ウイルス薬の投与が中心で、発疹が出てから3日以内が望ましいとされています。通常2週間ほどで皮膚症状は治まることが多いのですが、痛みが長時間持続するPHNになるケースも少なくありません。痛みの度合いは個人差があるものの、焼かれるような痛み、風が当たるだけでもつらいなども表現され、つらい状態が半年以上続く人もいるそうです。コロナ禍のストレスで急増していると言われる帯状疱疹の患者、ぜひ予防のためにも50歳以上の方は予防接種を受けることを推奨したいと思います。予防効果5年ほどで69.8%の生ワクチンは8,000円ほど、予防効果9年ほどで96.6%の不活化ワクチンは1回2万円くらいの2回接種が必要となります。とても高額で受けたくてもなかなか受けられません。

②3月定例会で仲田政美議員も取り上げていましたが、帯状疱疹ワクチンの一部助成をぜひやってもらいたい。豊見城市で進める考えがあるか、お伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

帯状疱疹は水疱瘡に感染後、生涯にわたって神経に潜伏感染しているウイルスが加齢、疲労などによる免疫力低下により、再び活性化し、体の左右どちらかに生じる痛みやかゆみを伴う発疹と、発疹が治った後に神経痛が残る病気として知られています。この帯状疱疹予防ワクチンは全国的にも任意接種として一部助成が広がってきております。県内では離島の3町村で、令和5年度より一部助成が実施されております。厚生労働省では現在、帯状疱疹ワクチンの今後の方針について審議中であり、直近の令和5年11月9日開催の委員会審議のまとめによると、現在2種類ある生ワクチン、不活化ワクチンの有効性や安全性、費用対効果について近年明らかになった治験を整理しながら、引き続き議論を続けるとなっております。本市も引き続き、国の動向を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

前回3月定例会とあまり変わらない答弁で、非常に残念なんですけれども、なかなか定期接種化されない帯状疱疹ワクチンですが、全国各地で助成事業がスタートしていて、現在までに民間企業の調査によると、300を超える市区町村が助成を実施しています。本市でも同じように助成ができないか、再度お伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

全国の带状疱疹ワクチンを助成する市区町村も議員おっしゃるとおり増えてきているような状況であります。市としましては、国のワクチンの今後の方向性と2種類の生ワクチン、不活化ワクチンの有効性や安全性、費用対効果について最新の治験に基づいて、一部助成の在り方を調査研究してまいりたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

2014年から増え続け、患者数はここ最近2倍になっているといます。私の周りでもたくさんの方がかかっています。ひどい方は入院する方もいるそうです。ワクチンが安ければ打って予防できたのに、こんなに痛い思いをせずに済んだのにとみんな言っています。いま一度お聞きします。市民の健康を守り、医療費も抑制できる費用対効果は大きいと思われれます。全額助成とは言っていません。一部助成です。例えば生ワクチンなら半分の4,000円、不活化ワクチンも半分の1万円の2回です。带状疱疹の予防ワクチンの助成をぜひやっていただきたい。県内では離島がやっているというふうに言っていますが、県内ではなかなかやっているところはないと思います。豊見城市が率先してぜひ助成をやっていただきたいと思います。再度見解をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

国の審議会においても带状疱疹ワクチンの効果が発症予防に加え、長引く神経痛の発症を抑えることも非常に重要で、期待されるべき効果であるとまとめております。しかしながら、審議会では対象とされる年齢についてや、2種類のワクチンの費用対効果、ワクチンの効果の持続期間についてなど、再度議論

を行うとの報道がありました。繰り返しとなりますが、市としましては、今後の国の動向を踏まえ、一部助成について調査検討してまいりたいと考えます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

市長の見解をお聞きしてもよろしいでしょうか。ぜひ市長、よろしくをお願いします。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

带状疱疹の件については、私も市民のほうから直接お聞きしたこともあります。本当につらい現状なんだということもありまして、今、恵議員からご質問があるとおり、一部助成でもいいからやってほしいという要望には本当にお応えしたいところではあるんですが、国の状況の中で、最終的な結論が出ないまま、何をやっていいのかというのは本当に我々もこの検討に至るまでもどれをとったほうが、どういう制度にして一部助成を展開していくということがまだ見えない状況であります。当然その検討している期間の間にも苦しんでおられる方はどんどん増え続けていく、そこはすごく気になるころではあるんですが、我々からも県選出の国会議員、我々4区であれば西銘先生だとか、当然県においては島袋大県議もいますので、いろいろな連携を図りながら、本当に苦しんでいる方々を救うためにはどうすればいいのだろう。この辺の厚労省に出していただく結果も急ぎできないかということも積極的に働きかけていきたいと思っておりますので、その辺の方向性が見えれば、再度効果的な検討はできるかと思っていますので、どうかご理解をお願いしたいと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

市長、ありがとうございます。早めの検討

をぜひよろしく願いいたします。次に移ります。

(2)教育行政について。

全国各地で大麻の類似成分を含む危険ドラッグの商品を食べたり、吸引したりした人が救急搬送されている問題で、南部医療センター・こども医療センターでは13歳と16歳の未成年が規制されていない大麻由来のCBD（カンナビジオール）を使用後、意識障害になって救急受診や救急搬送されたと新聞報道でもありました。未成年の飲酒・危険ドラッグ・スマホゲーム依存による健康被害が連日報道されていますが、本市の小中学校における予防教育について、現在の状況を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今年度、各小学校におきましては、校長、学級担任等において、特別活動、保健体育の授業で小学5年生、6年生を対象に薬物乱用防止教室が行われているほか、外部講師による児童、保護者等を対象としたSNSトラブル防止講演会、薬物乱用防止教室、非行防止教室等が開催されているところでございます。また中学校におきましては、学級担任、体育課教諭等において、道徳、保健体育の授業におきまして、全生徒を対象に薬物乱用防止教室が行われているほか、外部講師による生徒、保護者等を対象にしたサイバー犯罪被害防止教室、薬物乱用防止教室、情報モラル講演会が開催されているところでございます。さらに豊見城市教育委員会主催で、子どものスマホ・スマイル協議会の高宮城先生をお招きし、児童・生徒、保護者、一般向けの講演会を実施しているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

市内小中学校において、様々な犯罪、依存

に対する授業や県からの緊急的なタブレット配信による授業が行われたと聞き、安心をしました。子どもたちに忍び寄る魔の手はすぐ近くまで来ているのを感じます。子どもたちを守るため、子どもたちの将来を守るために今後も力を入れていってほしいと思います。市内にも依存症予防教育プログラムの講師をされている方がいらっしゃいます。ぜひそういう方にもお願いしながら、子どもたち、そして大人にも学ぶ機会をさらに広げていっていただきたいと思います。(3)に移ります。

(3)市長公約に掲げる全天候型室内公園整備等について。

前回の9月定例会の一般質問で全天候型室内公園整備に既存の民間施設（豊崎地内にあるトミトン等）を活用していけないか取り上げましたが、その後の状況についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

前回9月定例会の一般質問でお答えした内容と同様になりますが、市が新たな施設を整備することは多大な予算を伴うこととなりますので、公と民間の施設を問わず、既存の施設の活用を検討することは、民間事業者との連携を図り、民間活力を活用できると期待できるため、有効な手段だと考えております。しかし、民間事業者の施設を活用した整備となりますので、本市の意向と民間事業者の考え、整備の費用、整備にかかる事業スケジュール等が一致することが前提条件と考えますので、引き続き意見交換を深め、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

前回の9月定例会で民間事業者に対して、市長自らがプレゼンをしていく思いで、引き

続き進めていただきたいと一般質問を行いました
ましたが、その後民間事業者との協議がされて
いるのか、市長に状況をお伺いします。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

非常にいい提案でありますし、私としても、
市民の感情からすると天候にも左右されずに、
夏場でいえばエアコンのきいた室内で子ども
たちを思いきり遊ばせる事ができると、保護
者にとってもいい環境だと思っています。で
すので、これは実際は最初の一步目はスター
トしたと私も思っているんですけども、
今、総務企画部長が答えたとおり、整備費用
だとか、それにスタートできる、まず遊具な
のか、また違う施設を展開していくのか、そ
のスケジュール感も含めて、まだ最終的な結
論が出ていないところでありますので、早い
段階で民間事業者の方々と合意形成を図れる
ように、必要なときは当然、自ら私も出向い
て行ってお願いするところはしっかりお願い
をしまして、その体制をつくっていきたく
と思いますので、もうしばらくお時間をいただ
ければと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

協議期間のめどとして、今年度内を目指し
ているのか、新年度前半を目指しているのか、
市長の見解をお聞かせください。

○ 市長 徳元次人

年内と言いたいところですが、今日はもう
12月14日なので、年度内を私としては目指し
てまいりたいと思っています。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

来年の夏にはまた沖縄は暑い夏がやってま
います。漏れなくやってまいりますので、
本当に既存のところを使うといたら、最初
からつくるのとは違って早めにはできるのでは

ないかと期待しますので、ぜひよろしくお願
いしたいと思います。(4)に移りたいと思
います。

(4) 母子の健康について。

妊娠中、または出産後、1年以内の妊産婦
が安心、安全に過ごすための支援として妊産
婦タクシーチケットを交付している自治体
がありますが、本市でも母子手帳を発行する際
に交付することができないか、見解をお伺
いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

妊産婦タクシーチケットとは、妊産婦健診
や体調不良時の受診、出産時の受診の際に、
タクシーを利用して移動する妊産婦に対し、
自治体が交付しているチケットのことでござ
います。令和5年度より全ての妊婦と0歳か
ら2歳までの乳幼児を養育する子育て世帯に
対し、妊婦健診の交通費、出産・育児関連購
入費助成、子育て支援サービス利用負担軽減
などの経済的支援を目的として、出産・子
育て応援給付事業を開始しております。本事業
では経済的支援として、タクシーチケットを
配布する方法もございますが、対象者にいち
早く支援を届けるため、事業の早期執行とい
う観点から、本市では出産応援給付金5万円、
子育て応援給付金5万円の現金給付を実施し
ております。その用途につきましては、各家
庭のニーズに合わせて利用いただけるものと
考え、妊娠期を含む交通費においても、同給
付において利用いただけているものと認識し
ているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

令和5年4月からスタートした伴走型相談
支援が豊見城市でもしっかりと取り組まれて
いることに感謝をいたします。出産応援給付

金とは別で、妊産婦タクシーチケットの交付ができないか、再度お伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

新たな支援ということだと認識をしております。そういった支援をするに当たって、またニーズ調査だとか、財源の確保もございまずので、国の支援策も含めて、今後、検討調査していきたいと考えます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

車社会の沖縄なので、妊娠中の健診へは自分で車で行く方がほとんどだと思いますが、お腹が大きくなってきたり、つわりの時期には自分で運転するのもきついですし、本土から移住してきた方は免許を持っていない。車を持っていない方も多いと思います。また臨月の妊産婦の方から「主人が夜勤の仕事をしていて、いよいよ陣痛が来たときに主人が仕事だったらどうやって病院に行こうか不安です」と。「友人が住んでいる市では、タクシーチケットが交付されていて、それを使って健診へも、陣痛が来たときにも安心して病院へ行けたと聞きました。ぜひ豊見城市でもやってほしい」という声がありました。1回の利用につき幾らまでと上限を決めて、5,000円分のチケットとか、3,000円分のチケットとかでできないでしょうか、再度お伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えをいたします。

今、恵議員からもありましたように、やはり県外の移住者というのも増えてきている現状もあります。地域の土地勘がない妊産婦の方も多くいらっしゃるというふうに認識をしています。本市においては、妊娠届をいただいた際に、とみココ、子育て地域包括支援セ

ンターにおいて相談支援等もお伺いしているところでありまして、それぞれの妊婦に応じた支援プラン等の提案をしているところでもありますので、そういったものも活用しながら、また陣痛が始まった場合の陣痛タクシーというものもありますので、そういった情報も提供しながら、切れ目のない支援について、また孤立しないようにという支援を続けているところでもありますので、そういったものも活用しながら、また新たな負担というところに関しましては、慎重に検討をさせていただければと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひ今後も検討のほうをよろしくお伺いいたします。(5)に移ります。

(5)安全対策について。

全国的に多い高齢者ドライバーによる交通事故ですが、沖縄県内においても令和2年859件、令和3年892件、令和4年922件と、減少することがありません。中でもアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故も高い率を占めています。2020年3月から2021年11月末まで国が65歳以上の高齢運転者を対象に、新車、中古車の買い替えどきにサポカーに乗り換える方へ、最大10万円、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置を付けた方で、障害物検知機能付きは最大4万円の補助、なしの場合、最大2万円の補助金を出すサポカー補助金という制度がありました。2021年で終了してしまったサポカー補助金を豊見城市でぜひとも復活させてほしいとの市民からの要望が上がっております。市の見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

先ほど宮城議員からもありましたように、

サポカー補助金は2021年、令和3年まで国のほうで補助金の交付がされてきました。現在、本市においては同様な支援はございません。市民に対する交通安全対策として、豊見城警察署や関係団体と連携し、交通安全街頭活動指導、交通安全街頭指導や交通安全にかかるチラシを全世帯に配布、地域の要望等を受け、自治会等と連携しての電柱幕の設置などに取り組んでおります。今後も高齢者を含めた市民全体に対する交通安全対策の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

もちろんそういう取組もとても大事なことだと思います。ただ実際、坂の上に住んでいてスーパーも近くになく、車を手放すことのできない高齢者の方が豊見城市にはたくさんいます。毎日のように高齢者の事故のニュースを目にする現実があります。兵庫県加古川市、茨城県石岡市、千葉県印西市、沖縄県では金武町や宜野座村、ほかにも多数の自治体が補助金を出しています。高齢者の事故を減らすため、市民の安全を守るために先ほどおっしゃった様々な取組と並行して、豊見城サポカー補助金を行ってほしいと思います。再度市の見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員ご提案のサポカー補助金により、高齢者の運転を支援するという考えもございまして、現在、本市においては公共交通不便地域にお住まいの方や高齢者で免許を返納された方々に公共交通機関を利用してもらう施策を推進しておりますので、庁内で連携し、多角的な施策について調査研究をしていきたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひ前向きな検討をよろしく願いいたします。(6)に移ります。

(6)安全・安心な街づくりについて。

9月定例会の一般質問でも取り上げました豊見城団地の郵便局前の十字路ですが、右折専用車線を整備することが現在の道路の幅では厳しいということから、右折矢印を信号機につけることは厳しいのではないかということでした。ここの交差点は歩車分離式信号の歩行者専用現示方式になっており、歩行者が押しボタンを押して青になり、横断するときは交差する車両は赤信号となり、全ての方向の自動車は停止となります。現在、信号機には特にその標示がないため、ドライバーがうっかり発進してしまうということがあるそうです。特にふだんこの交差点を通らない方や、初めて通る方のためにも信号機に歩車分離式の標識をつけてほしいと望みますが、当局の見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

歩車分離式とは、車両の通過と歩行者の横断が交わらない信号のことで、当該交差点は歩行者専用現示方式で運用されております。ご質問の標識とは当該地点の信号機に設置される標示板のことと認識してお答えします。この標示板があることで、歩行者及び自動車等がこの交差点が交通の安全を特に確保する必要がある交差点であることを認識してもらうことができます。現在この交差点の標示板がないことについて、豊見城警察署に問い合わせたところ、沖縄県警察本部へ設置依頼をするとの回答をいただいております。今後とも地域住民の交通安全確保のため、地域の声を伺いながら、市内における交通安全対策に努めてまいります。

○ (21番) 宮城 恵議員 —再質問—

標識がつくということで、とても安心しました。あそこの交差点は結構、今までもいろいろな議員が取り上げてきているところだと思いますので、子どもたちが通学路にも使っているところなので、どうしたら安全かということを含めて今後ともぜひ一緒に考えていければと思います。以上で今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時07分)

再 開 (11時15分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号14 (2番) 宜保龍平議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宜保龍平議員の質問を許します。

○ (2番) 宜保龍平議員 —登壇—

皆さん、こんにちは。城の風、宜保龍平でございます。トップバッターの宜保安孝議員が、一般質問を終わった人がかりゆしウェアというような、ちょっと私は今、かりゆしウェアなんですけれども、自分なりにぴしっと決めているつもりなので、一生懸命一般質問を頑張ってやりますので、よろしく願います。

まず(4)から行きたいと思います。(4)市の鳥についてです。

これは2月1日に徳元市長が制定していただき、改めて本当にありがとうございます。今まで訴えてきたのは、制定してからがスタートだという形で、どのようにこのクロツラヘラサギ、市の鳥を活用していくのか、非常に重要な時期だと思って、この質問を入れております。クロツラヘラサギが飛来する時

期になりました。市として、この市の鳥クロツラヘラサギを今後どのように活用していくのか、展望を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

去る2月1日、市制施行20周年の節目という節目の年に、これからの市を展望し、未来へ羽ばたくシンボルとして、クロツラヘラサギを市の鳥として制定し、はや10か月が過ぎようとしております。これまで市といたしましては、市の鳥クロツラヘラサギを多くの市民に知っていただくために、市広報紙、市ホームページ、また市の封筒へキャラクターを掲載するなど、周知を行っております。また市内の小学3年生の副読本に「わたしたちの豊見城市」においても、市の鳥クロツラヘラサギを掲載し、小学生へ対しても周知を図りたいと考えております。また直近でありませんが、広報とみぐすく11月号においては、「豊見城市の鳥クロツラヘラサギを調査せよ!」として特集を行っております。同紙面を読んでいただいた市民より、「近くにこのようなかわいい鳥がいたことに驚きです」。「息子と一緒に読んで興味が湧いたようで、次の休日に漫湖に散歩に行くことになりました。情報提供ありがとうございます」。それから「これまで見たくても見れなかったクロツラヘラサギですが、市の鳥になったということで、来年早々に念願を果たして見たい」などのうれしい感想をいただいております。少しずつではありますが、市内の機運も醸成を図ることができていますが、さらなる市民等への機運の醸成が必要だと考えております。今後における活用についてですが、現時点に

おいては市の鳥としてまだまだ浸透している状況ではないと考えておりますので、引き続き庁内における関係部署、漫湖水鳥湿地センターとの連携を図り、周知することを重点においていきたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

このやり取りの中で、非常に周知に徹底していると感じて、とても安心しましたし、本当にありがたいと思えました。11月の広報紙を私も見ましたけれども、また引き続き、もっともっと周知を図っていただければ幸いです。昨日の長嶺吉起議員の質問にもあったんですけれども、マスコットキャラクターですか、アゴマゴちゃんとか、そういったキャラクターがいるんですけれども、このクロツラヘラサギもマスコットキャラクターを作成してはどうかと思います。とみぐすく祭りとかにそういったキャラクターがいたらとても子どもたちも喜ぶだろうし、周知にもつながると思います。その辺の見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市の鳥クロツラヘラサギのマスコット作成についてですが、現時点においては検討は行っていないところであります。クロツラヘラサギは市のシンボルとして、市の花ブーゲンビレア、市の木リュキュウコクタンと同様の意図として制定されておりますので、キャラクター的に取り扱うことは若干質が異なるものと今、考えております。なお、市におきましても広報紙イメージキャラクターとして、クロツラヘラサギのクロくん、ヘラちゃんとして、また漫湖水鳥湿地センターにおいては、クロツラヘラサギのクロとして活動しておりますので、これらのキャラクターも活用し、

市民等へ市の鳥として認識してもらえよう周知を図っていきたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。昨日、質問を聞いた中でのクロくん、ヘラちゃんというキャラクターがいたら面白いなと思っていたので、ちょっと聞いてみました。ただ、ちょっと厳しいような答弁ではあったんですけれども、再度検討していただいて、どのようにキャラクターとして、グッズですか、シールだとか、そういったのもいろいろ案はありますので、その辺はぜひ検討していただきたいと思います。

このクロツラヘラサギなんですけれども、皆さんご存じのとおり、アジア圏内を飛来する鳥で、シンボルバードだと言われている中で、昨日の吉濱議員の海外の姉妹都市交流ということで、これは実は台湾、中国だとか、韓国だとか飛ぶんですけれども、台湾が2023年で4,228羽飛んでいるんです。ここ豊見城市も越冬地として、今ちょうどこの時期にクロツラヘラサギが飛んでくる。実際宮古島もサシバという市の鳥を台湾と一緒に研究を行って、それを報告し合っているというのもこれまでの間、訴えてきました。豊見城市も同じようにできると、ある意味、私は確信をしているんですけれども、台湾との連携というか、そういった姉妹都市について、その辺の見解を伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、龍平議員がおっしゃるように、クロツラヘラサギを利用した市町村とか、全国、台湾とかという話になりますが、その辺につきましては、今後様々な活用等を含めて検討をしていきたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

私も一緒になって、台湾との関係をどのように築けるのかとか、そういった部分においては、私も今後調査研究を深めていきたいと思っておりますので、その辺を念頭に、市長はしっかりと活用するんだという行動を取ってほしいんですけども、改めて市長の現時点においての見解を伺います。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

姉妹都市交流は国内にしかないということで、昨日の答弁の中でも皆さんご承知だと思うんですが、県外ではなくて、国外に関しては私は非常に働きかけていきたいと思っておりますし、このクロツラヘラサギが実際、国外との橋渡しになる役目を果たすということであれば、これも一つの事実でありますので、私はその辺の部分の承知はしていなかったもので、この宜保龍平議員の提案を受けて、どのような地域で、どういうクロツラヘラサギが過ごしているのか、我々にとってどのような橋渡しになるのかというのを、同じような立場で調査研究をさせていただきたいと思っております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ぜひよろしく申し上げます。徳元市政で市の鳥制定をして、本当によかったと私は心から思っていますし、ただ制定して、何も活用できなかったらそれはそれでまた残念なことになりかねないので、ぜひとも一緒になってクロツラヘラサギをしっかりと活用して、観光だとか、環境保護、そして総合学習、全てにいろいろなものにつなげていけたらと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。次に移ります。

(3)に行きます。教育行政について。

①学校教員負担軽減は喫緊の課題だと思う

が何が一番の理由として言われているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校教員負担の一番の理由として、教員不足が言われているところでございます。文部科学省が令和4年1月に行いました教師不足に関する実態調査においては、産休、育休取得者数の増加、特別支援学級数の増加、病休者数の増加により必要となる臨時的任用教員が見込みより増加したことが要因とされているところでございます。しかし、臨時的任用教員のなり手不足により、臨時的任用教員等の教員の確保ができず、実際に学校に配置されている教員の数が教育委員会において学校に配置することとしている教員の数、配当されている職員数なんですけれども、満たしておらず、欠員が生じる状態となっているところでございます。また文部科学省の平成28年度教員勤務実態調査におきましては、勤務時間の増加の主な要因につきましては、家庭教師の増加、総授業時間数の増加、中学校における部活動指導時間の増加が主な要因とされているところでございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

教員の職員の数が少ないということと、総時間、部活動だとかというふうに、はい、分かりました。業務改善計画だとかいろいろあるんですけども、何といたしますか、やれることはやるのがまず私は大事だと思う中で、②に行きます。

②負担軽減を本市としてどのように対策されているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教職員の負担軽減対策といたしまして、本

市教育委員会においては、令和3年2月に豊見城市学校現場の業務改善計画を作成し、業務改善に取り組んでいるところでございます。長時間労働の解消のため、留守番電話の整備運用、登校支援員、各種支援員の配置をしており、スクールサポートスタッフにつきましては、授業で使用する教材等の印刷や物品の準備、教材資料の整理、宿題等の提出物の受け取り、確認、小テスト等の採点、学校行事、式典等の準備補助等を行っているところでございます。また業務改善に向けました環境整備といたしまして、学校閉庁日の実施等を行い、部活動の負担軽減のため部活動指導員の導入、部活動休養日の検討、実施等を行っているところでございます。業務改善計画につきましては、検討委員会等の意見も踏まえ、今年度見直しを行う予定でございますので、今後もさらなる負担軽減対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

目標としては、月の時間が80時間以上の教員をゼロにするという目標があると思うんですけれども、その中でやはり中学校の部活動がちょっと原因にもなっているかと思うんですけれども、これは分からないので教えていただきたいんですけれども、これは教育委員会のほうから部活動は月に何日は休みにしてくださいだとか、指導だとかはできるものなんでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

現時点でも働き方改革の中で部活動の休みの日を定めるように求めておりますし、時間についても今、学校等で基準を定めて運用しているところでございます。その状況については、各学校のホームページのほうでも掲載されているものと理解をしているところでござ

います。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。確認でした。

先ほど答弁の中にもあったんですけれども、スクールサポートスタッフが多分予算の都合上で時間と日数が減っている現状があると思うんですけれども、次年度はどのようになっていますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

スクールサポートスタッフの配置につきましては、今後時間を増やしてほしいという要望があるところでありますが、沖縄県の実施要領におきまして、補助上限を1週間当たり18時間の勤務時間としており、勤務時間を増やす場合には市の財政負担を伴うこととなりますので、今後とも勤務日数を増やしていけるよう国、県へ配置拡充の要望を行いつつ、また予算要求の中で財政と協議をしながら努力をしていきたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ということは、次年度は時間を増やすための予算要求はされているということですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

さようでございます。しかしながら、県の補助要綱に従って、予算要求をしてくださということもありましたので、この中で一応ニーズがあるということで、どうしても必要だということで上げておりますが、やはり厳しい状況があるという認識は持っているところでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

学校の現場サイドからするとやはりスクールサポートスタッフの重要性だとか、必要性の要望があるということなので、その辺次年度は厳しいかもしれないんですけれども、財

政部門においてもその必要性だとかというのがあり、そこはぜひ今後とも検討を続けていただけませんか、この時間を増やすという意味での。

○ 教育部長 赤嶺太一

ご指摘のところは受け止めて取り組んでまいりたいと思っておりますが、既に学校のほうには各種支援員を含め、かなり手厚い財政措置をいただいているところがございますので、そことの兼ね合いも含めながら、スクールサポートスタッフの勤務時間等の増については検討してまいりたいと思っております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。そこは努力していただければと思っておりますので、お願いしたいと思います。(1)に移ります。

(1)フッ化物洗口について進捗を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和5年度、1月以降、モデル的に市内1校の小学1年生を対象としたフッ化物洗口を再開し、令和6年度以降については全学校に広げていきたいと考えておりましたが、去る10月の校長会にて説明を行ったところ、学校長から実施の際の時間の確保や、教職員の負担、安全性の担保等の課題について、数多く意見が上がりまして、令和5年度の実施は見送っているところでございます。今後、学校歯科医に協力を得つつ、課題を解決し、各学校のご理解を得られるような実施方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

令和5年度はちょっと見送りになったんですけれども、やはり主な原因というものは、何というんですか、職員の負担軽減だと思う

んです。ですから私は先ほど教育行政についての負担軽減をどのようにしているかという質問をしたんですけれども、ここはフッ化物の重要性だとか、必要性というのは、教育現場のほうも理解はしていると思うんですけれども、やはり教員に負担がかかってしまうので、そこでちょっと足止めになっている。これは今後どのように対応していくのかというところをお聞きしてもよろしいですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育委員会といたしましては、フッ化物洗口の意義ですね、効果についてまず教育現場に十分な理解をいただくことが必要なことだろうと思っております。続きまして、その実施体制をどのようにしていくかということですが、今回、本市教育委員会が進めようとしておりましたフッ化物洗口は週1回、水を薄めることなく、一人ひとりが口に含んで出していくというものでありますので、前回初めて実施したときには、学校歯科医の方に朝来ていただいて、薬を希釈していただいて、各教室に配って、ぶくぶくしてもらって、その片づけをしていくということがありました。それと比べると大分手順としては省略されて、学校負担の軽減にはなっていくと思います。ただ、学校現場ではまだそれについて負担感というのが依然としてありますので、スクールサポートスタッフの活用もできないかということも含めて、内部で今、検討しているところでございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ぜひスクールサポートスタッフもしっかりとやっていただきたいんですけれども、やはり理解を深めるのも重要だと思いますし、学校でそれぞれ学校歯科医もいらっしゃいます。

学校現場もそうなんですけれども、保護者も対象に、PTAも含めて、何といたしますか、理解を踏まえるための講演というものを私は行ってって、フッ化物というのは重要だよねというところをしっかりとみんなが認識できるような形に持っていくのが必要ではないかと思うんですけれども、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

貴重なご提言ありがとうございます。確かに理解を深めるために、保護者等を対象にした講演会等を開いたらどうかということで理解をしております。虫歯予防に関しては、児童への継続的な健康教育のほか、保護者の理解が必要であると考えております。学校歯科医や学校PTAと調整を行い、講演会の令和6年度開催につきましては、議員とも調整をしながら進めてまいりたいと思っております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

実は歯科医師会の方々から、先生方、我々議員も含めて、職員も含めて、講演をしたいという依頼がありました。そういった形でやはりフッ化物はいいものだからやってくださいでは通用しないと思いますので、なぜフッ化物を集団でやることで、どれだけの意義があるのかだとか、新潟県で言えば、全国ワーストだった虫歯率が今では全国で1位、虫歯がない。そういった形で効力も出ているというところもみんなで認識しながら、教員だとか、負担を軽減しながらどのようにやったらできるのかというのは、これからも一緒になって議論できればと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。フッ化物は本当に沖縄県、そして豊見城市の子どもたちの歯の健康を守るための重要なものだと思っておりますので、今後とも引き続き私もしっか

りと勉強しながら、一緒に議論できればと思いますので、お願いします。次に移ります。

(6) パワーハラスメントについて。

①前山川市長に対する訴訟について、現在、裁判が行われているのか伺います。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

事件番号令和4年(ワ)第584号損害賠償請求事件につきまして、これまでの経緯としましては、令和4年9月14日付けで那覇地方裁判所書記官より、第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状により訴状が送達され、同年9月15日に本市において収受しております。その後、令和4年11月10日の第1回口頭弁論をはじめ、これまで令和5年1月26日、4月18日、7月6日、10月10日及び11月28日まで計6回の裁判手続を行っております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

既に6回は行われたということですか、分かりました。この裁判というものは、実際もう動き出しているということで、これはいつ頃判決が出る予定なのかというところは分かりますか。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

終期については、現在のところ見通しを立てるのが難しく、今後も引き続き、市の主張等について代理人弁護士と相談しながら、対応していくこととなります。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

今現時点では分からないということですか。今回この裁判、前山川市長のパワハラ疑惑で、このように裁判が行われているんですけれども、これは結果として、もし豊見城市が負けた場合というのはどうなるんですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時40分)

再 開 (11時41分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

判決についていろいろ考えられますけれども、原告の主張が全部、または一部認められた場合におきましては、改めて市が国家賠償法第1条第2項に基づき、求償請求訴訟に至ることも考えられます。いずれにしましても、判決内容の精査が必要となってまいります。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

単純に聞いているんですけども、今回この前山川市長のパワハラが裁判の、どうなるか分からないんですが、ただ結果で負けた、認められた場合は、市が賠償を負うということですよ。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

現状、今回の訴訟事件におきましては、被告が市となっておりますので、原告の訴えが認められる場合には、被告としての市は一旦負ける、負けるというか、そういう判決が出るということと考えてよろしいかと思えます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ということは、前山川市長のパワハラ疑惑問題について、これが認められたら市が賠償を負うという形になると思うんですけども、これは本来であればやはり賠償を負った場合、税金で金額を支払う形になるので、本来、山川さん本人が私は責任を取るべきだと思っています。大変重大なことだと思っているので伺いますが、先ほど求償権という言葉もあつたんですけども、国家賠償法の求償権、こ

れというのは行使できますか。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

判決において原告の主張が全部、または一部認められた場合におきましては、また求償請求訴訟をはじめ、あらゆる方策を検討の上、行う必要があります。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

これは私は本当に重大な案件だと思っていますので、そこは行使すべきだと思うんですけども、これは改めて裁判の事実関係が明るみになった場合は、本市としては隠すことなくしっかりと公表していただきたいんですけども、その辺についてはどうですか。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

現状においては、本件は原告からの秘匿の申し出が出されていることから、現状は開示ができないんですけども、今後判決等が出た場合におきましては、また代理人弁護士とも相談しながら検討してまいりたいと思えます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

この事実関係が明るみになった際には、しっかりと公表して行って、恐らく市民の方々はこういった裁判が行われているというのは、ほとんどが知らないのではないかと思っております。こういったハラスメント疑惑で市が訴えられているという状況をしっかりと市長も含め、先ほど言った求償権もそうですし、そういった事実関係が明るみになった際にはしっかりと公表していただければと、念頭に置いていただければと思えます。②に移りたいと思えます。

②パワハラに対する防止対応策について現市政の見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

職場のハラスメントは個人の尊厳を傷つけ、社会的に許されない行為であるとともに、職員の能力の有効な発揮を妨げ、職場秩序や業務の遂行を阻害するため、いかなるハラスメントも決してあってはならないことだと考えております。ハラスメントの問題、特にパワハラについては、今日に至るまで管理職の皆様をはじめ、職員のケアに注力いただいているところであります。またパワーハラスメントに関する研修などを通して、働きやすい職場環境をつくり上げるため、継続して取り組んでいるほか、市長、副市長、教育長におかれましても研修に参加することで、ハラスメントへの理解を深めているところです。今後のパワハラを含めたハラスメント防止対策については、今後とも特別職を含む全職員に適用される市職員のハラスメント防止に関する規程に基づき、運用していくことになりませんが、相談者からの対応として、これまでの内部相談窓口に加え、新たに外部相談窓口を設置できるよう調整を進めているところです。またハラスメントの審査に関して、専門的な知見から審査をするため、有識者によって構成される附属機関が設置できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。こちら手元に規程というものがあるんですけども、すみません、改めて確認なんですけれども、第2条の「市の業務に従事する全ての者をいう」というものが特別職も含む規定という根拠でよろしかったですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

議員がおっしゃるように、この第2条の定

義の中に職員の定義があります。その定義につきましても、「任用等の形態を問わず、市の業務に従事する全ての者をいう」に市長、副市長、教育長も含まれているという認識であります。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

特別職も含めて、こういった規程に基づいてハラスメントの防止を運用しているということに理解をいたしました。では罰則については、特別職はどのようになっているのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まずパワハラ防止法と言われる労働施策総合推進法においては、ハラスメント行為者に対する罰則規定は設けられておりません。また市のハラスメント防止規程にも罰則に関する規定は設けられておりません。万一、特別職にハラスメント行為が確認された場合におきましては、副市長には地方自治法に基づく懲戒処分、教育長には地方教育行政法に基づく罷免を適用することができますが、市長によるハラスメント行為に関しては、市長への罰則は法令や市の規程、いずれにも今のところありません。市長への罰則規定の制定については、法律の規定を越えた条例制定が可能になるかという論点がありますので、より慎重な判断が必要だと考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。法律を越えた何ですか、条例はこれから慎重な議論が必要ということなんですけれども、少し分からないので教えていただきたいんですけども、罰則とは違って、そういった公表だとかというのはできたりするものなんですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在パワハラ防止規程の中で公表に関する規定はありませんが、今後先進的な事例を参考に、公表に関する条項等の追加を検討していきたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

そこはぜひ検討していただいて、やはりいかなる場合でもハラスメントは許さないということで、そこはやっていただければと思います。瀬長宏議員も条例制定だとかというふうに言っておりますが、私、先ほども質問をしましたが、今現在、前山川市長のパワハラ疑惑で裁判中とのこともありますし、事実関係もまだ結果が出ていない中での条例制定は時期尚早かと思っておりますし、そもそもが条例をつくったからもうオーケーではないと。その前にしっかりと前山川市政で起きてしまった、傷を負ってしまった職員のケアをまず優先的にやるべきだと私も思っておりますし、市長の今までの答弁の中でもそういった発言がございました。まさに今、傷を負った職員をどう救うのかというところをまず優先にやっていただきたいと思っておりますし、先ほど答弁の中で、相談窓口を外部に設置するとありました。いつ頃予定しているのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今年度中に規程の改正を行いまして、令和6年度の早い時期に設置ができるように取り組んでいきたいと考えています。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ぜひ早めの設置をしていただければと思います。あと1点、外部相談窓口についてなんですけれども、どのような窓口になっているのか、中身を教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

中立公正な立場において相談が行える民間事業者等に設置をしたいと考えております。設置に当たりましては、ハラスメントに関して見識を有しており、民間企業等に対してハラスメントの相談窓口の事業を行っている弁護士事務所や社会保険労務士事務所などの設置を考えているところであります。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

前市政では人事課が窓口になっていて、それで十分対応できているだとかというふうなことをおっしゃっていた記憶があるんですけども、当時の人事課窓口で職員が相談できるような環境ではなかったと私は認識しております。徳元市政においては、もちろん人事課の窓口も設けて、そこだけではなくて外部にも相談できるような窓口を設置して、職員が何かあった際には、ないのが一番いいんですけども、何かあった際には外部に相談できるような環境をつくってくれると。そういった面では非常に環境改善に努められていると思っております。先ほど附属機関についても答弁がありましたが、附属機関についてはいつ頃設置予定なのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

附属機関につきましては、令和6年度に設置ができるように調整を進めていきたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

これも早めに設置していただいて、何かがあったときにはこの附属機関にて審査がされると。前市政においては、自分を守るためか分かりませんが、懇話会ばかりにこだわって、附属機関でやるべきだというふうに我々は主張してきました。しかしながら、徳元市政で

は、もし何かあった場合は、附属機関でこういったことをやると。徳元市政ではこのハラメントは絶対に許さないと。そういった思いで環境改善を本当にされているというふうに感心しました。しかしながら、やはり人間ですので、熱い思いでちょっとぶつかってしまったりだとか、いろいろ関係があるかと思えます。市長にお伺いしたいんですけれども、今、私が質問した外部だとか、附属機関を含めてなんですけれども、ハラメント防止については、何回も繰り返しの質問になるんですけれども、あつてはならないという中で、今の市長の認識と決意を伺いたいと思います。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

この件に関しては、もうおっしゃるとおり、絶対あつてはならないパワハラのことですから、これまで議会で答弁したとおり、やらなければいけないことは我々が業務として、今回の附属機関の設置だとか、これまで整備されていなかったことはしっかりと補完していくということは当然ながら責務だと思っておりますし、あと先ほどおっしゃっていただいた傷を負った職員を救うという、しっかり彼らの業務に立ち向かっていく心を整えていくのが、まずはそこを注力するべきだろうという考えは今も変わりありません。できることはしっかり整えて、この豊見城市を幸せに導いていくと。その覚悟であります。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

市長、今、答弁なさったことを胸にしまって、職員と、風通しのいい職場環境づくりに努めていただければと思います。やはり職員はモチベーションというのが仕事をする上では非常に重要なことだと思っておりますし、しかしながら、少数精鋭と言われている我が

市においては、歯を食いしばって頑張っている職員もいらっしゃいます。実際そういったのをお互い労をねぎらいながらコミュニケーションもしっかり取っていただきたいと思っておりますし、先ほど裁判の話もしましたが、当の本人、山川さんはこういった事実関係を側に置いておいて、何の選挙に出るのか分かりませんが、選挙活動をなさっていますし、今はもう市長ではないからオーケーとかではなくて、そういった事実関係が明るみになったら本人にも本当に反省していただきたい。猛省ですね、猛省していただきたいと思っておりますので、そういった形で、市長、引き続き職員と豊見城市のために発展をお願いしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時57分)

再 開 (11時58分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

先ほどの龍平議員の質問に対して、総務企画部参事監のほうから追加の答弁があるということです。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一 一答弁追加一

すみません、追加の答弁ですけれども、先ほど国家賠償法第1条第2項に基づく求償権のお話をしましたが、そちらについては公務員に故意、または重大な過失があったときは、求償権を有するものということで捉えております。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この追加の答弁については、議長にて許可いたします。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

私の思いは訴えたつもりですので、残りはいちよと時間がないので、できないんですけども、また次回に機会があればやりたいと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時59分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

— 通告番号15 (13番) 真栄里 保議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、真栄里保議員の質問を許します。

○ (13番) 真栄里 保議員 —登壇—

日本共産党の真栄里保です。通告に基づいて質問を行いたいと思います。

(1)安心安全な道路について。

①市道2号線について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道2号線は県道11号線と県道7号線バイパスを結ぶ幹線道路でございます。周辺には豊見城高校や南斎場、空手会館といった公共施設や大規模スーパーなどの商業施設があり、通勤・通学路のみならず、生活道路としても使用頻度が高い道路であります。路線延長775メートル、片側1車線、一部両側歩道の総幅員9.5メートルから12メートルの道路整備計画となっております。当該道路につきましては、平成24年度に事業化されており、現在、県道7号線から空手会館前までの区間の整備が完了しております。これまで市内優先整備路線の観点から整備に遅れが生じており

ましたが、今年度よりハード交付金を活用し、工事を再開しており、令和4年度末の事業進捗率は事業費ベースで約49%となっております。現在石火矢橋より空手会館向け、右手側の斜面ののり面对策工事に着手しております。今後は引き続き斜面ののり面对策工事を進めていく予定でございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 —再質問—

市民から早く待ち望まれている道路の幹線ですから、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。加えて再質問ですけれども、この道路は木がうっそうと生ひ茂って、特に夜になると夜間の歩行に不安が寄せられています。改修工事とは別に、簡易な外灯をつけることができないか伺ひます。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

外灯ということなんですが、市民部としましては、防犯灯の設置とかを担当してございまして、防犯灯につきましては、通学路安全点検の中で指摘のあった場所、当該箇所が自治会の管理する区域内である場合には、地域の自治会へ設置の相談を行ってございまして、またそれ以外の主要な通学路で、小中学校の周辺における交通事故の防止及び防犯上、特に必要な箇所に関しては、行政管理防犯灯の設置に向けて取り組んでございまして、議員ご質問の箇所につきましては、これまで通学路安全点検で指摘はなく、現在のところ防犯灯の設置については予定はございません。暫定的な設置につきましては、工事の状況により、必要性などについて調整が必要かと考えてございまして、関係部署と調整してまいりたいと思ひます。

○ (13番) 真栄里 保議員 —再質問—

ぜひ早急に調整をして、安心安全な豊見城

市をつくっていただきたいと思います。

次に②市道459号線改修について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道459号線は市道119号線を起点とし、市道121号線を終点とする市道であります。近隣にはとよみ小学校があり、児童・生徒の通学路としても多く利用されている道路でございます。当該路線の一部には亀裂や道路構造物の沈下が数年前から発生している状況で、これらの亀裂や沈下はたびたび修繕を行っておりますが、修繕後も進行し、道路構造物が斜面方向へ傾いている状況であります。現在、社会資本整備総合交付金を活用し、令和5年6月に詳細設計業務を発注しており、その中で対策工法等を検討しているところでございます。本設計業務の履行期間は令和6年1月初旬となっております。令和6年度予算として要望を行い、令和6年度早期の工事発注に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひともお願いします。これは私、2019年の12月定例会で初めて質問をして、最初は里道だったものを市道に認定をして、それから設計が始まって、いわば足掛け4年でありました。この間の道路課の皆さんの努力、本当にありがとうございます。早期な着工ができるようによろしくお願いをしたいと思います。

(2) 饒波擁壁の復旧について。

①令和5年度復旧予定の擁壁工事はいつ完了したのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問については、饒波農道2号線と認識してお答えいたします。饒波農道2号線は、去る令和4年5月31日の大雨により被災し、

災害査定を得て、令和5年4月3日に工事契約、令和5年4月4日から同年8月31日までの工期で復旧工事を進めておりましたが、令和5年8月2日に台風6号の大雨により、当該災害復旧箇所の上部のり面の地滑りが発生し、饒波農道2号線が再被災しております。また本農道の被災と同時に、当該災害復旧箇所上部の民間ヤードも被災しております。被災時における工事の進捗率としましては7月末時点の進捗率が85.4%、残工事としては残土処分工事のみとなっております。饒波農道2号線につきましては、国及び沖縄県と協議を行った結果、今回再被災した箇所を含め、改めて災害査定を受けることは可能でしたが、民間ヤード事業者と今後の対策等の協議に時間を要することから、今回災害査定を受けることを見送り、当該工事につきましては、令和5年8月31日に工事を完了しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②令和4年度に業者が行った対策工事について伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

令和4年5月末の大雨の影響により、造成された盛土が崩れている状況を確認したため、民間ヤード事業者に対して、周辺に影響を及ぼさないよう対策を行うように助言を行い、令和4年10月に対策工事が完了しております。当時の詳細な対策工事の図面等はございませんが、本市職員が対策工事中の令和4年8月と9月、工事完了後の10月に現場確認を行い、対策工事の施工が行われたことを確認しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

再質問ですけれども、令和4年に崩落したときよりも工事が明らかに敷地面積を広げた

ように思いますけれども、工事を行った範囲は何平米か伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

令和4年に行った工事につきましては、造成工事の崩れに伴う対策工事となっておりますが、対策工事に対する詳細な図面等がないことから、実施をしました面積につきましては、把握しておりませんが、本市で利用しております航空写真から簡易的に面積を計測したところ、3,000平方メートル未満であることを確認しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

崩れた擁壁の高さは何メートルでしょうか。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

先ほどと同じ答弁になりますが、今回の対策工事に関する詳細な図面等がないことから擁壁の設置高さにつきましても、現時点で把握しておりません。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

その工事は開発行為の対象であるかどうか伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

都市計画法に基づく開発許可手続の必要性の判定に関しましては、法で定める区域によって異なっております。当該事業者用地につきましても、市街化調整区域となっており、市街化を抑制する区域でありますので、建築物の建築、または特定工作物の建設を目的に行う場合は、面積に関わらず開発の申請が必要となります。また県土保全条例の開発許可対象面積につきましては、3,000平方メートル以上からとなっております。当該土地につきましても、当時は資材ヤードなどの目的で

3,000平方メートル以内の開発であるものとして、都市計画法に基づく開発許可及び県土保全条例の申請は必要ないと判断しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

そうですね、私が2022年9月定例会で行った質問では、開発行為の対象でないというふうに答弁をしているんですけれども、修正が必要ではありませんか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時42分)

再 開 (13時42分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

令和5年8月に発生しました台風6号による一部擁壁の崩壊を受け、9月に沖縄県及び市の職員において、現場の状況確認を行っております。その後、沖縄県建築指導課のほうへ確認をしたところ、民間ヤード事業者から状況を確認し、今後、必要な対応を行っていくと聞いております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

沖縄県土木建設部の建設指導課開発審査班は、これは申請が必要な工事だというふうに明言をしています。業者に対して、指導が必要だと述べておりました。豊見城市が開発行為に伴う申請が必要だというふうに途中から県の指摘に基づいて気がついたわけですが、今後の対応についてどう対応しようとしているか伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

今後につきましても沖縄県の開発建築指導課及び南部土木事務所、それと豊見城市にお

きまして情報を共有し、必要に応じて対応を行ってまいりたいと思っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

③擁壁と農道の今後の復旧見通しについて伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

饒波農道2号線につきましては、国及び沖縄県と協議を行った結果、今回再被災した箇所を含め、改めて災害査定を受けることは可能でしたが、今回は災害査定を受けることを見送っております。理由としましては、1つ目に饒波農道2号線と上部に位置する民間ヤード崩落箇所との間には、今回の土砂崩れの土砂がありますが、災害復旧事業では農道にかかる最低限度の復旧しか認められないため、同事業で認められる範囲の土砂撤去を行っても今後の大雨により再度土砂が農道に流れる恐れがあること。2つ目に今後民間ヤードがしっかりとした土砂崩れ対策を行わない限り、市が予算を投じて設計及び工事を行っても同様なことが起こることが想定されること。3つ目に民間ヤードの事業者と今後の対策等、協議などに時間を要すること。以上により饒波農道2号線については、今後しばらくは経過観察を行いながら、民間ヤード事業者との協議が整った時点で復旧を行ってまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

しっかりとした対策をして、再び崩落が起きないように取組をお願いしたいと思います。

(3)窓口業務委託職員について。

①窓口職員の外部委託契約の際、予定価格設計根拠での賃金見積額を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

窓口業務委託につきましては、窓口業務の専門的知識、技術、経験を有する民間事業者へ委託し、市民サービスの向上及び効率的な行政運営を行うために、公募型プロポーザルにより事業者を決定しております。業務委託契約は委託した業務の成果に対し、委託料を支払うもので、労働者が行う労務に対して報酬を支払う雇用契約ではございません。公募型プロポーザルにおける提案上限額は見積書を参考にしており、その月額の内容は市民課窓口業務委託運営費475万3,100円、総合案内業務委託運営費86万9,000円、国民健康保険課窓口業務委託運営費70万4,000円、管理費等が37万9,500円で、賃金を含めた業務委託運営費となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

総合計で5,886万円です。外部委託に当たっての消費税は幾ら発生しているか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

年額7,315万2,000円に対する消費税になりますが、731万5,200円となります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

731万5,200円、これは正職員を十分に雇えるだけの金額であります。また会計年度任用職員や臨時の職員を充てれば消費税を払う必要は全くないにもかかわらず、これは税金の無駄遣いだと私は思います。再質問ですけれども、運営費は国保課、市民課、それぞれで幾ら払っているかとの答弁がありました。運営費1人当たり平均で279万3,000円です。②を伺います。

②窓口業務職員を全員会計年度任用職員に置き換えた場合の賃金合計はいくらになるか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

11月現在の窓口業務委託職員の人数は、市民課19人、総務課、1階の総合案内に2名、国民健康保険課2名の合計23人になります。仮に23人の窓口業務委託職員を本市で任用している一般的な7時間労働のパートタイム会計年度任用職員に置き換えた場合、令和5年度の人件費で試算すると1人当たり約240万円、23人では年間5,520万円になります。令和6年度からは法改正により勤勉手当の支給が可能となることを勘案の上、人件費を試算すると、1人当たり約300万円、23人では年間約6,900万円になります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

賃金の引上げが行われて6,900万円になってもこれまでの単価見積りと立上げ費を加えれば、そのほうがずっと安いということが明らかになりました。委託料が契約更新に伴って引き上げられると聞いていますけれども、引き上げられて、そのうちどれだけが賃金に回るか、このことは分かりますか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

現在、令和6年度予算要求に取り組んでいるところであります。市民サービスの向上を図るため、民間事業者が持つ専門的知識、技術、経験を最大限に生かせるよう、窓口業務の運営に向けて委託料の検討を行っていきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

結局はいくら賃金上がるかということのはっきり見通すことができないんです。これは委託会社の判断によって決まるということになるわけです。そこで伺います。

③市一般職員の給与に関する条例及び豊見

城市一般の任期付職員の条例の一部改定は適用されるか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の条例は、本市の一般職員に適用する条例でありますので、窓口業務委託職員には適用されません。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

そうですね。ここでも窓口で一生懸命業務に当たる職員の皆さんが報われない。こういうふうな雇用形態であります。ぜひとも直接雇用する。このことを述べておきたいと思っています。

④は結構ですので、飛ばします。

(4)会計年度任用職員について。

①会計年度任用職員給与は、人事院勧告の対象になるか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

議員ご質問の会計年度任用職員の給与は、人事院勧告の対象になるかについてでございますが、常勤職員の給与の決定に当たっては、人事院勧告、沖縄県人事委員会の勧告並びに他市町村の給与の状況を勘案して決定されるものであります。その際、常勤職員の給与が改定された場合の会計年度任用職員の給与の取扱いについては、国からの事務処理マニュアルによりますと、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じた改定を基本とすることや、会計年度任用職員の給与の決定については、人事委員会勧告が必須となることは言えませんが、必要に応じ給与をはじめとする会計年度任用職員の勤務条件に係る人事院勧告を行うことを否定はされないとしておりますので、人事院勧告や沖縄県人事委員会勧告を参考に

したいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

その際、遡及について河野太郎大臣は常勤職員と同様にすべきと国会答弁をしています。そこで再質問ですけれども、給与改定の4月遡及は行われるかどうか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の給与改定に係る遡及適用については、現時点ではシステムが未対応のため、遡及適用が整っていない状況であります。そのためシステム会社と遡及適用に係る調整を行っているところです。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②会計年度職員の欠員は何名か伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

休憩をお願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時54分)

再 開 (13時54分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年12月4日現在、会計年度任用職員の募集を行っており、かつ雇用期間が開始となっていますが、任用に至っていない人数は24名となっております。なお、24名のうち2名は令和6年1月からの任用が内定しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

毎月のように市のホームページでは、会計年度任用職員の募集が繰り返されているわけです。なかなか人の応募がない。これはやはり給与が低過ぎるのだと思うんです。そこで

伺いますけれども、県内11市で月給制を取らない自治体で、会計年度任用職員の時給について伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時56分)

再 開 (13時56分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

県内11市で日給制を取っている市における一般事務の時給は、那覇市989円、名護市968円、宜野湾市950円、宮古島市960円となっており、本市の時給960円については、他市と比べると平均的な時給となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

各市町村の市のホームページによると、一般職員で宮古島市1,185円から1,416円、名護市が968円、宜野湾市が950円から993円、那覇市が日給で8,295円、時給が1,185円です。再質問ですけれども、2024年8月開業予定のコストコは、沖縄ではスタート時給を1,600円に予定しているということでありまして。これでは必要な人材を確保できなくなるおそれがあります。当局は危機感を持つべきだと思いますけれども、見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時57分)

再 開 (13時58分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の給料は、条例等により

正規職員と同等の給料表によると規定されています。その給料表については、人事院や沖縄県の人事委員会が公務職員と民間従業員の給与を比較し、格差がある場合、勧告を行うものとしております。本市はこの勧告のほか、他市町村の給与状況等を勘案して決定しておりますので、総じて民間事業者との均衡は図られているものと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

いずれにしろ職員が集まらないのは給料が安いという声が上がっているわけです。

(5)職員の働き方改革について。

①本市の職員定数は何名と定めているか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市の職員定数につきましては、豊見城市職員定数条例によりますと、458人となっておりますが、去る12月5日に当該条例の一部改正を議決いただきましたので、令和6年4月1日からの職員定数は460人となります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

2名増えたわけです。

②人口1万人当たりの市の職員の配置割合数は県内11市と比べてどうか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和4年4月1日時点の普通会計ベースでの人口1万人当たりの職員数を県内11市と比較しますと、本市は人口1万人当たりに対し、64.6人となっております、11市中8位となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

③職員の配置について各課から要望やアンケートを行ったことはあるかどうか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

議員ご質問の職員の配置について各課からの要望やアンケートを行ったことがあるかにつきましても、毎年度人事課において各課が抱える課題や必要とする職種、職員数を各課から提出いただいた上でヒアリングを行っております。その中で各課からの要望について取りまとめながら人事配置に活用しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

各課からの要望、意見はもっと職員を配置してほしい。こんな悲鳴が上がっているのではありませんか。そこで再質問です。年間の残業時間の総合計は何時間か伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和4年度の実績で言いますと、残業時間の総合計は、5万755時間となっております。1人年間平均124時間、月平均34時間となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

そうすると、超過勤務手当の金額に換算すると幾らになりますか。

○ 総務企画部長 内原英洋

令和4年度における超過勤務手当の実績額の総合計は1億1,124万円となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

そうですね。その分、人をしっかり配置すれば、残業時間も減らせるわけです。残業時間の最高は1人週、あるいは年間何時間になっていきますか、最高の方は。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和4年度の残業時間が最も多かった職員は、年間で542時間となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

週は。

○ 総務企画部長 内原英洋

週においてはまだ計算しておりません。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

これはしっかり計算していただいたら、労働基準法に違反をしている可能性があると思います。そこはきっちりして、労働基準法に違反して、市が職員を働かすことがないようにしていただきたいと思います。豊見城市はそういう一方で、今度は大変立派なものをつくりました。市定員管理計画というのを11月に発表いたしました。私もこれをじっくり読ませていただきました。なかなか深い分析がされていると思います。こういうふうに書いてあります。「毎年実施している組織ヒアリングにおいても、各業務の現場から増員要求を受けており、その業務量に対する職員数が十分と言えないのが現状です。1職員に対する業務量がこれまで以上に増加していることが考えられる。限られた職員による最小の経費で最大の効果を上げることが限界に近づいており、業務量と職員数のバランスを考慮しながら、行政課題に対応できる職員体制が求められている。そこでこの目標では、令和10年度中、令和11年3月31日までに513名に増やすとしているわけです。これでも本当は足りないんだ」というふうに書いてある。必要な部署に職員の配置を増やす。こうした取り組みを直ちに行う必要があるのではないのでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、真栄里保議員がおっしゃいます定員管理計画についてだと思いますが、確かに令和10年度まで、あくまでも今、全体で513人で53名を増やすという内容になっています。53

人の職員を増やすということは、一般財源ベースでいきますと、2億8,000万円の人件費が必要となります。それを今後負担できるかということ、厳しい財政状況の中ではとてもではないけれども、行うことはできないということで、私たちとしましては、今後全庁的にデジタル時代の組織へ変更して、DXを主体として実現していくことで、必要とする職員数の圧縮を図ることも必要だと考えております。また定年が段階的に引き上げられる期間中においては、定年退職を迎える職員は勤務時間を選択することが可能となりますので、勤務形態に応じた職員定数への影響も考慮しなければならぬという認識であります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

さらにこの計画書では職員1人当たりの決算額は、令和4年度のほうが1,700万円も高くなっている。このことから各職員の担っている業務量も増大していることが想定され、それに伴う負担も多くなっていると述べているわけです。それを一方で、自ら出した計画を圧縮するんだと。11月に発表しながら、こんなことは許されないのではないですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

ちょっと真栄里保議員がおっしゃっていることがちょっとあれなんですけど、これはあくまでも計画でありまして、これだけの職員を増やすことによって、毎年2億8,000万円の人件費が必要となります。今の財政状況ではその2億8,000万円を賄うことは厳しいと思っていますので、そうならないようにDXの推進とかを含めて、できるだけ職員をこの計画にならないように減らしていく。業務負担を軽減していくという考え方があります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

計画を出した矢先から、DXが進んでいる

という一方で、こういうふうな計画を出しているわけです。この計画をしっかり守って、そして同時に財源の確保も努力をしていただきたいと思います。

(6)学校でのネット環境について伺います。

文科省は校務の情報化の目的は、効率的な校務処理とその結果生み出される教育活動の質の改善、教員のゆとり確保にあるとしています。校務の情報化によって、教員の仕事は各段に効率化される。例えば職員室でネットワーク上に文書データベースが設置されれば、職員間の文書の共有化ができ、前年度の文書を基にして今年度の文書を作成することが容易であるとしています。そこでお伺いします。

①豊見城市の小中学校の職員室の中でネットに接続しているパソコンは何台あるか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

職員室内でインターネットに接続し、メールを活用できるパソコンにつきましては、123台となっております。しかし、インターネットの接続が利用目的であるならば、各教室に整備しております教師用タブレットパソコン、クロームブックを利用することは可能となっているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

現場の先生からは実際にネットにつながるパソコンがあるのは教頭先生のところにあって、順番を待って使用しなければならないのだと言っているわけです。今はコンピューターを数名で共有している状態では、使いたいときに使えないので、仕事の効率が、能率が悪くなる。コンピューターの状態がどのようになっているかも把握しにくくなり、使用者自身も使っているコンピューターに責任を

持てなくなる。このようにならないためには、1人1台のコンピューター化は校務の情報化に必須であると思います。そこで伺います。

②教職員一人ひとりがネットに接続できる環境の構築に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

先生方には1人1台のパソコンは配置しているところでございます。そのパソコンがセキュリティの管理上の問題でインターネット環境と、あと校務支援システムを使っている中の環境と切り離されていることに伴って、メール等を使うときに、メールにつながっているパソコンが職員室では数台になっていることから、そのような状況が生じていると思いますが、メール以外の作業につきましては、校務用のパソコン、あとインターネットにつながるクロームブックを含めて、活用できる状況にあるものと理解をしているところであります。今後職員室でインターネットをつなげ、メール利用が可能であるパソコンの台数を増やし、またインターネットに接続可能である各教室へ整備している教師用タブレットパソコン、クロームブックの活用を促していくことで、教職員が働きやすい環境整備に努めていきたいと考えているところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

教育部長、教職員の働き方改革の点でもぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上で私の今年的一般質問を終わります。職員の皆さん、そして管理職の皆さんもこの1年間大変お世話になりました。ありがとうございます。来年度が市民にとっても、職員にとっても幸多い1年となりますよう、私も

全力を挙げて頑張っており、ありがとうございます。

○ 議長 外間 剛

先ほど真栄里保議員の質問においての総務企画部長の答弁に修正の申出があります。

○ 総務企画部長 内原英洋 一訂正一

先ほど定員管理計画の中におきまして、目標の定員数につきまして、私は「523名」と答弁したようです。すみません、「513名」に修正をお願いします。

○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいまの修正については、議長において許可いたします。

—— 通告番号16（18番）楚南留美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、楚南留美議員の質問を許します。

○（18番）楚南留美議員 一登壇一

こんにちは。楚南留美でございます。本日最後の一般質問となりますので、よろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

(1)市民サービスについて。

①令和3年12月議会一般質問にて提言した豊見城市公式LINEアプリの登録者数等を含めた現在の状況について、お伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市公式LINEの登録者数は、令和5年12月4日現在で1万1,098名となっております。これまで公式LINEの活用方法としましては、各種行政情報のメッセージ配信のみでありましたが、令和5年3月に市公式L

INEはリニューアルを行い、メッセージ配信に加え、登録画面上のメニューから防災、災害情報や、ごみ収集日、分別情報などの関連ページにアクセスできるようになりました。また小中学校の一部ではありますが、欠席連絡も市公式LINEから行うことができるようになっております。友だち登録後に受信設定を行うことで、自分が受信したいメッセージの種類を選ぶこともできるようになっております。これによりリニューアル以前の各種行政情報の配信は主にLINEブームによる配信方法で行ってまいりましたが、リニューアル後はメッセージ配信を積極的に行うことができるようになり、通知音やアプリ表示で新着メッセージを確認できるようになっております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

②市内小中学校に通う子ども達の欠席連絡にも使えるよう仕様を加えるべきと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

市公式LINEにつきましては、市内小中学校に通う子どもたちの欠席連絡等ができるように、もう既になっているところでございます。小学校1校、中学校1校の現在2校が活用している状況になります。次年度につきましては、追加で5校から市公式LINE活用の希望がございますので、行っていきたいと考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

これまでの公式LINEの活用方法は情報メッセージの配信のみであったのが、令和5年3月にリニューアルされているとのことですが、導入開始時期についてお伺いいたし

ます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時15分)

再 開 (14時16分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

市の公式LINEの運用開始につきましては、令和2年6月となっております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

本市が公式LINEを活用し、3年が経過しておりますが、登録者数1万1,098名とのことですので、市民の約6分の1に当たるわけですが、私が令和3年12月定例会一般質問にてご提案しました与那原町が活用しているLINEアプリの登録者数は、わずか9か月で町民の3分の1に当たる7,000人を超えておりました。与那原町の公式LINEに比較するとまだまだ改善の余地があるのかというのが私の印象でございます。与那原町公式LINEアプリでは、運用開始当初から本市のようにリンク先が張りつけているのではなく、LINE上でアンケート調査も実施されており、当時コロナに関するアンケート調査を実施したところ、わずか5日間で2,000人から回答を得ることができたそうです。今後与那原町の公式LINEのように行政手続やアンケートの回答などがLINE上でできるようにしていただきたいと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

LINEの多くの利用者がいることから、LINEを活用した行政サービスは市民の利便性を向上させるものと考えています。今後

も市民サービスの一環として、他自治体の事例も参考にして、関係課と連携を図りながら、公式LINEの有効活用に向けて取り組んでいきたいと考えています。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

与那原町の担当者によりますと、これまで2,000人の意見を聞こうとすれば、相当なコストと時間がかかった。LINEの活用はコストだけではなく、行政のスピード感も変わるとお話しされておりました。それだけの回答を得るには、まずは登録者数を増やす必要が課題であると考えますけれども、本市でこれまで実施した登録者数を増やす取組と成果についてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市広報紙へのLINE登録の方法の掲載をはじめ、全庁的にLINE登録の取組を行っているところです。引き続き市からのお知らせを市民の皆様のお手元に届けるよう努めるとともに、利便性を上げることで登録者数の増加につながるよう取り組んでまいりたいと考えています。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

本市のデジタルフォーメーションの推進の一環として、多くの市民が登録したくなるような取組、日常的に活用できるものにしていく必要があると考えます。私は調査研究のために与那原町の公式LINEも登録しておりますが、公式LINEを運用して2年が経過したのを機に、もっと便利にこんなこともLINEでできたらいいなという声を拾うためのアンケート調査や、新与那原公園の大型遊具設置に伴うアンケート調査、またスマホで自治会加入ができるという配信もございました。公式LINEをうまく活用することで、さら

なる利便性の向上を図っていただきたいと思いますので、その辺も参考に組み込んでいただき、さらに充実した公式LINEになることを期待したいと思います。あと与那原町の公式LINEアプリの登録者数が急増した背景の一つに、町立小中学校へ通う児童・生徒の欠席連絡を送受信できる便利さがあったようです。保護者や教員にとって、朝の多忙な時間帯の電話連絡や対応が負担になっている現状を解消できる施策として有効であり、なおかつ市の情報も届けられるなら一石二鳥と考えますが、市の公式アプリ、あるいは既存のメール等を活用し、既に実施されているということでもありますので、最後に1点だけお尋ねしたいのですが、市の公式アプリを活用し、欠席連絡が可能な小中学校におきましては、新入学の時期に保護者に対してぜひご紹介をしていただければと思いますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、導入している小中学校につきましては、学校を通して促しをしていきたいと思っております。また来年度5校が加わってまいりますので、その学校につきましても声かけをして、できるだけ多くの保護者がLINEに参加していただけるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ぜひよろしく願いいたします。便利さが伝われば、登録者数も増えると思いますし、活用していただければと思いますので、ぜひ取り組をお願いいたします。

続きまして、(2)学校行政について。

フッ化物洗口につきましては、これまで多くの議員が取り上げており、徳元市長におか

れましても、議員時代にはかなり力を入れて取り組んでいたと記憶しております。私も平成28年に一般質問をしてきた経緯がございますので、改めて現状も含めてお尋ねしていきたいと思っております。

①市内小中学校におけるフッ化物洗口について導入に向けた市の姿勢をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

令和5年1月以降、モデル的に小学1年生を対象としたフッ化物洗口を再開する予定でございましたが、校長会等でいろいろなご意見が上がったことから、令和5年度の実施は見送っております。今後、学校歯科医の協力を得つつ、課題を解決するような実施方法を検討する中で、学校でのフッ化物洗口の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

学校現場への啓発活動はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

啓発活動につきましては、今後、学校歯科医に協力を得つつ行ってまいりたいと考えているところでございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

劇薬として人体に与える危険性について危惧する声はいまだにあるのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

一定程度の理解は進んでいると思いますが、依然として危惧する声は聞こえてきております。ただ令和4年12月28日付、厚生労働省より各都道府県知事宛て、フッ化物洗口の推進

に関する基本的な考え方について通知が発出されております。その中で虫歯予防の有効性、安全性の観点により、世界保健機関をはじめ、様々な関係機関によりフッ化物応用が推奨されていると明記されておりますので、そのことを踏まえましても安全だと考えているところでございます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

令和5年からの実施、市内全小中学校への導入を期待しておりましたがけれども、各校長からの課題が上がったようですので、実施は厳しいのかという感じを受けておりますけれども、課題を解決するような実施方法を検討していくという中で、今現在、何か施策があればお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点でまず理解を得るために宜保議員からもありましたように、講演会や勉強会の機会をつくってまいりたいと思っております。併せて学校への説明ということもまず理解として進めていただくということと、あとフッ化物洗口の在り方の合理化、手間がかからないような形で週1回という形で実施できるような仕組みづくりをつくっていきたいと思っております。あともう1つは、スクールサポートスタッフや市が配置している職員を活用してサポートができないかというようなこと、全体的なことを踏まえて、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

各校長から課題が上がったとおっしゃってございましたけれども、導入に当たって何が障壁になっているのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

1つ大きかったのは、教職員の働き方改革、あと時間数の確保、その指導の時間の確保が難しいという状況が一番大きな声でありました。2つ目に学校で実施する意義があるのかということも踏まえて、もう一度働き方改革の趣旨を踏まえながら検討していただきたいという声が大きかったと理解しております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。時間確保、教職員の負担、あと安全性の担保等が挙げられていたと思うんですけども、学校現場の負担がネックならば、負担軽減に資する人材の配置や、その予算、また安全面の確保などを含め、市長部局ともしっかりと連携した包括的な仕組みがその実現には必要であると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、口腔の健康につきましては、学校、教育委員会のみならず、全世代に関わる課題になってくると思いますので、そのことにつきましては、市長部局とも協議をしながら、どのように実施が可能か、協議を進めてまいりたいと思っております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

そこで改めて、フッ化物洗口実施について、市長の思いをお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

楚南議員がおっしゃるとおり、私も議員時代からこれを推し進めてきていまして、本当であれば予定どおり、最終的には全児童・生徒を対象にやりたかったところであるんですけども、やはり学校現場に懸念があるという話で、その内容については校長先生方が抱えていらっしゃる懸念と、学校歯科医の皆さま

んをはじめ、歯医者さんの先生方がおっしゃるところには少し乖離している部分がありまして、先ほどの答弁でも教育部長からあったとおり、一人ひとりのポーションタイプに今回からはなっているということもあって、それが週1回だと。給食の後に必ずやらないといけないという学校現場の予測と、実際では朝でもいいんだと。時間的にはどこでやっても同じ効果が得られるということもありましたので、その辺であれば学校の先生方も理解していただけるのではないかとという明確な説明をしながら、子どもたちには虫歯がゼロに近い望める理想が掲げられておりますので、そこに向けてやっていくには、丁寧な説明と学校現場が納得しないと、当然保護者もそうですけれども、推し進めていけないのかと。当然、学校現場に人が足りない、人員を増強しなければいけないということも含めて、本格的な導入に向けて進んでまいりたいという思いであります。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。市長自身が推し進めるべきものの一つとして、実施に向けた強い意気込みを感じるご答弁をされていたと思います。だからこそ実現に向けては教職員の多忙、また教員不足が取り沙汰されているという中、その認識の下、先生方にフッ化物洗口の実施を理解してもらおうという考えではなくて、こちら側の問題という意識で、限りなく負担をなくす方法で人員確保、予算措置を行い、スキームをつくり、再度学校側にご提言する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

フッ化物洗口につきましては、議員と一緒でございます。ただ、財政措置につき

ましては、今後協議が必要になってくる事項となつてまいりますので、そこをクリアしつつ、学校の理解を得ながら、できるだけ早い時期にフッ化物洗口に取り組んでまいりたいと思っております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。今年6月4日の虫歯予防デーに発表された調査結果によりますと、沖縄県の12歳児虫歯罹患率は54%、16年連続ワーストで、未処置も多いそうです。噛むという行為は脳への刺激になり、脳をさえた状態にすることで、集中力、理解力、思考力、記憶力を高めることができるそうです。また将来の8020、80歳になっても自分の歯を20本保つには、幼児、児童の時期に虫歯を予防することが重要なことだと考えます。学校現場での負担をなくす方法の一つとして、例えばですけれども、衛生管理のしっかりしている給食センターにて資格を持った方が希釈したりとか、それを給食と一緒に配達してもらおうなど、その実施方法が可能かどうかも含めて、あらゆる面から検討していただきたいと思えますし、フッ化物洗口を実施するにはこちら側から願いますという姿勢で、まずは行政として負担を引き受け、しっかりとした人員確保、必要な予算措置を図ることが必要不可欠と考えますので、それを考慮しながら実施に向けた取組を引き続きお願いしたいと思いますけれども、再度ご見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

できるだけ学校が実施しやすいような環境をつくりながら、フッ化物洗口の実施を進めてまいりたいと思っております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

よろしく願います。

(3)とみぐすく祭りについて。

①夏場から秋の開催に移行した経緯とその意義について、お伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

祭りのイベント開催時期については、7月の最終土日の夏場に開催していたときの課題の一つとして、熱中症の危険性が高いことがありました。子どもエイサーや女性会、老人会の皆様の出演者の方へ熱中症対策のほか、老若男女を問わず、大勢の多様な来場者の方々への多様な対策が課題となっておりました。また別の課題としましては、台風到来の可能性が高いということがあります。これだけ大きなイベントになりますので、ステージ設営等の準備は5日ほど前から実施する必要がありますが、開催直前での台風発生や台風の進路に当たることが確実視され、中止となる場合には既に設営の準備が行われており、設営に要した費用は支出する必要があります。限られた予算では、別日に延期して実施するなどの対応ができない状況になります。過去、平成27年に台風等の悪天候により中止の判断をせざる得ないことがございました。さらには7月末でのイベント開催となると、実行委員会の開催や設営等の業務のプロポーザル等の準備も考慮すると、開催までの時間的余裕がなく、祭りの開催内容に十分な検討を行う余裕が少ないという問題もございました。以上を考慮した結果、リスクマネジメントとして前回、平成31年度の祭りから11月開催に移行することを実行委員会で決定しています。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

②市民の声や出店業者等、祭りに関わった方々の声や評価について、お伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本祭りはイベント当日に来場者アンケートを行い、祭り終了後には出店事業者でアンケートを実施しております。現在、受託業者や実行委員会事務局において、その集計を行っている最中で、アンケートに基づく評価等はまだ結果が出ておりませんが、イベント当日等に祭りスタッフが来場者から「久しぶりのとみぐすく祭りが開催されてよかった」「以前よりも非常によくなっている。花火もすばらしい」「大きな渋滞もなく、スムーズに帰れた」「涼しい時期でよかった」などのお言葉をいただいております。イベント当日は小雨が降る時間帯もあり、天候には恵まれませんでしたが、2日間合計延べ6万人を超える来場者数の中で、事故などのトラブルが起きることなく、大盛況のうちに終了できたことは事務局をはじめとする実行委員会の皆様、動員してご協力いただいた企業の皆様や職員の皆さん、出演者の皆さん、駐車場を提供していただいたビーチ、与根漁協、イーアス沖縄豊崎の関係者の皆様、そして何より会場に足を運んでいただいた市民の皆様、全ての皆様のご協力あってのものだと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

夏場から秋へ開催変更となって4年が経過しているわけですがけれども、今年のとみぐすく祭り開催日はあいにくの天候だったということもあり、私のもとには様々な声が届きました。とみぐすく産業フェスタの同時開催も4年前からと認識しておりますけれども、観光シーズンオフに開催することにより、特産品をアピールする上で弱くなっているのではないかと。2つの祭りを1つにするほうがよいのか。また市民、まちの発展にとって秋開催

が妥当なのかどうかも含めて、検証する時期に来たと考えますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

祭りの開催時期につきましては、実行委員会のほうで決定することになっておりますので、その実行委員会の皆さんの意見を聞きながら、またその中で決定されていくものと認識しております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

アンケートの集約もこれからということをおっしゃっておいりましたので、開催時期だったり、開催方法につきましても、ぜひ検討していただければと思います。よろしくお伺いいたします。

(4) 消防行政について。

非常招集の解消を目的とし、増員計画を図った令和2年度には想定されていなかった指令センター全体更新や防災ヘリ整備計画、大型物流倉庫建設等による予防業務の多忙等、さらなる課題が生じていることから次年度より新たに市民が安心して暮らせる消防職員体制の強化について調査研究すべきと考えますが、当局のご見解をお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

消防体制の強化につきましては、令和2年度から招集対応勤務の解消と職員の負担軽減、質の高い市民サービスを提供するために、職員増を図ってまいりました。しかしながら、消防を取り巻く環境もこの数年で大きく変化していることから、調査研究と関係部局との協議を重ね、令和6年度は2名増員、職員定数条例では69名となり、さらなる消防体制の強化が図られるものと考えております。また

毎日勤務につきましても、令和6年度から予防課に危険物班を新設し、2班体制にすることが決定しており、業務の効率化が図られるものと期待しております。今後も引き続き調査研究を重ね、市民が安心して暮らせる消防体制の強化に取り組んでまいります。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。これまで予防業務の複雑多様化、重要性についても訴えてまいりましたけれども、次年度より2班体制での対応になるということでしたので、市民の安心安全に寄与するものと考えます。ただいま消防長からご答弁がございましたが、人事権のございます部局におきましても同様のご認識であると理解してよろしいでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回の予防課の2班体制につきましては、消防本部のほうから提案がありまして、組織改革検討委員会の中で全会一致で決定している内容でありますので、市長部局においてもそのような認識であります。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。平成27年の初当選以来、約9年間、本市消防本部における課題、ほかの消防ではほとんど見られない非常招集の常態化を解消すべく、市民が安心して暮らせる消防職員体制の強化、人員増強に取り組んでまいりました。徳元市政におかれましても、消防行政のご理解の下、人員増を図っていただいております、今年度採用されました消防職員は消防学校研修などを経て、次年度、令和6年4月から活動が可能になることから、67名体制となります。しかしながら、そこから新たなスタートだと考えます。先ほどのご答弁にもありましたように、ここ数年で消

防を取り巻く環境の変化の現状も踏まえつつ、引き続き市民が安心して暮らせる消防職員体制の強化に向けて取り組んでいただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月15日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会（14時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（10番） 川 満 玄 治

署名議員（11番） 新 垣 亜矢子

— 令和5年第8回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年12月15日（金）

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年12月15日（金曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
総務企画部 参事 監	奥 濱 真 一	市 民 部 長	上 地 五十八
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経済建設部長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	消 防 長	高 良 寛
教 育 部 長	赤 嶺 太 一	総 務 課 長	上 原 元 樹
秘書広報課長	具 志 智 香	人 事 課 長	翁 長 卓 司
管 財 課 長	大 城 光	デジタル推進課長	後 間 大 輔
企画調整課長	東上里 豊	産業振興課長	千 住 文 子
生活環境課長	国 吉 有 貴	障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫
都市計画課長	健 山 博 之	道 路 課 長	大 城 英 貴
農林水産課長	比 嘉 真 人	教育総務課長	赤 嶺 渚
学校教育課長	金 城 徹	学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太
学校施設課長	石 川 ミ コ	生涯学習課 振興課 課長	大 城 武

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 一般質問 |

令和5年第8回豊見城市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年12月15日（金） 午前10時 開 議

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に波平邦孝議員、真栄里保議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。昨日12月14日、本会議において、宜保龍平議員の一般質問(6)のパワーハラスメントについてに対する総務企画部参事監答弁における発言の訂正の申出がございます。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一 —訂正—

おはようございます。昨日の宜保龍平議員からの国家賠償法の求償権を行使できますかという再質問に対しまして、「市のほうで国家賠償法に基づく求償請求訴訟を行う必要があるかと考えています」と答弁しておりますが、「求償請求訴訟をはじめ、あらゆる方策を検討の上、行う必要がある」と訂正をお願いいたします。

○ 議長 外間 剛 —許可—

ただいまの発言の訂正については、議長において許可いたします。

休憩いたします。

休 憩 (10時02分)

再 開 (10時04分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号17 (17番) 大田善裕議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、大城善裕議員の質問を許します。

○ (17番) 大田善裕議員 —登壇—

おはようございます。それでは、(1)大学誘致についてからお尋ねいたします。

11月6日に行われた「薬学部」設置の要請に関連する要請が市長のほうにあったと思っております。そのことに関連して、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

この要請に当たって、公立大学法人医科薬科大学設立準備委員会といって、大城委員長が一生懸命頑張ってお出されたのですが、沖縄県の知事の選挙公約でもあったと思っておりますが、薬学部を新設したい。もしくは、県内の国公立大学の中で設置したいということで県が公募をしていました。その中で琉球大学、国立ですね。看護大学、名桜大学、この2つは公立ですが、そこを最初は念頭に置いて、12月8日までに県が公募をかけていました。その中で私も県の衛生薬務課のほうに何度か足を運びまして、その中で、必ずしも既存の国公立大学ではなしにしても、もし設置主体者が自治体であって、県と共同で設置するというようなことも考えながら、今回の公募にはそういうこともオープンにしているというふうなお話ございましたので、私もかねてより、豊見城市は南部の市町村の中核を担う都市になっていることから、また南城市、糸満市、南風原町、与那原町、八重瀬町、豊見城市でざっと26万人の人口を擁する南部地域で大学が一つも設置されていないということに対して非常に関心を持っていましたので、

その要請を、私が最初からこの準備委員会に携わっていたわけでもなくて、ひょんなことから少し大城先生と出会うことができましたので、その中で、言わば私は人のふんどしで豊見城市に大学を設置できるような形で、もしくは今回の公募が不調に終わっても、市民の皆さんに、市政の中に関心を惹起する機会になればいいな、その一助になればいいなということで要請に同行させていただきました。そのことで今回の(ア)に移りますが、要請内容と経緯についてお尋ねいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

おはようございます。大田善裕議員のご質問にお答えします。

沖縄県は、慢性的な薬剤師不足の状況を踏まえつつ、将来の薬剤師需給の地域医療への影響も勘案し、沖縄県内の国公立大学薬学部設置に関する基本方針を令和5年2月に示しており、その中で令和10年4月までの薬学部開学を目指しております。また、県は新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、県内国公立大学への薬学部設置に対し支援を行うとしており、令和5年12月8日を期限に薬学部設置を希望する大学の設置主体から薬学部新設構想を募集しております。ご質問にあります令和5年11月6日に行われました要請の内容につきましては、新設大学の設置を求めている団体より、豊見城市が薬学部設置を希望する大学の設置者となり、次の取組を行うよう要請がありました。1つ目に、市役所内に公立大学設置推進室を設置し、公立大学設置推進委員会を設置すること。2つ目に、校地を確保し、県とともに、国に対し財源を確保するための要請を行うこと。3つ目に、県に

対し共同設置者となるよう要請を行うこと。

4つ目に、県が募集している沖縄県内国公立大学薬学部設置構想に応募すること。以上の4つであります。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

それでは次の質問に移ります。

(イ)要請に対する市の対応と返答の内容についてお尋ねします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市が薬学部設置を希望する大学の設置者となるためには、大学の設置を予定する場所や開学までの財源の確保、また市民や関係機関との合意形成などが必要であると考えます。第5次豊見城市総合計画において、大学の設置者となることについての計画はなく、また大学設置者についての調査研究を行うまでには至っておりません。よって、県の薬学部新設構想の募集期限である12月8日までに本市において、これらの準備を完了することが困難でありましたので、要請のあった団体に対し、大学設置者となることはできない旨を令和5年11月24日付で回答いたしております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

私も一昨日ですか、県の衛生薬務課のご担当の方に連絡をしまして、12月8日までに、いわゆる期待した県内3国公立大学のほうから公募に対するエントリーはなかったというような確認をしました。しかしながら報道等でもありましたとおり、厚生労働大臣が琉球大学に薬学部設置を実現したい旨の報道が飛びましたが、琉球大学のその中の反応を県の方から聞いてみますと、確かに今回は公募に応ずることはできませんでしたが、今後は学内でもう少し協議したいので、県といろいろ意見交換をさせていただきというお話はあつ

たというふうに聞いています。しかしながら、また一方でその県の担当、また県のどれぐらいハイレベルの方かは分かりませんが、豊見城市の動きにも非常に期待をしていると。今回公募が不調に終わりましたが、「これは次年度というわけでもない」と言っていました。今後、今回の公募の内容の何がいかなかったのか、県としてももう一度研究をし直して、実現できる内容で再公募というものは考えていきたいということで、「ぜひ大田議員、豊見城市においても、今後ともひとつよろしく願います」というお言葉がありました。これは今後の市民の関心を惹起するという事をお伝えしましたが、ひとつ活動する中で何か市民と懇談する際に、このような話題が出ましたら少しアンテナを張っていただいて、このようなものに対して、今後豊見城市に本当に資する政策なのかどうかということも研究していただきたいということです。この薬学部については、ここで少し議論を終わりたいと思いますが、しかし、豊見城市が村政から市政に移行して20年たつわけですけれども、都市として成熟していくためには、もちろん産業構造もしかり、徳元市長が取り組んでいらっしゃる子育ての様々な政策の出口戦略の中で、例えば小学校・中学校の学力を、市内に大学があったら子どもたちも目の前に目標ができるわけですから、学力の向上に大いに資すると思いますし、また、いつも都市計画の質問を入れていますが、名護市を見ていらして、また西原町も見ていらしてご承知だと思いますが、大学が一つあるだけで、それだけで学園都市とか、もしくは文教の街とか、そういう感じで若い人がこの街にまた新しく移住してきたり、また学生の皆さんが豊見城市に住みたいというこ

とで定住するという事も可能性としては大いに出てくるわけですね。それに基づいて都市基盤ができてきて、その高齢化の問題も入れていますけれども、若い人たちがまたこの街を活性化させてくれるという、私は経済的にも、今後の未来展望にも、起爆剤になるのではないかということなどを常々考えています。そういう中で外間議長のお父様の外間盛善先生も、県議時代には大学を豊見城に誘致したいということで、かなりご尽力したというお話も聞きましたし、また山川前市長のときだったと思うのですが、我が会派の新垣亜矢子議員もかなりつまびらかに、沖縄に、また豊見城市に大学を設置したほうが良いという質問をしていた経緯もありました。そういうことから今回の薬学部だけではなしに、今後豊見城市内に大学を、ぜひまちづくりの中で政策として据えていくということもお願いしたいということから次の質問に移りますが、(ウ)今後、市は大学の誘致もしくは設置などを検討する考えがあるのか、ご見解をお尋ねいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現時点において大学の誘致、もしくは設置についての検討は行っていない状況であります。大学の誘致等につきましては、土地の確保、誘致及び設置に係る多大な予算を必要とするなど、多くの課題があると認識しております。また、現在市といたしましては、森の風テラス構想、(仮称)豊見城市スポーツ拠点エリア構想の策定を行っており、本構想の実現に向け優先的に取り組んでいくこととしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

もちろん昨年の選挙で唱えた公約について幾つか芽出しもしていますし、これについて実現をするということが徳元市長としては至上命題だと思えます。しかし、先ほど薬学部を設置するに当たって、その準備委員会の皆さんに出した回答の中で、第5次総合計画に載っていないということが、この大学を豊見城市として了解できないという旨の理由の一つとして明記されていたと思えます。私は、ここはひとつ研究が必要などころではないかと思っていまして、もちろん財政的な余裕が、今これらの政策需要に、森の風テラスをはじめ、すぐにそういうことができるというふうには私も議員としては思っておりませんが、しかしながら第5次総合計画の高等教育の充実、仮に徳元市長が県外のどちらかの大学の方から、ひょんなことから何かの拍子で豊見城市にキャンパスを設けたいとか、大学を設置したいとかいうことでお話があったときに、先ほどの答弁の中では、第5次総合計画に明記されていないという理由がネックになって、「大学を設置できません」ということがあってはならないと思うんですね。そういうことにならないように、すぐに政策に転換するという事は難しいながらも、令和3年度から始まった総合計画の後期、令和8年度から始まりますけれども、それには追記して、もしくは加筆して盛り込む必要があるのではないかと。まず、そういうことから受け皿として文言としてしっかりと残しておいて、その後の将来については、このような話が出てきたら少しは柔軟性を持って、答えを探ることができるように議論する必要があるのではないかと。徳元市長は令和8年度まで任期がありますけれども、令和8年度の第5次総合計画の後期の議論は令和7年度ぐらい

から恐らくつくり込みが始まってきます。言わば任期の間に、後期の総合計画の策定に向けて作業がされるわけですがけれども、その際に今回のような形で、総合計画に載っていないから大学は検討すら、まな板の上にすら上がりませんということがないように、そこに向けて、第5次総合計画の後期に向けて高等教育の充実、もし機会があればいつでも大学の議論ができるような、そういう俎上だけはつくっておく必要があるのではないかと思えますけれども、市長のご見解をお尋ねします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、大田善裕議員がおっしゃるように、後期の基本計画につきましては令和8年度から始まることになっておりまして、令和7年度にその策定の議論が開始されていきます。その際に、大学誘致につきましても本市の課題解決に寄与するのか、また社会環境、市民等の機運等の高まりなどをしっかり確認しながら、総合計画への記載の検討がなされるものと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

ぜひ後期には文言だけ入れておけば、それが理由でこういう話が今後豊見城市には一切ないとか、そういうことにならないように思いますので、今回のケースから少しそういうことが気になりましたので、ご指摘をさせていただきたいと思えます。次に移ります。

(2) 西部地域の振興について。県道東風平豊見城線に関連する質問です。

(ア) さきの議会で県道東風平豊見城線沿道(渡橋名・翁長)の今後の高度利用について経済建設部長、もしくは副市長が言及されましたが、この件について今後のイニシアチブ

を執る部課局をお尋ねいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

県道東風平豊見城沿線に位置する渡橋名、翁長の今後の土地利用につきましては、本市の総合計画や国土利用計画の上位計画、その他関連する各計画との整合を図る必要があると考えております。都市計画課といたしましては、令和6年度から令和8年度にかけて予定しております本市都市計画マスタープラン改訂業務の中で、当該土地の位置づけについては関連する計画との整合性及び関係部署などからの意見を集約し、本市の特性に応じたまちづくりを進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

今の答弁からして、さきの9月の定例会では経済建設部農林水産課から、あの地域の農業振興地域を外すというところの議論をしましたところ、高度な土地利用という言葉が飛んできたものですから、この農振を外すだけでは調整区域に変わるだけで、線引きもなければ区域区分を設けるわけではないので、この高度な土地利用という議論にはなっていないのかなということも少し感じての今回の質問ですが、今の答弁からすると、経済建設部から都市計画課マターになる、都市計画マターだという認識でよろしいですか。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

議員のおっしゃる土地利用につきましては、前回の9月定例会でも経済建設部長が答弁しておりましたが、確かに議員おっしゃるとおり、この地域に関しては農振をまず外す必要があるというところと、あと、その地域だけを外してしまつては、また無秩序の、豊見城

市の理想とするまちづくりが描けないというところもございますので、そのあたりに関しましては、まずは農振地域を外すことと、あとは、都市計画課においては上位計画との関連性、また関係部署との各種計画との整合性を図っていく必要もあることから、そのあたりに関しましては、都市計画課として都市計画マスタープランの中で検討していきたいというところで考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

次に移ります。

(イ)(7)の想定される作業とスケジュールの詳細をお尋ねします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時25分)

再 開 (10時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

本市都市計画マスタープラン改訂業務の作業スケジュールにつきましては、まずは令和6年度に基礎調査業務を行い、令和7年度に素案を作成、そして令和8年度に策定の予定となっております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

加えて、農振の除外のスケジュールもお尋ねします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

農用地区域の除外につきましては、おおむね5年ごとの基礎調査を行い、豊見城市農業振興地域整備計画書の見直しの際に行います。前回の見直しが令和2年6月に完了、公告を行っておりますので、令和7年度から基礎調

査を行う予定でございます。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

都市計画部長にお尋ねしたいのですが、平たく理解すると、令和8年度の都市計画マスタープランで当該の市街化編入を目指すという認識で理解してよろしいでしょうか。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

次回の定期見直しにつきましては、まだ県のほうから要件等やスケジュールの詳細については計画が来ておりませんので、次回の計画がいつ行われるかというところは、まだ今の段階では明確にお答えすることはできませんが、本市としても次回の定期見直しに向けては、本市の特性に応じたまちづくりが進められるように、必要な箇所については要望していく準備を進めたいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

ぜひお願いします。徳元市長も高度な土地利用を図るということは公約の重点施策として訴えていらっしゃいますけれども、当該地域も含めてそうですし、いわゆる調整区域を線引きしないと、農振を外して調整区域になるだけでは、市長がいつもおっしゃられています6割の開発制限がかかった部分については増えるだけにしかならないと。言わば線引きをしてしっかりと市街化編入することによって、この6割の制限された土地が調整区域から抜けることができ、高度な土地利用という言葉が熟すると思いますので、ぜひとも市長のほうからも、この地域の作業についてはご指導いただきたいと思います。できましたら豊崎地域が準工業地域、商業地域と、新垣繁人議員がこれから質問しますけれども、組合施行で区画整理を入れようとしていた部分についてもある程度のクラスで市街化編入

に向けて今、努力されておりますけれども、そういうことから考えると、単純に第一種低層、第二種低層とかではなくて、準住居とか、もしくは第二種住居とか、そういう感じで幹線道路ですから、道路サイドショップとか郊外型の店舗、もしくはある程度高層の建物が建てられるとか、そのような景観を意識して街道沿い一帯、もしくはその背後地もそういう形の高度な土地利用を目指して、イメージしながら行政を取り仕切っていただきたいと思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

(ウ)めぐみの森保育園前の交差点における信号機の設置について県警との調整内容をお尋ねします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

信号機の設置につきましては、豊見城警察署より信号機を設置することによる効果、交通量や交通事故の発生形態、交差点の形状、隣接する信号機との距離間などを踏まえた検討が必要であると伺っております。ご質問のめぐみの森保育園前、県道東風平豊見城線と市道191号線との交差点に信号機を設置するという件につきましては、保育園ができたことで交通量も増えており、また今年6月に地域からの要望もございましたので、地域住民並びに子どもたちの交通安全確保のため、豊見城警察署への要請を行ってまいります。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

当然県警に関わる予算になってきますので、私も少し聞いたら、本市選出の島袋大県議もこれについて取り組んでいるというお話を聞いていますが、何か市政のほうで把握していますでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今ご質問のめぐみの森保育園前の交差点について、信号機の設置の案件でありますけれども、島袋大県議からもしっかりと伺っておりまして、県警に対して、その旨の要請を行ったと直接聞いております。その際の県警からの話としては、信号機を設置する取組の条件としては、インフラですね。歩行者の安全が確保できる状態になれば、設置をしていく取組にかかるということだと受け取っておりますので、それをしっかりと市で頑張ってくれよという旨の連絡は受けております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

続いて、(3)ふるさと納税について、質問を移したいと思います。

(ア)今年度のふるさと納税の推移をお尋ねします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今年度におけるふるさと納税の寄附額についてですが、11月末現在1万4,639件で、金額が3億4,534万8,991円となっております。月別で見ますと、4月が1,825万5,000円で745件、5月が1,806万3,000円で880件、6月が2,629万8,000円で1,266件、7月が3,495万9,000円で1,687件、8月が4,316万2,991円で2,109件、9月が1億6,040万7,000円で5,779件、10月が1,240万6,000円で640件、11月が3,179万8,000円で1,533件となっております。今年度におきましては10月1日より、ふるさと納税に関する制度運用が変更となり、9月にかけて込みで多くの寄附があり、9月末前年比1.49倍の寄附額9,936万3,000円の増額となりました。しかし、10月、11月については寄附が伸び悩んでいる状況となり、11月末現在、昨年度と比較しまして、件数において2,783

件の減、寄附額については1,453万8,000円の減という状況になっております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

当然本市のふるさと納税を利用させていただける他の自治体、全国からあるわけですが、それは逆を言えば、市民がほかの自治体、全国津々浦々の特産品とか返礼品を求めてふるさと納税を利用することもあります。そう考えたときに、その納めている金額を市民が他の自治体に流出しているという表現は当たらないかもしれないんですけども、実際にそういう形で利用されている金額、またそういうものの中身についてお尋ねします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年度課税におけるふるさと納税に係る寄附金の税額控除の運用状況によると、本市の方が他の自治体に対してふるさと納税の寄附を行った件数は3,166件で、寄附額にして2億2,071万100円となっております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

すみません、令和4年度で想定していたものですから、大変失礼しました。じゃあ、次の質問がくるってきますね。

しかしながらお尋ねしたいのは、ほかの自治体のふるさと納税を利用すると、当然税控除がありますよね。所得税と住民税とありますけれども、本来、今おっしゃった数字は普通にこちらで納めるべき金額だったというふうに認識してよろしいですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

ふるさと納税制度がなければ、本来は市のほうに納付するものとなります。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

加えてふるさと納税は、国から補填される交付税バックがあると思います。これはパー

センターとか割合というのは説明できますか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

ふるさと納税の影響による減収分につきましては、その75%が地方交付税の基準財政収入の減少分として算定されていて、交付税によって補填されるという仕組みになっております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

たくさん入ってくるけどたくさん取られもする。また、ちょっと戻ってくるとかという形で非常に複雑な仕組みになっているのですが、この間、細かくは勉強はできていないのですが、企業型のふるさと納税の中で、例えば今はゴルフ場はありませんけれども、仮に観光客が沖縄に来て、豊見城市にゴルフ場がもしあったとしたら、それを利用したらふるさと納税を利用できるとか、もしくは豊見城市にある飲食店を、そういう登録していたら飲食代がふるさと納税で寄附できるとか、豊見城市の散髪屋さんで髪の毛を切ったら、登録をしていたらふるさと納税で寄附される。そういう制度があるらしいんですね。石垣市でもそれを一生懸命やっている方がいらっしゃって、その方が沖縄の本島に来たときに少しご挨拶をさせていただいたのですが、これまでのようにネットで、もしくはいろいろなポータルサイトを見てふるさと納税を稼ぐ。返礼品勝負とか、もしくは特産品勝負ということだけではなしに、豊見城市であればこれだけ観光客が来ますから、そういう登録ができる事業者を増やして行って、ここにお金を落としてもらうという、そういう仕組みも何かできているみたいなので、少し研究してみたいと思います。よろしくお願

います。

次、(4)高齢者福祉についてお尋ねいたします。

(ア)老人福祉センターを整備する計画がありますでしょうか。那覇市はもう地区ごとに幾つかあって、この間社協に行きましたら、お年寄りが、「囲碁を打ちたいんですけども、週に2回しか打てない」と。だけど時間は毎日あるから、お年寄りだけが集まれるようなそういう場所があれば、社協は何もお年寄りだけの場所じゃないので、そういうことも声としてありましたので、お尋ねをします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

老人福祉法第14条に規定される老人福祉センターとは、無料または低額な料金で老人福祉に関する各種の相談に応じ、高齢者の健康増進や教養の向上、またレクリエーションなどの機会を総合的に提供することを目的として設置された老人福祉施設となっております。老人福祉センターの整備につきましては、第5次総合計画においても計画されておられませんので、現在のところ検討しておりませんが、我々といたしましても、市社会福祉センターがその機能の一役を担っているものと認識しております。本市においては団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところであり、高齢者一人一人が地域の中で役割と生きがいを持って心豊かに生活することを、市民、行政、事業者等が支え合える地域社会を目指す中で、地域の高齢者同士を結ぶコミュニティの場、通いの場を増やしていくことが必要であると考えております。

現在、森の風テラス構想に関する検討部会、合同部会において、市社会福祉センターや市

立中央公民館の今後の在り方についても検討されておりますので、その中で老人福祉センターの機能や役割等も含められないか、併せて検討してまいりたいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

ぜひそうしていただきたいと思います。今、社協に行くのとトレーニングルームじゃなくて、ストレッチじゃなくて何でしたか、そういう部屋がありますよね。そこに行くのと障がい長寿課のアスレチックがあって、また社協のいろいろなマッサージ器具があって、これは社協のものだから使っていていいけど、障がい長寿課のものは使ったらだめとか、同じ箱の中なのですが使い勝手がよくないと。分かりやすくそういうスペースがあって、お年寄りのところで一元的に管理がされて、そういうことで気兼ねなく毎日通えるような、そういう空間というものをぜひ用意していただきたいと思いますので、要望をさせていただきたいと思います。次に移ります。

本市では、65歳以上の世帯には1万5,000円のアゴマゴちゃんクーポンを配りました。お年寄りの物価高騰に当たる諸負担と申しますか、それがかねがね大変だという議論をさせていただきましたが、11月21日の地元紙で、家賃と光熱費を払うのがやっとな。那覇市の国際通りの牧志公園で無料の食料配布に95人が列をなしたと。物価高騰の影響を受けているということなのですが、それでも女性限定にして95名、そのほとんどが高齢者だったということで、無料の食料品にありつけたということなのですが、まだまだ高齢者は年金の支給額が増えないのに物価が上がって、生活に困窮する高齢者が多いですということでボランティアの団体が訴えておりました。これは那覇市の記事だと思って、対岸の火事では

ないと思っています。豊見城市は那覇市のベッドタウンということも言われておりますし、非常に密接な間柄だと思っております。例えるならば唇と歯のように接していて、那覇市がくしゃみをしたら豊見城市は熱を出すと思っております。それぐらい一体的に市民が、お昼は学校に行ったり、お仕事に行ったり、また、そこから戻ってきて家で休むというようなものがある中で、これは非常に潜在的に豊見城市にでも起こり得る、起こっているかもしれないことからして、もう一度、(イ)次年度には当初予算で物価高騰対策をする必要があるのではないかということをお訴えさせていただきたいと思っておりますが、見解をお尋ねします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和6年度当初予算での高齢者福祉に資する物価高騰対策は、現在のところ予定しておりませんが、今年度実施しております豊見城市クーポン事業のように、今後においても国や県が行う物価対策交付金事業等がございましたら、そのタイミングで検討をしてまいりたいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

先日も多分年金受給日の近い日だったと思いますが、国場のカラオケボックスの一室に7名の70歳以上の先輩方に呼ばれまして、その中で男性が1人で、そのほかの皆さんは女性だったんですけれども、今は少し政府が動き出していますが、この70代の女性の皆さんは時代が、世相がそうだったと思うのですが、いわゆる年収の壁、106万円以上の扶養から外れないようにしながらパートをしたり、お仕事をしていたという部分があって、いざ老後を迎えてみると、それがなければたくさん貯金ができて老後の足しになったはずなのに、

その制度に阻まれて、少ない年金の中で貯金も持たないまま、収入がない中で物価高の今の状況に嘆いているというようなお話を聞きました。それが多分、95名の高齢者の女性がそういう食料をもらいに来たような現象に表れておりますので、そういうことも……。これは市民から直接カラオケボックスでお聞きしましたので、子育て世代ももちろん大事ですが、初めて年齢構成比率が、今まで15歳以下の年少比率19.5%と同じような形で65歳以上の老年比率であったのが、20%を超えたということも先ほど速報で聞きましたので、本市でもまだ5人に1人が65歳以上ですけれども、全国と同じように近い将来4人に1人がそういう世帯になるということも、今保育園の状況とか、沖縄の少子化の始まりなどを見ていたらあり得ますので、ぜひとも早い段階からこれだけの対策だけではなくて、長期的な展望で市政の政策としてでも緩やかにそういう時代を迎えることを念頭にパラダイムシフトしていくということも考えていただきたいということをお伝えして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時47分)

再 開 (10時48分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号18 (6番) 高山美雪議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、高山美雪議員の質問を許します。

○ (6番) 高山美雪議員 一登壇一

こんにちは。日本共産党、高山美雪です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、(1)安心・安全な学校給食提供につ

いて。

①金芽米導入の検討状況について。

栄養価の高い精米技術を給食に導入できないか前回質問いたしました。その後の検討状況について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食におきます金芽米の使用につきましては、粟ご飯で使用する粟のように、通常のご飯に金芽米を少し加える形での使用については可能だというふうに考えているところでございます。例えばお米の日であります8月18日に合わせまして提供するなど、時期を見て提供できるよう栄養士を交えて調整をしてみたいと考えているところでございます。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

前向きに検討していただいているということで、ありがとうございます。

こちらで資料と事例を紹介していきたいと思います。福岡県中村学園大学管理栄養士・医学博士の森脇千夏教授によると、調査で同大学の附属保育園給食において残食ゼロを目指し、給食改善を行ったそうです。金芽米の栄養と食味を評価しまして、平成28年4月から導入したところ、給食の総残渣量が減少し、インフルエンザ患者も減少したということだそうです。特に後者におきましては、福岡県内の年間インフルエンザ感染定点把握数と同園の平成25年度の感染者数実績から算出した予想数を毎年約70%下回る感染者数で推移しているということだそうです。さらに、インフルエンザの流行ピークである2月、3月での感染者数も低減しているということだそ

うで、クラス内での集団感染のリスク低減にもつながっていると考えられているそうです。また、新型コロナウイルスの感染症の感染者数についても、金芽米を喫食している同園と喫食していない近隣保育園で調査したところ、令和3年度においては、園児数における感染割合が喫食している園では3.7%、喫食していない園では17.8%となっており、14%も差があったということだそうです。まだ2園での検証ではあるものの、給食の質が感染症抑制に有効である結果が出ておりますので、ぜひさらに前向きに検討いただければと思います。今、グラフを提示していますが、こちらは厚生労働省、農林水産省のホームページに掲載されているグラフを引用させていただいております。このグラフの赤の棒グラフが国民医療費で、このグラフからもお分かりいただけますように、国の医療費というのが年々財政を逼迫するような状況となっております。このグラフの緑の折れ線グラフが糖尿病の患者数となっているのですが、沖縄県は糖尿病による死者数が男女共にワーストとなっておりまして、こちらはかなり高い割合で医療費を逼迫する原因になっています。医療費のグラフは1954年がスタートになっておりまして、その当時はほぼゼロに近い医療費が年々膨張している状況です。医療が発達しているのに、この数字がいかに財政を圧迫する状況が背景にあるかということがご理解いただけるかと思います。それに対して、青の折れ線グラフが米の消費量を表しているのですが、見事に反比例しています。前回の議会でマクガバン・レポートの一部を引用しましたが、その中にあった日本人の元禄時代の以前の食事が理想的だということ、顕著にこのグラフで示されているのではないのでしょうか。米は単

なる食品ではなく、栄養価が多く含まれた精米技術の金芽米は、医食同源、薬食同源の食品として今後注目されていくことが予想されます。また、農林水産省を後援に、医食同源米によって我が国の国難を解決するためのコンソーシアムが設立されておりまして、11月に行われた設立総会では多くの自治体が参加し、給食への導入に向けた前向きな検討がなされているそうです。子ども時代の食の嗜好が後々大きく影響することも考慮いただきまして、ぜひとも子どもの多い街・とみぐすくで取り入れていくことができるように、これからも尽力していただきますよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

②給食の運搬方法の改善に向けた取組について検討状況を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

給食センターで使用しております、食缶の蓋が外れないような蓋をロックすることができる何らかの加工等につきましては、業者に確認いたしました。加工処理した箇所では、剝離や割れる可能性があるため対応できないとの回答でございました。また、食缶をロック付きの食缶に変更する場合は、食缶の材質がステンレスに替わるため、現在使用している食缶よりも重くなること。そして食缶の変更に伴い、大型洗浄機や消毒保管庫に入れ替えの可能性があることなどがあるため、食缶の変更についても難しいものと考えております。教育委員会といたしましては、食缶等の運搬等について、引き続き注意を促していきたいと考えているところでございます。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

加工が難しい状況にあることは理解しました。新給食センター建替事業の中で今後の安

全対策の課題としても、ぜひ検討いただきたいと思います。子どもたちの安全のため、低学年だけでも、声かけや見守りをスクールサポートスタッフなど、対応可能な大人がお手伝いできる環境を整える必要があると思いますが、本市の見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

議員のご指摘も踏まえて、教育現場のほうで安全な形で給食が運搬できるような形で取り組んでまいりたいと思っています。また、学校では学校ごとに、例えば慣れていない1年生の間は、最初の時期は6年生が付き添って食缶を運んであげたりとか、そういう取組もなされているというふう聞いておりますので、そこら辺も踏まえながら、よりよい改善を進めてまいりたいと考えております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。子どもたちの安全のために、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。では、次の質問に移ります。

(2)環境に配慮した農業振興について。

①みどりの食料システム戦略に掲げる各目標を達成する取組計画の進捗状況について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

本市では、環境負荷低減事業活動の促進に向けた取組を推進するため、令和5年3月に沖縄県及び県内全市町村と共同で、沖縄県みどりの食料システム基本計画を策定し、計画の推進に向けた取組を行っているところであります。策定から1年未満ということもあり、計画の進捗状況につきましては、具体的な数値の取りまとめは行っていない状況でございますが、本市においては環境に優しい農業を実践する農業者、いわゆるエコファーマーの

認定に向けた支援を実施しており、現在3名の農業者が認定を受けているほか、化学肥料低減に向けた取組として、堆肥の利用促進のための補助事業を実施しております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

では、支援の内容とエコファーマー認定を受けた方の取組事例を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時58分)

再 開 (10時58分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

エコファーマーの認定を受けた農家においては、沖縄県知事の認定を受けた計画を推進するための環境負荷低減活動として、完熟堆肥や緑肥による土づくり、有機液肥使用による化学肥料低減、太陽熱を利用した土壤消毒、マルチ栽培による化学農薬の使用減少などの取組を行っております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。

その中で堆肥利用促進のための補助事業の内容について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

令和5年6月から12月までの期間に堆肥を10袋以上購入された豊見城市在住の農家に対し、堆肥の購入にかかった費用の補助を行うものであり、補助額は1キロ当たり6円となっております。年内にも農林水産課及びJAおきなわ豊見城支店において申請受付を開始しますので、農家の皆様には当該事業を有効にご活用いただき、環境負荷低減に取り組

んでいただければと考えております。

○（６番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。今後も周知活動やそのほかの補助内容拡充に御尽力いただきますよう切望いたしまして、次の質問に移ります。

②環境負荷低減を推進する農業をなるべく早く取り組むことが必要だと思っておりますが、本市の見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

本市のみならず、我が国の食料、農林水産業が直面する生産者の減少、地球温暖化の進行といった課題やSDGsへの対応、持続的な食料システムの構築に向け、環境負荷低減に向けた取組が重要となってくることは十分認識しているところでございます。沖縄県みどりの食料システム基本計画に掲げる成果目標の達成に向け、沖縄県及び県内市町村と連携しながら化学肥料、化学農薬の使用量を低減する取組や温室効果ガスの削減といった環境保全型農業の推進に向け検討していきたいと考えております。

○（６番）高山美雪議員 一再質問一

農林水産省の環境政策の取組の一つとして、バイオ炭を用いた土づくりが温室効果ガスを削減し、気候変動策に貢献できると推奨されています。こういう事例を調査研究する必要もあるかと思っております。バイオマスを取り入れることが、なかなかハードルが高いというのであれば、無煙炭化機という機械を用いて、誰でも簡単に炭化できる装置などもございますので、実際EM研究機構の農場のほうでも、この無煙炭化機を活用してCO₂削減に取り組むつつ、土づくりを行っている事例もございますので、そのような内容を農家の方々が

学べるような機会もぜひ設けていただきたいと思います。要望しまして、次の質問に移ります。

③環境負荷低減農業を体系的に学べるようなカリキュラムの策定や講師陣の確保、有機農産物の学校給食への活用を図る取組等を早急に行う必要があると思っておりますが、本市の見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

沖縄県及び県内市町村と共同で策定した基本計画に位置づけられている「人と環境にやさしいおきなわ農業推進プラン」において、環境に優しい農業、いわゆる環境保全型農業の推進に向けた施策を展開する取組として、技術の普及啓発及び指導、取組事例の共有や消費者等への理解の増進などを掲げております。市及び県普及指導機関、試験研究機関や流通業者といった関係機関で連携しながら取組を推進し、環境負荷低減農業を学ぶ機会の確保につなげてまいります。有機農産物の学校給食への活用について、本市では有機農産物を生産している農家が少ないことから、今後エコファーマーから有機農業へのステップアップに向けた支援策を検討するほか、学校給食での使用の可能性について関係機関と意見交換を行ってまいります。

○（６番）高山美雪議員 一再質問一

環境負荷低減農業を学ぶ機会の確保につなげるとのことですが、具体的な内容、あるいは計画があるのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

本市では、JAおきなわの協力の下、市内の農業従事者を対象に実施する農薬適正使用講習会において、農業共済保険や農業年金制

度など、農業者に役立つ情報について広く周知を行っているところでございます。高山議員ご提案の有機農業に関する講習につきましても、参加者へのアンケート等を基にニーズを把握し、必要に応じて当講習会を活用し周知を図ってまいりたいと考えております。

○（６番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。

こちらで少し資料を紹介していきたいと思っております。こちらは11月23日と30日の日本農業新聞の紹介なのですが、11月23日の農業新聞では、「みどり戦略 現場の関心が高い」というふうに見出しに出ております。策定に向けて様々なハードルがあるかと思いますが、ぜひ周知活動に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。併せて、こちらは11月30日の農業新聞になりますが、JA馬路村のほうで有機ジャスミンティーに関して農家をサポートするため、認定を受けるための費用を一部行政とJA側でサポートしているという事例がございますので、こういうことも取り組みつつ、環境に優しい農家が増えることを支援していただきますようお願いしまして、次の質問に移りたいと思っております。

では、(3)瀬長島の観光振興について。

①前回の議会においてデジタルサイネージの設置、バス専用駐車場確保について提言しましたが、その後の検討状況について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

9月定例会においても、高山議員のほうから島の入り口、もしくは島内に空港や周辺観光地までのリアルタイムの交通状況に合わせた所要時間を示すデジタルサイネージ等の設置や、観光客が多く来島できるようバス専用

駐車場を整備する趣旨の一般質問をいただいているところでありますが、6月補正予算において計上いたしました瀬長島観光拠点機能強化検討業務の中で、瀬長島野球場の利活用の可能性を含め検討していきたい旨の答弁をしているところであります。議員のご質問の提言後の検討状況につきましては、観光拠点整備の評価と課題を整理するため、今現状の整理と事業者ヒアリング等に向けた取組を行っているところでございます。引き続き情報収集に努めていきたいと考えております。

○（６番）高山美雪議員 一再質問一

バス専用駐車場は今後とも必要になってくると思っておりますので、今の台数では少ないという認識を前回答弁としていただいておりますので、現状から、さらにバスの専用駐車場確保に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

デジタルサイネージに関しましては、ただ所要時間を表示するだけでなく、このデジタルサイネージを活用して利益を生み出す可能性もあると思っておりますので、ぜひ取り組んでいただければと思っております。例えば企業を紹介して広告収入を得るなど、また本市のふるさと納税をそのデジタルサイネージを活用して紹介することで、訪れた方々がそのデジタルサイネージの表示を見て、「こんな取組をしているのであれば、豊見城市のふるさと納税にぜひ貢献したい」と思えるような内容で表示いただければ、そのふるさと納税が例えばこども未来基金、また先ほど大田善裕議員もおっしゃっていましたが、お年寄りの未来基金などに活用できるような紹介ができれば、クリアな資金の使い道、基金の使い道が分かれば豊見城市に貢献したいという方も出てくるかと思っておりますので、ぜひそういう活

用法も考慮いただければと思います。

広告収入に関しましては、こちらも収益を上げる可能性があると思います。それと併せて、バスを利用した場合、1台でマックス45人乗りというバスが一般的で、大体平均すると20人から30人乗車している割合となっておりますので、1人当たり1,000円と計算しても1台でかなりの額が観光収入として瀬長島に貢献できる、観光振興につながる内容だと思いますので、ぜひ10台、20台、66台とは言いませんが、増やしていただきますよう強く要望させていただきます。背景としましては、私も長年10代の頃から観光業に携わってまいりまして、現場の声も広く聞いております。瀬長島を訪れる観光バスのドライバーからも強い要望がございますので、以前勤めていた那覇バスさんからも強い要望がございますので、ぜひお願いしたいと思います。では、次の質問に移ります。

②瀬名島温泉ホテル開発時に地元貢献の一環としまして、温泉割引チケットの配布が行われていましたが、ここ最近はその割引チケットが市民の手元に届いていないということで再発行を望む声がありますが、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

事業者のほうに確認したところ、コロナ禍の影響で自治会長会での割引券の配布を控えておりましたが、令和6年1月、来月から自治会長会で割引券の配布を再開していくということでした。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

すみません、うれし過ぎて立ってしまいましたけれども、ありがたい回答をありがとうございます。市民の皆様からも喜ばれること

と思いますので、ぜひ今後とも継続していただきますようお願いいたします。次の質問に移ります。

先ほど大田善裕議員も質問に上げておりましたが、(4)市道191号線及び当該沿線の整備についてです。

①県道249号線東風平豊見城線と市道191号線の交差点には信号が設置されることが急務だと思われます。当局の見解を改めて伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

ご質問の県道東風平豊見城線と市道191号線との交差点に信号機を設置する件につきましては、先ほどの大田善裕議員への答弁と重なりますが、近隣に保育園も建設され交通量も増えており、また今年6月に地域からの要望もございましたので、地域住民並びに子どもたちの交通安全確保のため、豊見城警察署へ要請を行ってまいります。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

今後とも強く要望していただきたいと思えます。今年の春には豊崎中学校も開校いたしますので、それに伴ってさらに交通量、また児童生徒の通学量が増えることが予想されると思えます。その児童たちの安全安心のためにも、さらに強く要望をお願いしたいと思います。では、次の質問に移ります。

②市道191号線沿いの翁長837番地5から市道257号線整備予定地間は排路浚渫を急ぐ必要があると思えますが、見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問の字翁長837番地5から市道257号線整備予定地区間までの排水路は下原地域の排水路となっておりますが、同地域の排水路は

土砂堆積が多く、浚渫には多額の費用と時間を要することから、冠水被害等の解消につながる下流側を優先的に浚渫、除草等の維持管理を行っております。また、道路課と農林水産課で調整を図りながら効率よく浚渫を行っておりますので、議員ご質問の排水路についても同様の考えの中で対応していきたいと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。

内容が似通っておりますので、次の質問に移ってから提案したい事例がございますので、まず、次の③めぐみの森保育園周辺の排水路浚渫工事の進捗について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

めぐみの森保育園周辺の排水路浚渫については、現在浚渫作業中であり、排水路の下流側からめぐみの森保育園がある上流側に向け作業を行っているところでございます。しかし、排水路内の土砂の堆積が多く、作業に時間を要しておりますが、年内をめどに作業を完了するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

めぐみの森保育園のほうは浸水被害もあるということをお伺いしておりますので、なるべく丁寧に除去いただきますようお願いしたいと思います。

ここでちょうど今日の朝刊になるのですが、なるべく浚渫の回数を減らす策としても活用できると思うのですが、実は赤土流出防止策としまして植栽を行う活動が行われているそうです。今日の新聞に掲載されておりましたが、糸満市の高嶺中学校の児童生徒がカボチャ畑にベチバーという植物を植栽し

て、赤土流出防止に一役買っているということだそうです。子どもたちのSDGs、環境汚染問題への解決に向けた取組として紹介されているのですが、豊見城市で考えられることとして、例えば南部農林高校と一体となって環境問題に取り組む一つとして、農家の土砂流出を防ぐためにベチバーを植栽することを行政として進めていくことも、ひとつ提案できるかと思えます。浚渫に関しましては、定期的に3年から5年に一度は行わないと排水路が流れなくなってしまったり、また浸水被害につながったりと、市民の生活にも大きく関与することから、こういう植栽活動を行って、SDGsの目標に掲げられております「11 住み続けられるまちづくりを」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」、こういう目標を改善できる取組になってくるかと思えますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

また、ベチバーに関して可能性がある植物であるということも、私が調べた限り出てまいりましたので、こちらも併せて紹介したいと思います。これはお茶所として知られている福岡県八女市の星野村という地域で、実は2012年に大洪水で茶畑が全て流されてしまったということだそうです。その災害防止対策としましてベチバーを植栽したということだそうです。それだけ防災の観点からも役立っている事例があるということが分かっておりますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。併せて、ベチバーの持つ可能性としまして、実はこのベチバーを植栽することで農家の収入源にもなる可能性があるという内容も確認しております。このベチバーという植物は精油としてかなり貴重な成分を含んでいるということだそうです、このベチバーがも

たらずリラックス効果が高く、心の安定にもメンタル面にもかなり影響しているということだそうです。環境問題に取り組みつつ、例えばベチバーのハーブウォーターなどを瀬長島温泉ホテルなどで提供し、その一部をまた浚渫の費用に充てるなど、いろいろと活用ができる可能性が含まれておりますので、そういうことも含めて、ぜひ前向きに検討いただければと思います。SDGs、住み続けられるまちづくりというのは行政としても力を入れて取り組むべき課題だと思っておりますので、ぜひ検討いただきますようお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

(5)豊崎中学校について。

①開校間近に迫る中、工事の進捗状況について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校建設工事の進捗状況につきましては、校舎棟、屋内運動場棟ともに11月末までにコンクリート工事が完了しており、校舎棟で約65%、屋内運動場棟で約70%の進捗となっております。現在の作業状況といたしましては、外壁の仕上げや内部の工事を行っているところでございます。建物周りの外構整備につきましては、11月に外構整備工事2件の入札を行い、契約を完了しているところでございます。現在工事着手の準備を行っており、建築工事と調整しながら学校園路、駐車場等の整備を行ってまいります。供用開始時期につきましては、現時点では令和6年3月末の供用開始を予定しているところでございますが、外壁の塗装工事など天候に左右される作業もまだ存していることから、施工管理、工事受注者と調整をしながら、状況に応じ適切に対処してまいりたいと考えているところで

ございます。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

さらに工事が遅れる懸念事項はございますでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

沖縄地方は、例年12月から翌2月頃にかけて天候不順となることが多いことから、外部塗装工事など天候に左右される作業が遅れますと、さらに厳しい状況になることが予想されます。天候に関しては予測できないことですので、状況に応じ適切に対応してまいりたいと考えております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

入学式や始業式を1週間程度ずらす考えもあるということを伺いましたが、その場合、授業の遅れについての対応はどのように考えているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点では3月末に建物が完成した後に、備品等の搬入や、先生方のパソコンや生徒用のタブレットの設定などのインターネット設備の整備等の作業がございまして、それらを整えるために春休みを1週間延ばし、その分夏休みを短くする対応が可能か検討しているところでございます。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

入学式や始業式の時期の保護者への周知の時期は、いつ頃になるのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

工事の進捗状況を見ながら、令和6年1月末までには一定程度の判断をしていきたいと考えているところでございます。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

豊崎中学校の開校は、地域住民が強く要望してただけに、大きな期待が寄せられています。工事の安全面が最優先とは考えますが、細心の注意を払いつつ、開校に遅れが生じることがないように、最大限力を尽くしていただきますよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

②通学路となる市道257号線の工事の進捗状況について伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

市道257号線は、県道256号線と豊崎地区を結ぶ幹線道路として豊崎小学校、中学校の通学路及び災害時の避難経路に位置づけられており、路線延長514メートル、片側1車線、両側歩道の総幅員17メートルの道路整備計画となっております。当該路線は平成24年度に事業化されており、令和4年度には翁長橋及び市道203号線との交差点部の整備が完了しております。令和4年度末の事業進捗率は、事業費ベースで約74%となっております、現在県道256号線から市道203号線の区間において用地交渉を行っている状況であり、今後は用地買収の進捗状況に合わせて段階的に整備工事を進めていく予定であります。なお、現時点における事業完了年度は、令和10年度を予定しております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

令和10年度ということ、まだまだ時間を要する形になるかとは思いますが、先ほど答弁の中にもございましたように避難経路となっていることから、早く開通することが地域住民の安全、命を守ることにもつながっていくかと思っておりますので、用地買収には様々な困難が伴うことは理解しますが、なるべく早く通学路として、また豊崎エリアの避難経路

となっているかと思っておりますので、多くの豊見城市民が暮らす豊崎住民のためにもぜひ早めに開通できるよう、今後とも、もちろん工事の安全面が最優先だとは思いますが、一日でも早く開通できるようにご尽力いただきますようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

③一般市民に向けた温水プール開放の予定について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします

温水プールの一般開放につきましては、開校時にグラウンド等外構施設がまだ施工中であることや、学校教育活動を優先する必要があることから、状況を見ながら検討してまいりたいと考えておりまして、令和7年度に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

どのような形で市民に開放されるのか、具体的なスケジュールや見通しについて伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします

一般開放の具体的なスケジュールにつきましては、現在民間提案制度にて事業者から提案を募っているところでありまして、具体的にお答えすることができません。屋内温水プールは天候に左右されず、年間を通して利用することができるため、市内の他の小中学校の利用等も含め、最大限活用できるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

令和7年度に向けて開放することを検討されているということだそうですが、令和6年度中でも、例えば学校が休みの期間、夏休み

や冬休みなどを利用して単発的にでも水泳教室などを開催することができないか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

令和6年度の一般開放は厳しいものと考えております。先ほど述べましたように、工事がまだ進んでいる状況であるということが一番であります。ただ、その合間を見ながら児童生徒を対象にした水泳教室や、公募をしながら水泳教室の開催ができないか、検討を進めてまいりたいと考えております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

令和6年度はかなり厳しいということですが、市内初の温水プールということで多くの市民が早く開放されることを願っていることと思います。単発的な内容でも、例えば市民が少し見学することができるような、言わば完成式などのイベントなどを開催しながら、市民へ向けて健康増進にも役立つという期待がかなり寄せられている施設だと思えますので、できる限り対応をしていただきたいと要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時28分)

再 開 (11時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号19 (16番) 伊敷光寿議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、伊敷光寿議員の質問を許します。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一登壇一

粹和会、社民党の伊敷光寿です。それでは

通告に従いまして、一般質問を始めます。

質問に入る前に、1件修正をお願いいたします。(4)の③全国の類似示町村とありますが、県内の類似市町村に修正をお願いいたします。

少し順番も入れ替えたいと思います。(4)を先に行いまして、(1)(2)(3)と進めていきたいと思います。よろしく申し上げます。

それではまず初めに、(4)市職員の働く環境について。

昨今、新型コロナウイルス感染症が5類移行後も、引き続き感染症対策を伴った諸施策の遂行が自治体で働く職員に強く求められています。高い使命感と責任感を持って、自らの職務に全力を尽くし懸命に奮闘されていますが、増大する業務に見合った要員が恒常的に不足し、長時間労働が蔓延する中で厳しい状況は改善に至っておりません。さらには、急激な円安と物価高騰が追い打ちをかけ、職場だけではなく家庭生活の状況も懸念される事態となっており、職員を取り巻く環境はこれまでにない厳しい状況にあります。

①市職員の定数についてお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市の職員定数につきましては、豊見城市職員定数条例では458名となっておりますが、去る12月5日の本会議におきまして、当該条例の一部改正を議決いただいたことにより、令和6年4月1日からは職員定数が460人となります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

続きまして、②正規職員、会計年度任用職員の実数についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

正規職員につきましては、職員定数条例で掲げる定数外の職員を除く職員数を実数としてお答えします。令和5年4月1日現在では428人でございます。また、令和5年4月1日現在の会計年度任用職員の数は292人であります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今答弁いただいたのですが、本来自治体の業務は、任期の定めのない正職員によって、自治体が責任を持って行う必要があると思います。本市では、私の調べでは約4割の会計年度任用職員が正規職員と共に責任を持って現場を支えている実態がございます。行政は継続と言われるように、職員におかれましても継続的で安定的な働き方を求めるべきだと私は思います。

③県内の類似市町村の職員数についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

国から示されている現時点の資料によりますと、令和4年4月1日現在における本市の類似団体は類型でⅡ-3となっており、県内では本市と名護市が同様の類型になります。職員数については、令和4年4月1日現在の本市の普通会計の職員数は426人、名護市の普通会計の職員は568人となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

県内の類似団体では、名護市と比べて職員が足りていないということもあります。現在の本市の職員数では、1人あたりに大きな仕事の負担がかかっております。過重労働が原因で体調不良となり、さらに職員が足りなくなることが想定できるのではないのでしょうか。

職員への負担は、このままでは増すばかりだと思います。

続いて質問します。県内11市の人口1万人当たりの職員数と比較して、本市はどのくらいの順位になるでしょうか。お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和4年4月1日時点で普通会計ベースで、人口1万人当たりの職員数が多い順に答弁しますと、宮古島市が110.34人、石垣市が96.29人、名護市が88.7人、那覇市が67.04人、宜野湾市が66.49人、南城市が66.48人、糸満市が65.09人、豊見城市が64.6人、うるま市が64.28人、沖縄市が63.02人、浦添市が61.69人となっており、本市は11市中8位となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

人口の規模、また産業によって類似団体、また県内の状況もお聞きすることができました。

続きまして、④時間外労働の把握や対策などについてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

時間外労働の把握としましては、システムによる把握、管理をしております。具体的には、課長より時間外勤務の命令を受けた職員は、時間外勤務の実施前に予定勤務時間及び勤務内容をシステムにより申請し、翌日時間外勤務を実施した職員から課長に対し、実際に勤務した時間及び勤務状況をシステムにより報告することで、課長等はその内容を把握しているところです。また、時間外労働の対策につきましては、時間外労働につながる事務の効率化を図るため、DXの推進、ノー残業デーを促す庁内アナウンスのほか、長時間

勤務となった職員に対して、産業医による面接指導を実施しているところであります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

働き方改革が叫ばれている中で、先ほどの人口が他市と比べて少ないというのもありました。それは公共サービスの向上に努める必要があると思います。また、現在の定員管理計画、令和5年11月に方針が出されております段階的な増員だけではなく、早急な改善及び増員を求めたいと思います。併せて、時間外労働のさらなる減少に向けて、より一層取り組んでいただきますよう求めます。

⑤今年の人事院勧告（給与改定）による期末手当支給について見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今年の沖縄県人事委員会勧告におきましては、期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げて4.5月分とし、その引上げ分については勤勉手当に配分することが示されております。本市も沖縄県人事委員会勧告に倣い、引上げ分は勤勉手当に配分しておりますので、今回の沖縄県人事委員会勧告に伴う期末手当の引上げはございません。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

今、正規職員と会計年度任用職員の回答がございました。10月13日付で沖縄県人事委員会から、職員の給与に関する報告及び勧告の方針が通知されております。本市はその勧告に沿って対応されることでよろしかったでしょうか。お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

沖縄県の人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働の基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める

情勢適応の原則に基づいて、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものであるため、沖縄県人事委員会勧告の内容に沿った対応となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

沖縄県の人事委員会の勧告に沿った対応をされるとございましたが、今回の正規職員の月例給の遡及については、どのような対応をされるのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

去る11月28日の臨時会におきまして、一般職員の給与に関する条例の一部改正を議決いただいていることにより、一般職員は令和5年4月1日から遡及適用することになります。沖縄県人事委員会の勧告においても、職員の給料表改定の実施時期は令和5年4月1日から実施するとありますので、本市も沖縄県人事委員会勧告に沿った改正内容となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

正規職員については、令和5年4月1日に遡及されると答弁がございましたが、改めて再確認の上でお聞きしたいと思います。4月から正規職員については遡及することで間違いはないでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年4月からの遡及適用となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

遡及されるということを確認させていただきました。

次は沖縄県人事委員会の勧告の文章にあります会計年度に係る給与とは何を指しますか。お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時54分)

再 開 (11時54分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

給与につきましては、地方公務員法第24条第5項では職員の給与は条例で定めるとし、本市条例の豊見城市一般職員の給与に関する条例では、給与は給料と手当によって構成されております。そのうち手当には期末勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当等の各種手当があります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今どういう意味かお聞きしたのですが、沖縄県人事委員会勧告の文章にあります会計年度任用職員の給与については、地方自治法改正の趣旨や国の非常勤職員の取扱いと均衡を図る観点から、勤勉手当の支給等を適切に対応する必要があると文章に書かれておりますが、その取扱いについてはどのように対応される予定でしょうか。お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

沖縄県人事委員会からの職員の給与に関する報告においてその他の課題の一つとして、会計年度任用職員の給与については、国の非常勤職員の取扱いと均衡を図る観点から、勤勉手当の支給など適切に対応する必要があるとしております。本市におきましては、国と均衡を図る沖縄県及び他市町村の給与の状況等を勘案して対応していきたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ここでお聞きしたいのは勤勉手当ではなくて、国の人事院勧告では、月例給を遡及するのが基本的な考えとあります。人事院勧告の文章では、本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取り扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を非常勤職員の給与に関する指針に追加されているとあります。沖縄県人事委員会勧告のとおり、国からも均衡を図る通達が来ていますので、均衡を図ることはできますでしょうか。均衡を図るのであれば、会計年度任用職員も支給するべきではないでしょうか。お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

国の人事院勧告制度は、国家公務員の適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものであり、国の非常勤職員についても国の常勤職員に準じた給与改定となるよう努めるという趣旨のものであると認識をしております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

国の非常勤職員の取り扱いと均衡を図るとあります。文章にはないのですが、正規職員と同様に月例給を遡及するという文言はないのですけれども、先ほどお伝えしました均衡を図るという上では、遡及を行うべきではないでしょうか。お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の給与改定につきましては、2月定例会での条例改正に向けて今進めているところでありますが、遡及対応につきましては、現在システムが未対応のため、システムの改修できるよう、システム会社と調整を行っているところです。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

システムで調整されて、やり取りされているというふうにお聞きしました。

改めて、再確認の上でお聞きしたいと思います。遡及を行わない理由ですか、根拠について改めて教えていただけますか。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほどと同じような答弁になりますが、遡及対応につきましても、現在給与システムが未対応のため、システムの改修ができるよう、システム会社と調整を行っているところでございます。また、遡及を適用していないとしている他市については、本市と同様に、現在給与システムが遡及未対応であることを理由に挙げており、令和6年度以降のシステム改修による対応を検討していると伺っております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

速やかな対応を求めます。例えばシステムが間に合わなかった、そういう理由でもし遡及がされなくなると、これは問題になると思います。例えば俸給表の一般行政職で高校卒業の職員については、改定額が今回1万2,000円となります。これを本来遡及することになるべきであった令和5年4月から12月、その間を計算しますと、単純計算で合計を10万8,000円と算出することができます。現時点では遡及がされていない、そういう中でありますので、そこはしっかり遡及に向けて進めていただきたいと思います。

会計年度任用職員は、一般事務から保育士、相談員などの経験や知識、技能が求められる職種など、様々な現場において公共サービスを支えています。会計年度任用職員が報われるよう、また会計年度任用職員が納得のいく適切な対応を強く要望します。次の質問に移ります。

⑥会計年度任用職員の勤勉手当支給について見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員への勤勉手当の支給については、去る5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日より施行することになりますので、令和6年度より会計年度任用職員への勤勉手当を支給することが可能となります。本市といたしましても、国の方針により令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することができるよう、2月定例会での条例改正に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

この勤勉手当については、答弁もございました。2024年4月から正規職員と同月数の支給ができるように、今後とも対応をよろしくお願いします。

⑦定年年齢の引上げについて見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

地方公務員の定年引上げについては、令和5年4月1日から改正後の地方公務員法が施行されたことに伴い、定年年齢が段階的に引き上げとなっております。議員ご質問の定年引上げについての見解としましては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員の能力を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験を継承していくことは重要なことだと考えております。また、高齢期の職員は、加齢に伴う身体機能の低下により、若年者層と同様の職務内容を遂行することが困難な業務などにも十分配慮することや、実務関連の

システム研修を通して、不安を抱えることなく勤務意欲を高く維持できるよう取り組んでいくことも必要だと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

高齢者層職員のモチベーションを維持して、そこにつなげていただきたく思います。よろしくをお願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時04分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど伊敷光寿議員の再質問の中で、給与の件で会計年度任用職員の給与のご質問があったかと思いますが、その答弁で漏れていたものがありますので、追加で答弁をしたいと思います。

会計年度任用職員に当たっては、豊見城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例により、報酬と期末手当になります。この部分を追加したいと思います。お願いします。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

午後も引き続きよろしくをお願いします。

(1)環境行政について。

本市は2003年5月から家庭ごみの有料化、指定ごみ袋が導入され、今もなお間違ったごみの出し方により、未収集の理由が書かれたご協力をお願いするシールを貼られて残されたままのごみを見かけることがあります。ルール違反のごみについては回収しないことは適切な対応だとは思いますが、例えば朝仕事前に出したごみが、仕事から自宅に帰宅する夕方まで放置された場合、ごみについては

長らく取り残されることで、その間に風に飛ばされたり、また犬や猫、鳥がごみ袋の中身を荒らすことで袋の中身が散乱してしまうことがございます。そういう状況を防ぐためにも、ごみを出す方が絶対に目にする唯一のものでありますごみ袋そのものに分別方法を表示してはどうでしょうか。

質問に移ります。市指定ゴミ袋に分別方法を表示してはどうか見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市では、ごみの減量化、資源化を目的に5種類分別、燃やせるごみ、燃やせないごみ、危険ごみ、資源ごみ、粗大ごみで収集を行っており、その分別方法は市ホームページへの掲載、また家庭ごみの正しい分け方、出し方のパンフレットを市生活環境課の窓口等で配布しております。また、令和5年3月より、市ホームページや公式LINEにて、ごみ分別検索ができるシステムの運用も開始しておりますので、ご活用いただければと思います。議員ご質問の市指定ごみ袋への分別方法の表示につきましては、現在資源ごみ袋のみ分別方法の一部が表示されている状況でございます。現段階においては、市指定ごみ袋の表示の見直しは予定しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今は資源ごみのごみ袋には表示されております。それ以外には表示されていないと思いますが、また先ほどの答弁では、ホームページまたはLINEで周知しているということがありましたが、情報弱者とか、また手順を踏んで検索するとなると、少し手間を感じる方もいらっしゃると思います。周知方法を含めて、改めて工夫する必要があるのではないで

しょうか。目につきやすくするのが大事だと考えております。

続きまして、ビニールごみを削減する観点から再質問を行います。ごみの減量化を図る目的で、また資源ごみを出しやすくするよう資源ごみの指定袋を廃止してはどうでしょうか。お伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員ご提案の資源ごみの指定袋の廃止につきましては、資源ごみの持ち去りの誘発につながるおそれもあることや、様々な袋で出された場合は、道路などに資源ごみが散乱するおそれもあることなど課題もありますので、廃止については、今後効果、対策等も含めて検討してまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ぜひ検討をしていただきたいと思います。県内でも資源ごみを廃止している自治体もございます。ビニールごみの削減は環境にも優しいですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、ごみの実態について再質問を行います。本市のごみの量は増えているのでしょうか、減っているのでしょうか、推移についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

ごみ量の推移については、本市の家庭系ごみの量を本市の人口で除した市民1人当たりの年間ごみ量となりますが、平成30年度から申し上げますと489.17キログラム、令和元年度が503.06キログラム、令和2年度が557.34キログラム、令和3年度が558.36キログラム、令和4年度が557.55キログラムとなっており、令和2年度以降はコロナ禍の影響により、家

庭で過ごす時間が多くなった影響によりごみ量が急増したものではないかと考えておりますが、コロナ禍の影響を考慮したとしても全体的に増加傾向にある状況ではないかと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

コロナ禍というものもあったと思うのですが、人口が増えるにつれて、1人当たりのごみの量が増加傾向にある中で、ごみの量を減らす目的として本市としてどのような取組をされているのでしょうか。お伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

家庭系のごみの約3割から4割が生ごみとされておりますので、本市では家庭から発生する生ごみを市民自ら堆肥化、その他減量対策を講じることを促進するため、器材等の購入に要する経費及び普及啓発活動に要する経費に対して奨励金を交付する「生ごみ自己処理奨励補助金」の交付を実施しております。また、生ごみの減量化、資源化を推進するため、ダンボールを利用したダンボールコンポスト(生ごみの堆肥化)の講習会を実施しております。ごみ量は増えつつありますので、今後もこのような取組を継続しながら、効果的なごみ減量化対策についても調査研究してまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今後も継続してごみの減量化、その対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また将来、人口7万人まで伸びる可能性のある本市ですので、この人口増に伴うごみの排出量の増加への対応は附随する課題ですので、しっかりと取り組んでいただきますよう求めたいと思います。次の項目に移ります。

(2)道路行政について。

質問に入る前に、この場所について補足したいと思います。市道77号線とは、平良地域にある旧県道7号線から平良公民館までの道路のことを示しております。

①市道77号線にある石垣は、雨風の影響により年々崩れ、道路を狭めているとの声が寄せられています。対応についてお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

議員ご質問の市道77号線の石垣とは、宇平良25番地付近の石垣と認識して答弁いたします。

9月下旬に宇平良自治会長から連絡があり、設計コンサルタントと共に現地確認を行いました。既存石垣の原形を把握していないため、どの程度の変状があったかを確認することはできませんが、石垣全体の現状から、経年的に変状が起きていると推測されます。今後の対応につきましては、経過観察を行いながら、必要に応じ調査業務費の予算措置等の対応を検討していきたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

現場の状況を把握しながら、地域の声もありますので、対応をよろしくお願ひします。

②高嶺地域では土砂崩れにより通行が妨げられている場所がございます。対応についてお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

議員ご質問の箇所は、令和4年5月31日に崩落した高嶺地域の里道として答弁いたします。

当該箇所につきましては、令和5年6月28日に復旧工事の請負契約を締結し、現在は崩落したのり面と里道部分約57メートルにわた

り仮設足場を構築し、杭長7メートルから9メートルの抑止杭29本の設置を行っており、農道部分と併せて通行できない状況でございます。今後の工程につきましては、抑止杭設置後に仮設足場を撤去し、抑止杭間に土留めコンクリート板の設置、のり面整形、側溝設置を行います。作業スペースを確保する観点から、工事完了まで通行できない状況が続くこととなります。なお、本工事の完了は、令和6年2月中旬の予定でございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

この場所、私も現場を確認しております。足場などが組まれており、大規模な工事というのを見た感じ、分かりました。一日も早い通行止めの解除に向けて工事を進めていただきますよう、よろしくお願ひします。

③県道東風平・豊見城線（エコシティ渡橋名入口交差点）に信号機を設置することについてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員のご質問につきましては、去る6月定例会の一般質問においても、要正悟議員への答弁と重なりますが、平成29年度から豊見城警察署に対して、信号機・横断歩道設置等要望書の中で要請を行っております。また、令和3年5月にエコシティとはしな自治会から、信号機の早期設置についての強い要望がございましたので、同月、市から豊見城警察署へエコシティとはしな自治会入り口交差点の信号機の早期設置についての要望書を直接手渡し、翌月6月には豊見城警察署から沖縄県警察本部へ、当該交差点への信号機設置について申し入れたとの報告を受けている状況となっております。引き続き地域の交通安全対策に向けて、豊見城警察署に対して状況確認

を行ってまいります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

警察本部まで信号機の設置の要望が伝わっているということです。また、交差点の信号機の設置については、以前から何名かの議員から提案されている場所でもございますので、今後ともしっかり信号機の設置に向けた取組をされますよう要望したいと思います。

④南分譲には住宅裏が崖となっている場所があります。昨今の大雨や台風などの影響により地盤の強度が心配であるとの声が寄せられています。対応についてお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

南分譲の崖地対策につきましては、平成29年8月15日に土砂災害防止法による警戒区域及び特別警戒区域の指定がされており、その対策工事につきましては、沖縄県により実施されている状況でございます。ご質問につきましては、現状において地盤や宅地周辺に変化等はないものの、将来にわたり不安であり、市で事前の対応ができないかということでございますが、現時点で市が事前の対策をすることは厳しいものと考えております。今後において地盤や宅地周辺にひび割れ、沈下等の症状があれば、所管します沖縄県南部土木事務所に相談し、法律による区域指定、対策工事について要請していくことになるものと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

不安の声が寄せられている場所でもありません。現場の状況次第では、県とのやり取りを密に取っていただいて、対応のほどをよろしくお願いたします。次の項目に移ります。

(3)労働行政について。

第5次豊見城市総合計画の雇用の安定の項

目では、全国と比較した際の1人当たりの県民所得の低さや若年層の離職率、失業率の高さ、非正規雇用の多さも指摘されているとあります。また、本市でも、沖縄県同様の課題を抱えている中で本市の対応について質問を行います。

①と②を飛ばしまして、③に移りたいと思います。

③生産性を高める働き方改革や市民所得の向上について、どのように考えているのか見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市では、生産性を高める働き方改革や市民所得の向上を目指し、事業者の生産性を高めるために豊見城市導入促進基本計画を策定し、国の同意を受け、先端設備等導入制度を実施しております。先端設備等の導入制度は、国の認定を受けた導入促進基本計画を備えた自治体の域内において、中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための先端設備等の導入計画を作成し、市から認定を受け当該設備投資を行った場合に、固定資産税の減免の特例措置を受けることができるものです。また、民間の金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の通常枠とは別枠で追加保証や保証枠の拡大を活用することも可能となります。市内業者へのこれらの支援は、市民の所得向上にもつながるものと考えており、引き続き制度の周知と実施に努めていきたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

積極的な周知と実施を継続的によろしくお願いたします。

④人への投資（キャリアアップ、リスクリ

ング) や支援などの観点から、資格試験等受験料助成事業を実施してはどうでしょうか。見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

資格試験等の助成に関し、市民の方のニーズ等を把握する目的で、令和5年9月から11月までの間ウェブアンケートを実施いたしました。アンケートの結果としましては、本市の労働力人口の2万8,000人弱の約0.5%に当たる155人の市民から回答をいただき、様々なご意見を頂戴いたしました。いただいたご意見を基に、施策の有効性等について、さらなる検討を図ってまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

今後期待できる事業だと思しますので、取組をよろしく願いいたします。

—— 通告番号20 (14番) 瀬長 宏議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長宏議員の質問を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一登壇一

質問に入る前に、少し所見を述べます。

連日報道されます自民党の国会議員の裏金づくり。国会では国にはお金がないと言って、軍事費などを含めて国民に増税を求めようとし、一方では、最近総理大臣をはじめ、政務三役、特別職の給与を引き上げました。その裏では裏金づくりをやっていたと。自民党は今年度、政党助成金を159億円受けることになっております。私たち日本共産党は、自分が支持しない政党にも自分の納めた税金が行くことは、これは絶対おかしいと。当然憲法で言う思想信条の自由を踏みにじることになるということで、私たち日本共産党は政党助成金交付金は一切受け取ってまいりませんで

した。これだけのお金がありながら裏金づくりをし、そしてその説明責任を果たそうとしない、大変な政党であります。

今回は順序を入れ替えて、(2)から質問に入りたいと思います。

(2)南斎場の利用についてからです。

①10月から11月までの豊見城市民の火葬件数と、4日以上待たされた件数は何件あったか伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

南斎場に確認したところ、豊見城市民の10月及び11月の火葬件数につきましては、10月が45件、11月が42件、4日待ちの件数は10月が8件、11月が2件と伺っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

私が調べた範囲と大分違うので、多分南斎場のカウントの仕方が違うんだと思うんですね。よく言う24時間は火葬できないと。そのカウントの仕方をすると1日ずれてくると思うのですが、この件数が少な過ぎるということについては、何日待ちのカウントをやるようになっているのか。そのやり方について再質問で求めておりますので、調べた結果を報告していただきたい。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

墓地埋葬等に関する法律第3条により、24時間以内の埋葬または火葬は禁止されておりますので、亡くなられた日、1日はカウントをしていないとのことでした。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

では伺いますが、これも南斎場の所長に前もって数字を出してくれということでもめて

いますが、11月に亡くなられてから、亡くなった日から換算して4日後以降に火葬が行われた件数は何件か伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

死亡日からの日数、11月に亡くなられて2日目4件、3日目8件、4日目24件、5日目6件、6日目はゼロ件の火葬件数とのことでした。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

遺族の都合、要するに本土から帰ってくる。それに合わせて告別式を予定するとか、あるいは、場合によっては自宅で亡くなって、警察が事件の有無を調べる場合には、一定期間を要します。今、葬儀社は人が少なくなっているそうです。コロナでなかなか告別式をしなくなったということで人を減らして、それで対応できない場合があるらしいです。そういうことがいろいろあり得ると思うのですが、それにしても亡くなって4日目が24件というのは、6割近くがそういう状況にあるということですか。

次に移りますが、②遺体を自宅や葬儀社に安置する場合の費用負担について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

葬儀業者によって異なる部分もあるかと思いますが、一例として、自宅での安置の場合はドライアイス代として1日1万円、2日目以降も1万円が加算され、葬儀社にて安置する場合は安置室の利用代として1日4万円、2日目以降1万円加算され、葬儀社にて保冷庫で安置する場合は1日2万円、2日目以降は1万円が加算されると伺っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

4日以降になると自宅で大体4万円余り、

そして葬儀社であれば7万円余り、大変な負担になると思うのですが、単なる費用負担だけではなくて、ずっと亡くなられた方を自宅で安置することについては精神的な負担も相当なものだと思いますので、現状を改善できるのであれば改善すべきだという立場に立っているのかどうか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

2日目、3日目に空いている時間があるにもかかわらず予約しないケースなどもあると伺っておりますので、状況を確認しながら必要に応じて、南部広域市町村圏事務組合と改善の措置について意見交換等を行っていきたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

分かりました。

③については、もう実態は分かりましたので、④の関係6市町の予約優先受付システムを構築する考えはないか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

南斎場に確認したところ、南斎場における火葬待ち日数の改善について南部広域市町村圏事務組合南斎場管理運営委員会を開催し、関係6市町の委員と協議調整を行った結果、令和5年7月13日より火葬予約受付枠の12枠を、関係6市町8枠、その他圏内、那覇市と浦添市などですが2枠、その他圏外2枠を基本設定とすること。また、関係6市町は、24時間予約受付で対応し、12枠全ての枠を予約可能とすること。その他圏内・圏外は、午前10時から午後5時15分までの予約受付で、基本設定の各2枠のみの予約受付とすることについて、令和5年7月8日付の南斎場火葬予約システム受付の制限についての文書で斎場

利用業者宛てにお知らせしたと伺っております。現在のところ、関係6市町の予約優先受付システムの構築については、一度改善されていますので、検討はしていないと伺っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

地元優先を徹底している恩納村を調べました。実は10月から11月の間、12件の火葬、告別式があつて、亡くなられて2日後が7件、3日後が4件、1件だけ4日後というのはありませんが、基本的に、平均的にいうと2.5日。先ほどの4日目24件ということを考えたら、豊見城市は大体平均で4日、亡くなられて4日後という。今の南斎場の建設前であれば、ほとんど亡くなられて2日後には火葬、告別式というのが普通でした。ですからそういう面で考えると、今のシステムはまだまだ不十分ではないかと。令和2年に大きく改善をした時期がありました。令和2年の方法に戻すようなことを検討できないのかどうか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

恩納村と我々関係6市町とは、人口規模や地域特性等、大きく異なる部分もあると思われることから、一概に恩納村の火葬場と南斎場との状況比較は厳しい部分もあると思います。本市としても改善の必要性が確認できましたら、南部広域市町村圏事務組合と改善の措置について意見交換を行って行きたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

頑張っていたきたいと思えます。次に移ります。

(3)市育英会について。

①貸与奨学金及び給付奨学金において、過

去3年間の申請者数と受けた人数について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

貸与奨学金及び給付奨学金の過去3年間の申請者数と受けた人数につきまして、貸与奨学金は令和2年度新規申請者4名（授業料分2名入学準備金2名）うち給与者は2名、入学準備金のみとなっております。令和3年度以降につきましては、入学準備金のみの募集としており、新規申請者数5名、給与者数2名。令和4年度新規申請者数3名、給与者数3名となっております。給付奨学金は令和2年度新規申請者数5名、給付者数5名。令和3年度新規申請者数4名、給付者数4名。令和4年度新規申請者数2名、給付者数2名となっているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

②貸与奨学金を入学準備金だけ貸与とした理由について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

貸与奨学金を入学準備金だけ貸与とした理由につきましては、年々貸与奨学金申請者数が減少し、令和2年度より、文部科学省及び日本学生支援機構が行う高等教育の就学支援新制度におきまして、給付型奨学金の支給及び入学金、授業料の免除の減免が始まったことにより、令和3年度進学予定者から授業料分の貸与について、新規募集を停止している状況でございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

最近報道されたものを見て唖然としますが、大学の授業料が国立で過去50年間、1971年と比較して2021年は50倍に授業料が増えて、私立大学も10倍に増えている。これは当然、歴

代の自民党政治の下で国立大学への運営費補助を減らす、私学助成金を減らす。こういうことを連続してやったために、授業料が跳ね上がるということになっております。那覇市は公益財団法人を平成23年度からスタートさせて、市が補助金を出して、そして一般からの寄附も集め、そして償還金も充ててというところで、実は返済が要らない奨学金については、多分今年度15名、貸与奨学金については30名予定していて、この金額の開きが大きいんですね。那覇市であれば1年次でいうと120万円ですね。豊見城市は60万円。貸与型であれば那覇市60万円、豊見城市はなくなっているのですが、一定中身を充実させて魅力ある制度に変えてきて、それで努力をして、そして多くの皆さんに、貸与型であれば30名に貸そうということで、返済が要らない奨学金についても15名を目標に貸し付けしようと。そういう給付をしようということで努力しています。多分、これに代わるほかの制度で支援をしようというふうに考えると思うのですが、そうじゃなくてこれを充実させながら、ほかの支援が必要であればほかの支援という形を取るべきだと思うんですね。その辺は十分議論されて、よりよい支援の在り方を検討していただきたい。

(4)学校のいじめ対策について伺います。

いじめ防止対策推進法が施行されて10年を迎えました。2013年の時点では、小中学校のいじめの件数は18万件。これが2022年の合計を見ますと68万件、3.6倍、いじめの認知件数が増えているんですね。

そこでお伺いしますが、①8小学校における過去5年間のいじめ件数について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

市内小学校の過去5年間のいじめ件数につきましては、平成30年度492件、令和元年度624件、令和2年度526件、令和3年度283件、令和4年度302件となっているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

最近のデータを見ると、小学校2万校のうち1万7,458校でいじめがありましたと文科省の報告がある。これについては、全体としては48万4,545件のいじめが令和元年度にありました。今、答弁を聞きますと相当開きがあって、これは1万7,458校で割ると1校当たり27件という数字が出てきます。これを豊見城市8校で計算すると216件、今回はこの数以上の280件、520件、620件。私が言った令和元年度の数字は624件ということで、すごく割合が多くなっていますので、いじめに対する様々な対策についてまず聞きたいと思えます。まず1つ目は、いじめを認知するための職員研修はどのように行われているのか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時08分)

再 開 (14時08分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一 一訂正一

先ほどの答弁の中で令和30年度に492件と答弁したことについては、平成30年度492件というふうに訂正させていただきたいと思えます。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については、議長にて許可いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

各学校におきましては、校長、教頭、生徒指導主任、教育担当、相談担当の先生を中心に、全職員で研修を行っているところでございます。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

文科省からもいろいろな指針が出されてきて、それに対応するように求められておりますので幾つか伺いますが、児童生徒からいじめの相談があったとき、先生方の情報の共有はどうなっているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

児童生徒からいじめの相談を含め発見情報を受けた場合の対応につきましては、豊見城市いじめ防止基本方針を基に、各学校が策定しております学校いじめ防止基本方針のいじめに対する措置の項目において、いじめ発知後の情報共有の流れについてはマニュアルが定められているところでございます。まず、いじめを発見、相談を受けた第一対応者は、些細な情報でも特定の職員で抱え込まず、速やかに学年主任、生徒指導主事、そして管理職へ報告し、校内いじめ防止委員会にて事実確認、対応方針、共通実践及び検証について組織的対応を行うこととなっているところでございます。いじめの発見、相談を受けた教職員は、一人で抱え込まず、直ちに全ての当該組織に報告、相談し対応することは、法律により定められているところでございます。また、各学校のいじめの事案につきましては、毎月発生件数を教育委員会へ報告することとなっております。学校が詳細な報告が必要と認める事案や重大事態につきましては、速やかに電話による報告を行い、その後、報告書を提出いただいております。その際、教育

委員会といたしましては、学校の対応における支援を行い、場合によっては教育委員会により調査、対応等を行うこととなっているところでございます。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

再質問で何項目か出してあったのですが、次のところも含めて答えたようなので、いじめへの取組を公表しなさい。あるいは一定期間検証して改善を加えた、そのことも公表しなさいというのは、第三者委員会が提言している部分なので、この辺の対応はどうなっているのでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

いじめへの取組につきましては、平成31年3月改訂の豊見城市いじめ防止基本方針の中で定め、公表しているところでございます。現在は各学校におきまして、豊見城市いじめ防止基本方針を基に実践いただいているところですが、今後におきましては各学校と協議の上、改善が必要な事項を検証し、豊見城市いじめ防止基本方針の改訂に取り組み、一定期間後の効果検証結果として公表してまいりたいと考えているところでございます。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

では、②第三者委員会提言のいじめ防止対策に従事する専任教員配置について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

いじめ防止対策に従事する専任教職員の配置につきましては、現在配置が行われていない状況にあります。しかし、現在市内各3中学校にいじめ・不登校・問題行動に対する未然防止、初期対応、自立支援を目的といたしました児童生徒支援加配教員が配置されております。小学校におきましても配置が必要で

あると考えていることから、沖縄県に対し、小学校についても配置できるよう希望を出しているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

今大事なのは、小学生のほうがいじめの件数が多い。特に小学校1年生、2年生、3年生、この辺がとてもしじめの認知件数が増えている。ですから、この辺で対応すべきなんですね。ですから、中学校より小学校というふうになるべきだと思うのですが、いじめ防止対策推進法第18条で、国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づいて適正に行われるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保のために必要な措置を講ずるものと規定をしています。法律でわざわざ。ですから、市独自で給与を負担してでも、こういう専任教諭の配置の任用ができないのかどうか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教職員の配置につきましては、市町村立学校職員給与負担法の観点からも沖縄県による人事配置が望ましいものと考えておりますので、機会を見て沖縄県に対し、いじめ防止対策に専任として従事する教職員配置を要望してまいりたいと思っております。しかしながら、今年度から学校教育課の指導班にも新任職の配置がございます。今現在は特別支援に関しての業務を専ら見ていただいておりますが、今後いじめのケアとか、そういうことの学校からの相談に対して、適切に対応できるような体制をつくっていきたいと考えているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

2004年あたりから総額裁量制の導入ということで、国の基準の範囲内で人件費を充てて、

それを県、あるいは政令市などで定数を増やして行って、そういう活用については任せると。それに基づいて県費負担教職員制度が運用されていると思うのですが、ただ、2006年からは市町村単位で市独自でも職員配置の任用ができるというふうに文科省からは通達も出ていますので、その辺は臨機応変に対応していただいて、そして今いじめ問題で全国的平均から比べても多いほうなので、十分対応できるように検討していただきたいと思えます。

(5) 市長公約について伺います。

皆さんも見ていらっしゃると思うのですが、森の風テラス構想、これは大変夢のあるチラシだったと思うんですね。①森の風テラスの取組についてまず伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、森の風テラス構想については、(仮称)豊見城市スポーツ拠点エリア構想を含め、一体的になるよう検討を進めているところです。現時点におきましては、基本方針、エリア内ゾーニング等の決定を終えておりますので、今後につきましては事業者ヒアリングを通して、基本構想における本エリアの導入機能案や実現の方策等の取りまとめを行い、基本構想の素案を策定する予定でございます。また、基本構想の素案を取りまとめた後、市民からご意見を賜るパブリックコメントを開催する予定でございます。その後、部会、委員会を重ね、2月末をめどに基本構想を策定することとしております。基本構想策定後におきましては、令和6年度以降になりますが、基本計画、基本設計、実施設計を経て建設工事に着手することになります。なお、PPP/PFI手法をはじめとした各種手法に基づ

きエリア整備を想定しておりますので、基本計画と併せ、PPP/PFIの手法の導入可能性調査の実施を予定しているところであります。

○(14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

チラシには、この構想はこういうイメージということで、私たちも総務財政常任委員会で視察をしてきたSAKURA MACHIKumamoto(サクラマチクマモト)、これは大変大規模な整備で、バスセンターが再開発とセットで年間2,500万人を集客するという目標で整備をされて、755億円という金額だったのですが、このうち135億円ぐらいは国の補助金を活用しているということだったのですが、市長はこういう本当にすばらしい絵を描いているのですが、ここにどれぐらいの集客を考えて、こういう公約を出されたのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現時点においては、基本構想の策定を行っております。今後基本計画等を策定する中で具体的な施設等の検討が行われますので、その中で集客数などは議論されていくものと考えております。

○(14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

私が聞いているのは、大変大きな整備計画なので、市長はどういう想定でもってこういうチラシを出されたのかというのを聞いています。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

この森の風テラス構想については、確かに私は選挙のときに、新たな豊見城市の経済拠点の起爆剤になることだということで市民の皆様へ訴えさせていただきました。今瀬長宏

議員ご質問の、どのような規模でということがあったのですけれども、当然市内の中心地に位置するわけございまして、市民はもちろんのこと、県民、それから県外・国外の方々に利用していただきたいと。その規模については、今回今年度で「みんなのまちAI」、AIシステムで人流を図っていくということの実証実験も補正で認めていただきましたので、今の現状は瀬長島に限った話ではあるのですが、あの「みんなのまちAI」というシステムに関しては予測ができる。将来こういうところで森の風テラス構想、その中にホテルであったり、いろいろな機能を。当然公共施設、今中央公民館にあるような大ホール、社協を含めた上で総合的な公共複合施設としてできた場合に、どのような集客が得られるのかということもAIが予測を立てていくということにもなりますので、それであればどういう投資が効果的なのか。どういうインフラを整えなければいけないのか。それが見えてくると思います。当然これまでの手法でもって、今総務企画部長が答えたように、実施設計から建設着手に至るまでのプロセスも図りながら、そういうAIを活用して、より可能性のある手法を目指して取り組んでいきたいと考えています。

○(14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

私が聞いているのは、具体的議論に入る前、このチラシを作成する時点でどれぐらいの集客数を想定して、こういう大変な絵を描いたのか。それを聞いているのですが、これは答えられませんか。

○ 市長 徳元次人

集客数については今述べたとおりで、AIを活用しながら、この豊見城市のこれからのポテンシャルがあると思っておりますので、当

然私は経済拠点になり得る場所だと思っていますので、その構想を描きました。当然当初の数字を今ここの議場の場で言うと、それが独り歩きしてよくない方向性に行くのは必至であります。ですので、これから事実と、それから調査で出てきた数字を根拠に展開を図っていきたいと考えています。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

こんなに大きな規模の整備、これはわざわざサクラマチクマモトの絵を入れているのも、我々がここを見にいく根拠は、新垣亜矢子委員長が、市長が考えている森の風テラス構想が一番近いのはこのサクラマチクマモトだと。だからここを見にいきたいんだという理由を言っていました。ですから具体的に、これに近い構想を考えてこういうチラシをつくったというのは計り知れるのですが、では最低限、いつ頃をめどに着工を考えていらっしゃるのか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、基本構想の策定を行っており、今後基本計画の策定、事業手法を検討することとしております。事業手法の検討において今後の進め方の整理を行うことができれば、PFI事業者選定のアドバイザー業務を着手できると考えております。その中におきまして事業者の選定を終えることができれば事業実施段階に移行し、契約、設計を経て工事への着工となると考えております。工事の着工時期についてですが、本事業におきましては課題等もあることにより、明確な時期についてはお答えすることはできませんが、各工程において、できるだけ早い展開ができればと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

公約というのは任期中に最低でも芽出しをするのが公約であって、それが言えないということ自体は、市民を騙したというふうに市民から言われますよ。

では、②県内最大級の室内型公園の整備について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

宮城恵議員の一般質問でもお答えしましたが、現在室内型公園の整備等については、民間の施設を活用し、設置ができないか検討を進めているところです。市が雨や台風など天候に左右されず、特に真夏の直射日光などによる熱中症の安全対策の観点からも、子どもたちが思いっきり遊べる全天候型の遊び場を整備することは、予算を伴うこととなります。そのため整備につきましては、公や民間施設を問わず、既存の施設を活用することで民間事業者との連携を図り、民間活力を活用していきたいと考えており、検討を進めているところです。しかし、民間事業者の施設を活用した整備となりますので、本市の方向性と民間事業者の考え、整備費用、整備に係る事業スケジュール等が一致することが前提条件と考えますので、現時点におきましては、引き続き意見交換を含め検討を重ねてまいりたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

このチラシにも、県内最大級の屋内型公園の整備。実は私たちが議会全体で宮古島市の視察に行ったときに、JTAドーム宮古島。これは大変大きい屋内施設で3,600平方メートルありました。これはテニスコートで言えば13面入るといって、大変大きなものです。これより大きいのも幾つもあります。うるま市具志川ドーム、あるいはA g r eドーム北谷。

A g r e ドーム北谷は3,747平方メートル、あけみおS K Yドームは名護市にあるのですが、3,960平方メートル、宜野座ドームは4,893平方メートル、これはテニスコートが18面入るんですね。一番大きいのは、私が調べた範囲では沖縄県総合運動公園屋内運動場、これは7,000平方メートルを超えます。これにはテニスコートが27面入るんですね。市長はわざわざ県内最大級の室内型公園を造る、そのように限定しておっしゃっています。この前、小禄高校でも講演されて、この話をされた。豊見城市の高校生が大変期待したいと喜んでたというのがニュースで流れたのですが、どの程度の規模の屋内運動施設を造ろうと考えていらっしゃるのか。市長からお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

雨や台風など天候に左右されず、特に真夏の直射日光などによる熱中症の安全対策の観点からも、子どもたちが思いっきり遊べる全天候型の遊び場を造ることを目的としているため、具体的な数値ではなく、訪れる市民の方々が納得いただけるような施設整備を行うことができるといふふうに考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

では市長に伺いますが、要するに県内最大級というのは造らないという考えなのですか。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

私は確かに県内最大級の完全室内型公園を造るということは、今もなお気持ちは変わりません。それについては、瀬長宏議員がおっしゃっていることはプロ野球キャンプが来た、球場の隣にあるような屋内運動場的なものを指しているのかなと推測はできているのです

が、私はかつてから選挙中もそうですが、小禄高校にキャリアップで行ったときの講義でもそうですが、3つ考えられますと常にお伝えをしています。完全室内型、それから高架橋の下の面積を利用して十分な公園を図っていくと。それだと直射日光もありませんし、雨も避けられるであろう。半屋内型にはなるのですが、まずそれも2つ目の考え方。3つ目に関しては、多少ハードルは高いのですが、既存の公園に屋根をかけていこうという、この3つの考え方があるんだということを、いろいろなところで講演をお願いされたときにも、その話をさせていただいております。今言う完全室内型というものに関しては完全ですので、エアコンももちろんきいている想定であります。その周りに飲食店が広がるようなことと言えば、やはり公共のみで整備する。我々が全てゼロから10まで公共で整備するよりは、民間の皆さんとタイアップをして集客装置になるような箱を目指してやっていくほうが、特に完全な室内型公園というものについてはゼロ歳から6歳、未就学児を主に考えていますので、保護者が連れていきやすい場所というのであれば、そういう状況になっていくと思いますので、この3つの考え方として公園の提案はさせていただいておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

ここでもまた、市民騙しというふうに批判されますよ。県内最大級というのは、造るといふ答弁がありませんでした。給食センターも任期中には着工できないというのがはっきりしています。

(1)ハラスメント防止への取組について伺います。

まず、①職員アンケートの実施について伺

います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

職員アンケートの実施につきましては、豊見城市ハラスメント事案に関する第三者委員会報告書において、定期的なアンケートの実施の提言がございます。アンケートの実施は、表面化しない事案であっても、ハラスメント事案の有無を把握することにつながるようになりますので、報告書にありますように、少なくとも3年ごとに実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

今日、南城市長がセクハラで訴えられたというニュースが流れました。パワハラ、セクハラ、全国で大変な問題になっております。職員アンケートの実施によって、パワハラ防止に向けた課題解決が必要と、3月23日、私の質問に答弁しておりますので、具体的にいつまでにアンケートを取るというふうを考えているのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市職員のハラスメント防止等に関する規程第6条第2項には、相談窓口の設置があります。総務企画部長、人事課長、人事課人事研修班の職員が相談窓口と規定されておりますので、当該窓口はハラスメント防止に資するものだと考えております。このようなことから、アンケートの実施につきましては少なくとも3年ごととしつつ、必要に応じ期間短縮も検討していきたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

大変非常識ですね。こんなに豊見城市ではハラスメントが問題になっているのに、なぜ節目節目でアンケートを取らないのか。一つ

は、今市の規程がありますが、この規程で窓口を外につくってくれというのが我々議会にもいっぱい声が届いております。②市職員のハラスメント防止等に関する規程における相談窓口を外部に追加設置する考えがないか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市職員のハラスメント防止対策等に関する規程における相談窓口を外部に追加設置する考えがないかについては、当該規程を改正し、令和6年度に外部相談窓口を設置する方向で検討を進めております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

③については、まともな答弁が出ないでしょうね。今度の議会では職員の中には市長も含まれると、こんな答弁が始まりました。私には、3月、6月、9月、こういう視点での答弁は一切されませんでした。この職員に市長も入るといえるのであれば、懲戒処分等を含めた人事管理上の措置を講じるという対応措置には市長は当然該当しないわけですから、そういうことからすると、これはもう本当にびっくりしますが、今一般職は、地方公務員法第29条第1項の規定と第29条第4項の規定で、条例で懲戒処分を規定して処分ができる。だけど副市長であれば、地方公務員法第3条第3項第1号の規定に該当し特別職に区別されるので、これは地方自治法施行規程第15条において準用する地方自治法施行規程の第12条で懲戒処分ができると規定されておりますので、副市長だってこれで処分できないというふうに位置づけられます。ですからそういうことでいうと、早急に職員の働きやすい、安心して働ける環境をつくる上では、いざとなったら市長でも副市長でも訴えられるよう

な仕組みづくりは早急に取り組むべきだということを求めて、私の質問を終わります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時33分)

再 開 (14時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号21 (3番) 新垣繁人議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、新垣繁人議員の質問を許します。

○ (3番) 新垣繁人議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。会派城の風、新垣繁人です。昨日宜保安孝議員が一発目、冒頭で会派名を間違えるという重要異例な発言がありましたけれども、その後、しっかりお昼にミーティングをしまして議論し合った結果、その周知をしていなかった会派長の責任ということで全会一致となりまして、私が懲罰されることになりました。というのは冗談でありますけれども、会派名が大事かというところでもなくて、やはり会派としてしっかり機能を果たしていくということが大事なのかなというところですね。しっかり会派城の風、これから豊見城市の中心となって、その機能も含めてエンジン全開で、またいろいろな会派とも連携を組んで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、(1)これは気になる子だけではなくて、障害を持っている子の子育て支援についてということで、保育園等の訪問先支援について以下を伺います。

(ア)主旨を改めて伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

保育園や学校といった施設等に専門知識を持った支援員が訪問し、訪問先の職員に対して関わり方や支援方法を助言するなど、障害児への対応方法などを知ってもらい、障害児が安心して集団生活を送れる環境を整える支援でございます。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

この支援事業というのは、発達障害もそうです。そして今おっしゃっていたように、障害を持った子たちが、例えばデイサービスを放課後受けられていると。そういうところで専門の方々の支援員を実際保育園とか、小学校、中学校、高等学校に受け入れて、先生方とも連携を図ると。そしてその連携を保護者とも図ると。これは間違いなく先生方の業務負担軽減にもなりますし、保護者が一番理解しやすいというところですね。もっともっと活用されるべき事業だということを思いまして、次の質問をさせていただきます。

(イ)本市の受入状況を伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

本市の受入状況としましては、令和5年11月時点における保育所等訪問支援の実利用者数は58名となっております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

また、市民の方々に分かりやすい意味も含めて、(ウ)受入れ迄の事務等の内容と伺いますか、状況等も含めて伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

障害児の保護者から市に申請をしていただき、支給決定がなされると受給者証が発行さ

れます。申請する際、医学的診断や障害者手帳の有無は問わず、療育が必要という医師の意見書で申請が可能となっております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

今答弁でありましたように、医学的診断も障害者手帳の有無も問わず、医師の意見書をもってその手続ができるということでありますので、そこら辺は市民のほうは実は理解されていなかったところもあるかと思っておりますので、そこはまたホームページ等も含めて分かりやすく周知をしていただければと思っております。

続きまして、(エ)その更新時期を伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

原則、支給決定期間は1年間となり、更新時期には市から通知を送付しております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

更新時期が1年ごとということであるんですけれども、ここはしっかり引き続きその通知を送っていただいて、一番大事な時期というのは学年が変わる時期とか、例えば小学校から中学校、そして高校、この変わり目というのはかなり必要な時期になってくると思っておりますので、そこは申請者の方々の思いをしっかり酌み取っていただいてご対応いただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

続いて、(オ)周知等の取組内容を伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

周知の取組につきましては、5月の校長会、教頭会にて制度の趣旨や手続の流れについての周知と、連携した支援の協力依頼をしております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

毎年5月に校長会、教頭会のほうで周知されているということなのですが、実はこういう事案が豊見城小学校の保護者のほうから今回ご相談等がいろいろありまして、なかなか学校現場の先生方が、その支援事業の中身をなかなかまだ把握できていないところがあって、現場的には、先生によっては気づいてあげて、そこに即すこともできれば、また先生によっては気づかずに手続の方法が分からないという現状になっているところも実はありまして、これは豊見城小学校だけではなくてあるのかなというところで、ここは先生方の周知というところを教育委員会のほうにお願いなのですが、実際校長会、教頭会では障がい長寿課のほうはしっかりお伝えしている中で、まだ現場に下りていないというところもありますので、ここも一度教育委員会の方も汗をかいていただいて、どうにか周知にご協力いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

保育所等訪問支援事業につきましては、先ほど来ありましたように、5月の定例校長会及び定例教頭会において、当該事業を受託しております事業者、担当者をお招きして周知したところでございますが、さらなる周知が必要だということでもありますので、今後各学校の教育相談員や特別支援教育コーディネーター等を対象に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひとも周知のほうを徹底していただいて、みんなが平等に笑える子どもたちの環境づくりに、みんなで支え合っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)は一番最後のほうに回させていただきたいと思います。

(3)新時代を築く新たなまちづくりについてということで、①市街化調整区域等に対する土地利用の見直しについて、徳元市政の今後の戦略等、そしてその展望を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

市街化調整区域などに対する土地利用の見直しにつきましては、本市都市計画マスタープランに基づき行っていくものでございます。市街化区域への編入に向けて取り組みつつ、市街化調整区域における地区計画制度なども活用しながら、今後まちづくりを進めていきたいと考えております。また、今後の新たなまちづくりにつきましては、令和6年から令和8年にかけて本市都市計画マスタープラン改訂業務を予定しておりますので、その中において本市の特性に応じたまちづくりを進めていけるよう、関係部署とも連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

①の再質問に入る前に、一度、⑤のほうに行きたいと思います。

⑤県道東風平・豊見城沿線の市街化編入へ向けた進捗状況について伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

議員ご質問の那覇広域都市計画区域区分の第7回定期見直しの中で、特定保留として位置づけされております県道東風平豊見城線沿道地区につきましては、対象地区の権利者を組合員とした組合施行の土地区画整理事業の実施に向け土地区画整理組合準備会が組織されておりましたが、去る10月2日に行われまして総会において準備会役員から、準備会の

目的の達成が非常に厳しいということから準備会を解散するとの意思表示があり、準備会は解散という結果になっております。本市としましては、組合施行の土地区画整理事業の実施につきましては一定の区切りがついたものと理解しておりますので、今後のまちづくりを進めるために、また新たな手法などについて内部でも検討していきたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

組合の総会が10月2日に行われて、正式に事実上解散されたということであります。これは考え次第では、新たな出発だと思っております。今回この組合が解散するということは、あくまでも区画整理事業の手法としては事実上厳しい、その判断になったのかと。ただ、特定保留地区が打たれておりますので、その報告も県にしなければいけないところだと思っております。ただ解散しましたよという報告ではなくて、ここは新たな地区計画として、その手法をしっかりと盛り込んだ中で、県のほうにここは早急に報告をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そこも含めて①の再質問にもなるのですが、市街化編入、県道東風平豊見城沿線もそうであります。そしてこれまでも、今日もですけれども、大田善裕議員が取り上げています県道東風平豊見城沿線の渡橋名地域、あそこも農振除外をして、これから検討していくという答弁だったと思うのですけれども、都市計画マスタープランの改訂が令和8年にあるということで、6、7、8、時間がある意味あって、実はない状態であります。市長の公約でも高度利用の見直しをしていくということで、それを実現するためには、これまで

答弁でもあった令和8年度の都市計画マスタープランの中で色を塗ってあげないと、その那覇広域都市計画審議会の土台にも上がらないんです。だからこそ、今年度しっかり早めに議論をしていただいて、どんなに遅くても3月までには。令和6年度からはその土台に上げるための動きをしななければいけないと。その一つに、先ほど言ったように沖縄県に報告をまずしないといけないはずなのです。だからこそ、ちょっと確認したいのですが、ここは大田善裕議員の思いもそうでありまして、私の思いも、この沿線は一つのセットであります。一つのセットであるということも含めて、ただそこだけではなくて、与根地域も今後見直しの可能性があるのかなど。そして森の風テラスも、場合によっては土地利用の見直しもしないといけないということで、森の風テラス、そして与根地域、今言う県道東風平豊見城沿線の私がこれまで訴えてきたところと、その先の大田善裕議員が訴えている渡橋名地域を含めた箇所を、最低でも令和8年度の都市計画マスタープランの中でしっかり色を塗っていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

今議員からご質問のあります地域以外にも、本市全体といたしまして、次の区域区分の定期見直しに向けての検討についてでございますが、本市の都市計画マスタープラン改訂作業は次年度からスタートいたします。その中におきまして、関係部署ともしっかり横の連携を取りつつ、本市の特性に応じたまちづくりを進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ぜひ色を塗っていただきますようよろしくをお願いします。

ただ、事実上市街化編入をするには、那覇広域都市計画審議会で決定されなければいけないということで、次回の審議会が5年に一度ある中で、実は今度は令和9年度なのです。それに乗っからなければ、その次の5年後って、実は現実的になかなか市街化編入が厳しくなるという状況があります。なぜなら人口動向がもう減少していくからであります。だからこそ、この令和9年がラストチャンスなのです。このラストチャンスにしっかり公約を盛り込んでいただいて、汗をかいていただきたい。場合によっては、那覇広域都市計画にこだわらず、もしその令和9年がどうしてもできなかった場合というのは、次のステージはその那覇広域都市計画からの脱退も含めて、市長の戦略、その展望を描く必要があると思うのですけれども、市長の思いをお聞かせください。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、次回の定期見直しにつきましては、沖縄県が区域見直しの決定をしていくわけですけれども、その要件とかスケジュールについてはまだ何も示されていない状況でございます。これまでは約5年に一度の間隔で見直しを行われておりましたので、その辺のスケジュールが示された段階ではしっかり取り組んでいきたいと思いますが、区域区分の制度につきましては、令和4年11月に改正されております那覇広域都市計画の中でも都市の骨格的緑地など、郊外の優れた自然環境を積極的に保全していくという取組が必要ということもうたわれております。そのことから、区域区分協議会の中でも区域区

分の維持は必要であると示されております。
また、本市と隣接する各市町が相互に連携して、適切に役割を分担することが重要だと考えておりますので、現時点におきましては、那覇広域都市計画からの離脱については検討をしておりません。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

この那覇広域都市計画審議会から脱退しないために、令和9年度へ向けて、ここは最後のゴールだということで、市長よろしくお願ひします。

続きまして、もう(3)について終わりました、(4)ビニールハウス再生支援についてに入りたいのですけれども、ここは今回波平邦孝議員、そして赤嶺吉信議員がしっかり質問をされて、前向きな答弁をいただいておりますので、ここは割愛させていただきたいと思ひます。しかし、令和6年度の予算確保に向けて、県としっかり先陣を切って調整していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

続きまして、(5)道路行政について。

豊見城団地で地滑りが生じている市道46号線の整備についてということで、前回は質問で取り上げました。前倒し執行をお願いしなすということでお願ひしましたので、その続きを聞かせてください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道46号線は県道7号線を起点とし、市道40号線を終点とする道路であります。本路線付近には県改良住宅、市改良住宅、豊見城小学校等があり、児童生徒の通学路としても多く利用されている道路であります。しかしながら、複数の箇所において舗装面の亀裂及び陥没が生じていることから、現在社会資本整

備交付金を活用し詳細設計業務を履行中であり、その中で対策工法等の検討を行っております。このたび、国の経済対策に伴う補正による予算確保ができたことから、今年度中の工事発注に向け取り組んでいく予定となっております。なお、補正による今年度中の工事発注箇所につきましては、1年余り通行止めの状態となっている市道130号線の早期開通のため、県改良住宅H棟側ののり面対策工事を行うものであり、県改良住宅K棟側ののり面対策工事につきましては、令和6年度の発注に向け予算要望しているところでございます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

本当にありがとうございます。前回までは新年度というところだったのですけれども、今年度内で工事発注はしていくということであります。今日、伊敷光寿議員の質問でもありましたように、南分譲のほうでもそういう地滑りが起きていると。この通り沿いのその先がそこなのです。その対策をしていくためにも今年度中から全体的に見ていただいて、対応していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

続いて、(6)協働な街づくりについて。

豊見城団地駐在所跡地整備ということですが、今年度しっかりもう一度地域の方々を集めて、その声を拾ってしっかり進めていくという、質問取りでお話を聞いていますので、今回は割愛させていただきたいと思ひます。

続いて、(7)適正な業務委託について。

ごみ処理施設維持管理業務について、廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づいた適正な委託料となっているのか伺います。ここはこれまでも通告で上げてできなかったと

ころでありますので、予算時期ですから今回質問させていただきます。お願いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

糸豊環境美化センターの管理運営を行っている南部広域行政組合糸豊環境衛生課に確認しましたところ、令和5年度当初予算要求時におけるごみ処理施設維持管理業務委託料を算定するに当たっては、廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づく設計書の作成と併せて、取引先より参考見積りを徴取し、設計書と参考見積書との比較により、価格の低いほうにて予算要求しているとのことであります。令和5年度当初予算においては、令和4年度当初予算より545万6,000円の増額となっております。また、令和6年度当初予算調整案においては、廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づく見積書の内容となっていることを確認しております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ちょうど財政査定時期でありますので、ちょっと再質問をさせていただきます。念のために確認したいのが、私が今通告で上げているのは、廃棄物処理施設の維持管理業務の積算基準は全国的なものがあると思います。これまではその積算基準の数字よりもかなり下回っていたと思うのですが、実際現状を確認した際、この積算基準よりは下回っていたのかお聞かせください。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時06分)

再 開 (15時06分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

当該委託料の算定内容につきましては、糸豊環境衛生課、南部広域行政組合も把握していると同っております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

すみません、もう一度です。把握しているというのは、下回っていたということ把握されているということによろしいですか。

○ 市民部長 上地五十八

そのとおりでございます。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

やはり基準があって下回っているという現状を、私はこれまでのことまではもう追求しません。これからしっかり改善していただくということであれば、それをしっかりプッシュするのが私たちの立場でありますから。

そこで次の質問なのですが、今回予算編成時期ということで、財政課のほうも糸満市としっかり調整をされている最中だと思っております。ここは一気に要望されている要求を本当は予算化してほしい。だけど、お互いの財政事情があることは私もしっかり理解しておりますので、最低でも段階的、段階といっても10段階じゃなくて、1、2段階。2段階ぐらいに分けて予算措置をしていただきたいのですけれども、実際財政部署としていかがでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

今現在予算の編成過程之中でありますので、関係部署としっかり調整しながら、総合的に判断していきたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

しっかりと査定をしていただきますよう、ここは力強く要望したいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、(8)与根体育施設について。

まず、①与根体育施設（サッカー専用の施設）の代替施設をどのように考えているか教育長の見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

与根体育施設の代替施設に関しましては、スポーツ拠点エリア構想や森の風テラス構想の中で、その整備について検討されていくものと認識をしているところでございます。また、当面のサッカー利用につきましては、与根漁港多目的広場をはじめ、総合公園陸上競技場やナイター利用が可能な豊見城小学校、長嶺小学校グラウンドを活用し、それらの施設が暫定的な代替施設として活用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひスポーツ拠点エリアの構想でもしっかりめどを示していただきながら、その間、サッカー協会のほうからもこれまでに要望書があったように、できれば陸上競技場を活用したいと。確かに活用している状況はあるけれども、例えば大会とかそういう試合、正式なものじゃないと活用できていないというところもあって、月に一度でも構いませんので、一般開放ができるような取組も検討していただきたいと思っております。

そこで、続いて②企業誘致等を含め、今後の跡地利用計画を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

与根体育施設の跡地利用については、高付加価値型のものづくりの企業や新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業などの集積を目指し、産業振興計画の策定も見据えた方向性を図っていきたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

再質問です。

今産業振興計画ということでありますけれども、これは今、予算要望はされているのでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

今、令和6年度の新年度予算の中で精査をしているところであります。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

この産業振興計画、前回、前市政のときは県からのコピペみたいな計画でありましたので、ここは予算をしっかりと通していただいて、専門家の方々の意見も入れた計画にさせていただきますよう、ここはよろしく願います。ここも財政の査定を含めて、しっかり予算化させていただきますようよろしく願います。

続きまして、③与根漁港多目的広場の機能強化について以下を伺うというところで、(ウ)です。

(ウ)ナイター用照明器具を整備する必要があると考えますが、市長、そして教育長の見解を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場のナイター用照明器具について調査したところ、多目的広場内には6灯ありますが、そのうち2灯が故障により点灯しないことを確認しております。スポーツ照明の日本産業企画、いわゆるJISによりますと、学校体育またはレクリエーション活動に区分される照明の照度基準はサッカーの場合で100ルクス、軟式野球の場合は内野で300ルクス、外野で200ルクスと定められており、ナイター設備の整備につきましては、補助事業の対象とならないことから単費での

対応となります。今後市民からの要望などや整備に対する機運が高まってきた段階で、総合的に検討していく必要があるものと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

一問一答でありますので、教育長の見解も伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今回今定例会におきましても陸上競技場の照明の議論と、議員ご質問の与根漁港の多目的広場についても照明の議論がございました。今後サッカー協会をはじめとするサッカー関係者と議論を深める中で、まずどこから整備していくのか、どういう整備が必要なのかも含めて、検討しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

市長、ここは最後にお願いしたいのですが、今与根漁港多目的広場を管轄しているのが農林水産課ではあるのですが、そもそもこの施設の代替というところで、やはり教育委員会のほうからそういう話を主導して調整が始まらない限り、なかなか農林水産課としては、独り立ちしてそのことをできないとは思うんですね。そこを一度、市長の教育委員会との総合調整権といいますか、総合調整会議も使っていただきながら、実際前向きな話し合いをお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

もちろん総合的な調整を図らないと前に進まないと思いますので、そこにはしっかりと挑んでいきたいと思っています。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

それでは続きまして、(9)市政運営の在り方及び公務員像（全体の奉仕者）についてということで、今回①と②につきましては、実はある方に今回この案件について私のボールを預けました。ある市議会議員の先輩でありますけれども。その私の思いが前山川市長にしっかり届いた先にどのようなキャッチをしてくれるのか。そして、そのボールがどのような形で私のところに来るのかによって判断をしていく必要があるということで、今回は割愛したいと思います。ただ、そのキャッチ、そして返ってくるボールによっては、次回3月定例会では、そのときは沖縄県知事、そして当時の沖縄県の総務部長であった副知事も巻き込んだ質問となってくるかと思っておりますので、今回は保留させていただきたいと思いません。

そこで、続きまして③市役所内部における市長等のパワーハラスメントについて以下を伺います。

(ア)前山川市長からパワハラを受けたとして、本市に対して令和4年9月に訴状が届いておりますけれども、裁判の進捗状況等を伺います。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

事件番号 令和4年(ワ)第584号 損害賠償請求事件につきまして、これまでの経緯としましては、令和4年9月14日付で那覇地方裁判所書記官より、第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状により訴状が送達され、同年9月15日に本市において収受しております。その後、令和4年11月10日の第1回口頭弁論をはじめ、これまで令和5年1月26日、4月18日、7月6日、10月10日及び11月28日まで計6回の裁判手続を行っているところで

ございます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

これは一昨日ですか、宜保龍平議員からも質問があつて答弁でもありましたけれども、6回されていると。その中で前市長でありました山川氏が補助参加人として実際参加されているのか、現状をお聞かせください。裁判の中身は聞きません。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

前市長及び前副市長におきましては、補助参加人として4月より参加しているところでございます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

実際本人が4月から補助参加人として参加されているということであるのですが、現在の時点で何度ほど補助参加人として呼ばれているのか、現状をお聞かせください。

○ 総務企画部参事監 奥濱真一

お答えいたします。

先ほど答弁しておりますように、4月から補助参加人として参加しております。その後の裁判手続におきまして、4回ほどの裁判手続の中で補助参加人としての参加となっております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

こうやって補助参加人としても裁判に呼ばれている中で、一昨日ですか、宜保龍平議員もおっしゃっていましたが、どの選挙に出るかちょっと分かりませんが、私はラップとかやっている場合じゃないと思うんですよ。真摯に受け止めるのであれば、本来であれば今は自粛する時期だと思っております。

もう一度ちょっと戻るのでありますが、その次に、まず(イ)です。議会特別委員会及び前山川市長が自ら設置した第三者委員会の報告に対す

る新たな徳元市政の見解を伺いたいと思いません。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。読み上げてしまっていますが、よろしく願います。

第三者委員会が取りまとめた報告書の内容は、真摯に受け止めなければならないものと考えております。第三者委員会の報告書を見ますと、前市長は自ら書類を丸めたり、机を激しくたたくことはしていないが、軽くたたくことはあったことや、熱が入り過ぎた言い方になってしまったかもしれないとする事実が明確に明記されていること。第三者委員会が前市長から直接パワーハラスメントを受けたと主張している職員の方から直接話を聞く機会を持てなかったこともあり、パワーハラスメントを認定するに至らなかったとしつつも、特別委員会で参考人招致に応じた職員に対して、相当の覚悟を持って出席、発言したことと思われ、全く存在しないことを説明したとは考え難いとして、看過することはできないとしていること。また、市民からの疑いの目が払拭できたわけではないとの内容はしっかり止めておきたい内容だと思っております。その上で、ハラスメントにより傷を負ってしまった職員をどう救っていくのか。なぜこういうことになったのか。さらには、前市長に関する裁判が行われているところがあります。その全容が明るみになっていない部分が数多くあり、その部分の確認についても考えてまいりたいと思っております。第三者委員会の報告書の最終章は、提言でございます。条例制定や研修の実施、外部相談窓口の設置、安定的なアンケートの実施などが挙げられており、既に実施されているものもありますが、まだ実施されていない提言は、段階を経てい

く中で実施のめどをつけてまいりたいと考えております。

以上でございますが、第三者委員会の報告書の最後には、こう触れられております。市長をはじめとする市職員、議員一人一人が相手の立場を尊重し、よりよい市行政運営のためにハラスメント根絶の決意を持っていただきたくと締めくくのご提言は、私自身しっかりと受け止めて、今後の市政運営に当たってまいりたいと思います。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

本当におっしゃるとおりだと思っております。ただ、当時前山川市長は、そういう状況があるにもかかわらず話をすり替えて、「私はこの市役所職員をあらゆるハラスメントから守る」とまで言っている方が今、訴状で訴えられております。守る方が訴えられているのです。ちょっとどうかなという状況が起きているのですけれども。ただ、私たちの特別委員会の報告も受けている中で、これは前回私も質問しました。これは前市政のときであります。今市政でも確認させてください。前山川市政のパワハラ疑惑を含めた、そういう影響でもって職員が療養に入ってしまった。今回復帰した人も含め、そういう状況があるということ把握されているのかお聞かせください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在ハラスメントに関連する訴訟があることは承知しております。本市におきましてハラスメントにより傷を負ってしまった職員がいることは認識しております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

同じく教育長の見解をお聞かせください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

その件については非常にお答えするのが難しい質問ではございますが、私はその当時、教育委員会にもおりましたので、その中でそれが原因かどうかは分かりませんが、大きな影響を受けたであろうということは、そう信じるに足るような状況はあったものと理解しております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

本市がやっとその状況を把握した中で、裁判が是々非々で行われるものだと私は思っておりますので、参事監、ここはしっかり是々非々でもって対応していただきたい。もっと本当は言いたいのが、当時私たちの特別委員会に対して、一度だけ当時の市長、副市長が参加されましたけれども、あのときも条件付きでありました。1時間しかだめだよと。そして通告を出しなさいと。私たち全員に対して1時間、60分しかない中で何が議論できたのかというところがあります。そういうお膳立てをもし職員がやったのであれば、これは大きな問題だと思っております。そういう意味で全体の奉仕者として、私は間違っていると。そういう一部の奉仕者みたいなことを職員がやっちゃいけないんですよ。というところも含めて、場合によってはこの事実関係も、もしかしたら3月でやっていきたいなど。ただ、今回で終わりたいです。そこを真摯に受け止めていただきたいと思っております。次に行きたいと思えます。

ここはもう気持ちを切り替えて、(2)のほうに戻るのですけれども。(2)内閣府政策のムーンショット(AIやアバター等)計画についてということで、これはもう5分しかありませんが、議場の皆さんはタブレットでも検索してください。市民の皆様ももし動画で

今見ているのであれば、ネットのほうでムーンショット計画ってやれば、すぐ一発で出てきます。その内閣府が今どういうことを掲げているかといいますと、ムーンショットの目標の一つですね。2050年までに人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現していくという、実はぶっ飛んだ政策が掲げられております。ただ、2050年までといてもあと27年、だけどころも書かれています。2030年までに、これは7年後です。望む人は誰でも特定のタスクに対して身体的能力、そして認知能力及び知覚能力を強化できる技術を開発し、そしてその社会通念を踏まえた新しい生活様式を提案すると。これを2030年までに提案していく。そして2050年には社会普及していくんだということを掲げております。そこで質問に入りたいと思います。

①ムーンショット計画に対する本市の見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

新垣繁人議員のご質問のムーンショット計画については、内閣府の政策である科学技術・イノベーションにおけるムーンショット型研究開発制度と認識して、お答えしたいと思います。ムーンショット型研究開発制度は、我が国初の破壊的なイノベーションの創出を目指し、従来技術の延長となり、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発、ムーンショットを推進する国の研究プログラムです。現在、将来の社会課題を解決するために、人々の幸せで豊かな暮らしの基盤となる9つの目標を掲げられており、それぞれにおいてこのプロジェクトが進行していると認識しております。ムーンショット計画に対する本市の見解についてですが、現在、国において研

究開発が進められているものと認識しておりますので、情報収集に努め、今後動向等について一自治体として注視できればと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

この質問は、私の中では伏線となっております。これはまたしっかり3月で回収もしていきながら、今後質問をしていきたいと思っております。

そこで、②A Iやアバター等を活用した新たな産業として、民間活力の導入も含め、企業誘致等を本市として積極的に取り組んでいく考えがないか市長の見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市総合計画では、市の立地特性を生かした高付加価値型産業の市内の立地集積を進めるとしており、A Iやアバター等を活用した新たな産業もその範疇に含まれると考えております。今後も国や県の施策を活用しながら、時代の変化に対応した産業の誘致と育成を図ってまいりたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

最後に市長のほうにですが、豊見城市が国の情報を先駆けてキャッチして、その拠点になっていくんだという思いで私は取り組んでいただきたいのですが、市長の見解を最後にお聞かせください。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

このA I等を活用したムーンショット計画、私は非常に興味を示しているところでもあります。これを活用しないということではなくて、しばらく静観をして、世の中がうまくいったら取り組もうといったら絶対遅いと思っておりますので、そこは新垣繁人議員と思いは一

緒であります。先駆けてこういう産業を豊見
城市に誘致したときには、どういう展開が
待っているかというのもしっかりと精査をし
て、私のところにお越しいただくお客様の中
には、ロボット開発を豊見城市でやろうとか、
いろいろな企業提案、ムーンショットに結び
つけられるような企業提案もたくさんありま
すので、そこはしっかりとアンテナを張って、
今後先駆けてできるようなことをしっかりと
進めていきたいと思えます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

与根体育施設の跡地計画もこれから産業振
興計画を立てるということでもありますので、
そういうところも視野に入れながら、民間の
活力も視野に入れながら、ぜひとも前向きに
みんなで検討していきたいと。みんなのまち
AIも早速取り組んでおりますので、やはり
豊見城市が先駆者となるよう頑張っていきた
いと思っています。

そして、もう今年最後となります。職員の
皆様、今年1年間、本当にお疲れさまでした。
また来年、笑顔でもって頑張りたいと。みん
なで一致団結して頑張りたいと思えます。そ
いう意味では一般質問、最後でありますので、
また来年に向けてさようなら。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月21日、午前10時開
議といたします。ご苦勞さまでした。

散 会（15時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（12番） 波 平 邦 孝

署名議員（13番） 真栄里 保

— 令和5年第8回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年12月21日（木）

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年12月21日（木曜日）午前10時開議

出席議員 21人

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1番) 外間 剛 議員 | (12番) 波平 邦孝 議員 |
| (2番) 宜保 龍平 議員 | (13番) 真栄里 保 議員 |
| (3番) 新垣 繁人 議員 | (14番) 瀬長 宏 議員 |
| (4番) 長嶺 吉起 議員 | (15番) 要 正悟 議員 |
| (5番) 新垣 龍治 議員 | (16番) 伊敷 光寿 議員 |
| (6番) 高山 美雪 議員 | (17番) 大田 善裕 議員 |
| (7番) 瀬長 恒雄 議員 | (18番) 楚南 留美 議員 |
| (8番) 吉濱 智也 議員 | (20番) 赤嶺 吉信 議員 |
| (9番) 宜保安 孝 議員 | (21番) 宮城 恵 議員 |
| (10番) 川満 玄治 議員 | (22番) 仲田 政美 議員 |
| (11番) 新垣 亜矢子 議員 | |

欠席議員 1人

- (19番) 大田 正樹 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

- | | |
|-----------|------------|
| 事務局長 金城 悟 | 主査 大城 利枝 |
| 次長 比嘉 豊 | 主任主事 嘉数 信仰 |
| 班長 比嘉 剛 | |

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長	久手堅 勝
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
総 務 課 長	上 原 元 樹	社会福祉課長	仲 座 ひろみ
道 路 課 長	大 城 英 貴	公園緑地課長	金 城 司
農 業 委 員 会 長	新 田 靖		
事 務 局 長			

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第3. 議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第71号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 陳情第10号 清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情）
- 以上5件一括上程
- 日程第4. 請願第2号 座安小学校区への公園設置について（請願）
- 日程第5. 議案第79号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6. 同意案第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7. 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第8. 意見書案第9号 オスプレイの墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求める意見書
- 日程第9. 意見書案第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書
- 日程第10. 決議案第3号 豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議
- 日程第11. 閉会中の継続審査の申し出について（教育民生常任委員会）
- 日程第12. 閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）

令和5年第8回豊見城市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年12月21日（木） 午前10時 開 議

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2	議案第58号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第6号）	総財委員長 報告後議決
3	議案第70号	豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の 廃止について	教民委員長 報告後議決
	議案第71号	工事請負契約の変更契約の締結について	〃
	議案第72号	工事請負契約の変更契約の締結について	〃
	議案第73号	工事請負契約の変更契約の締結について	〃
	陳情第10号	清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情） 以上5件一括上程	〃
4	請願第2号	座安小学校区への公園設置について（請願）	経建委員長 報告後議決
5	議案第79号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第7号）	即 決
6	同意案第14号	教育委員会委員の任命について	〃
7	報告第15号	専決処分の報告について	報 告
8	意見書案第9号	オスプレイの墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求め る意見書	即 決
9	意見書案第10号	パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見 書	〃
10	決議案第3号	豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議	〃
11		閉会中の継続審査の申し出について（教育民生常任委員 会）	
12		閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員 会）	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に瀬長宏議員、要正悟議員を指名いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時01分)

再 開 (10時02分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第6号)についてを議題に供します。

本案は総務財政常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 総務財政常任委員長 新垣亜矢子議員

令和5年12月21日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会総務財政常任委員会

委員長 新垣 亜矢子

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第6号)

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第8回定例会開会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

議案第58号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第6号)については、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一賛成討論一

議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第6号)については、賛成の立場で討論いたします。

今回6億4,900万円余りの増額補正ですが、

その中で気になる点が2点ございます。2点について指摘をしておきたいと思います。1つは生活保護費2億1,300万円余りの増額補正となりますが、今年度の当初予算15億7,600万円、これは予算審査の中で絶対足りなくなると。こういう金額は間違っていると指摘をしてきました。それは令和3年度の決算は16億1,100万円、令和4年度の予算審査の時点で令和4年度の最終的な決算額の見通しについて16億2,000万円と説明していたんですね。この過去2年間の決算額よりも下回る15億7,600万円、とんでもない不足が生じると指摘をし、結局、今回2億円余りの増額補正というふうになりました。言わば計上試算の誤りだと思うのですが、そういうところは今後きちんと改善していただきたいと思えます。

もう一つは、コロナウイルス予防接種健康被害給付金4,400万円、定期接種と任意接種があるのですが、コロナは任意接種であります。調べてみたら令和5年12月8日時点の健康被害認定数。これは認定された件数で5,499件。11月24日時点の死亡一時金の認定件数377件。実は申請を受理された件数としては1,040件あるんですね。認定というのはとても厳しい審査をされるようで、1年以上かかるみたいです。そして健康被害を受けたご本人、家族が自分で資料を全部準備して、申請をして1年以上かかる。そういう中において比較してみたのですが、過去45年間で予防接種でどれぐらいの被害認定がされているのか。これは45年の間に3,500件、死亡認定は151件ですから、コロナの死亡で認定された件数がもう377件。さらに審査を待っている件数が700件近くありますので、大変な数が被害として上がっているということです。

これを考えた場合には、健康被害を受けた場合の周知がどうなっているのか聞きました。そうしたらホームページと、あとお知らせのこの用紙の中には当然こういう記載があるのですが、それ以外はお知らせがないんですね。被害を受けていてもなかなかどんな方法で救済ができるのかというのが分からない人に対しては、市の広報などいろいろなチャンネルでもっともっとお知らせをして、そして健康被害を受けた方が申請ができるような周知徹底をきちんと今後図ってほしいということで提案もしております。そういうところもしっかり改善をして、今起こっているかもしれない健康被害については、いち早く救済の知らせをお届けする。こういうことを強く求めて、賛成討論としたいと思えます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第6号)については、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押しください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第58号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第6号)について、賛成多数であ

ります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第71号 工事請負契約の変更契約の締結について、議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結について、議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結について、陳情第10号 清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情）、以上5件を一括して議題に供します。

本案は教育民生常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

令和5年12月21日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会教育民生常任委員会
委員長 楚南留美

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第71号 工事請負契約の変更契約の締結について

議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結について

議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結について

陳情第10号 清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情）

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第8回定例会中に陳情者及び関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりであります。

3. 審査の結果

議案第70号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

議案第71号、議案第72号及び議案第73号については、賛成多数により可決すべきものと決定した。

陳情第10号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、はじめに反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

○（10番）川満玄治議員 一賛成討論一

おはようございます。議案第70号 豊見城

市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の立場から討論を行います。

まず、過去に6度の否決をしたこの案件、私たちは前山川市政のときからでした。最初は令和2年第1回定例会が始まりでした。1度目の否決理由は、豊見城中学校のグランド整備が終わっていないため、さらに建設に遅れが生じているため。豊見城中学校のサッカー部の代替施設として、与根体育施設のサッカー場が必要なため、行政の都合で子どもたちの活動の場を奪ってはならないという点と土地が3,000平方メートルということで、議会議決は5,000平方メートル以上のため、当時の山川市政の執行部は全く議会に説明をすることなく議会無視で議案を上程してきました。当時の総務企画部長も、前もって議会に話をすべきだったと答弁しております。元副市長が元県の職員のため、県への売却ありきで話が進んでいました。また、民間に売ることにより、沖縄県に売却するよりは今後の税収面や売却価格も高いだらうと思われるが、当時の執行部は比較検討もしていないとのことで、今ではないと反対をいたしました。

2回目の否決は、令和2年6月の第2回定例会です。そのときは県が9月がリミットということから出されたとしていましたが、市としてもこれだけ大事な場所であり、重要案件にもかかわらず、一回の審議で終わらせようとしていますが、もっと十分な審議をして9月に上程すべきではないかという意見と、さらに実際県は3月定例会で、与根体育施設条例が外れないと買わないというのは当初からの話だったとのことです。さらに、与根体育施設の管理がしっかりできていないため学校側からクレームがあったりと、これについ

ても市の維持管理ができていなかったと認めています。このときもまだ、中学校建設に伴って部活動の生徒たちが使い勝手に不便を感じていて、場所の担保が取れませんでした。我々が優先するのは、当然豊見城中学校の部活動の子どもたちであります。

また、市民の健康増進の総合グラウンドで、たくさんの市民からもサッカーをしているときは使えるのかや、ボールが当たらないかななどの不安の声も多く聞こえました。サッカー専用施設がなくなることは、確実に総合グラウンドを利用する方々や長嶺小、豊見城小でナイター設備で野球している方々にも確実に影響が出ます。安全対策の担保もしっかり取れていない。また、条例も通る前から補正予算に2億8,000万円を上げたりと通ることを前提に進んでいたり、議会軽視もありました。3月に否決され、重要案件にもかかわらず当時の市長、副市長は、教育委員会所管ということで議案説明も参加せず、何かあれば出るからと待機したり、議会と真剣に議論を交わそうとしない態度も私たちから見ると、議案を可決させたい熱量が伝わりませんでした。さらに、当時の沖縄県の認識としましては、議会や周辺の自治会や住民に説明をしたかったにもかかわらず、県としては説明を求められる体制をずっとつくって持っていたそうですが、豊見城市からのアクションがなかったため、令和2年6月まで説明をされなかった事実がありました。そのような様々な問題が解決されなかったため、2度目の否決となりました。2回目の否決後に、県が7月末がタイムリミットと発言したそうです。市は1か月後の時を待たずして、7月27日に第3回臨時議会が行われました。そこで、令和元年12月23日の審議会の答申による附言で1

番目に、周辺自治会や事業者をはじめとする市民への説明を十分に行うこと。2番目に、再生医療産業拠点の整備促進と戦略的な活用に向けた豊見城市のグランドデザインを作成すること。3番目に、適正な不動産鑑定条件に基づく適正価格で売却を行うことという附言があったことに対し、3月定例会と6月定例会までは、全く条件をクリアされずに議会を可決させようとしていることが分かりました。そこで市は6月定例会終了後を取って付けたかのように、令和2年7月1日に関係利権者への説明、7月5日に与根自治会に説明し、さらに6月のいつできたかも分からない再生医療産業拠点の整備促進と戦略的な活用に向けた豊見城市のグランドデザインが7月15日、初めて私たち議会にも説明がありました。そこで分かったことが、当時の建設予定の再生医療センターも50坪の1階平屋建ての工場のような施設でした。一事業者が入るくらいの大きさです。それまで市長は世界的何とか、何兆円規模とかいう感じで、ものすごいことが起こるような感じでSNSにも投稿しておりました。そのような小さな工場みたいなところでどのような理系の高度な人材育成ができ、どの程度の雇用が生まれ、そして周辺にどのような企業が進出するかも決まっておらず、この産業は一兆円規模の産業といながらも、当時の豊見城市の経済効果の試算もしていない。さらに、医療ツーリズムとの関連性も全く見えない、本当に疑問だらけの再生医療の工場の話でした。当時のグランドデザインは、県の資料をコピー&ペーストしてつくった感が否めませんでした。そこに豊見城市のアイデア、思いは全く感じる事ができませんでした。グランドデザインを7月15日まで説明ができなかった。だからこそ、

グランドデザインを7月15日まで説明ができなかったのだと私は確信しました。さらに、民間に売った場合の売却価格や固定資産税の試算もしていないなど、疑問ばかりがありました。さらに、サッカー専用施設の代替施設として長嶺城址でいく予定だった当時の市長が、それも事業費の問題があり見直すということや、民間活力の導入を検討したり、パークゴルフ場のアンケート予算を新型コロナ感染症予算へ流用したりと、長嶺城址も全く前に進みませんでした。

その当時、大田正樹議員の言葉ですが、体育施設を利用している方々のことを考えていない。置き去りにしながらまちづくりを優先させようとしている。学校現場を優先に考える。サッカー場使用者を優先に考える。それが最初のまちづくりの原点ではないでしょうかという話がありました。そうであれば、やはり与根体育施設条例をそのまま廃止せずに、ここに残った残地で体育施設をそのまま維持するほうが、市民にとっても何の影響もない状況になると思いますと提案しましたが、受け入れられませんでした。私たち議会の意思決定として、3月定例会、6月定例会で2度の否決の重さを顧みることもありませんでした。

また、6月の委員会において当時の山川市長は、9月定例会に向けて努力すると言ったが、実際には1か月後の7月にわざわざ臨時議会を開いて、3度目の議案上程と議会軽視の状態でした。このように議会対応について不十分な点や配慮に欠けた点においては納得ができず、さらに、1か月で取り急いでやったのが分かる薄い内容の施設を造ることは、豊見城市の未来のためにもよくないということで3度目の否決をしました。

令和2年9月定例会で議会の議決の重さを無視して、4回目の同議案の提出がありました。今回は教育委員会が可決させたので上程したとの理由でした。毎回毎回廃止理由を変更し上程し、議会を混乱させていました。私たちは、しばらくの間条例を廃止せずに、除却工事をしながら既存の場所を体育施設として残すこともどうかと提案しました。当時はまだ教育委員会が土地の地権者なので、体育施設であっても施工承認の申請が出た場合は出せるとの件を、新垣繁人議員も質疑をしました。当時の教育長も、相手方があることなので調整をしながら、両方がうまくいく形で進めたいとの発言もしました。やはりこのときも大事なのは、豊見城中学校の建替工事のため、また運動場が使えない。そして総合グラウンドは11月から1月の間、冬芝の整備期間になり、フィールドが使えなくなり、サッカー部は練習場所がなくなる。条例を廃止したら、サッカー部は間違いなく練習ができなくなる可能性が生じるため反対と、波平邦孝議員も討論しておりました。大田善裕議員も言うておりました。市民の代表である議会の意思決定を無視し、1年間の間に4回も同議案の上程と議会の意思決定を真っ向から否定する暴挙だと。市民自治や議会の尊厳を軽視しているとの討論もしました。しっかりと当時の野党議員には十分な説明をして、議会の協力を求める行動も必要なためということで4回目の否決になりました。

5回目、6回目の上程がありました。先ほどの理由等から否決をしました。全国でも例のない6度目の否決という、市民の代表である議会の議決を重んじない山川市政でした。私たちの立場が、今回与党である現在と過去の野党時代との間に存在する重要な変化につ

いて述べたいと思います。

かつて野党として、この条例に対し否決の立場を取っていた私たちですが、現在は豊見城市のさらなる発展と市民の福祉を最優先に考え、この条例の廃止を支持するに至りました。山川前市政は、代替施設の候補を、具体的に何で検討するとは一切言っていませんでした。また、今の徳元市政では、基本構想の中でサッカー支援という東部に造るか、森の風テラス構想の中で取り組む姿勢が見られません。また、前山川市政は、議会と執行部は車の両輪と言いながらも、議会軽視や議会の議決を重んじることは全くありませんでした。現在の徳元市政は、議会対応や議会へも丁寧に説明責任もしっかり行っている。この1年を見れば明らかでございます。そのようなことから、徳元市政では森の風テラス構想の中にしっかりと代替施設等を入れてもらい、さらに補償金が5,800万円ほどあると思います。財調に入れて自由に使うのではなく、しっかりと専用の基金に積んで使ってほしいと思います。私は徳元市政に期待と希望を込めて、賛成討論にしたいと思います。議員の皆様、どうぞ賛同いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一賛成討論一

日本共産党の瀬長恒雄です。議案第70号豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

与根体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正が、令和3年3月定例会において

行われました。この改正において、当分の間サッカー専用施設として与根体育施設が必要であるという提案理由でした。当分の間というのが約2か年間、また普通財産に戻されていた旧野球場の残地をサッカー場に加えることについて、前市長との協議もなされていませんでした。体育施設を管理する教育委員会との協議も行っていないことが明らかになりました。サッカー場再構築を主張しながら、どれぐらいの事業費がかかるのかの試算も示していませんでした。このように様々な問題を抱えている提案だったと思います。令和3年の条例改正から2年以上が経過し、提案していた2年間使用するという期間も既に過ぎております。現在の与党は、サッカー場を再構築するという提案でしたが、この間の議会審議の中で現教育長の話では、与根体育施設のサッカー場の残り、サッカー場の市道に切れて残った部分の広さでは、公式のサッカー場の整備には広さとして足りないということも明らかになっております。与根体育施設の物件補償費でサッカー場を再構築することでしたが、今回組合からの補償費の提示は約5,800万円です。サッカー場の整備には平成9年当時で約9,900万円かかっており、到底サッカー場の再構築はできない補償額の提示であります。

日本共産党は、与根体育施設の場所は地区計画に沿って新産業拠点地区としての開発を進めるべきだとして、教育委員会から出された6回の条例廃止の提案に対し、賛成してまいりました。今回7回目の提案になりますが、与根西部地区の開発の促進のためにも、ぜひとも廃止すべきだと考えております。加えて、今回の条例廃止は、この間、私が一般質問等で取り上げてきた地方自治法第238条の4、

行政財産の処分をできないという規定に違反した状態の解消のためにも必要な条例廃止です。令和5年9月定例会で最終的に違法状態を直すのは、どのような方法で直すのかという私の質問に対し教育部長は、地方自治法に違反しているという認識はないが、基本的には条例が上程され、廃止をされ、その行政財産が普通財産に移管されて公有財産上の手続も含め、手続が完遂された際には、結果的に治癒されるものと考えていると答弁されております。この結果的に治癒するという答弁は、現在の状態が地方自治法違反に当たると認めていることになると考えます。今回組合から物件補償費として約5,800万円の提示がなされています。物件補償費の契約や、この物件補償費を歳入として受け入れるためにも、今回与根体育施設の設置条例を廃止し、行政財産を普通財産に戻す手続が必要です。物件補償費については、損失補償費の積算根拠、査定基準が示されておらず、補償額の提示が適正なのか、今後とも議論をしていきたいと思っております。今回、条例廃止によってサッカー専用施設がなくなりますが、サッカー関係者の活動を保障するためにも、市陸上競技場のナイター整備と与根多目的広場の新たなナイター設備の整備を与野党で推進していきたいと考えております。

以上、議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止についての賛成討論といたします。議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (3番) 新垣繁人議員 一賛成討論一

議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の立場で討論させていただきたいと思いません。

まず、この案件は、先ほど川満玄治議員も討論でおっしゃっていましたように、上程が今回で7度目となります。これは本当に世界のどこを見てもない、同じ案件の議案が上程がされると。違う意味では、ギネス的なものではないかと思っております。ただ、今回賛成に当たって7点あります。これは今回、一般質問の中で新垣龍治議員もサッカーの専用施設の質的な質問をされている中でおっしゃっていました。一番大事なことは、サッカー専用施設の代替を示すことということであります。これまでは示されておりませんでした。まさしく新垣龍治議員がおっしゃるとおりであります。今回議論していく中で、その代替施設はスポーツ拠点エリア構想の中でゾーニングをして決めていくという方向を示しております。ただ、その間かなりの時間がかかるものですから、そこで事実上仮の代替施設として、その間は与根漁港の多目的広場を機能強化して活用していこうということであります。ただ、与根漁港にしましても、多目的広場にしましても、ナイター照明の器具がないのです。そうすると、本来与根体育施設のときに活用されていた平日・土日もそうなのですが、大体利用率が高いのは夕方なのです。今、与根漁港多目的広場は午後6時までしか活用できません。仮の場所としてはナイターなのですが、豊見城小学校、そして長嶺小学校の運動場を今ナイターの扱いをしているんですけれども、こちらも新垣龍治議員が質問していたように、特に運動場の状態が悪いのです。石が突出してですね。そういうところで本当に

今代替になっているかといったら、そういう意味では仮はまだ果たしていないところがあります。ただ、そういう与根漁港の機能強化を整備していくことは、私は今後も追っていきたいと思っております。また、芝もそうですけれども。

令和3年8月6日に豊見城市のサッカー協会の方々が要請を上げております。その中で一番訴えているのは、まずは陸上競技場を活用させてくださいということで、現状使われてはいるんですけれども、ただ大会でしか使われていないんです。一般的な活用を、今後本当にナイター照明とかそういう整備ができるまでの間は、できる限り活用させてあげることも大事ではないかと思っております。それだけではなくて、与根漁港の多目的広場にナイター照明をつけることによって、しっかり利用率も上がるものだと私は思っております。そういう協議、整備がしっかりされてきていますし、そして先ほど瀬長恒雄議員もおっしゃっていましたけれども、補償が、今回教育民生常任委員会の中で約5,800万円ということが分かっております。今この協議もされている中で、当時は全く示しもない状態でした。本来はしっかり協議をして示していくべきだと訴えていたのは、私たちのほうであります。そこをすり替えるというのはどうかなというのがありますけれども、ただ、今はみんなと同じゴールを目指していくというところでは間違っておりませんので。

ただ、この5,800万円もそうなのですが、以前は補正予算だったかな、案として上がったときには、すぐ財政調整基金に組んで、言わばプール状態にされて、当時の人件費とかそういうものに充てられていたのです。それを私たちが修正をかけました。本来はそうで

はなくて、やはり教育関連施設整備基金がありますので、そこへしっかり積んで、これからの子どもたちの教育に関する施設のために活用しないといけないというところもありますし、そこもしっかり訴えております。

あとは跡地利用計画ですね。先ほど川満玄治議員もおっしゃっていたように、これまでは沖縄県が示したグランドデザインがそのままコピーされて、そのまま活用と。全く愛のない跡地利用計画であったのですが、今回私の一般質問の中の答弁でもいただきましたように、しっかりと産業振興計画の予算を上げております。そういう中で専門性を含めた確実な議論をし合って、また新たな産業をどうするか。もちろん医療関係もそうです、AI関係もそうです。いろいろな産業を議論し合って、何が今豊見城市にふさわしいのかというところも、これからも議論されていきますし。当時の再生医療は、当時言わせてもらったのですが、これは沖縄県域であります。豊見城市だけのものではないと。そういう県域の本来のゾーニングの見直しが実際にされております。そこはこれからもう走っていきますので、そういう心配は全くありません。これからは子どもたちのために、そしてサッカーを愛する利用者の方々のために前進的な議論をしていくための条例廃止だと思っておりますので、皆様の賛同をよろしく願います。以上で賛成討論とさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第70号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第71号 工事請負契約の変更契約の締結について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第71号 工事請負契約の変更契約の締結について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第71号 工事請負契約の変更契約の締

結については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第72号 工事請負契約の変更契約の締結については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

陳情第10号 清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情）について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第10号 清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情）について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第10号 清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情）については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、請願第2号 座安小学校区への

公園設置について（請願）についてを議題に供します。

本案は経済建設常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○ 経済建設常任委員長 宜保安孝議員

令和5年12月21日

豊見城市議会
議長 外間 剛 殿

豊見城市議会経済建設常任委員会
委員長 宜保安孝

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

請願第2号 座安小学校区への公園設置
について（請願）

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第8回定例会開会中に関係部課長及び請願者等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

請願第2号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

その他付託案件の請願第2号については、執行機関への送付とその処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

請願第2号 座安小学校区への公園設置について（請願）について、はじめに反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

○（12番）波平邦孝議員 一賛成討論一

請願第2号 座安小学校区への公園設置について（請願）、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

去る経済建設常任委員会でも様々な議論が交わされました、この請願第2号ですが、地域を代表する紹介議員の皆様、そして歴代のPTA会長の皆様を含め、座安小学校区へ必ず街区公園を整備してほしいとの熱い思いを確認させていただきました。その背景には、市内8小学校区の中で唯一座安小学校区には街区公園が整備されていない状況を鑑み、子育てや住環境を克服したいんだという地域住民の切実な声があり、請願者の方々より、皆様の思いを乗せた説明、そして声を届けていただきました。しかしながら現時点で該当する整備補助金がなく、市の持ち出し、単費での公園設置は厳しいという状況。さらには、農村公園再整備の状況も執行部より説明をいただきましたが、今後の新公園の整備に向けて、私からご提案をさせていただきたいと思っております。

まず、ストーリー性をしっかりと描いた先に一括交付金が活用できないか。さらには、これは農林水産課が管轄しているとは思いますが、森林環境譲与税基金を活用し、コンビネーション遊具等を木材を含めて設置し、整備費用を抑えることができないか。さらには、こども未来基金を含めて様々な手法で活用できないかということも含めて、私は今後用地買収についてもそうですが、地域の方々のアドバイスや意見も参考にしながら様々な知恵を絞っていく必要があると思っております。今後の展開について十分議論に値すると思えますし、行政と議会でももっともっと汗をかいていく必要があると思っております。行政サイドとしましては、今後地域の皆様との膝と膝を突き合わせた議論が必要になってくると思えます。執行部の皆様には入り口でノーではなく、設置できない理由より設置できるための様々な理由を探し、ご提案していただけたら幸いです。我々市議会としても座安小学校区の公園整備に向けてどう汗をかくか、どう議論をするか、そしてどのように前へ進めていけるのかを含め、前向きな議論を重ねていけたらと思っております。

以上のことから、私は請願第2号 座安小学校区への公園設置について（請願）について、賛成の立場として討論いたします。議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

○（5番）新垣龍治議員 一賛成討論一

請願第2号 座安小学校区への公園設置について（請願）、賛成の立場から討論をした

いと思えます。

今回の請願書ですが、座安っ子が安心して遊べる公園の設置を実現する会からであります。この会には、請願書にもあるように座安小学校の歴代のPTA会長、また周辺自治会の皆さんの賛同が得られております。また、紹介議員についても、与野党問わず名を連ねていることから、これがこの地域の皆さんの共通の願いだということが分かります。

請願内容については、座安小学校区内において、子どもたちが安心して遊べる街区公園の設置を求めています。そして現在の座安地域の状況についても、委員会審査の中でも明らかになりました。市内8小学校区で唯一この座安小学校周辺においては、放課後、また休日に子どもたちが活動できる街区公園がないことによって、教育、そして環境格差が生じていること。そのことによって子どもたちは、放課後、安全に遊べる場所がなく、仕方なく自治会でボール遊びをしていると、「ここでは遊ばないで」と注意をされたり、またアパートの駐車場で遊んで警察を呼ばれた事案もあるということで、保護者からは子どもたちが家に閉じこもる、そういう傾向があるということも心配されておりました。公園については、子どもからお年寄りまで全世代の皆さんの活動、そして憩いの場としての機能を持つほか、交流の場として地域のコミュニティーとしての役割もあります。特に今、自治会への加入率も低く、子どもたちにとっても地域との関わり合いが希薄になっている。こういう傾向がありますので、社会、そして地域全体で子どもを育てるという意味でも、この公園の持つコミュニティーの役割は重要だと考えます。

執行部の考えもお聞きしたところ、会の要

請する公園の実現には0.25ヘクタールの規模で約4億円もの予算が必要とのこと。補助もなく全額一般財源となること。また、豊見城城址公園や長嶺城址公園の整備を行っている中では、財政的に厳しいという旨の答弁もありました。執行部のほうからは、座安農村公園の再整備についての考えも示されましたが、広さや場所など、会の皆さんの求める公園とのギャップがあると認識もしています。もちろん財源についてはいろいろ議論しなければなりません、この見積もった4億円という数字についても執行部からは、公園の在り方次第で圧縮することも可能という答えもありましたので、ぜひゼロか百かではなく、今後地域との意見交換を通じて、実現に向けて努力していただきたいと思えます。

何より子どもたちの活動の場を確保することが一番ですので、この請願第2号については賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (17番) 大田善裕議員 一賛成討論一

おはようございます。私は、ただいま議題となりました請願第2号 座安小学校区への公園設置について(請願)に対し、賛成の立場で討論をいたします。

ご承知のとおり、座安小学校は明治41年4月、第2豊見城尋常高等小学校として産声を上げ、現在の長嶺小学校の前身校である第1豊見城尋常高等小学校とそれぞれ豊見城尋常高等小学校から分離開校し、本市の初等教育の草分け的存在として創立115年目を迎える由緒正しい小学校であります。当該校周辺に

は市立保育所、認定こども園、放課後児童クラブなど、過去市が整備した公的教育機関の集積がなされていることから、請願者が主張する子どもの安心して遊べる公園を設置してほしいという至極真っ当な地域の声に私たちは敏感に耳を傾け、喫緊の課題として対応する積極的な姿勢が求められていると認識をしております。

しかしながら委員会の審査記録にもございますとおり、地域の思いとそれに対する市当局の認識に、依然として大きな隔たりまたは温度差があり、初当選来、この地域の素朴な子育て環境の格差について問題提起をしてみました本員といたしましては、このたびの当局との議論が終始平行線であったことは、誠に遺憾でなりません。たった一つの児童公園を整備することは、小さな石ころをどかさ程度の生易しいものにも見えますが、これまで押しても引いても、てこでもどかないこの小石、私はこの難題を動かすにはシンプルな視点の転換が必要だと考えております。

これから3つの提言をさせていただきたいと思えます。まず1つ目は、公園整備の観点からだけ捉えるのではなく、教育環境の整備という観点から事業を捉えることであります。当局の見解のとおり、国庫補助の要件にも該当が難しいことから、長嶺城址、豊見城城址、そして市長公約である高架橋の桁下を利用した公園整備。全天候型公園、また既存の公園の破損をした遊具の修繕等々の山積する政策課題が優先されるのは、厳しい本市の懐事情を勘案すれば、ある一定程度理解はできます。しかし、これでは往々にして公園行政という一つの小さなスキームでしか、こういう議論が帰結してしまうことになりかねません。不公平なく、また不平等なく、かわいい子ども

たちの発育や成長に必要な空間を提供するのは、行政として当然の責務であります。教育環境の整備と子育て環境の格差是正という観点を付け加えて、いま一度優先順序のご再考をお願いしたいと思います。

2つ目に、財源に対する視点の転換についてであります。この点については、かねがね一般質問等で議論を重ねてまいりましたが、これまでのやり取りの中で大きく分けて国交省の補助メニューで整備をするか、それとも単独費用で整備をするか、その二者択一の議論だったと思います。しかしながら今般の議論を通しまして、今の行き詰まった状況を打開するためには、莫大な裏負担を要する補助事業での整備の議論や、越えられそうでなかなか越えられない単費の壁は一旦棚上げにして、一括交付金や防衛補助、ふるさと納税やこども未来基金の活用など、急がば回れの論理であらゆる財源の可能性を吟味しながら、柔軟に検討を行っていくべきだと考えております。

そして最後の3つ目、前段の事案は担当部局の裁量権を大きく超えた高度な政治判断を要する事案であることから、今後は政治マターであるという認識をすることが肝要であると考えます。これは宜保元市長、山川前市長にも同じことを進言いたしました。つまりは首長の強いリーダーシップが発揮されることで、この難題が解消されるものだと強く信じていることから、僭越ではございますが、徳元市長へ渾身のエールを送らせていただきたいと思います。

よって以上のことから、私は請願第2号座安小学校区への公園設置について（請願）に対し賛成の意思を表明し、私の賛成討論とさせていただきます。議員各位のご賛同をよ

ろしくお願い申し上げます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

○（3番）新垣繁人議員 一賛成討論一

請願第2号 座安小学校区への公園設置について（請願）、賛成の立場で討論をさせていただきますと思います。

この案件は、先ほど大田善裕議員の討論でもありましたように一番大事なことは、公園を造るか造らないかではなくて、この校区に公園が必要かどうかということだと思っております。今、豊見城市内の8小学校区の中で、唯一この座安小学校区だけが公園がないということでありまして、まさしく必要性はあると、これは皆さんも絶対思っていると思います。ただ、どういう形で整備をしていくかということなのですが、経済建設常任委員会の審査記録を見ましても、単独でやるにも約4億円かかると。ただ、坪単価とか、もう一度私たち議会としても確認する必要はあるのかなとも思っていますし、必ずしも単費でというわけではなくて、先ほど大田善裕議員、そして波平邦孝議員が討論でも言いましたように、補助がないんだったら一括交付金もあるんじゃないかということで、私たちはまだそういう意味では諦めません。一括交付金というのは、皆さんご存じのように沖縄の特殊事情が4点ありまして、歴史的な事情、社会的な事業、そして自然、地理的な事情ということで、この4つ。必ずみんなで知恵を出し合って、ストーリーをつくることによって公園整備はできるものだと思っております。もし、その一括交付金が厳しかったとしても、例えば防衛省補助ができるのかどうかという交渉

もしないといけないですし、みんなで汗をかいて、それでも本当に厳しいといったときに、今市が提案しています農村公園ですか、そういうところの議論につなげるのも必要だと思っていますし、そういう意味では、今回請願の添付資料の中で、賛同書面のお願いという文書があるんですが、その中で令和6年度予算化を目標にとありますけれども、それは今、令和6年度予算は厳しいにしても、あらゆる形で予算化して、しっかり必要性がある。座安小学校校区に公園は必要だということは、皆さん絶対思っていますので、ここは今後も委員会の中で請願ということで追っていくと。今後の動きをですね。ということも決められていますので、ここは委員会だけじゃなくて、市議会として地域格差がないという意味で、みんなでここは支えていただきたいとか、整備ができるような形でみんなで応援していきたいと思っておりますので、私からの賛成討論とさせていただきます。みんなで頑張りましょう。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

請願第2号 座安小学校校区への公園設置について(請願)について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたし

ます。

(賛成多数)

請願第2号 座安小学校校区への公園設置について(請願)については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

ただいま採択いたしました請願第2号 座安小学校校区への公園設置について(請願)は、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時01分)

再 開 (11時10分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、議案第79号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第7号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第79号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第7号)についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,551万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359億8,180万6,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

第2条により、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるものとします。

第3条により、地方債の変更は、「第3表

地方債補正」によるものとします。

以上が議案第79号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第7号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました議案第79号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第7号）につきましては、国の令和5年度の補正予算における物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金事業並びに沖縄振興関連予算の増額に伴う道路整備事業費の補正を行う予算となっております。

予算書の表紙になりますが、第1条、歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,551万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359億8,180万6,000円とする補正となっております。

第2条、繰越明許費の補正は、4ページの第2表 繰越明許費補正をお開きください。

8款2項の道路橋りょう費として、市道2号線、沖縄振興公共投資交付金事業の1億4,000円のほか3路線になりますが、各区路線とも今回の国の補正予算を受けて増額した補正で、年度内で事業執行に必要な期間が確保できないため、繰越明許費として設定しております。

次に第3条、地方債の補正は、5ページの第3表 地方債補正をお開きください。道路整備事業の欄になりますが、補正前の限度額8,020万円に6,780万円を増額し、補正後の限

度額を1億4,800万円に変更し、地方債の合計における補正後の限度額の合計を32億6,371万5,000円とする内容となっております。

次に、事項別明細書の3ページをお開きください。歳入予算について説明します。14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援として4億8,516万6,000円を追加し、物価高騰対応重点支援交付金メニューの低所得者世帯支援枠として、住民税非課税世帯に対する給付金事業の補助金となります。4目の土木費補助金は、社会資本整備総合交付金の道路事業分として、市道46号線の整備に係る国庫補助金で7,968万7,000円を増額します。道路メンテナンス事業費補助金は、市道30号線、市道54号線の整備に係る補助金で1億1,258万9,000円を増額いたします。

次に、15款2項県補助金、5目土木費県補助金は、沖縄振興公共投資交付金の道路事業分として、市道2号線の整備に係る県補助金で8,000万円を増額いたします。

次に、18款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正予算の財源を調整するため、27万2,000円を基金から繰り入れする予算として計上しております。

次に4ページをお開きください。21款1項市債の3目土木債は、今回の補正予算で計上しました道路整備事業へ充当する財源となる道路整備事業債として6,780万円を増額する地方債となっております。起債の充当率につきましては100%となっております。

次に5ページをお開きください。歳出予算について説明します。3款3項生活保護費、1目生活保護総務費の3節職員手当等から17節備品購入費までの各経費については、低所得者世帯支援給付金に係る事務費となっております。

ります。18節負担金、補助及び交付金は、低所得世帯支援給付金（住民税非課税世帯分）の4億6,900万円で、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の給付金を支給するもので、対象世帯は6,700世帯を見込んでおります。

次に6ページをお開きください。8款2項道路橋りょう費の3目道路新設改良費の12節の市道設計委託料2,835万9,000円の増額の内訳としまして、市道2号線の磁気探査業務で2,300万円、市道46号線磁気探査業務で500万円、市道204号線の地籍測量業務で35万9,000円を計上しております。14節の市道整備工事3億1,198万9,000円の増額の内訳は、市道2号線の工事費で7,700万円、市道30号線尚敬橋の工事費で987万5,000円、市道46号線の工事費で9,425万2,000円、市道54号線勢理客橋の工事費で1億3,086万2,000円を計上しております。

以上で議案第79号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員

何点か伺いますが、今回財政調整基金のほうで12億4,300万円余り崩すというふうになっていますが、これによって残高は幾らになりますか。

あと一つは、5ページでシステム改修業務委託料303万円、これはどのような内容のシステムの改修なのか。あと窓口等業務委託料913万円、これの委託内容。職員手当のところでは時間外勤務手当が40万円ついているのですが、市の職員と委託の関係でいうと、陣容としては委託に何名の人件費として充てるのか。市の職員がどういう業務を担うという内容になっているのか伺います。この7万円の

支給ですが、2月中旬というのはあまりに遅いのですが、もう少し早く支給できるような対応は可能なかどうか。そこはどのようなのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時20分)

再 開 (11時23分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

まずはじめに、システム改修の内容ということでございましたが、今回の給付金事業には基準日というものが決められておりまして、基準日に住民登録がある世帯が対象となります。3万円給付の際は5月1日でしたが、7万円給付に関しては12月1日が基準日となっており、3万円受給した世帯が7万円給付の基準日までに世帯の転入とか転出、または税の修正申告等がございましたら、中には支援枠の対象外になるという方々もいらっしゃると思います。そうしたものに対応するために正確な対象者を把握するために、そういうシステム改修を行うこととしております。

次に、委託の窓口対応人数ということでございましたが、まず、委託する内容としましては、コールセンター業務、また直接お見えになられた方々の窓口対応業務や確認書の作成や印刷関連、報告書作成とかという業務の内容となっております。委託する人数でございますが、4人になっております。あと、人件費の補正でございますが、こちらは全ての市の職員の対応のための補正でございますが、主に準備作業のほうに時間がかかりますので、その前半、今月末から2月ぐらいまでの間の

人件費2人分に対しての補正増でございます。あと、もう少し給付が早くできないかということでございますが、私どもが前に一般質問で答えた2月中旬以降ということでございますが、早め早めにやってその日ぐらいいまでにしかできないということでお答えしたのですが、支給までの作業工程とか、もちろん先ほど話しましたシステム改修が必要になります。並行して対象者へ通知する確認書などの印刷物の校正作業や、コールセンターの設置や金融機関、郵便局等の調整を経て、対象者へ通知書を発送いたします。市の指定する口座で受給する世帯は手続不要でございますが、口座の登録や変更、または受給を辞退する世帯等が3万円給付のときにもいらっしゃいましたので、その旨を記載した確認書を返送してもらって、速やかに支給の手続を進めてまいりたいと考えております。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

基金残高についてですが、今回の補正7号を含めると、基金残高は15億8,320万8,000円となります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質疑一

支給のことについては、もっと早くできないかということで先ほどお聞きしたのですが、実は岸田総理も、これは年内12月いっぱいには給付ができるようにということで予算を提案したと。11月29日に国会を通過して予算が成立したのですが、それに対して総社市、7万人の人口がいて、もう12月8日には通知書を発送している。特に、市の公式LINEでアカウントに接続してIDを入力すれば申請できるというやり方で、市長がわざわざLINEでコメントしたというふうにニュースでは流れていて、市長は一日でも早く届けてほし

いという悲鳴にも似た声がたくさん届いていたので、12月20日には最速でお届けできるようにしたと。豊中市は人口39万人という大変大きな市なのですが、12月中旬には文書を発送し、そして12月末には給付をお届けできるようにしたいということでやっていて、担当大臣もわざわざできるだけ年内12月いっぱいに支給できるようにファストパスも推奨していて、これは通知書にQRコードを記載して送って、そしてスマホで読み取って手続ができるような、こういうシステムも活用してほしいとわざわざ担当大臣がおっしゃっている。実は調べてみたら、こういうシステム構築は全国でまだ400自治体しか構築されていないということなので、豊見城市はあるのかどうか。多分ないと思うんです。今回のシステム改修の中でいうと、わずか12月1日を基準にするためにシステム改修が必要だったとおっしゃっているのですが、それに300万円余りお金がかかるというのちょっとどうなのかと。もし、こういうファストパスシステムの構築がまだされていなければ、こういうときにこういう予算の使い方をすればもっと早くお知らせができるし、そして手続ができるということになっているのですが、この辺はどうなのでしょう。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時30分)

再 開 (11時31分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

瀬長議員がおっしゃったファストパスシステムというものは、今のところ取り組めてお

りません。早めに行う方法として、例えば口座変更とか辞退なり、何かの移動があった方々の返送に関しましては、オンラインによりロゴフォームとか、そういう形でできないか、今検討中でございますので、できる限り早めに支給できるよう努めてまいりたいと考えております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第7号)については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第79号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第7号)については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第79号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第7号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第79号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第7号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第6、同意案第14号 教育委員会委員の任命について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

同意案第14号 教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員の任期満了に伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、田名哲也氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (2番) 宜保龍平議員

すみません、確認のため一点だけお聞かせください。

この田名さんですか、略歴を見てもかなりすばらしい方だなと思うんですけども、実際これは教育委員会から提案をされたのか、市長部局から提案をされたのかというのも含めて、提案に至った経緯というのを改めて教えていただければと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回任期満了となる教育委員がいるということで、私たちは市長、副市長をはじめ教育

委員会といろいろと調整をした中で、田名さんがいいのではないかということで決定したところであります。

○ 教育部長 赤嶺太一

先ほど内原部長からもありましたように、教育委員会といたしましても、今回提案に係る田名様につきましては、青少年育成市民会議の副会長もされておまして、長年青少年健全育成に関わられているということで、そのお話の中で田名氏のお声が上がって、ふさわしいのではないかというお話をしたところであります。

○ (2番) 宜保龍平議員

非常にすばらしい方だなということは今の説明で分かったんですけども、教育委員という立場の人は、やはり子どもたちのための委員でありますから、しっかりと是々非々で、もう調べても首長からの独立性とか、いろいろたわわっている。そういう大事な大事な委員でもありますので、しっかりと遂行してほしいという思いの中で確認のために今回質疑をしたんですけども、場合によっては市長の総合調整権とかというのも行使できますし、そういう中でしっかりと組織を一体化させて、本当に子どもたちのためにという思いの方で本当に安心しました。これは私からの思いです。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第14号 教育委員会委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第14号 教育委員会委員の任命については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第14号 教育委員会委員の任命について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第14号 教育委員会委員の任命については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、報告第15号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第15号 専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済

建設部長が説明をいたしますので、よろしく
お願いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

報告第15号 専決処分の報告について、ご
説明いたします。

次ページの専決処分書のほうをご覧ください。
車両事故に対する損害賠償の額の決定及
び和解について、地方自治法第180条第1項
の規定により、次のとおり専決処分しまし
たので、同条第2項の規定により議会に報告
するものでございます。

事故の発生日時 令和5年9月22日（金）
午後3時44分頃。事故発生場所 沖縄県沖繩
市登川の住宅街でございます。事故の概要に
ついて、研修に参加後、帰路の途中で住宅街
に迷い込み、前方が袋小路となっていたため
転回しようとバックしたところ、車体後方を
民家の壁にぶつけ、傷とへこみが発生した。
損害賠償額10万4,500円。示談の内容ですが、
豊見城市は相手方に損害賠償金として10万
4,500円を支払い、相手方はその余の請求を
放棄する内容となっております。

説明は以上でございます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いた
します。

本案は報告案件のため、討論、表決を要し
ませんので、以上をもって報告第15号 専決
処分の報告についてを終了いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時41分）

再 開（11時42分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第8 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第8、意見書案第9号 オスプレイの
墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求める
意見書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○（13番）真栄里 保議員

意見書案第9号

令和5年12月21日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者	豊見城市議会議員	真栄里	保
賛成者	〃	瀬 長	宏
〃	〃	新 垣	龍 治
〃	〃	瀬 長	恒 雄
〃	〃	大 田	正 樹
〃	〃	仲 田	政 美
〃	〃	新 垣	繁 人
〃	〃	伊 敷	光 寿

オスプレイの墜落に抗議し
オスプレイの飛行停止を求
める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条
第1項の規定により提出します。

提案理由

11月29日午後、米軍横田基地所属のCV22
オスプレイ（空軍仕様）が屋久島沖で墜落し
た。オスプレイは、国内外でこれまで17回墜
落し死者は65名となっている。また、不具合

による緊急着陸は、日本国内だけで12回にのぼっている。日本には、現在米軍と自衛隊を合わせて44機のオスプレイが配備されており、米国以外では最も多くのオスプレイが配備され、豊見城市上空も飛行している。安全・安心な社会の実現を求めるため。

オスプレイの墜落に抗議し
オスプレイの飛行停止を求
める意見書（案）

11月29日午後、米軍横田基地所属のCV22オスプレイ（空軍仕様）が屋久島沖で墜落、米軍は搭乗員全員の死亡を認定した。亡くなった乗員に心から哀悼の意を表明する。

同機は横田基地を出発、岩国基地を経由して沖縄の嘉手納基地に向かう途中だとしている。墜落した海域では多数の漁船が漁をしていたのが確認されている。墜落地点が陸上であれば甚大な被害が出ていたことは明白である。

国内で初めて死者を出した重大事故にもかかわらず、原因解明も行われぬまま事故当日もオスプレイが飛行を繰り返しており、その後オスプレイ全機の飛行停止を行ったが県民の不安を拡大し、安心・安全な暮らしを守る観点から容認できない。

オスプレイは、開発段階から事故が絶えず、2022年6月10日米海兵隊員6名が死亡したMV22オスプレイ（海兵隊仕様）の墜落事故では、クラッチの事故であったことを米軍の調査報告書で明らかにしている。

オスプレイは、国内外でこれまでに17回墜落し、死者は65名。不具合による緊急着陸は、日本国内だけで12回にのぼっている。

日本には、現在米軍と自衛隊を合わせて44

機のオスプレイが配備されており、米国以外では最も多くのオスプレイが配備され、豊見城市上空も飛行している。

米軍は、すべてのオスプレイの飛行を停止したが安全・安心な社会の実現のためにも以下の点を求める。

記

- 一、事故原因が究明され、有効な安全策が講じられるまでの間オスプレイの飛行を停止すること。
- 一、普天間基地の一日も早い閉鎖・返還を行うこと。
- 一、日米地位協定の抜本改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月21日
沖縄県豊見城市議会

宛先
内閣総理大臣
防衛大臣
外務大臣

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号 オスプレイの墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求める意見書については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書案第9号 オスプレイの墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求める意見書については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○(15番) 要 正悟議員 一賛成討論一

意見書案第9号 オスプレイの墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求める意見書に、賛成の立場で討論いたします。

意見書でも読み上げられましたが、11月29日、米軍横田基地所属のCV22オスプレイが屋久島沖で墜落。搭乗員8名の尊い命が奪われました。お亡くなりになった方のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、ご遺族並びに関係者の皆様に対し哀悼の意を表します。これだけの重大な事故にもかかわらず、原因解明も行われずに、事故当日も飛行を続けたという事実に、県民は計り知れない不安を抱いたことと思われ、安心・安全な暮らしとはほど遠い現状が長らく続いている状況であります。一步間違えれば、嘉手納基地周辺を巻き込む大惨事ともなった墜落事故の発生に、県民の衝撃は大きく、頭上を日常的に飛び交うオスプレイに一層の恐怖を抱かざるを得ないことは言うまでもありません。

アメリカ国防総省は、12月1日の時点では沖縄県内でオスプレイの飛行を継続する方針を表明しており、飛行停止を求めた玉城デニー県知事の発言や県民の懸念は承知していないと述べた上で、安全性を維持するための整備や点検などは常に入念に行っており、運用に問題はないとの見解を示しておりました。米軍はその後、オスプレイの飛行を停止しま

したが、その判断、対応の遅さに関しましても、今後のことを考えると懸念を払拭することは容易ではないと考えます。

2012年9月には、約10万人の県民が宜野湾市に結集し、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会で民意が示され、翌年2013年1月には、米軍基地からの負担軽減を求めて41市町村の首長、議会議長が署名・押印したオスプレイの配備撤回、普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設断念が記された、いわゆる建白書が当時の首相に手交されております。

そうしたことも踏まえ、県民の安心・安全な暮らしを守る観点から、今回のオスプレイ墜落に抗議し、オスプレイの飛行停止を求める意見書に賛成といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○(6番) 高山美雪議員 一賛成討論一

意見書案第9号 オスプレイの墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求める意見書に、賛成の立場で討論させていただきます。

屋久島沖で墜落した米軍横田基地所属のCV22オスプレイに搭乗し亡くなられた乗員に、心から追悼の意を表明いたします。

垂直離着陸機オスプレイをめぐるのは、開発当初の1990年代から安全なのか、欠陥機なのかをめぐる議論が米国内で繰り返されてきました。当初から同機の構造的な欠陥を指摘し続けてきた米軍評論家のカールトン・メイヤー氏によりますと、機体が回転し制御不能になるのと同時に、エンジンから火を噴いたという目撃証言から、開発当初から繰り返されてきた事故だと指摘しています。メイヤー

氏は、オスプレイのエンジンの脆弱性として、離着陸の際、左右の回転翼が竜巻のような状態を起こし、砂や泥を巻き上げ、それをエンジンが吸い込み、燃料不良などの問題を起こすのだそうです。エンジンから噴いた原因については明らかではありませんが、左右両翼に搭載されているエンジンの推力が失われた場合、オスプレイは飛行不能となります。このため、複雑なシャフトの交差を行い、もう片方のエンジンから動力を伝達する。しかし、それができない場合には、機体は瞬時に制御不能となるということだそうです。これはクラッチ・エンゲージメント、動力を伝達するクラッチの不具合として知られている問題です。

米国防総省でも、昨年6月に米国内で発生したMV22オスプレイの墜落で初めて、このハード・クラッチ・エンゲージメントが原因だったと認めています。しかし、なぜこの問題が発生するのか。その原因は未解明のままとなっています。最大の欠陥としましては、エンジンが停止しても安全に着陸できる自動回転、オートローテーションの機能がないことにもあるそうです。今回のCV22の墜落もエンジントラブルの可能性が濃厚であり、同機能の欠落が致命傷になったとの可能性もあるそうです。

先ほど意見書にもございましたが、日本には現時点で米軍と自衛隊合わせ44機のオスプレイが配備されており、米国以外では最多の数となっています。オスプレイの安全性をめぐっては県内だけでなく、その他各地で不安の声が大きく広がっています。にもかかわらず日本政府は、佐賀空港への自衛隊オスプレイの配備を推進し、オスプレイも抑止力だとして、航空法違反の超低空飛行をはじめとし

た横暴な飛行を野放しにしてきた経緯があります。去年から昨年にかけても、ノルウェー、カルフォルニア、オーストラリアで3機が墜落し、多くの犠牲が出ています。また、沖縄県名護市の集落近くの海岸で墜落、大破した事故もありました。わずかにずれていれば、地域住民を巻き込んだ大惨事となり得る事件だったと記憶しております。これだけの事故が続いている以上、オスプレイが構造的欠陥機であることは、誰の目にも明らかとなったのではないのでしょうか。事故原因が明らかになるまでの全機飛行停止はもちろんですが、県民の命と暮らしを脅かされるような危険なオスプレイは全て撤去されることを願って、賛成討論とさせていただきます。議員各位皆様のご賛同をお願いいたしまして、私からの賛成討論とさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第9号 オスプレイの墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求める意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第9号 オスプレイの墜落に抗議しオスプレイの飛行停止を求める意見書につ

いては、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第9 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第9、意見書案第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○（5番）新垣龍治議員

意見書案第10号

令和5年12月21日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会議員 新 垣 龍 治

賛成者 " 瀬 長 宏

 " 瀬 長 恒 雄

 " 真栄里 保

 " 大 田 正 樹

 " 新 垣 繁 人

 " 宮 城 恵

 " 伊 敷 光 寿

パレスチナ自治区ガザ地区
における再停戦を求める意
見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由

再延長に合意できず戦闘再開で、ガザ地区で死者が1万6千人、イスラエルで1,200人を超えたとされ、戦闘の拡大でより多くの住

民の命が危機にさらされる懸念が拡大している。これ以上人道危機が悪化しないよう国連総会決議に基づき早急な再停戦を求めるため。

パレスチナ自治区ガザ地区
における再停戦を求める意
見書（案）

本年10月7日のイスラム抵抗運動（以下「ハマス」という。）のイスラエルに対する攻撃を直接的な契機として、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する無差別爆撃と地上侵攻が続いている。こうした中、国連総会は10月26、27日の2日間緊急特別会合を開き、人道目的での休戦を求める決議が採択された。同決議は、「即時、持続的な人道的休戦」を求め、イスラエルとハマスの双方をはじめ全ての当事者に対し、国際人道法の遵守と、ガザ地区への必要不可欠な物資とサービスの「継続的、十分かつ妨害のない」提供を求めている。また、捕虜となっている全ての民間人の「即時かつ無条件の解放」を求めるとともに、国際法にのっとりた安全、福祉、人道的な処遇を要求している。

この間、双方の話し合いによって限定的な停戦で人質や捕虜の解放がおこなわれた。戦闘休止で合意していたが、再延長に合意できず戦闘再開で、ガザ地区で死者が1万6千人、イスラエルで1,200人を超えたとされ、戦闘の拡大でより多くの住民の命が危機にさらされる懸念が拡大している。

よって、本市議会は、これ以上人道危機が悪化しないよう国連総会決議に基づき早急な再停戦を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて

意見書を提出する。

令和5年12月21日
沖縄県豊見城市議会

宛先
内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
外務大臣

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書案第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一賛成討論一

意見書案第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書について、賛成の立場から討論をいたします。

昨今、イスラム組織ハマスとイスラエル軍による報道を見るたびに、胸が潰れるような

思いをします。パレスチナ自治区ガザで情勢が緊迫しており、民間人の死者が1万5,000人を超え、空爆やミサイル攻撃によって、子どもや病人の犠牲が増え続けています。また、食料や飲み水、医薬品、燃料の不足なども深刻で、大量の餓死も懸念されています。そのような中、戦闘が11月24日から30日まで一時休止されました。戦闘休止の背景には、人道的休戦を求める国連安全保障理事会の決議、国連総会決議の採択や内外の批判を受けた米国の圧力、イスラエルの過剰な武力行使への国際的な批判などがあります。不十分とはいえ、国際社会が足並みをそろえたことが、イスラエルの停戦拒否の姿勢を転換させる力になったのではないかと考えます。

私たちは、「武力では平和は来ない」と大きく声を上げなければなりません。日本は今、軍事力を急速に増強しています。軍拡競争の行くつく先は戦争です。世界では日本とコスタリカが、憲法で軍事力の放棄を規定しています。コスタリカは憲法どおりに軍隊を持たず、軍事費を教育や福祉などに充当しています。日本の実態は、憲法規定とあまりにもかげ離れており、憲法が蹂躪されています。戦後長く続く戦争をしない国として尊敬されてきた日本は、今世界の平和のために行動すべきだと考えます。

最後に、一旦戦争を始めれば、終結させることは容易ではありません。日本国民には、日中戦争をはじめ、これを太平洋戦争にまで拡大させ、最後には沖縄戦や広島・長崎への原爆投下で多くの市民を犠牲にしたという悲しい経験があります。日本を含め関係国の指導者には、外交や平和的手段で人道的立場、命の尊厳という視点から戦闘を即時停止し、人質の解放へと導くことを強く求めます。

以上を踏まえまして、意見書案第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書について、私の賛成討論といたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (13番) 真栄里 保議員 一賛成討論一

ただいま提案されました意見書案第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書に、賛成の立場から討論を行います。

10月7日にパレスチナ自治区ガザのイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘が激化して、2か月余りが経過しました。圧倒的な軍事力を持つイスラエルは、難民キャンプや病院、救急車まで無差別に攻撃し、子どもを含む大勢のパレスチナ人を殺害しています。明らかな国際人道法違反であり、戦争犯罪です。イスラエルの攻撃の中止、即時停戦を実現するために、国際社会が緊急に行動を強めることが必要です。双方の死者は、もう既に2万人を超えました。ほとんどはイスラエルの空爆などによるパレスチナ人の死者です。難民キャンプには、何発ものミサイルが撃ち込まれました。民間人に対する武力攻撃を禁じた国際人道法を全く顧みない蛮行であります。

イスラエル軍は、地区北部のガザ市を完全に包囲し、勝利するまで戦争を遂行すると宣言しています。パレスチナ人がジェノサイドの民族浄化の深刻な危機に直面をしています。1948年のジェノサイド条約は、国民・民族・人種・宗教の集団、それ自体の破壊を意図した殺害や危害を加える行為を禁止しています。ナチスドイツによるユダヤ人絶滅策を世界が

防げなかったことへの反省が込められた条約であります。国際法上の重大な犯罪を絶対に許してはなりません。即時停戦を求める国際世論を無視して、イスラエルが無差別攻撃を続ける背景には、米政府による政治的・軍事的支援があります。12月14日、国連総会は、緊急特別会合を開催し、ガザ紛争について即時の人道的停戦を求める決議案を、153か国の圧倒的多数の賛成で採択しました。反対したのは、アメリカとイスラエルなど10か国の少数となりました。日本政府は、前回も人道的休戦を求めた国連決議には棄権しましたが、今回は賛成の立場を表明しました。今回の国連総会の結果は、この間のこの問題の人道的理性的解決を求める世界の世論と運動の結果であり、世界の良心を示したものだと思いません。

米国はイスラエルの自衛権の名でガザ攻撃を支持し、弾薬やミサイルを供与しています。民間人への被害をできる限り避けるよう言うだけで、停戦に反対しています。人道的休戦を求めた国連総会決議にも反対しました。日本政府は、国連総会の決議に賛成したのですから、これまでのようにアメリカの顔色をうかがうような情けない態度を取ることなく、アメリカに対しても毅然として国連総会の決定に従うよう求めるべきではないでしょうか。日本政府は国連総会決議に従い、イスラエルに国際法違反の蛮行をやめるよう求め、双方に即時停戦を働きかける外交努力を尽くすべきです。戦争によって何の罪もない人々が犠牲になる戦争の即時停戦を求めるためにも、各議員のご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における再停戦を求める意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第10、決議案第3号 豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

決議案第3号

令和5年12月21日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会
教育民生常任委員会
委員長 楚南 留美

豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

豊見城市議会教育民生委員会では、去る11月6日より8日にかけて、当委員会の所管する事務の調査のため、東京都八王子市、戸吹クリーンセンターの行政視察を実施して参りました。

視察内容としては、循環型社会の実現、ごみ減量の取り組みについてでありました。

ご承知の通り、八王子市は人口約56万人を超す都内有数の人口・市土面積規模の自治体であるのですが、市民のごみに対する意識醸成や搬出方法の制度設計は大規模になるほど困難を極めるという前提があるという中での視察地ということでしたが、当委員会においてもとても参考になった行政視察になりました。

特に、市民の意識が高いことのほか、収集・分別体制の画一化、収集チームと資源化チームの効果的連携（収集時指導）の姿は、目を見張るものがありました。

この度の所管事務における八王子市、戸吹クリーンセンターの行政視察と本定例会へ提出された陳情第10号のタイミングが、本決議を提案するきっかけとなりました。

よって次の通り、要請決議を提案いたします。

豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議（案）

本市における近年のごみ排出量の増加は、人口増加による要因もあるものの、循環型社会への取り組みが不十分であることも大きな要因と考えられる。ごみ出しのルールの強化と啓発活動や収集時の指導は、重要な課題と理解し取り組んでいるものと思われるが、ごみ排出量は増加傾向、逆にリサイクル率は減少傾向にあり、それにより1台のごみ収集車が受け持つ世帯数が倍増し、回収量が増えている現状については、陳情第10号でも指摘されている。

また、豊見城市一般廃棄物処理基本計画で明記されているごみの分別方法や収集運搬費用等の問題についても、改善の必要がある。

第5次総合計画で目指す人口7万人に向けての本市のごみ行政は、低炭素社会と循環型社会を目指しており、ごみ収集業者の委託体制の大幅な見直しは重要な課題である。

これらを受けて、下記の要請事項を豊見城市議会は決議する。

要請事項

1. 現状の家庭系一般廃棄物業者（現8区画）の収集能力が限界に達していると考えられるため、2区画以上の追加拡大に向け早急に予算に盛り込むこと。
2. 一般廃棄物業者に対する業務委託の拡大も視野に入れ、業者への事務移譲等、組織体制を強化するための予算を確保すること。
3. 家庭系および事業系の委託業者に対し、一般廃棄物処理基本計画に基づく全面的な施策を実施すること。

令和5年12月21日

豊見城市議会

あて先 豊見城市長

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

○（4番）長嶺吉起議員 一賛成討論一

決議案第3号 豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたび、12月定例会にて提出されました陳情第10号 清掃事業の組織化に向けた要望について（陳情）ということで、教育民生常任委員会での付託を受け、陳情者の方々と約1時間以上にわたり、現状の説明を伺った上で各委員それぞれの観点から質疑を行い、議論をしてまいりました。陳情者からの要望を読み上げます。1. 現行より2台（社）増車分の予算確保。2. 事務移譲に係る新たな経費の加算措置。以上の2点であります。私たち教育民生常任委員会では、去る11月の所管事務調査において、東京都八王子市戸吹クリーンセンターの視察を行ったばかりです。その際に循環型社会の実現、ごみ減量の取組といった部分での成功例を見させていただくことができ、同時に本市においても、いま一度注目すべきところではないかと感じさせられました。人が生活をしていく上で、ごみの問題というのは絶対に避けては通れません。私たちが当たり前で日常生活を送れている裏には、限られた時間の中でと昼食も取らず、必死になって汗をかき、市民の暮らしを支え

る方々がいます。これからの時代、市民生活の多様化に伴い、廃棄物も多様化や多細分化し、その環境はますます厳しくなっています。今後も人口の増加が見込まれる本市においては、現状の家庭系一般廃棄物収集運搬委託事業者を2区画以上増やし、その組織体制をより強化していくため、事務移譲に係る予算確保に努めていくことは、優先すべき事案であると考えます。ぜひとも執行部の皆様におかれましては、この決議に対して、いま一度その内容を精査していただき、豊見城市の環境に関わる部分で、その発展に寄与すべき優先事項だと位置づけ、早い段階での予算措置を講ずることを強く要望いたします。

このタイミングで本陳情が提出されたことで、委員会といたしましてもしっかりと事務調査の研究結果と照らし合わせ、正確な回答へと導くことができたと感じます。また、私自身も一昨日、火曜日なのですが、委託業者をお願いしパッカー車に乗せてもらって、可燃ごみの収集業務を直に体験してまいりました。委員会の場で陳情者から受けた悲痛な叫び、その現状を身をもって知ることができました。

以上のことから、教育民生常任委員会において全会一致で採択された本要請決議案に対しまして、本会議におかれましても豊見城市議会の意思として全会一致で採択されますよう賛同を求め、私の賛成討論とさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (13番) 真栄里 保議員 一賛成討論一

提案されました決議案第3号 豊見城市ご

み収集業者の委託体制見直し要請決議(案)に、賛成の立場から討論を行います。

生活インフラである電力・ガス・上下水道と並び、ごみ問題は市民が安心して快適な生活をする上で欠かすことはできません。それは地域の環境問題であり、地球の環境問題と言っても過言ではありません。本市は人口の増加に比例して、家庭ごみの排出は年々増加してまいりました。豊見城市は、可燃ごみ・不燃ごみ・危険ごみ・資源ごみ・粗大ごみの5分別収集、そして門口収集となったことにより、地域の美化が図られるようになってきたことは、ごみ収集業者、また連日苦勞されている方々の並々ならぬ苦勞の賜物であり、心から感謝を申し上げるものであります。

今から31年前の平成4年、豊見城村の時点の人口4万3,300人で1万2,088世帯で、8台のごみ収集車で清掃業務を行っていたというのであります。1台当たり1,511世帯をカバーしていたと言います。ところがあれから31年、令和5年10月現在で2万8,362世帯、人口は6万6,055人となっています。現在7業者8台でごみの収集を行っていると同いました。1台当たり、実に3,545世帯をカバーしていることとなります。業務量を単純比較することはできませんが、1台当たりの稼働は31年前と比べて、実に2.34倍に大きく増えていることとなります。収集業者と、そこで働く方々の苦勞が2倍以上に増えていることとなります。

先日、教育民生常任委員会で陳情を受けました。業者の方々から痛切な声と実情をお聞きする機会を得ました。業者の方々の声を聞いて大変びっくりいたしました。豊見城市の環境を守っているという誇りはあるが、休みを取ることができない。委託料が少なくて生

活が苦しい。従業員の給料が安い。社会保険に無加入。親族が亡くなっても、平日に葬式を行うと収集業務に影響をきたすので日曜日に行った等々、声が出されました。環境問題は、私たち自身の課題であります。

教育民生常任委員会は、所管事務調査で11月に東京都八王子市の戸吹クリーンセンターの視察を行いました。ごみの減量化と再資源化に取り組んでおり、大変興味深い視察となりました。ところが2021年、県内のごみリサイクル率は15.8%で、全国34位という大変な報道を拝見いたしました。環境省は、一般ごみの分別についても、少なくとも12分別化を指針として提示しています。本市も今後、こうした方向へ進む必要があると考えます。そのためにも、豊見城市のごみ収集車の増車と働く環境の改善によるごみ収集体制の強化は、避けることのできない課題と考えます。

よって、決議案第3号 豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議（案）に、議員各位の賛同をお願いするものであります。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

決議案第3号 豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押しください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了

いたします。

（賛成多数）

決議案第3号 豊見城市ごみ収集業者の委託体制見直し要請決議については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第11、閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

教育民生常任委員会委員長から目下、委員会において審査中の陳情第9号 陳情書 国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を求めますについては、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

お諮りいたします。以上の件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、以上の件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ◇ 日程第12 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第12、閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

経済建設常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第1号 沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷凍施設の修繕整備に係る費用に対する支援について（要請書）、陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第8号 瀬長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほか

について（陳情）、以上3件については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

お諮りいたします。以上の件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、以上の件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第8回豊見城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会（12時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（14番） 瀬 長 宏

署名議員（15番） 要 正 悟

議案等処理一覽表

議案等処理一覽表

— 令和5年第7回豊見城市議会臨時会 —

1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 11件

(2) 議員提出議案 1件

(3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任同意	可決	修正可決	否決	報告	承認	継続審査	原案可決及び認定	認定	未了
予算	4	4										
条例	3	3										
諮問												
同意												
承認												
認定												
報告	5						5					
議決事件												
意見書												
決議												
計	12	7					5					

議案等処理一覧表

— 令和5年第8回豊見城市議会定例会 —

1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 29件

(2) 議員提出議案 3件

(3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任	同意	可決	修正可決	否決	報告	承認	継続審査	原案可決及び認定	認定	未了
予算	5	5											
条例	9	9											
諮問													
同意	1			1									
承認													
認定	5											5	
報告	1							1					
議決事件	8				8								
意見書	2	2											
決議	1	1											
計	32	17		1	8			1				5	

2 請願及び陳情処理状況

(1) 付託件数

○前定例会からの継続

請願 0件

陳情 2件

○今会期の付託

請願 1件

陳情 3件

○計

請願 1件

陳情 5件

(2) 処理内容

請願

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	未了	取り下げ	継続審査
0	1	1						

陳 情

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採 択	一 部 採 択	趣 旨 採 択	不採択	未 了	取 り 下 げ	継 続 審 査
2	3	1						4

3 委員会への継続審査事件

(1) 教育民生常任委員会（1件）

陳情第9号 陳情書 国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証
存続を求めます

(2) 経済建設常任委員会（3件）

陳情第1号 沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷凍施設の修繕整備
に係る費用に対する支援について（要請書）

陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第8号 瀬長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほかについて（陳情）

(3) 議会運営委員会（1件）

各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問
に関する事項等について

4 審議未了事件（0件）

資料

議長諸般の報告（12月定例会）

令和5年9月～令和5年11月

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
9月4日	豊見城市役所（お仕事探検隊）施設見学	議場	
9月17日	令和5年度敬老会（高安自治会）	高安公民館	
9月20日	令和5年秋の全国交通安全運動出発式	豊見城市役所1階正面玄関前広場	
9月21日	令和5年秋の全国交通安全運動（街頭指導）	上田交差点（豊見城交差点）	
9月25日	例月現金出納検査（令和5年7月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
9月26日	第36回南部消防操法大会	南城市観光振興拠点施設	
9月27日	第1回沖縄県市町村総合事務組合運営委員会	自治会館5階沖縄県町村会会議室	
10月2日	中華民国112年双十国慶節 祝賀レセプション	ホテルコレクティブ	
10月3日	例月現金出納検査（令和5年8月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
10月4日	沖縄ジョン万次郎会会長ほか 来訪（第16回沖縄ジョン万次郎会講演会案内）	応接室	
10月11日	南部地区市町村議会議長会定例会	自治会館4階第5・6会議室	
10月12日	第37回とみぐすく祭り・第8回とみぐすく産業フェスタ 第2回実行委員会	豊見城市役所5階多目的室	
10月18日	令和5年度市議会議員・職員研修会	宮古島市文化ホール（マティダ市民劇場）	
10月25日	例月現金出納検査（令和5年9月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
10月26日	行政視察受入（福岡県春日市議会）（副議長対応）	豊見城市役所5階第3委員会室	
10月28日	第16回沖縄ジョン万次郎会講演会	豊見城市立中央公民館中ホール	
10月30日	令和5年度（第2回）沖縄県さとうきび対策本部委員会	J A会館 2階203・204会議室	

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
11月5日	豊見城市文化協会創立30周年記念式典	豊見城市立中央公民館大ホール	
	第31回豊見城市文化協会総合文化祭	豊見城市立中央公民館大ホール	
11月7日	公益社団法人沖縄県トラック協会会長ほか 来訪（公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情）	応接室	
11月9日	全国市議会議長会第233回理事会・第115回 評議員会合同会議	都市センターホテル（東京都）	
11月10日	姉妹都市歓迎会	ポジリポ	
11月11日	第37回とみぐすく祭り・第8回とみぐすく 産業フェスタ オープニングセレモニー	豊崎海浜公園多目的大広場 （豊崎美らSUNビーチ）	
11月13日	所管事務に係る行政視察（経済建設常任委 員会）	福岡県	
11月14日	所管事務に係る行政視察（経済建設常任委 員会）	福岡県、長崎県	
11月15日	所管事務に係る行政視察（経済建設常任委 員会）	福岡県	
11月22日	豊見城市体育協会会長ほか 来訪（豊見城 市体育協会記念誌作成報告会）	議長室	
11月24日	豊見城市建設業協会忘年会（副議長対応）	ホテルグランビュウガーデン 沖縄	
11月26日	陸上自衛隊第15旅団創隊13周年那覇駐屯地 創立51周年記念行事	陸上自衛隊那覇駐屯地	

市長の市政一般報告（12月定例会）

令和5年9月～令和5年11月

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
1	9月1日	姉妹都市訪問 宮崎県へ出張（9／3まで）	宮崎県
2	9月4日	沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズからこども未来基金へ寄付金 贈呈	応接室
		市役所見学 とよみ保育園（きりん組：5歳児）	市役所内
		来訪 那覇年金事務所 所長ほか	応接室
		来訪 豊見城中学校 宜保尚吾様ほか	応接室
3	9月6日	「SMALL WORLDS OKINAWA」プレオープン記者発表会	Okinawa Innovation Lab（沖縄銀行本店1階）
4	9月9日	第2回沖縄県少年少女空手道選抜大会	沖縄空手会館
		J Aおきなわ食彩館とよさき菜々色畑生産者大会	J Aおきなわ豊見城支店2階ホール
5	9月15日	豊見城断酒会	社会福祉センター
6	9月19日	来訪 合同会社Global One Link 代表ほか	応接室
		ブルーカーボンエキスポ	那覇市泊港
7	9月20日	来訪 合資会社デ・ザイ工房	応接室
		豊見城電友会から育英会へ寄付金贈呈	応接室
		来訪 沖縄がん教育サポートセンター 代表	応接室
		秋の全国交通安全運動出発式	正面玄関前広場
8	9月21日	秋の交通安全県民運動 街頭指導	豊見城交差点
9	9月22日	来訪 沖縄県司法書士会 役員	応接室
		市老人保健福祉計画策定委員会 委員委嘱状交付式	2階保健センター
		豊崎・美らSUN会 講演会・懇親会	ホテルグランビュールガーデン沖縄
10	9月25日	来訪 101CAMP	応接室
		来訪 市監査委員	応接室
11	9月26日	第36回南部消防操法大会	南城市観光振興拠点施設
12	9月27日	東京都へ出張（9／28まで）	東京都

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
13	9月29日	来訪 市社会福祉協議会 会長ほか	応接室
		来訪 OKINAWA FIREFIGHTERS CALENDAR 事務局長ほか	応接室
		F Mとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		来訪 琉球舞踊宮城流薫風の会 会主ほか	応接室
		来訪 A B B i T株式会社	応接室
		来訪 casa okinawa ale 県大会優勝報告	応接室
14	9月30日	第21回豊見城市バレーボール祭り	豊見城市民体育館
		APF×FIREMAN FRIEND CHARITY CUP SUPPORTED BY XTEND 2023	中央公民館
		F C琉球ホームゲーム（豊見城市民デー）F C琉球vs A C長野パルセイロ	タピック県総ひやごんスタジアム
		我那覇 納涼夏祭り	我那覇児童公園（亀公園）
15	10月1日	第10回沖縄県古武道選手権大会 開会式	沖縄空手会館
16	10月2日	途中採用職員辞令交付式	4階第1会議室
		第18期豊見城市農業委員会 辞令交付式および第1回臨時総会	3階第3会議室
		子ども第三の居場所HOPE 開所式	糸満市西崎町3-21
		株式会社リスの森から豊見城市ワク・ドキこども未来プロジェクトへ寄付金贈呈	応接室
		来訪 株式会社フォーカス 代表取締役社長ほか	応接室
17	10月3日	来訪 ジャパンベストレスキューシステム株式会社（JBR）	応接室
		監査委員辞令交付式	庁議室
18	10月4日	来訪 那覇地方法務局 戸籍課長ほか	応接室
		来訪 沖縄ジョン万次郎会 会長ほか	応接室
		来訪 有限会社エースプラン 代表取締役ほか	応接室
		来訪 オフィスビジネス協会 会長ほか	応接室
		来訪 ゆたか小学校 女子ミニバスケットボール部 県大会優勝報告	応接室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
19	10月5日	秋の一日合同相談所 開所式	3階第3会議室
		第2回豊見城市総合計画等審議会 委嘱状交付式	3階第1会議室
		来訪 2023ミス・アース・ジャパン 日本代表 大城 きらり様	応接室
		令和5年度九州地方治水大会(沖縄大会)における「国 と首長との意見交換会」	パシフィックホテル沖 縄
		来訪 日本財団職親プロジェクト 事務局ほか	応接室
20	10月6日	Spirit of BUDO	沖縄空手会館
		来訪 大和ハウス工業株式会社 沖縄支店沖縄マン ション営業所 所長ほか	応接室
21	10月7日	第21回豊見城市長杯少年サッカー大会 開会式	市陸上競技場
		エコシティとはしな自治会 秋祭り	自治会集会所内広場
22	10月10日	適正飲酒推進優良事業者認定証交付式および令和5年 全国地域安全運動開始式	豊見城警察署
23	10月11日	南部広域市町村圏事務組合 第1回理事会	自治会館
		来訪 根差部ベースサイン 九州大会準優勝報告	応接室
24	10月12日	南部市町村会 定例総会	自治会館
		一般財団法人南部振興会 市町村長協議会	自治会館
		南部地区農業用プラスチックリサイクルセンター運営 協議会からの要請に関する説明会	自治会館
25	10月13日	朝の読み聞かせ(ガーナー森とシーサーのお話) 長嶺 小学校6年生	長嶺小学校
		来訪 女性の翼	応接室
		来訪 一般社団法人おきなわアスク 代表ほか	応接室
		来訪 東急株式会社 代表取締役社長ほか	応接室
		来訪 Zip Infrastructure株式会社	応接室
26	10月14日	第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会選手結団式	1階市民交流スペース
		第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会	沖縄市陸上競技場
		与根漁港鮮魚直売会	与根漁港 与根地区観 光交流施設ゆにま〜る
27	10月15日	沖縄県立豊見城高等学校 第18回体育祭	豊見城高等学校運動場

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
28	10月16日	豊見城市アンバサダー委嘱状交付式	応接室
		南部広域行政組合理事会	南部総合福祉センター
		南部広域行政組合 第2回環境衛生関係市町村理事協 議会	南部総合福祉センター
29	10月17日	メンタルヘルス オンライン研修	庁議室
30	10月18日	第133回九州市長会 熊本県へ出張(10/19まで)	熊本県
31	10月20日	株式会社東洋ハウジングからこども未来基金へ寄付金 贈呈	応接室
		来訪 市職員労働組合執行委員長ほか	応接室
		来訪 豊崎小学校男子ミニバスケットボールクラブ 大会優勝報告	応接室
32	10月21日	屋田善一様、チヨ様 米寿祝い	サザンビーチホテル& リゾート沖縄
33	10月23日	来訪 株式会社ハヤシ 沖縄支店 課長	応接室
		内閣府エイジレス章市長伝達式	応接室
		第3回豊見城市総合計画等審議会	5階多目的室
		第2回豊見城市行政改革推進審議会	4階第2会議室
34	10月24日	豊見城市総合計画等審議会	応接室
		豊見城市上下水道事業審議会	応接室
		来訪 株式会社D&Dホールディングス 代表取締役 社長ほか	応接室
35	10月25日	空手の日奉納演武	沖縄空手会館
36	10月26日	来訪 「輝け豊見城音頭」制作者ほか	応接室
		来訪 株式会社ジーセットメディカル 代表取締役専 務ほか	応接室
37	10月27日	来訪 北斗会(国頭村郷友会連合体)会長ほか	応接室
38	10月28日	海上自衛隊第5航空群 創立51周年記念式典・記念行 事	海上自衛隊那覇航空基 地
		第16回沖縄ジョン万次郎会講演会	中央公民館
		海上自衛隊第5航空群 創立51周年記念祝賀会	パシフィックホテル沖 縄

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
39	10月30日	F Mとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		来訪 有限会社伊世開発 代表取締役ほか	応接室
		来訪 株式会社丸憲 代表取締役ほか	応接室
40	10月31日	来訪 特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク 専務理事ほか	応接室
		来訪 A B B i T株式会社	応接室
		来訪 公益財団法人日本道路交通情報センター	応接室
		第3回沖縄県市長会臨時総会	自治会館
		J Aおきなわ豊見城支店 共選マンゴー出荷報告会・ 懇親会	J Aおきなわマンゴー・ トマト選果場
41	11月1日	辞令交付式	市長室
		来訪 愛知県私立栄徳高等学校2年生	応接室
		来訪 サンクスラボ株式会社 代表ほか	応接室
42	11月2日	来訪 パークゴルフジャパン株式会社	応接室
		市敬老月間特別企画「がんじゅう習慣で健康と景品を ゲットしよう」景品贈呈式	1階市民交流スペース
		来訪 第一交通産業 社長	応接室
43	11月3日	県功労者表彰式典	パシフィックホテル沖 縄
44	11月4日	嘉数地区コミュニティ 秋祭り	嘉数地区コミュニティ 供用施設広場
45	11月5日	与那国郷友会 大運動会	奥武山公園
		豊見城市文化協会創立30周年記念式典	中央公民館
		第31回豊見城市文化協会総合文化祭	中央公民館
46	11月6日	来訪 公立大学法人医科薬科大学設立準備委員会 委 員長ほか	応接室
		来訪 リゾーツ琉球株式会社 代表取締役ほか	応接室
47	11月7日	来訪 公益社団法人沖縄県トラック協会 会長ほか	応接室
48	11月8日	来訪 N T T西日本 沖縄ビジネス営業部長ほか	応接室
		禄高キャリア塾（社会人講話）	小禄高等学校

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
49	11月9日	とみぐすく祭りPRラジオ出演	豊崎美らSUNビーチ
		来訪 自衛隊沖縄地方協力本部 本部長ほか	応接室
		市町村長の災害対応力強化のための研修	庁議室
50	11月10日	第26回沖縄ウッドィフェア 開会式	おきなわ工芸の杜
		来訪 姉妹都市 美郷町 副町長ほか	応接室
		来訪 姉妹都市 高千穂町 副町長ほか	応接室
		来訪 姉妹都市 土佐清水市 市長ほか	応接室
		公益財団法人沖縄県建設技術センター 創立四十周年 記念式典・祝賀会	ノボテル沖縄那覇
	姉妹都市歓迎レセプション	ポジリポ	
51	11月11日	第37回とみぐすく祭り・第8回とみぐすく産業フェスタ	豊崎海浜公園
52	11月12日	第37回とみぐすく祭り・第8回とみぐすく産業フェスタ	豊崎海浜公園
53	11月13日	創立60周年記念第60回南部地区老人クラブ大会	与那原町 上の森かな ちホール
54	11月14日	全国市長会ほか 東京都へ出張 (11/18まで)	東京都
55	11月19日	老人・女性・子ども合同レクリエーション交流会	豊見城市総合公園 (遊 戯広場)
		沖縄SV 日本フットボールリーグ第29節 (ホーム最 終戦)	沖縄市コザ運動公園陸 上競技場
56	11月20日	来訪 座安小学校区に児童公園を設置する会	応接室
		来訪 ゆたか小5年 宮城幸希(さき)様ほか	応接室
57	11月21日	年始会実行委員会	応接室
		道の駅「豊崎」簡易型授乳室および授乳チェア寄贈式	5階多目的室
		社会医療法人友愛会 友愛医療センター 第1回地域 医療支援病院運営委員会	友愛医療センター
58	11月22日	豊見城市体育協会 記念誌作成報告会	応接室
		訪問 伊良波小学校 琉球漆器で味わう給食	伊良波小学校
		来訪 東京バス株式会社 沖縄営業所 所長ほか	応接室
		来訪 沖縄ビーチスポーツフェスティバル実行委員会	応接室
59	11月23日	平安山静子様100歳長寿祝い	沖縄空手会館
60	11月24日	沖縄振興予算増額に係る県市長会要請 東京都へ出張	東京都
61	11月25日	第25回わらびんちゃあ遊愛フェスティバル	中央公民館

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
62	11月26日	陸上自衛隊第15旅団創隊13周年 那覇駐屯地創立51周年記念行事	陸上自衛隊那覇駐屯地
63	11月27日	来訪 マンション管理士会	応接室
		那覇法人会 第19回こども税金教室	市消防庁舎
		来訪 とよみ小学校6年 兼元夕姫七（ゆめな）様、5年 翁長琳様ほか	応接室
64	11月29日	FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		来訪 沖縄龍舟（りゅうしゅう）選手権大会選考会優勝報告	応接室
65	11月30日	ハッピードリームサーカス 招待チケット贈呈式	庁議室
		来訪 関西電力株式会社	応接室
		南部地区医師会 年末懇親会	沖縄ハーバービューホテル

